厚生労働省　令和３年度障害者総合福祉推進事業

児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究

報告書

一般社団法人　全国児童発達支援協議会

２０２２年３月

目次

第１章　本研究の概要 1
１．本研究の目的 1
２．本研究の構成 1
３．狙いとする事業の成果 2
４．本研究の実施体制 3
５．成果の公表計画 4
６．事業の実施状況 4
第２章　障害児通所支援における加算の現状と課題の分析 11
１．障害児通所支援のあるべき方向性 11
２．個別サポート加算（Ⅰ）及び指標の導入経緯 14
(1)　個別サポート加算（Ⅰ）の導入目的と加算の構造 14
(2)　個別サポート加算（Ⅰ）で用いられる指標について 18
①　令和３年度報酬改定で児童発達支援に導入された「指標」と「判定要件」 19
②　令和３年度報酬改定で放課後等デイサービスに導入された「指標」と「判定要件」 20
＜参考＞平成 30 年度報酬改定で放課後等デイサービスに用いられた「指標」とその「判定要件」 . 21
③　令和３年度報酬改定で導入された個別サポート加算（Ⅰ）の判定要件 22
④　個別サポート加算（Ⅰ）とその他の加算との関連 23
３．障害児支援に指標を導入することについての課題 24
(1)　障害福祉サービスへの区分（≒指標）の導入の経緯 24
①　障害者自立支援法施行に伴う「障害程度区分」の導入 24
②　障害者総合支援法施行に伴う「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更 26
③　認定調査員による調査 27
(2)　「障害支援区分」の活用目的・役割 27
(ア)　報酬単位の多寡・職員配置 27
(3)　障害児支援への区分導入の現状と課題 28
①　障害者自立支援法施行時における障害児が利用する障害福祉サービスへの区分の導入 28
②　平成 24 年改正児童福祉法施行に伴う障害児支援の立ち位置 28
③　平成 30 年度報酬改定に伴う障害児支援への区分（＝指標）の導入開始 30
④　令和 3 年度報酬改定に伴う障害児通所支援全般に指標（区分）の導入拡大 31
(4)　障害児支援における指標導入における課題と今後の方向性 32
第３章　新たな指標（案）の作成 34
１．個別サポート加算Ⅰの算定状況に関する調査 34
【調査１】全国の請求データによる実態把握 34
(1)　実施目的 34

(2)　実施方法 34
(3)　結果 34
(4)　考察 34
【調査２】行政調査 36
（１）　実施目的 36
（２）　実施方法 36
（３）　結果 37
【調査３】事業所調査 57
(1)　実施目的 57
(2)　実施方法 57
(3)　結果 58
２．あらたな「指標」の導入に向けて 74
(1)　本研究の目的＜再掲＞ 74
(2)　個別サポート加算（Ⅰ）における指標導入の課題＜再掲＞ 74
(3)　新たな「指標」（案）導入にあたっての検討事項＜第１回検討委員会から＞ 75
(4)　新たな「指標」（案）の項目に関する検討事項＜第２回検討委員会から＞ 77
第４章　指標のための新たな調査項目（案）の作成（計画書　Ｂチーム　Ｃチーム） 79
１．調査項目作成の目的 79
２．調査項目の作成 79
(1)　現行の調査内容の見直しと検討の方向性 79
①　「子どもの現状把握及び支援の質を視野に入れた視点」 79
～　子どもの現状把握（発達状況）と困りごとを的確に捉えることができる調査項目作り　～ 79
②　「行政及び財政における理解への配慮という視点」 80
～行政の理解を示しやすい調査項目作り～ 80
(2)　指標調査項目（案）の作成の手続き 80
３．指標調査の項目案作成の過程における気づき 118
４．　考察 120
第５章　新たな指標（案）の試行 121
１．妥当性の検証を含む試行調査 121
【調査４】事業所調査 121
(1)　実施目的 121
(2)　実施方法 121
(3)　結果 121
(4)　考察 140
【調査５】行政調査 142
(1)　実施目的 142

(2)　実施方法 142
(3)　結果 142
(4)　考察 144
第６章　まとめ（総合考察及び提言） 145
１．運用実態に関して 145
（１）　運用実態とこれまでの経緯 145
（２）　指標の導入と運用に関する課題 148
２．新たな指標（案）に関して 148
（１）　新たな指標（案）作成の方向性 149
（２）　新たな指標（案）導入に向けた課題 151
（３）　新たな指標の検討に当たって留意すべき事項 152
３．おわりに 154
担当者名簿 156
資　料 157
調査２　調査項目 157
調査３　調査項目 165

第１章　本研究の概要

１．本研究の目的

児童発達支援・放課後等デイサービスに用いられている加算の該当を判定する指標については、利用されている家族にとっては心理的に影響力を強く与えるものであり、かつ事業所にとっては加算と連動するなど運営に関わる重大なものである。しかしながら、その導入について、残念ながらこれまで十分な準備検討がされていたとは言い難いと考えられる。その結果、現状では成人分野で使用されていたものや、別の目的で使用されていたものを援用する形での導入が図られ、児童の実態を表すものとしては必ずしも十分ではないと関係者の多くは感じているのではないだろうか。

児童発達支援・放課後等デイサービスは、本来利用する家族はもちろんであるが、児童本人が最善の利益を受けることができるための支援であるべきである。その視点に立つと、この指標は従来の発想より、もう少し子どもの視点すなわち子ども自身の育ち、育ての困り感を中心にしての子どもの現状を多角的、発達的かつ実態的にとらえつつ、生活上における支援の要点が把握し易い指標であるべきであると考える。

また、その判断は手続き上行政に委ねられているが、本来行政・利用者・事業所の三者が共通理解のもとに受け止めるものでもあるべきであろう。

そのためには、今までの反省と現状を鑑みて、児童発達支援・放課後等デイサービスの支援提供に携わる現場の意見も取り込んでの、インクルーシブな子どもの生活上での困り感を、より反映させた指標を作成することが必要である。

また、実際に指標を適用する際には、多彩な背景を持った行政職員がその任にあたることが想定されることから、判断がし易いような指標と用語の選定、マニュアルの準備も進める必要があるだろう。

これらの実現のためには、現在使用されている指標にとらわれることなく、本来一人ひとりの子どもが子どもらしく安全と安心のうちに健やかに育つ上で必要なことは何かという視点に立ち、領域の選考と項目立案を行う。また、その指標を実際に試行してみてのフィードバックも得ながらブラッシュアップを図り、関係者が分かり易い、使い易い、共感と納得がし易い新指標（案）の完成を目指す。

２．本研究の構成

１）様々な困り感の中にある子どもを取り巻く各分野の有識者により検討委員会（A チーム）を構成し、調査内容を検討、調査の実施・取りまとめを行う。

２）ワーキングチームを３つ設け、チーム別に検討を進める。ただし、相互の有機的な連携を促すため、各チームのリーダーやメンバーが他チームの会議に参加することも意図的に計画していく。

３）領域策定（B）チーム：児童の支援として重要な理念として確認できたことを受けて、項目として用意すべき領域を策定する。また具体的項目案が出来上がってきた際に、理念や試行結果に照らしての整理と調整を行う。

４）項目検討（C）チーム：B チームが策定した領域ごとの具体的項目案を作成する。作成にあたって、事業所の代表の方にヒアリングを行いつつ検討する。

５）調査分析(D)チーム：調査と分析を担当する。まず、現行指標の使用実態について、オンラインを活用した調査を行い、分析を行う。後半には BC チームで策定した項目について、実事業所での試行を調査する。また、行政にも調査を依頼する。

なお、検討委員会を含めて、大部分の会議をオンラインでの開催を計画する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を回避できるようにしつつ、経費削減も目指し、その分検討会を数多く実施する。

３．狙いとする事業の成果

１）現行の指標の使用実態を把握することによって、現行指標の課題点について把握し、新たな指標検討に反映させることができる新指標（案）を作成する。

２）現行指標の反省及び、種々の理念、有識者の意見等を踏まえた、多角的かつ発達的にとらえつつ、生活における支援の要点が把握できる形での項目の整理ができ、今後の支援業務に寄与する。

３）行政での判定に統一性ができ、判定結果の地域差を少なくする事ができる。

４．本研究の実施体制

事業の全体のとりまとめ

会長：加藤　正仁

検討委員（外部委員）
藤崎　春代
西牧　謙吾
相澤　仁

事業担当者（厚労省との連絡担当者）

副会長：岸　良至

検討委員会(A)チーム

会長：加藤正仁　副会長：米山明
副会長：北川聡子　理事：光真坊浩史

担当する事業の内容
・研究全体の企画・調整
・研究全体の進行管理、とりまとめ
・検討委員会の開催

事業担当者：領域策定(B)チーム

理事：松本　知子

理事：松本知子　理事：北山真次
監事：加藤淳

担当する事業の内容
・指標（案）作成にあたっての領域の検討
・理念やガイドライン等との整合

事業担当者：項目検討（C）チーム

理事：菊地　健弥

理事：菊池健弥　理事：廣岡輝恵
理事：金沢京子　理事：佐々木明美
理事：西尾寿士　理事：水流かお

担当する事業の内容
・指標（案）の作成（具体的項目の検討）

事業担当者：調査分析（D）チーム

理事：小田　知宏

理事：前岡幸憲　監事：内山勉
外部：奥山純一　外部：土方希
外部：尾西洋平

担当する事業の内容
・現行指標の実態調査【調査２・３】
・指標（案）の試行調査【調査４】
・指標（案）に関する行政調査【調査５】

事業にかかる経理担当者

事務局長：酒井　康年

担当する業務の内容
・事業に係る領収書の整理、経理
・実施にあたっての諸事務処理
・事業実績報告書の発送

５．成果の公表計画

１）当協議会が主催する研修会で報告し周知する。

２）団体 HP や厚生労働省 HP を通じて積極的に周知する。

３）研究成果を公表するとともに、当協議会の定める公報等で公表する

６．事業の実施状況

１）検討委員会

【第１回】日　時：令和３年6月27日　（リモートにて）

出席者：（検討委員）西牧謙吾、藤崎春代、相澤仁
加藤正仁、岸良至、北川聡子、米山明、光真坊浩史
（事業担当リーダー）松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題：指標作成の方向性について

【第２回】日　時：令和３年11月14日　（リモートにて）

出席者：（検討委員）西牧謙吾、藤崎春代、相澤仁
加藤正仁、岸良至、北川聡子、米山明、光真坊浩史
（事業担当リーダー）松本知子、小田知宏、菊池健弥
（D チーム:調査担当）前岡幸憲、尾西洋平、奥山純一

議　題：研究の進捗状況について

【第３回】日　時：令和３年2月20日　（リモートにて）

出席者：（検討委員）西牧謙吾、藤崎春代、相澤仁
加藤正仁、岸良至、北川聡子、米山明、光真坊浩史
（事業担当リーダー）松本知子、小田知宏、菊池健弥
（C チーム:指標担当）廣岡輝恵、西尾寿士
（D チーム:調査担当）前岡幸憲、尾西洋平、奥山純一

議　題：　研究のまとめ方について

２）　チームリーダー会議

【第１回】

日　時：令和３年８月１８日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題：調査研究の方向性確認

【第２回】

日　時：令和３年８月２２日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題：指標判定項目の確定

【第３回】

日　時：令和３年９月２４日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題：指標項目と今後の調査の確認

【第４回】

日　時：令和３年１０月３１日　（リモートにて）

出席者：加藤正仁、岸良至、北川聡子、米山明、光真坊浩史、
松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題： 中間報告について

【第５回】

日　時：令和４年１月９日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題： 進捗報告、ヒアリング、事前・事後調査、報告書について

【第６回】

日　時：令和４年１月２３日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、小田知宏、菊池健弥、尾西洋平

議　題： 進捗報告、ヒアリング、事前・事後調査、報告書について

【第７回】

日　時：令和４年２月２６、２７日　（対面にて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、小田知宏、菊池健弥

議　題：各チームの進捗確認、事前調査データ分析、事後調査集約

【第８回】

日　時：令和４年３月２０、２１日　（対面にて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、菊池健弥

議　題： 報告書素案作成

３）　Ｂチーム会議

【第１回】

日　時：令和３年７月４日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、菊池健弥、加藤淳、北山真次

議　題：チームの役割と方向性について

【第２回】

日　時：令和３年７月１８日　（リモートにて）

出席者：加藤正仁、岸良至、光真坊浩史、松本知子、加藤淳、北山真次

議　題：進捗状況について

【第３回】

日　時：令和３年１１月２１日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、菊池健弥、加藤淳、北山真次

議　題：進捗報告、検討事項について

【第４回】

日　時：令和３年１２月１８日　（リモートにて）

出席者：松本知子、加藤淳、北山真次

議　題：Ｃチーム作成項目から自治体向け項目の検討・抽出について

４）Ｃチーム会議

【第１回】議　題：指標判定項目抽出

旭川Ｇ

日　時：令和３年８月１３日　（対面及びリモートにて）

出席者：廣岡輝恵、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行

函館Ｇ

日　時：８月７日　（対面にて）

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子

青森Ｇ

日　時：８月５日　（対面にて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、高橋恵美子、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：８月１２日　（対面にて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：８月１２日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：８月１５日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳

【第２回】議　題：各グループ割り当て項目に対しての設問及び選択肢作成

旭川Ｇ

日　時：令和３年９月１０日　（対面及びリモートにて）

出席者：廣岡輝恵、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行

函館Ｇ

日　時：９月４日　（対面にて）

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子、楢原永津子

青森Ｇ

日　時：９月２７日　（対面にて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：９月１０日　（対面及びリモートにて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：９月２日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：９月１２日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳、田中広訓

【第３回】議　題：各グループ割り当て項目に対しての設問及び選択肢作成

旭川Ｇ

日　時：令和３年９月１６日　（対面及びリモートにて）

出席者：廣岡輝恵、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行

函館Ｇ

日　時：９月１１日　（対面及びリモートにて）

場　所：対面

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子、楢原永津子

青森Ｇ

日　時：９月２９日　（対面にて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、高橋恵美子、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：９月１７日　（対面及びリモートにて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：９月９日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：９月２０日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳、田中広訓

【第４回】議　題：各グループ割り当て項目に対しての設問及び選択肢作成

旭川Ｇ

日　時：令和３年９月２１日　（対面及びリモートにて）

出席者：廣岡輝恵、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行

函館Ｇ

日　時：９月２５日　（対面にて）

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子、楢原永津子

青森Ｇ

日　時：１０月８日　（対面にて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、高橋恵美子、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：９月２８日　（対面にて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：９月１６日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：９月２６日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳、田中広訓

【第５回】議　題：第２～３回目会議で設定された設問及び選択肢に対しての解釈作成

旭川Ｇ

日　時：令和３年１０月４日　（対面及びリモートにて）

出席者：廣岡輝恵、柴田一彦、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行、猪瀬幸江、森悠亮

函館Ｇ

日　時：１０月２日　（対面にて）

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子、楢原永津子

青森Ｇ

日　時：１０月１８日　（対面及びリモートにて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、高橋恵美子、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：１０月８日　（対面にて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：１０月７日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：１０月３日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳、田中広訓

【第６回】議　題：第２～３回目会議で設定された設問及び選択肢に対しての解釈作成

旭川Ｇ

日　時：令和３年１０月２２日　（対面にて）

出席者：廣岡輝恵、柴田一彦、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行、猪瀬幸江、森悠亮

函館Ｇ

日　時：１０月９日　（対面にて）

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子、楢原永津子

青森Ｇ

日　時：１０月２２日　（対面及びリモートにて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、高橋恵美子、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：１０月１５日　（対面にて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：１０月１４日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：１０月１６日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳、田中広訓

【第７回】議　題：第２～３回目会議で設定された設問及び選択肢に対しての解釈作成

旭川Ｇ

日　時：令和３年１０月２７日　（対面及びリモートにて）

出席者：廣岡輝恵、柴田一彦、加藤幸代、高木陽出、瀬野尾信行、猪瀬幸江、森悠亮

函館Ｇ

日　時：１０月１６日　（対面にて）

出席者：金沢京子、北山瑞枝、能登美奈、佐藤ゆか、松浦恭子、檜原永津子

青森Ｇ

日　時：１０月２５日　（対面及びリモートにて）

出席者：菊池健弥、平川大輔、三浦睦智美、高橋恵美子、斎藤祐樹、中井裕貴

秋田Ｇ

日　時：１０月２９日　（対面にて）

出席者：佐々木明美、八代美代子、八代雄市、川村信、福田智英、鈴木美恵子

大阪Ｇ

日　時：１０月２１日　（リモートにて）

出席者：西尾寿士、向井裕子、西野紀子、熊谷友妃子、牧田祐作、西村純子

鹿児島Ｇ

日　時：１０月２４日　（対面にて）

出席者：水流かおる、鈴東佳子、山本秀樹、西迫和子、濱田絵理佳、田中広訓

５）　Ｃ、Ｄチーム合同会議

日　時：令和３年７月２５日　（リモートにて）

出席者：菊池健弥、小田知宏、北山真次、金沢京子、佐々木明美、水流かおる、廣岡輝恵、前岡幸憲、土方希、尾西洋平、内山勉、岸良至、光真坊浩史、松本知子

議　題：指標作成担当チームと調査担当チームの今後の活動について

６）Ｄチーム（調査担当）会議

【第１回】

日　時：令和３年７月７日　（リモートにて）

出席者：岸良至、光真坊浩史、松本知子、菊池健弥、小田知宏、前岡幸憲、土方希、尾西洋平、奥山純一

【第２回】

日　時：令和３年７月１２日　（リモートにて）

出席者：岸良至、松本知子、菊池健弥、小田知宏、前岡幸憲、土方希、尾西洋平

【第３回】

日　時：令和４年１月９日　（リモートにて）

出席者：前岡幸憲、尾西洋平、内山勉

７）中間報告会

日　時：令和３年１０月３１日　（対面及びリモートにて）

出席者：（内部検討委員）加藤正仁、岸良至、北川聡子、米山明、光真坊浩史

（各リーダー）松本知子、小田知宏、菊池健弥

（事業担当者）北山真次、金沢京子、佐々木明美、水流かおる、廣岡輝恵、西尾寿士、前岡幸憲、土方希、尾西洋平

議　題：中間報告について

８）調査集計ならびに分析作業

【第１回】

日　時：令和３年７月２４日　（リモートにて）

出席者：小田知宏、尾西洋平

【第２回～第１６回】

日　時：令和３年９月５日～令和４年１月２３日

実施者：尾西洋平

第２章　障害児通所支援における加算の現状と課題の分析

１．障害児通所支援のあるべき方向性

社会福祉基礎構造改革により措置制度から利用契約制度への大転換が図られ、平成 12 年度の介護保険法施行を皮切りに、障害福祉領域においても平成 15 年度から支援費制度が開始され、利用契約制度が導入された。その後、平成 18 年度に障害福祉サービス法としての「障害者自立支援法」が施行された。障害者自立支援法は、障害程度区分の導入や 1 割負担など、介護保険を焼き移した法律であり、障害当事者からも批判が殺到していた。また、当初の議論では、児童福祉法に規定されていた障害児支援も障害者自立支援法への統合も視野に入れられていたため、障害者自立支援法施行時には障害児に対する居宅介護や短期入所、児童デイサービスが他の支援事業に先行して、児童福祉法から自立支援法に移行された。障害児支援については、このような流れを汲みつつも、十分な議論がされていなかったことから、平成 20 年に「障害児支援の見直しに関する検討会」が厚生労働省内に設置され、「障害児は「小さな障害者」ではなく、「子ども」である」という理念が確認され、障害児通所支援や入所支援といった障害児固有の支援については、児童福祉法に留まることになった。ちなみに、平成 18 年度に自立支援法に移管された児童デイサービスであるが、平成 24 年の改正児童福祉法の施行に合わせ児童固有の事業として児童福祉法に戻されることになった。

このように障害のある大人の施策と袂を分かつことになった障害児支援だが、結局は障害福祉サービスと同様に利用契約制度に全面移行され（虐待等の家庭機能は不全な場合は措置も可能）、障害受容のできていない保護者が利用契約で障害児支援を受けるのはハードルが高く、当時は拙速だという批判も多かった。ただ、障害者自立支援法で導入された「障害程度区分」は障害児支援に導入されなかった。これは、介護保険の「要介護認定」を下敷きにして作成されたものであるが、これは正常発達した大人が高齢になり徐々に機能が低下していく状況を可視化したものであること、「障害程度区分」も発達期以降の障害程度が固定化された成人以降の状態を示したものであることから、発達・成長段階にある障害児に適用すること自体がナンセンスであった。これらのことは、障害児支援に利用契約制度は導入するものの、障害のある大人施策に対する大きな抵抗と見て取れる。事実、児童福祉法においては、「サービス」（障害者自立支援法（現障害者総合支援法）では「障害福祉サービス」）という文言は全く使用されておらず（「放課後等デイサービス」は事業名として「児童デイサービス」から継承された）、「支援」で統一されていることからも、児童福祉法の基本理念を反映されたものであったと言える。また、障害児支援は「障害児通所支援」「障害児入所支援」「障害児相談支援」といった大きな区分としては「障害児」という名称が用いられているが、特に通所支援においては「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」などのように一つひとつの事業名には「障害児」という文言は使用されていない。この点においても、障害や疾病が確定していない早期の気になる段階から支援を利用しやすいよう配慮されたものであり、障害児支援が「障害」に対する支援なのではなく、発達を支援するものであること、他の放課後児童健全育成事業と同等の事業であること、保育所や幼稚園・学校と連携して支援するものであることを事業名で言い表している。障害児支援に「区分」が導入されなかった理由も、障害児支援が「障害」へのアプローチではないこと、「介護」を中心としたアプローチでないことからも明確である。

このような激流に飲まれながらも、障害児支援は児童福祉法の中で障害のない子どもと同等に

包み込まれることになったが（インクルージョン)、平成 24 年の改正児童福祉法施行以降、上記の思惑が障害児やその家族のニーズにマッチし、介護保険や障害福祉サービスを遥かに上回る伸び率で障害児支援の利用者数は急増した。これは、これまで障害児に対する基盤が整っていなかったことを示しているにほかならないが、利用者数増加に伴う国や地方自治体の経費負担も急増し、財務省をはじめ各自治体から障害児支援の給付抑制が堂々と語られ始めた（報酬改定検討チーム)。収支差率の高さや、DVD を見せているだけ、手のかからない子どもたちを集めて預かっているだけといった支援の質の低い事業所の参入が相次いで明るみになったことも給付抑制議論を後押しすることとなった。残念ながらそこには、障害児本人やその家族は不在であり、障害児支援が何のために存在するのかの大前提、基本的理念が欠落した議論となっているのは悲しいことである。給付費抑制は障害児の育成や保護者のニーズとの相対の中で議論されるべきものであり、支援の質は給付費抑制とは別に議論されるべきものである。

障害児支援の大改革が行われた平成 24 年の改正児童福祉法施行後 3 年を目途に開催された「障害児支援の在り方に関する検討会」以降は、支援の質の問題が常に議論されている。結果として、平成 27 年の「放課後等デイサービスガイドライン」及び平成 30 年の「児童発達支援ガイドライン」の策定に繋がった。「放課後等デイサービスガイドライン」は、障害児支援の質を規定する最初の指針だが、告示である「保育所保育指針」とは格付けが異なっており、助言・指導レベルで位置づけが貧弱である。しかし、平成 30 年度障害者総合福祉推進事業で CDS-Japan が国の採択を受けて実施した「放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握の為の調査研究」では、65.2%（3,442 件中 2,243）の事業所が「放課後等デイサービスガイドラインの活用によって支援内容に変化があった」と回答しており、質の向上には一定の効果があったことが示されている。その後策定された「児童発達支援ガイドライン」は、保育所保育指針や幼稚園教育要領なども参考にして、一般子ども施策の方向性を意識した上で、障害のある子どもの発達領域を５つに分け、子ども本人への支援及び家族支援、地域と連携支援、子ども一般施策への移行支援といった「支援」を重視した内容になっている。児童発達支援計画（個別支援計画）との連動性についても書かれており、インクルージョンの視点や障害や特性への個別配慮（合理的配慮）が明確に打ち出されており、今後、「放課後等デイサービスガイドライン」も発達支援の領域の明示や、思春期特有の課題など年齢ごとの状態像に応じた支援内容といった観点で改定される方向性が示されており（「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」令和 3 年 10 月)、支援の質の向上が今後ギアを上げて進められる予定である。

先出の検討会報告書では、これまで障害児支援分野でタブー視されてきた「指標」の導入についても、給付決定と関連付けて踏み込んで書き込まれている。子ども本人やその家族の困り感に寄り添ったものとならなければ、「指標」（区分）導入は子どもやその家族を傷つけるだけのものになり、質を向上させたいという国の思惑とは逆行してしまう危険性もはらんでおり、慎重に議論が進められる必要がある。「指標」導入にあたっては、これまで述べたように障害児支援が何を目的に、どのようなことを願ったものであるかを丁寧に踏まえる必要があり、これ無くしては「指標」の議論に入ることはできないと言っても過言ではない。

以下、厚生労働省で開催された検討委員会での議論のポイントを概観する。

（１）「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（平成 20 年 6 月）

◎　見直しのための基本的視点

・　子どもの将来の自立に向けた発達支援
・　子どものライフステージに応じた一貫した支援
・　家族を含めたトータルな支援
・　できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

◎　ポイント

・　発達支援の明確化（本人支援、家族支援、地域支援）
・　障害児支援の地域化（支給決定を市町村に一元化、支援体系の一元化）

（２）「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成 26 年 7 月）

「今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」の取りまとめについて

◎　基本的理念

・　地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
・　障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
・　障害児本人の最善の利益の保障
・　家族支援の重視

◎　ポイント

・　障害者権利条約に則った権利擁護と主体性の尊重（インクルージョンの推進と合理的配慮）
・　縦横連携の強調
・　支援の質の向上とガイドラインの作成

（３）「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ― すべての子どもの豊かな未来を目指して ―」（令和 3 年 10 月）

◎　基本的理念

・　平成 26 年 7 月の検討会報告書に掲げられた 4 つの基本理念を踏襲
・　地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
・　障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
・　障害児本人の最善の利益の保障
・　家族支援の重視

◎　ポイント

・　障害児通所支援の質の向上
・　児童発達支援センターを核とした地域支援力の向上
・　支援内容の類型化　⇒（仮）総合支援型　　＜基本型＞
　　（仮）特定プログラム特化型　＜総合的な視点で＞
・　放課後等デイサービスガイドラインの見直し
・　新たな「指標」の導入の検討

２．個別サポート加算（Ⅰ）及び指標の導入経緯

本研究の目標を達成するためには、①個別サポート加算（Ⅰ）の創設目的とその経緯及び②個別サポート加算（Ⅰ）の適用条件となっている指標の導入経緯について明らかにする必要がある。

(1) 個別サポート加算（Ⅰ）の導入目的と加算の構造

個別サポート加算（Ⅰ）は、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定で創設された。厚生労働省（令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容：令和３年２月４日資料）では、以下の通り説明されている。

【児童発達支援センター】

> 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。
>
> ① 個別サポート加算（Ⅰ）：ケアニーズの高い児童（著しく重度及び行動上の課題のある児童）への支援を評価
>
> ② 個別サポート加算（Ⅱ）：虐待等の要保護児童等への支援について評価
>
> ③ 専門的支援加算　　：専門的支援を必要とする児童のため専門職(※)の配置を評価
>
> （※）理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員、５年以上の実務経験者等

【児童発達支援事業所（センター以外）】

> 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員加配加算Ⅱ」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。
>
> ① 個別サポート加算（Ⅰ）：ケアニーズの高い児童（著しく重度及び行動上の課題のある児童）への支援を評価
>
> ② 個別サポート加算（Ⅱ）：虐待等の要保護児童等への支援について評価
>
> ③ 専門的支援加算　　：専門的支援を必要とする児童のため専門職(※)の配置を評価
>
> （※）理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員、５年以上の実務経験者等

【放課後等デイサービス】

放課後等デイサービスについて、現行の事業所を２区分に分けて報酬設定する方法(※1)を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

① 個別サポート加算（Ⅰ）：ケアニーズの高い児童（著しく重度及び行動上の課題のある児童）への支援を評価

② 個別サポート加算（Ⅱ）：虐待等の要保護児童等への支援について評価

③ 専門的支援加算　　：専門的支援を必要とする児童のため専門職(※)の配置を評価

（※1）現行は、一定の指標に該当する障害児の数が５割以上である場合を「区分１」、５割未満を「区分２」として基本報酬を２段階に設定

（※2）理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員、５年以上の実務経験者等

いずれも、個別サポート加算（Ⅰ）の設置目的は、「より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう」にすることであり、対象は「ケアニーズの高い児童（著しく重度及び行動上の課題のある児童)」であり、それらの子ども一人ひとりに対して行われる「支援を評価」する立て付けとなっている。

また、加算の単価についても、一律一人あたり１回「100 単位」となっており、事業類型による個別サポート加算（Ⅰ）の内容に差があるという説明はされておらず、基本的には同一の目的を持ち、同一の視点で評価されるものであり、児童発達支援及び放課後等デイサービス間で差異はないものと理解される。

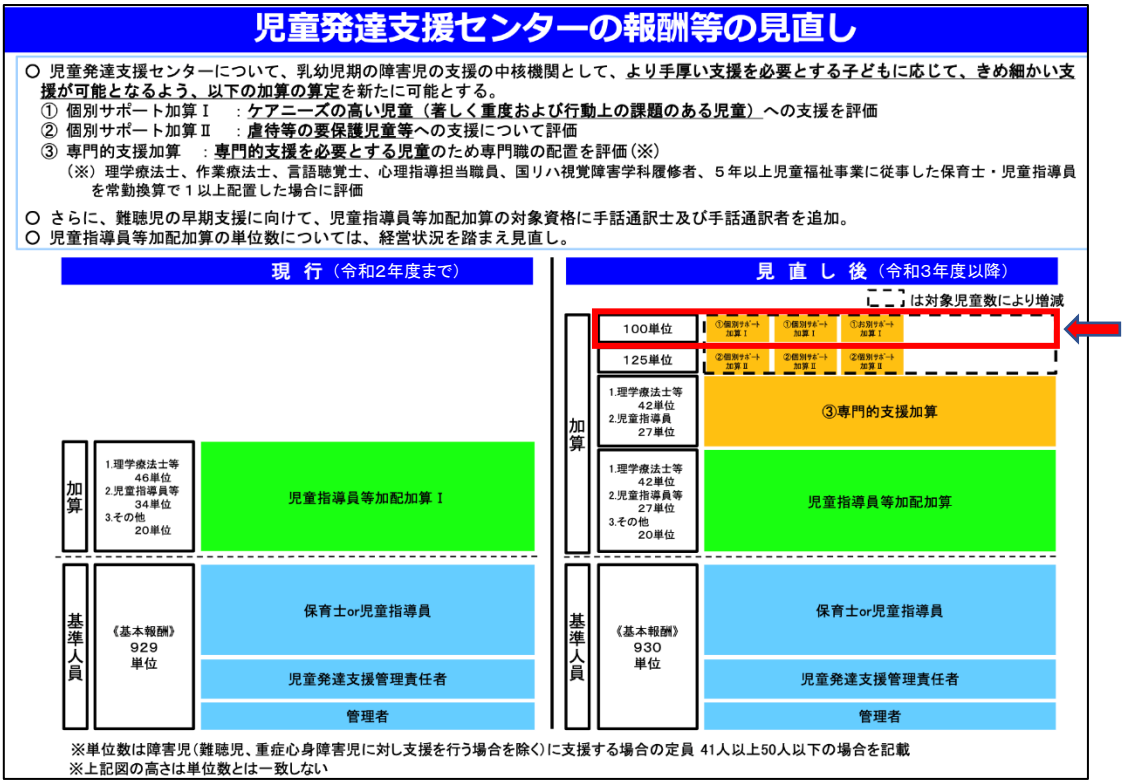

児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、**より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算**に組み替える。

① 個別サポート加算Ⅰ　：**ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）**への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ　：**虐待等の要保護児童等**への支援について評価

③ 専門的支援加算　：**専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、５年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で１以上配置した場合に評価

○ また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。

○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

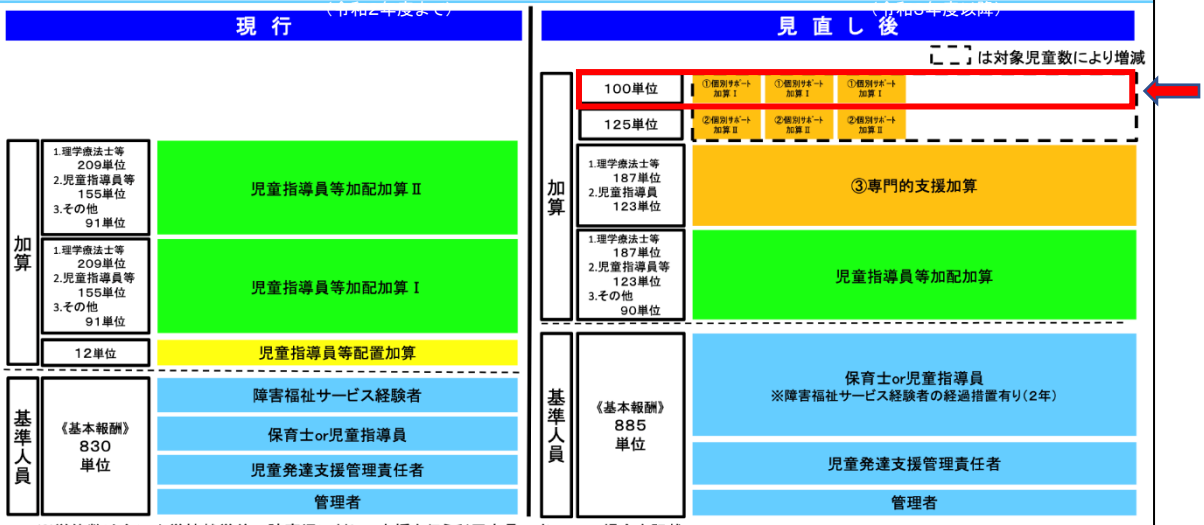

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

○ 放課後等デイサービスについて、現行の事業所を２区分に分けて報酬設定する方法（※１）を改め、**より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定**。

① 個別サポート加算Ⅰ　：**ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）**への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ　：**虐待等の要保護児童等**への支援について評価

③ 専門的支援加算　：**専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価（※２）

（※１）現行は、一定の指標に該当する障害児の数が５割以上である場合を「区分１」、５割未満を「区分２」として、基本報酬を２段階に設定

（※２）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で１以上配置した場合に評価

○ また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

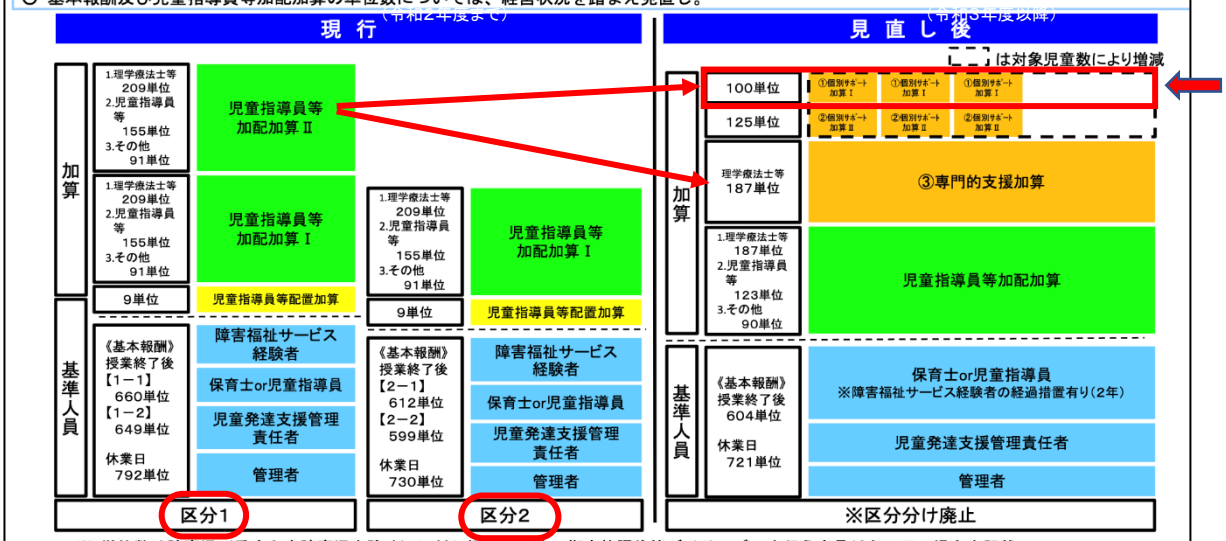

※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

出典：厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和3年2月4日資料)に研究実施者が加筆

注）上記資料の左部分の「現行」は平成 30 年度～平成 2 年度まで、右部分の「見直し後」が令和 3 年度以降を表す。

ただ、上記資料の説明からも分かるように、児童発達支援において「個別サポート加算（Ⅰ）」は新設であるが、放課後等デイサービスにおいては平成 30 年度報酬改定で導入された「児童指導員等加配加算Ⅱ」を変更したものであることが読み取れる。具体的には、指標に該当する児童が事業所内に 50%以上いる場合には、利用する全ての児童に「児童指導員等加配加算Ⅱ」を算定することで職員を加配できたが、令和 3 年度からはすべての事業所に専門的職員を配置することを可能とする一方で、「指標該当児」（＝ケアニーズの高い児童（著しく重度及び行動上の課題のある児童））を個別に評価することで、令和 3 年度報酬改定で放課後等デイサービスの基本単価や職員加配加算の単価が引き下げられた部分を補填する目的があったと解される。

なお、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究報告書」では、放課後等デイサービス事業所で報酬「区分１」だったのは 22.8%であり、そもそも「児童指導員等加配加算Ⅱ」を算定しにくかった実態が分かっている。もともと厚生労働省の狙いは、平成 30 年度報酬改定検討時に厚生労働省が提出した資料を見ると、放課後等デイサービス事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合が 50%未満のところが 46.4%だったことから、ケアニーズの高い児童を受け入れている事業所にもう 1 名分の職員を加配できるようにする、つまりインセンティブを働かせる目的であったことが読み取れるが、蓋を開けてみると、実際には 20%強の事業所でしか算定されておらず、厚労省の当初の目論見は外れてしまったと言わざるを得ない。

放課後等デイサービスにおいては、このような経過があるにも関わらず、十分な検証がされないまま指標の内容や判定基準の大幅な見直しもされなかったことから、令和 3 年度に創設された（放デイにおいては、形を変えて継承された）「個別サポート加算（Ⅰ）」においても、放課後等デイサービスで加算対象とされる利用児数及び算定率は低いままである可能性が大きい。

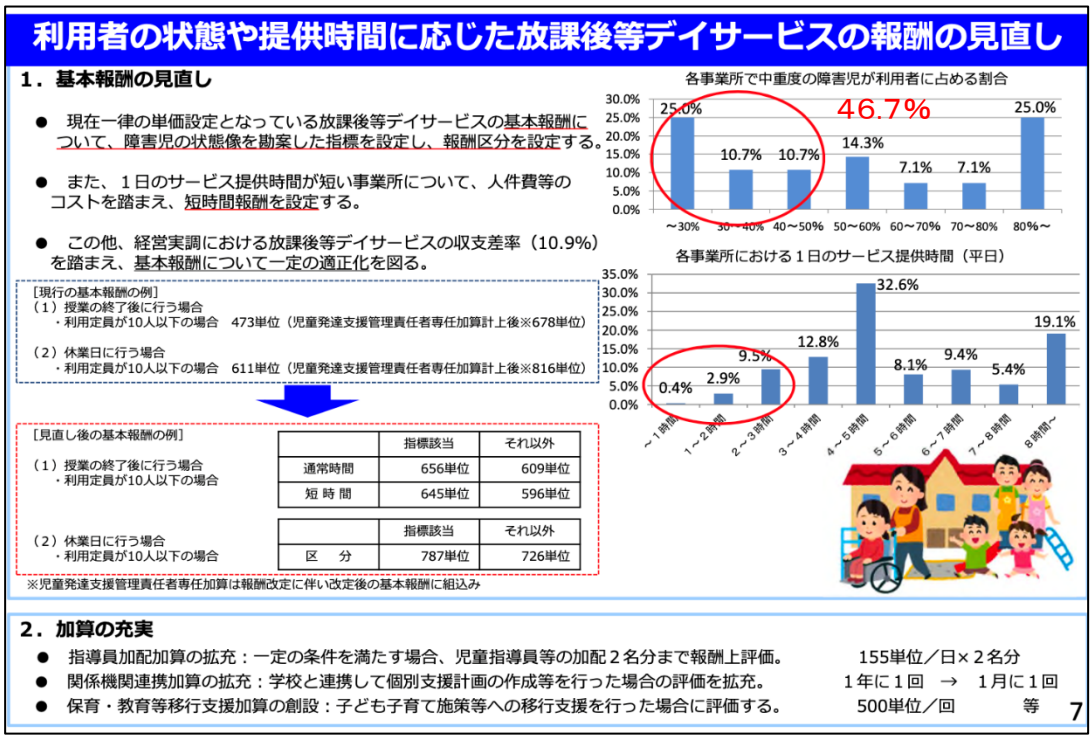

出典：厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 16 回（R2.10.5）資料に研究実施者が加筆

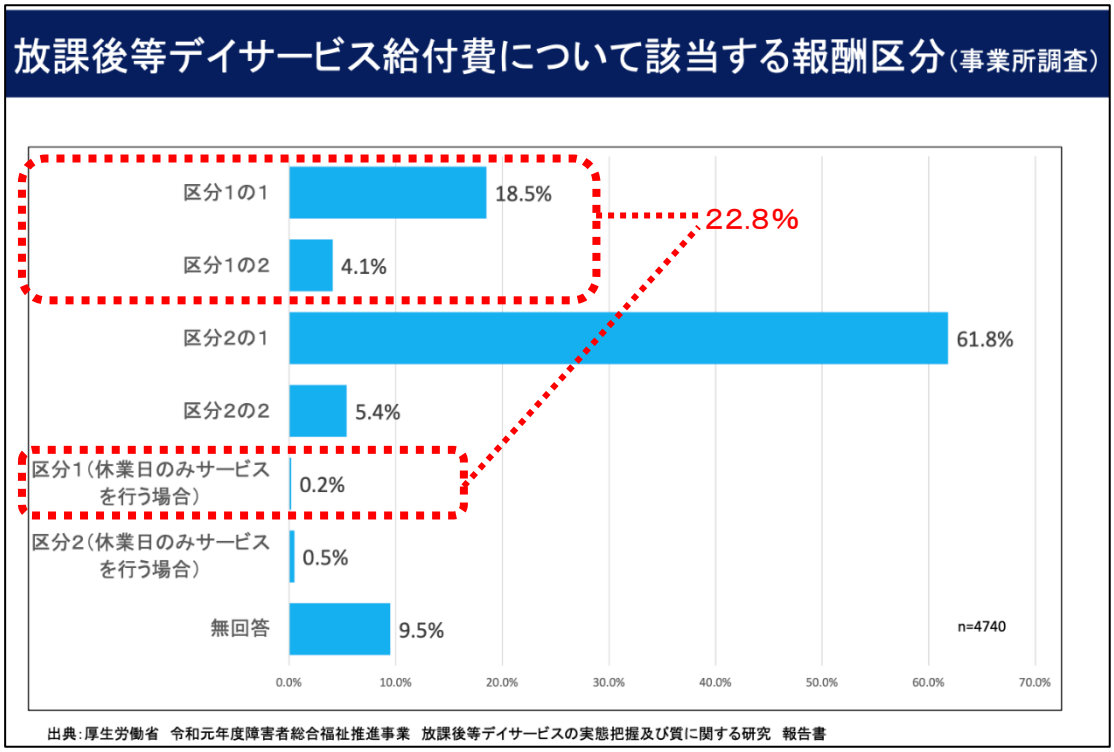

出典：厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 16 回（R2.10.5）資料に研究実施者が加筆

(2)　個別サポート加算（Ⅰ）で用いられる指標について

これまで個別サポート加算（Ⅰ）の概要について見てきたが、ここでは加算の判定に用いられる「指標」について見てみる。児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）において個別サポート加算（Ⅰ）認定の際に用いられる指標は「乳幼児等サポート調査」であり、放課後等デイサービスにおいて用いられる指標は「就学児サポート調査」であり、その項目には違いがある。加えて、判定基準が異なっているため、児童発達支援と放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の算定率は異なることが想定される。実際、後述の【調査１】及び【調査３】の結果から、児童発達支援と放課後等デイサービスでは算定率が大きく異なっていることが明らかになっている。具体的には、【調査１】によると、算定率は児童発達支援で 73.4%であるが、放課後等デイサービスで 20.3%であった。上図のように平成 30 年度報酬改定で放課後等デイサービスの報酬区分１は 22.8%であり、放課後等デイサービスの指標該当は大きく変わっていない。

これらのことから、「個別サポート加算（Ⅰ）」の説明や報酬単位は児童発達支援と放課後等デイサービスで同じであっても、調査票と判定基準に違いがあり、状態像は実質的に大きく異なっていることを示している。

① 令和３年度報酬改定で児童発達支援に導入された「指標」と「判定要件」

（別紙）

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査　調査票
【児童発達支援及び医療型児童発達支援】

調査対象児童氏名		調査日時	
年齢（調査日時時点）	歳		

調査票記入者氏名	
（所属）	

【調査実施者の方へ】

○　別紙の「乳幼児等サポート調査留意事項」に沿って、各調査項目の「サポート調査判定結果欄」に✔をつけ、「サポート加算対象の判定」に、調査対象児童の年齢に応じた要件に該当する場合は✔をつけてください。

○　その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、「給付決定時調査判定結果欄」に✔をつけてください。

調査項目	サポート調査判定結果欄			給付決定時調査判定結果欄		
	介助なし	一部介助	全介助	介助なし	一部介助	全介助
①　食事						
②　排泄						
③　入浴						
④　移動						
	なし	週１回以上	ほぼ毎日	なし	週１回以上	ほぼ毎日
⑤　強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動						
⑥　睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動（多飲及び過飲を含む。）						
⑦　自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為						
⑧　気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態						
⑨　反復的行動（再三の手洗い又は繰り返しの確認を含む）						
⑩　対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり						
⑪　読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）						

通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。

個別サポート加算（Ⅰ）の対象の判定	
○　３歳未満の場合：サポート調査判定結果で①～④のうち、２以上が全介助又は一部介助となる。	
○　３歳以上の場合：サポート調査判定結果で①～④の１以上が「全介助」又は「一部介助」で、かつ、⑤～⑪の１以上が「ほぼ毎日」又は「週１回以上」になる。	

② 令和３年度報酬改定で放課後等デイサービスに導入された「指標」と「判定要件」

就学児サポート調査・給付決定時調査　調査票
【放課後等デイサービス】

調査対象児童氏名		調査日時	

調査票記入者氏名	
（所属）	

【調査実施者の方へ】

○　①～④の項目に✔をつけるほか、別紙の「就学児サポート調査（行動関連16項目）留意事項」に沿って、⑤～⑳の行動関連項目の「判定結果欄」に✔をつけ、「サポート加算対象の判定」の要件に該当する場合は✔をつけてください。

○　その調査結果について、、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、給付決定時調査の項目に✔を付けてください。

サポート調査　調査項目	判定結果欄			給付決定時調査項目との対応
	介助なし	一部介助	全介助	
①　食事				項目①
②　入浴				項目②
③　排泄				項目③
④　移動				項目④
	支援不要（０点）	支援が必要な場合がある（１点）	常に支援が必要（２点）	給付決定時調査項目との対応
⑤　コミュニケーション				項目⑩
⑥　説明の理解				項目⑩
⑦　大声・奇声を出す				項目⑤
⑧　異食行動				項目⑥
⑨　多動・行動停止				項目⑤
⑩　不安定な行動				項目⑤
⑪　自らを傷つける行為				項目⑦
⑫　他人を傷つける行為				項目⑦
⑬　不適切な行為				項目⑦
⑭　突発的な行動				項目⑤
⑮　過食・反すう等				項目⑥
⑯　てんかん				項目⑤
⑰　そううつ状態				項目⑧
⑱　反復的行動				項目⑨
⑲　対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳　読み書き				項目⑪

個別サポート加算（Ⅰ）の対象の判定　※以下のいずれかに該当	
○　①～④の3以上が「全介助」になる。	
○　⑤～⑳の✔の合計が13点以上になる。	

裏面に続きます。

給付決定時調査　調査項目	介助なし	一部介助	全介助	サポート調査との対応
①　食事				項目①
②　排泄				項目②
③　入浴				項目③
④　移動				項目④
	なし	週１回以上	ほぼ毎日	サポート調査との対応
⑤　強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動				項目⑦、⑨、⑩、⑭、⑯
⑥　睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）				項目⑧、⑮
⑦　自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為				項目⑪、⑫、⑬
⑧　気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する				項目⑰
⑨　再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる				項目⑱
⑩　他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる				項目⑤、⑥、⑲
⑪　学習障害のため、読み書きが困難				項目⑳

※　通常の発達において必要とされる介助等は除く。

＜参考＞平成 30 年度報酬改定で放課後等デイサービスに用いられた「指標」とその「判定要件」

指標該当児判定要件

指標該当児は、下記①と②のいずれかに該当する障害児をいう。
①「食事」「排せつ」「入浴」「移動」のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児
②区分別表におけるスコアが13点以上の障害児

項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	
そううつ状態	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
反復的行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
対人面の不安緊張、集団への不適応	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
読み書き	支援が不要			部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	

9

これらの指標の項目は、元々障害児通所支援の給付決定時に調査することになっている「５領域 11 項目」がベースとなっている。放課後等デイサービスで用いられる「就学児サポート調査」の項目は、平成 30 年度に導入された区分判定の際の項目を踏襲している。

③　令和３年度報酬改定で導入された個別サポート加算（Ⅰ）の判定要件

個別サポート加算（Ⅰ）の判定基準は、以下の通りである。

【児童発達支援】（乳幼児サポート調査）

・　３歳児未満の場合：サポート調査判定結果が①～④のうち、2 以上が全介助又は一部介助となる。

・　３歳以上の場合　：サポート調査判定結果で①～④の１以上が「全介助」又は「一部介助」で、かつ、⑤～⑪の１以上が「ほぼ毎日」又は「週１回以上」になる。

【放課後等デイサービス】（就学児サポート調査）

・いずれかに該当：①～④の３以上が「全介助」になる。
⑤～⑳のレの合計が 13 点以上になる。

上記のように、個別サポート加算（Ⅰ）の判定基準は、児童発達支援では３歳児を境に異なり、さらに、放課後等デイサービスとも異なっている。

それをまとめたのが下の図である。

乳幼児サポート調査と就学児サポート調査の項目間対応及び判定基準の違い

※　厚生労働省は、乳幼児サポート調査の 11 項目と就学児サポート調査の 20 項目とは対応関係にあると説明している。

３歳児未満では主に ADL の介護項目のみで判定しているのに対し、３歳児以上では ADL 介護項目は２以上から１以上に減じられているが、加えて行動障害関連項目が１以上見られることが要件となっている。さらに、放課後等デイサービスでは２通りの要件、具体的には、①ADL の介助項目のみで判定する場合と、②行動障害関連項目のみで判定する場合があるが、①は児童発達支援３歳児未満よりも該当項目数が多く、程度も重くないと対象とならず、②は 16 項目中該当点数(0～2 点)が合計 13 点以上であり、少なくとも 7 項目以上該当しないと対象とならないようになっており、放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）を算定するにはハードルが高い。

④　個別サポート加算（Ⅰ）とその他の加算との関連

ア）強度行動障害支援加算

個別サポート加算（Ⅰ）の指標は、ADL の介護項目と行動障害関連項目から構成され、行動障害について評価しているが、令和３年度報酬改定で「強度行動障害支援加算」が創設された。「強度行動障害支援加算」とは、行動障害の内容と頻度等を当てはめて算出した合計点数が２０点以上であると市町村が認めた障害児に対して支援を行う場合に算定が認められることになっており、加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了し、研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者が、強度行動障害を有する利用者に対して支援を行った場合に加算される。

強度行動障害支援加算の適否に使用される強度行動障害スコアは 11 項目（1・3・5 点）から構成され、該当基準は合計が 20 点以上となっている。強度行動障害スコアの項目は、個別サポート加算（Ⅰ）の行動障害関連項目と類似しているが、「ひどく」「著しい」「沈静化困難」「他人に恐怖感を与える」などの程度が強度であることを示す文言が使用されており、個別サポート加算（Ⅰ）で評価しているものよりも強度の行動障害を評価している点で差別化が図られている。事実、強度行動障害支援加算は個別サポート加算（Ⅰ）と重複して算定することができる。これらのことから、行動障害については個別サポート加算（Ⅰ）で評価しつつ、より支援が必要である強度行動障害については、強度行動障害支援加算として個別サポート加算（Ⅰ）に「上乗せ」するような構造になっていると言える。

強度行動障害児支援加算と個別サポート加算（Ⅰ）の比較

強度行動障害児支援加算

内　　容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に１回以上	１日に１回以上	１日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
激しいこだわり	週に１回以上	１日に１回以上	１日に頻回
激しい器物破損	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
睡眠障害	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
食べられない物を口に入れたり、過食、反芻等の食事に関する行動	週に１回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	１日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

※「ひどく」「剥がしい」とか「著しい」「沈静化困難」「他人に恐怖感を与える」という程度を表す文言を使用

- 行動障害の内容と頻度等を当てはめて算出した合計点数が２０点以上であると市町村が認めた障害児に対して支援を行う場合、算定が認められる。
- 強度行動障害児支援加算とは、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了し、研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者が、強度行動障害を有する利用者に対して支援を行った場合に加算される。
- 個別サポート加算（Ⅰ）との併給は可能。
- 155単位／日

※ 20点以上になるためには、11項目中4項目（すべて5点の場合）から7項目（すべて3点の場合）で該当する必要がある

個別サポート加算（Ⅰ）

内　　容	0点	1点	2点
⑤　コミュニケーション			
⑥　説明の理解			
⑦　大声・奇声を出す			
⑧　異食行動			
⑨　多動・行動停止			
⑩　不安定な行動			
⑪　自らを傷つける行為			
⑫　他人を傷つける行為			
⑬　不適切な行為			
⑭　突発的な行動			
⑮　過食・反すう等			
⑯　てんかん			
⑰　そううつ状態			
⑱　反復的行動			
⑲　対人面の不安緊張・集団への不適応			
⑳　読み書き			

※ 16項目中、10項目が対応（但し、1対1対応でないものもある）

※ 13点以上になるためには、20項目中7項目以上で該当する必要がある

イ）医療的ケアに関する基本報酬又は加算

医療的ケア児については、障害児通所支援事業所が「主に重症心身障害」を受入れる事業所として都道府県等に申請し指定を受けている場合のほか、令和 3 年度報酬改定では医療的ケア児を 1 名から受け入れられるよう基本報酬の改善や看護師配置加算等の充実が図られた。

医療的ケア児の判断にあたっては、令和 3 年度から下記の「医療的ケアスコア」が導入されている。個別サポート加算（Ⅰ）の調査項目に医療的ケアに関するものはないことから、個別サポート加算（Ⅰ）では医療的ケアに関する支援は含まれていないことが分かる。これらのことから、医療的ケアに関する基本報酬での評価や加算は、強度行動障害支援加算とは異なり、「横出し」のような構造となっていると言える。

1．総則（医療的ケア及び医療的ケアスコアについて）_②

医療的ケア（診療の補助行為）		基本スコア 日中	基本スコア 夜間	基本スコア	見守りスコア 高	見守りスコア 中	見守りスコア 低	見守りスコアの基準（目安） 見守り高の場合	見守りスコアの基準（目安） 見守り中の場合	見守り低の場合（0点）
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。（人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0点＋気管切開8点）		□		8点	□		□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		□		5点	□		□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法		□	□	8点	□		□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）		□		8点	□		□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		□	□	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	□		8点	□		□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	□		3点	□		□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）		□		8点	□		□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射 注）いずれか一つを選択	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）	□	□	5点	□		□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む） 注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		□	□	3点	□		□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）		□		8点	□		□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
12 導尿 注）いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	□	□	5点						
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
13 排便管理 注）いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	□	□	5点	□		□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸	□	□	5点						
	(3) 浣腸	□	□	3点						
14 痙攣時の 座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		□		3点	□		□	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合（2点）		それ以外の場合

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。

6

3．障害児支援に指標を導入することについての課題

(1) 障害福祉サービスへの区分（≒指標）の導入の経緯

① 障害者自立支援法施行に伴う「障害程度区分」の導入

社会福祉基礎構造改革により平成 12 年度に介護保険法が施行され、障害者福祉分野においても平成 15 年度に「支援費制度」として、措置制度から利用契約制度への転換が図られた。利用契約制度は、利用者が支援ニーズに基づき市区町村から給付決定を受け、障害福祉サービス提供事業者と対等な関係で契約を結び、サービスを利用することができる仕組みであるが、一方で、法整備をしないまま制度を導入したために障害種別ごとのサービス提供体制になっていたこと（縦割りで使いづらい仕組みや精神障害者は支援費の対象外）や、障害者の意向を尊重するという従前の行政措置とは大きく異なったために支給決定のプロセスが不透明であり、全国共通の判断基準

に基づいたサービス利用手続きが規定されていなかったこと（サービスの必要度を測る「ものさし」がなかったために、地域によって、個々人によってサービスの内容・量が大きく乖離）といった課題があった。それらを改善するために、平成 18 年に障害者自立支援法が施行された。

特に支給決定の透明化、明確化については、支給の必要度に関する客観的な尺度（「障害程度区分」: 区分 1～6）を導入するとともに、市町村「審査会」の意見聴取など支給決定プロセスを透明化することとなった。これらの仕組みは、介護保険をほぼ忠実に参照している。これは、介護保険の「要介護度」認定の判定ロジックがしっかりと設計されており、障害福祉サービス、特に介護給付費対象のサービスに活用できる可能性が高いことが理由であるが、障害者自立支援法の創設時の議論では最終的に介護保険との統合も念頭に置かれていたことも影響している。

「障害程度区分」の設計にあたっては、①身体障害・知的障害・精神障害の特性を反映できるように配慮しつつ、3 障害共通の基準とする、②調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とする、③判定プロセスと判定にあたっての考慮事項を明確にする、といった観点から検討された。具体的には、試行事業において、まず介護保険の要介護認定のための 79 項目で一次判定を行い、その後（市町村）審査会で、行動障害と IADL のスコア 27 項目と特記事項、医師の意見書を加え、総合的に障害程度区分を判定した。次にこれらの結果を基に判定ロジックが検討され、一次判定では 106 項目（介護保険要介護認定の 79 項目に行動障害と IADL のスコア 27 項目を追加）でコンピュータ判定し、二次判定の審査会では特記事項と医師意見書で最終的な区分認定を行うこととなった。なお、就労や自立のための訓練等給付サービスの決定には障害程度区分を適用しないこととなったが、定員を超えて利用希望があった場合には、暫定支給決定の優先度を判断する材料として、待機期間に加えて、訓練等給付サービスとの有意に関連のある IADL と生活関連のスコアを勘案して判定することとなったため、訓練等給付希望者にも障害程度区分認定調査を行うこととなった。

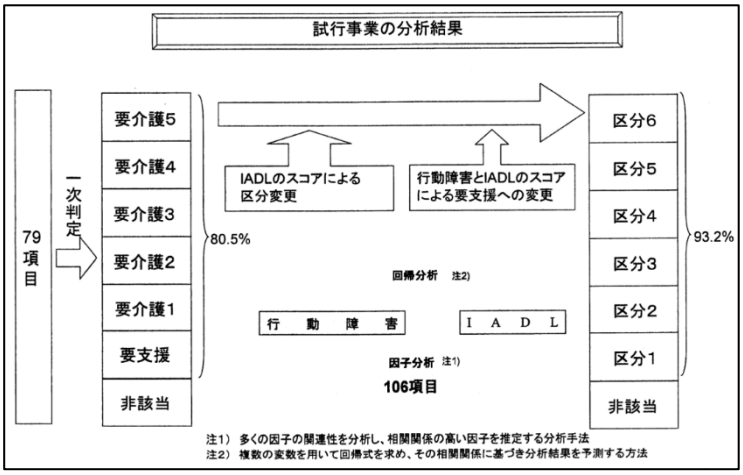

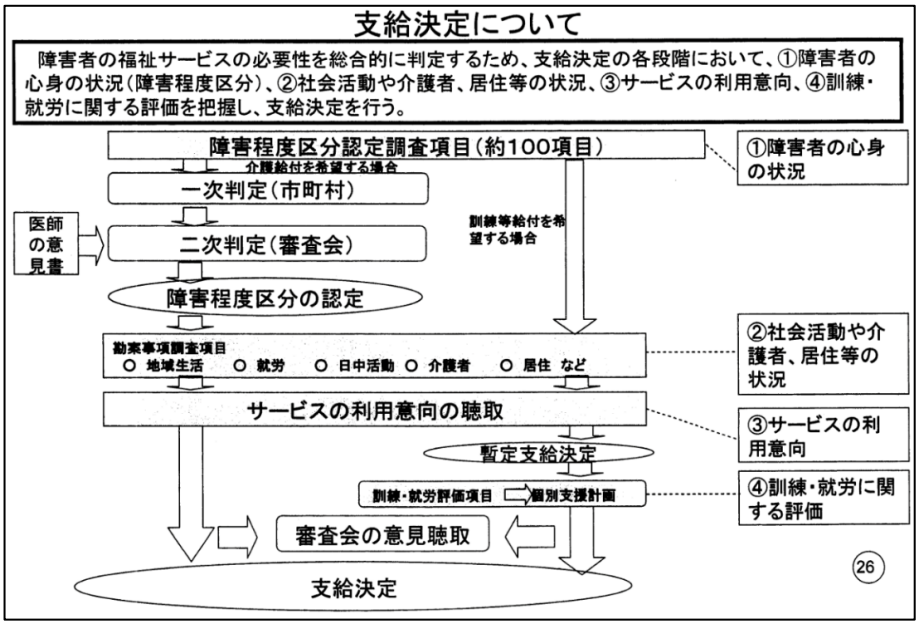

② 障害者総合支援法施行に伴う「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更

障害者支援法において「障害程度区分」が導入されたが、知的障害者や精神障害者について、コンピュータ判定による一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないかといった課題が指摘された。また、「障害程度区分」が介護保険を参照したものであり障害当事者から不適切という声が上がっていたこと、障害者権利条約の批准に向けた動向の中で、「程度」＝重さではなく、標準的に必要とされる支援の度合い（量）で示すべきであり、名称や定義がふさわしくないといった指摘もあった。このような背景を踏まえ、「平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法において「障害程度区分」については、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」（障害者総合支援法の定義）として、「障害支援区分」を創設し（障害程度区分からの変更）、平成 26 年 4 月から施行された。

「障害支援区分」への変更にあたっては、「障害程度区分調査・検証事業」が行われ、平成 21 年度～23 年度の 3 か年における「障害程度区分の認定等に関するデータ（約 14,000 件）」の収集分析を行うとともに、既存の障害程度区分の認定調査項目の追加や削除、追加項目における判断基準の作成や既存の判定式との比較等について検討し、「新たな判定式（案）」を構築した。平成 25 年度においては、全国 107 市区町村の協力の下、「新たな判定式（案）」に基づく認定調査や市町村審査会における審査判定を試行的に実施し、収集したデータ分析結果等をふまえ「新たな判定式（案）」の修正を行った。このような過程を経て、平成 25 年 11 月の第 53 回社会保障審議会障害者部会において了承され、平成 26 年 1 月 23 日に障害支援区分の審査判定基準に関する省令が交付された。

変更内容は、①認定調査項目の追加・統合・削除［106 項目→80 項目：知的障害や精神障害等の特性をより反映させるため 6 項目（「健康・栄養管理」「危険の認識」「読み書き」「感覚過敏・感覚鈍麻」「集団への不適応」「多飲水・過飲水」）を追加するとともに、調査対象障害者や調査員の負担軽減を図るため評価が重複する項目を統合（14 項目→7 項目）・削除（25 項目）］、②判断基準の見直し［認定調査において確認する動作等について「できたりできなかったりする場合」の判断基準を「より頻回な状況」→「できない状況」に変更、また、選択肢の統一化：調査対象障害者の「支援が必要な状況」を評価する仕組みに］、③新たな判定式（コンピュータ判定式）の構築［障害程度区分において二次判定での引き上げ要因になっていた項目を全国一律のコンピュータ判定（一次判定）に組み込むことで、二次判定で引き上げる割合の地域差の解消を図る：一次判定では、認定調査項目 80 項目に医師意見書の 24 項目で判定。詳細には、一次判定ロジックでは、二次判定結果と関連性が高い『「各項目の点数」や「各グループ（群）の合計点」で構成される 216 の組み合わせ（216 の状態像）』とその状態像における二次判定結果のうち、『最も確率の高い区分等とその割合（%）』が示される：市町村審査会資料では、対象者が 216 のうち該当する番号が示され、非該当～区分 1～6 の全区分等の割合（%）が明示される。］

【例】216 の組み合わせ（状態像）のうち、38 番目の組み合わせ

区分等	番号	条件						区分等該当可能性
		生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作	応用日常生活動作	行動上の障害（A群）	感情が不安定	
区分2	38	≦15.5	＝0.0	≧36.2	≦73.2	≦20.1	≧2.1	74.5%

※　上表（38 番目の組み合わせ）は、総合評価項目を活用し、申請者（調査対象者）に「必要とされる支援の度合い」を数量化した結果、6 条件の全てを満たす場合には、二次判定結果が「区分 2」である確率が 74.5%であることを示している。

【市町村審査会資料】

非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%	0.0%

（出典：認定調査員マニュアル）

③　認定調査員による調査

平成 18 年の障害者自立支援法施行時において「障害程度区分」認定の基礎となる認定調査については、支給決定者である市区町村が自ら行うか、養成研修を受講した一定の実務経験のある「認定調査員」が行う仕組みとし、市区町村間で生じる格差をなくし、より客観的で公正な認定となるように配慮された。

(2)　「障害支援区分」の活用目的・役割

障害支援区分は、市区町村が障害福祉サービスの支給決定時に勘案事項の一つとして考慮するほか、主に以下の 3 つの観点で用いられる。

（ア）**報酬単位の多寡・職員配置**

利用者の障害支援区分に応じて、報酬単位や職員配置を設定

例）生活介護サービス費（定員 20 名以下）：区分 3＝599 単位、区分 6＝1,288 単位

（イ）市区町村に対する国庫負担基準額

利用者の障害支援区分に応じて、市区町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を設定

例）重度訪問介護利用者：区分 6＝50,800 単位

注）利用者毎の上限ではない

（ウ）利用できるサービス

障害福祉サービス（介護給付費対象）の利用要件の一つとして、障害支援区分を設定

例）重度訪問介護は、区分 4 以上であることが利用の要件となっている

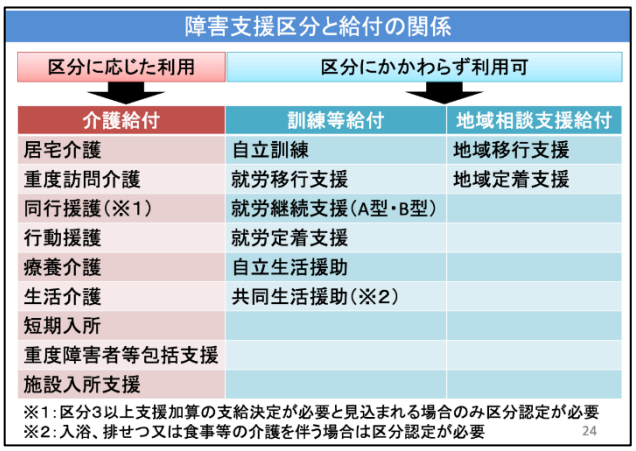

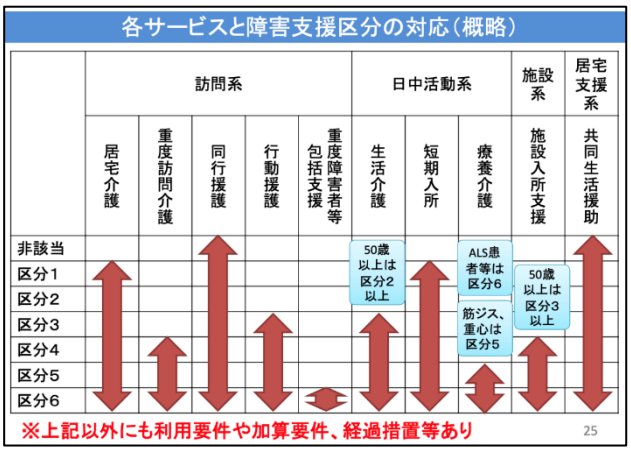

（参考）

- 「障害者総合支援法における障害支援区分 認定調査員マニュアル」平成 26 年 4 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」平成 18 年厚生労働省告示第 523 号
- 「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」平成 18 年厚生労働省告示第 530 号

(3)　障害児支援への区分導入の現状と課題

①　障害者自立支援法施行時における障害児が利用する障害福祉サービスへの区分の導入

上記のように、障害者自立支援法の成立過程において、障害福祉サービスの介護給付費の支給に当たって「区分」を導入することが検討され、介護保険制度の要介護認定を下敷きに試行事業などを経て導入された。しかし、障害児支援はそもそも障害者自立支援法に位置づけるべきかについても十分に議論されておらず、また、障害程度区分導入の試行事業の対象となっていなかったこともあり、旧障害児通園施設及び旧障害児入所施設の障害者自立支援法への移行は見送られた。なお、平成 15 年度の支援費制度で利用契約制度の対象とされた居宅介護、短期入所、児童デイサービスは児童福祉法から障害者自立支援法にその根拠が移行されたが、障害児の場合には、「障害程度区分」及びその後の「障害支援区分」の適用対象とはされていない。

ただ、障害児が短期入所を利用する場合にあっては、支援の度合いに応じて報酬単位に差が設けられている。区分の概要は、以下の告示のとおり、「食事」「排せつ」「入浴」「移動」の 4 領域であり、介助面を評価したものとなっている。なお、これは、障害児支援の給付決定時に市区町村において行われる 5 領域 11 項目の 4 領域に合致しており、個別サポート加算（Ⅰ）の判定時にも参照される項目と重なっている。

障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成 18 年厚生労働省告示第 572 号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表の第 7 の 1 の短期入所サービス費の注 3 の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。

一　区分三　　食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

二　区分二　　食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

三　区分一　　区分三及び区分二に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度

【短期入所サービス費の報酬単位】

例）・福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）：短期入所のみ利用の場合

⇒ 区分 3：767 単位　　区分 2：602 単位　　区分 1：498 単位

・福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）：別に日中活動系サービスを利用の場合

⇒ 区分 3：516 単位　　区分 2：273 単位　　区分 1：169 単位

②　平成 24 年改正児童福祉法施行に伴う障害児支援の立ち位置

障害児支援（特に、通園施設と入所施設）は平成 18 年に施行された障害者自立支援法には組み込まれず、別途慎重に議論されることとなり、具体的には、平成 20 年に厚生労働省内に「障害児

支援の見直しに関する検討会」が設置され、障害児支援の在り方について議論された。その結果、障害児は「小さな障害者」ではなく、障害のない子どもと同じ「子ども」として扱われるべきであり、具体的には、障害のある子どもに固有の障害児支援は障害者自立支援法ではなく、児童福祉法にその根拠を置くべきであるという方向性が打ち出され、社会福祉審議会障害者部会でも了承された。

「障害児支援の見直しに関する検討会」では、障害児支援の基本的な視点として、①子どもの将来の自立に向けた発達支援、②子どものライフステージに応じた一貫した支援、③家族を含めたトータルな支援、④できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援が掲げられた。これらは、本人への発達支援としての早期発見・早期支援や切れ目のない支援、きょうだい児を含む家族支援、インクルージョン推進のための地域支援といった視点は、障害者自立支援法やその後の障害者総合支援法の視点とは大きく異なっており、介護保険制度を下敷きに導入された「障害程度区分」やその後の「障害支援区分」を障害児に当てはめることは適切でないという見解で一致し、導入は見送られた経緯がある。換言すれば、児童福祉法に基づく障害児支援においては、「区分」で支援の種類や量を測るということよりも、発達支援が必要と気づいた早期段階から発達支援につなげることを最優先したのである。それを反映して、平成 24 年改正の児童福祉法の障害児の定義は、以下の通り、障害が確定する前から、つまり、医学的診断や障害者手帳を前提としない支援優先の定義となっている。

【児童福祉法】第 4 条第 2 項

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

【解説】

・「身体に障害のある児童」＝「身体障害」は、身体障害者福祉法において「都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者」と定義されているが、この児童福祉法の表現により、身体障害の程度には当てはまるが障害者手帳を有していなくても障害児支援の対象とできるようになっていると解される。

・「知的障害のある児童」＝「知的障害」は、知的障害福祉法にそもそも定義がないため、医学的診断や療育手帳の交付を必要としていない。

・「精神に障害のある児童」＝「精神障害」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されており、精神疾患（＝医学的診断）が前提となっているが、児童福祉法の表現により、医学的診断を有しなくても障害児支援の対象とできるようになっていると解される。発達障害の診断が不要であることも同様である。

このように、障害児支援においては、そもそも障害が確定していなくても支援の対象とできるよう考慮されており、障害支援区分を導入して、サービスの種類や量を限定することは想定していなかったと言える。子どもは成長過程にあり、状態像が短期間で変わることも多く（消失することもあり得る）、また、障害者総合支援法で導入されている「区分」は高齢者や障害のある大人を対象としたものであり、「障害児に適用することはふさわしくない」と当事者団体や事業者団体からは否定的な意見が多かった。

③ 平成 30 年度報酬改定に伴う障害児支援への区分（＝指標）の導入開始

上述のように、障害児支援は、障害福祉サービスと同様の利用契約制度を導入しながらも、児童福祉法という枠組みの中で独自路線を歩んできた。このことは、「区分」が導入されていないことだけでなく、児童福祉法では障害児支援を「サービス」という文言ではなく、一貫して「支援」と表現していることからも明らかである（「放課後等デイサービス」は「児童デイサービス」の流れを汲む支援類型であったことから「サービス」という事業名称が使用されている）。

しかし、これまで障害児の放課後支援ニーズが高かったにもかかわらず、十分に整備されてこなかった背景から放課後等デイサービスの利用者が急増したこと、また、収支差率（利益率）が高く、障害児支援以外の他分野からの参入が相次いだこともあり、支援の質の低い事業所があることが再三指摘されていた（令和 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」や令和 30 年度報酬改定検討チームでの議論等）。その中には、支援技術の不足の問題だけでなく、それほど手のかからない軽度の障害児だけを集めて提供しているような所も散見されていた。これは、そもそも放課後等デイサービスにおいては、職員の配置や設備に関する指定基準が一律であり、真に支援が必要な重度の障害児に支援している事業所が適性に評価されていないといった問題が根底に存在していた。つまり、手がかからない子どもを集めて DVD などを見せて単に預かりをしている事業所と、より支援が必要な子どもを対象に手厚い人員配置を独自で配置し、適切な発達支援を行っている事業所とが、同じ報酬単位で運営し、加算も同様に取れているといった不均衡で不公平な実情があった。そのため、手厚い支援をしている質の高い事業所が適切に評価されるよう、一方で、質の低い事業所には抑制的・淘汰的な意味合いも含めた形で、平成 30 年度報酬改定において指標を用いた「区分」が、障害児支援で初めて導入されることになった。

平成 30 年度報酬改定で導入された指標を用いた区分は、先の「２．個別サポート加算（Ⅰ）及び指標の導入経緯」の「（１）個別サポート加算（Ⅰ）の導入目的と加算の構造」で述べたとおりである。市区町村が実施する支給決定の際に用いる 5 領域 11 項目に基づき得点化し「指標該当児」と認定した上で、その「指標該当児」が事業所単位で半数以上在籍する場合を「区分 1」に、それ以外を「区分 2」に区分けすることになった。「区分 1」事業所は「区分 2」よりも基本報酬単位数が高く、かつ、児童指導員等を「区分 2」の事業所よりも 1 名多く配置できるよう加算も算定できるようになった。このように、区分の導入は、指標としては個人に実施されたものであるが、最終的には事業所全体を評価する体制を評価するものとして導入されたものである。

【調査 3】の事業所調査の結果にも示されているように、手厚い職員体制を組み、支援の難しい子どもへの対応が報酬上、職員配置上反映されたのは評価しているが、一方で、個別加算ではないため、「指標該当児」が 4 割在籍していても報酬への反映や職員加配ができないという実態があった。また、行政が保護者から聞き取った結果、「指標非該当」と判定された児童のうち、事業所

レベルでは手厚い支援が必要であると判断される場合もあり（判定のミスマッチ）、指標及び区分の導入の難しさも指摘されている（後述）。

④　令和 3 年度報酬改定に伴う障害児通所支援全般に指標（区分）の導入拡大

令和 3 年度報酬改定に伴い、これまで放課後等デイサービスに適用していた指標による事業所の体制区分は、①個別区分（個別サポート加算（Ⅰ））に変更され、②児童発達支援にも適用範囲が拡大された。それにより、手厚い支援が必要な子どもを一人から受入れるメリットが生まれ、複数の子どもを受入れれば独自に加配も可能となるものであり、大幅に改善された。

指標は、放課後等デイサービス用の「就学児サポート調査」（20 項目）と、児童発達支援用の「乳幼児サポート調査」（11 項目）が用意されている。それらは、共に関連があると説明されているが（下図右）、実際には項目数の違いがあり、判定基準も異なっている。判定基準については、児童発達支援内でも 3 歳児を境に異なっており、「個別サポート加算（Ⅰ）」という名称を用い、説明も報酬単位も統一されているが、実態は相当異なっている。

また、指標の導入に当たっては、先に述べた「障害程度区分」や「障害支援区分」のような位置づけになっていないことから、「障害程度区分」の導入時や「障害支援区分」への変更時のような大規模で統計的な処理もされている調査等はされていない。なお、「障害支援区分」の 80 項目と、個別サポート加算（Ⅰ）の調査項目（放課後等デイサービスと児童発達支援との関連を含む）との関連性について下記に示した。

障害者総合支援法の「障害支援区分」と個別サポート加算の指標との関係

障害支援区分の認定調査項目（８０項目）			
1．移動や動作などに関連する項目（１２項目）			
・寝返り	・起き上がり	・座位保持	・移乗
・立ち上がり	・両足での立位保持	・片足での立位保持	・歩行
・移動	・衣服の着脱	・じょくそう	・えん下
2．身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（１６項目）			
・食事	・口腔清潔	・入浴	・排尿
・排便	・健康・栄養管理	・薬の管理	・金銭の管理
・電話等の利用	・日常の意思決定	・危険の認識	・調理
・掃除	・洗濯	・買い物	・交通手段の利用
3．意思疎通等に関連する項目（６項目）			
・視力	・聴力	・コミュニケーション	
・説明の理解	・読み書き	・感覚過敏・感覚鈍麻	
4．行動障害に関連する項目（３４項目）			
・被害的・拒否的	・作話	・感情が不安定	・昼夜逆転
・暴言暴行	・同じ話をする	・大声・奇声を出す	・支援の拒否
・徘徊	・落ち着きがない	・外出して戻れない	・１人で出たがる
・収集癖	・物や衣類を壊す	・不潔行為	・異食行動
・ひどい物忘れ	・こだわり	・多動・行動停止	・不安定な行動
・自らを傷つける行為	・他人を傷つける行為	・不適切な行為	・突発的な行動
・過食・反すう等	・そう鬱状態	・反復的行動	・対人面の不安緊張
・意欲が乏しい	・話がまとまらない	・集中力が続かない	・自己の過大評価
・集団への不適応	・多飲水・過飲水		
5．特別な医療に関連する項目（１２項目）			
・点滴の管理	・中心静脈栄養	・透析	・ストーマの処置
・酵素療法	・レスピレーター	・気管切開の処置	・疼痛の看護
・経管栄養	・モニター測定	・じょくそうの処置	・カテーテル

上記以外
・てんかん

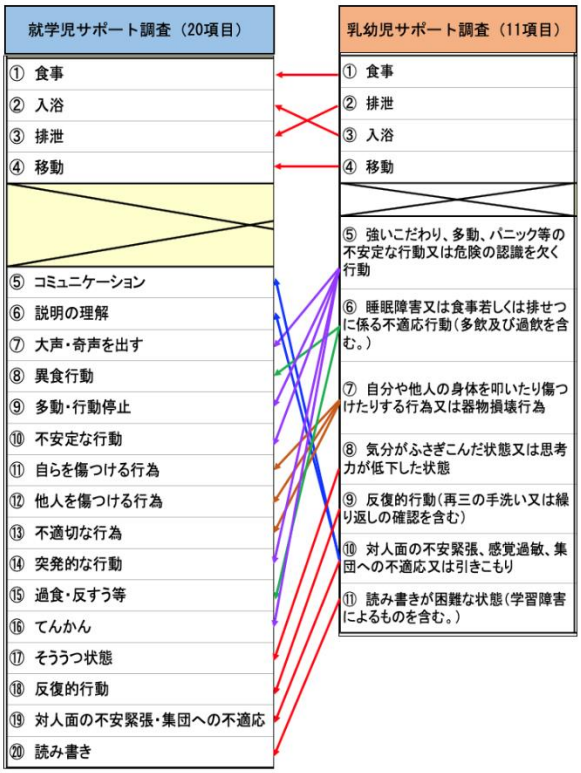

これから分かることは、障害支援区分の 5 領域のうち、「１．移動や動作などに関連する項目」「２．身の回りの世話や日常生活等に関連する項目」「３．意思疎通等に関連する項目」「４．行動障害に関連する項目」の４領域の項目の一部と重なっているが、「５．特別な医療に関連する項目」、それ以外の「てんかん」に関する項目は網羅できていないことがわかる。

「障害支援区分」はあくまでも障害者総合支援法の介護給付費の対象となる障害福祉サービスに適用するものであり、「支援」のための区分と銘打っていながらも介護を中心としたものであり、障害児通所支援で行う「（発達）支援」とは質的に異なっていると言わざるを得ない。

(4) 障害児支援における指標導入における課題と今後の方向性

障害児支援には、「個別サポート加算（Ⅰ）」の判定のために指標が導入されているが、障害児支援の利用の可否や、障害児支援の種類や量を特定するための指標は存在していない。先述のように、障害児支援は障害者総合支援法と袂を分かち、独自路線で推進してきた経緯がある。区分や指標の導入には慎重であり、区分によってサービスの利用の可否や量を制限するという方向性はこれまで障害児支援が進めてきた 4 つの基本的視点や早期発見・早期支援、家族支援の重要視する流れと逆行するものであると言える。これまで区分が導入されてこなかった、もしくは、一部の加算において算定要件として指標・区分が導入されてきたが違和感が拭えないのは、障害児支援、すなわち成長過程にある子どもを対象とした支援の特殊性があるからに他ならない。具体的には、年齢による状態像の違いがあり大人のような一律の指標を適用できないこと、年齢で区分したとしても個体差が激しいこと、短期間で移り変わるライフステージ（関係機関）の影響を大きく受けること、子ども本人だけでなく保護者の困り感への適切な対応が求められること（子どもの状態像に関わらない）などが理由である。同年代の定型発達と差だけでは表せない、個々人に存在する発達課題への支援はオーダーメイドであることもその理由である。

令和 3 年 10 月にまとめられた厚生労働省の「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ― すべての子どもの豊かな未来を目指して ―」では、下記の通り、支給決定の文脈において、今後指標の導入を積極的に進めていきたいという国の方針が見て取れる。

具体的には、①介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設けていく、②子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直していく必要性がある、③新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスを見直していく必要性がある、④加えて、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備する、⑤特定プログラム特化型(仮称)の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分に勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを担うことを給付決定のプロセスに組み込む、といった検討の方向性が踏み込んだ形で提案されている。

本第 2 章では、障害者自立支援法やその後の障害者総合支援法の介護給付費における「障害程度区分」や「障害支援区分」の導入経緯を概観してきたが、上記①～⑤の期待に応えるには、本研究のように障害者総合福祉推進事業の一課題での調査研究では不可能である。本研究は、令和 3 年度報酬改定で導入された「個別サポート加算（Ⅰ）」について「新指標（案）」を提案することを目的としたものであり、「障害程度区分」や「障害支援区分」の導入に当たって行われた統計学も駆使した学術的な調査研究（妥当性の検証を含む）とは、質的にも規模的にも異なることを確認しておく必要がある。それを前提とした上で、本研究で個別サポート加算（Ⅰ）の新指標（案）

を検討・作成する過程で見えてくる課題を整理し（「児童発達支援ガイドライン」の支援領域と連動させたことを含む）、同報告書に記載された次のステップの議論に繋げることができれば、本研究の意義がある。

（参考：同報告書 27 ページ～）

７．障害児通所支援の給付決定の在り方について

１）給付決定の現状等

＜略＞

２）検討の方向性

○　5 領域 11 項目の調査で把握できることは介助の有無、行動障害及び精神症状の頻度であり、給付決定においてどのような発達支援が障害児に必要かを判定するためには十分とは言えない。

児童発達支援・放課後等デイサービスが、発達のまっただ中にある子どもの育ちを支援するものであることに鑑みれば、現在、進められている「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」（令和 3 年度障害者総合福祉推進事業）の結果も踏まえ、介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設けていく方向で、検討を深めることが必要である。

その際は、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直していく必要がある。

○　その上で、新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスを見直していく必要がある。

特に、特定プログラム特化型（仮称）（前述 p11）の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分に勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを担うことを給付決定のプロセスに組み込む方向で、検討を進める必要がある。また、給付決定において勘案すべき項目の一つに、「障害児通所支援の提供体制の整備の状況」があるが、サービス基盤がないことを理由に給付決定がなされないことで、ニーズが顕在化せず、必要な基盤整備がなされないという悪循環がおこらないよう、必要な見直しを検討すべきである。

○　必要な発達支援をコーディネートしていく上で相談支援事業所の果たす役割は重要であるが、障害児の場合、セルフプラン率が依然として高い上に、成長・発達が著しくニーズの変化が大きい児童期であるにも関わらず、モニタリング頻度は「6 ヶ月に一回」に集中している現状がある。【参考資料集 p97】

相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする障害児又は保護者が必要な相談につながるようにするとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じた適切なモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用の徹底を進める必要がある。

○　また、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備も必要である。

第３章　新たな指標（案）の作成

１．個別サポート加算Ｉの算定状況に関する調査

【調査１】全国の請求データによる実態把握

(1)　実施目的

全国の障害児通所支援において、個別サポート加算（Ｉ）が算定されている状況を確認する。

(2)　実施方法

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室に依頼して、全国の障害児通所支援事業所から国民健康保健団体連合会（以下、「国保連」という）に令和３年９月サービス提供分として請求のあった件数から、個別サポート加算（Ｉ）の算定状況を抽出した。

(3)　結果

令和３年９月における児童発達支援（児童発達支援（センター／センター以外）及び医療型児童発達支援）及び放課後等デイサービスを利用している児童のうち、個別サポート加算（Ｉ）が算定されている数及び算定率は以下に示すとおりである。

障害児通所支援における個別サポート加算（Ｉ）の算定状況

（人）

サービスの種類	利用者数	算定者数	算定率
児童発達支援	135,871	99,730	73.4%
内）児童発達支援	134,183	98,389	73.3%
医療型児童発達支援	1,688	1,341	79.4%
放課後等デイサービス	270,173	55,003	20.4%

出典：国保連データ（令和３年９月サービス提供分）

児童発達支援の利用児数は全国で 135,871 名であり、そのうち個別サポート加算（Ｉ）が算定されているのは 99,730 名で、全体の 73.4%だった。なお、児童発達支援のうち医療型児童発達支援（利用児数 1,688 名：児童発達支援に占める割合は 1.2%）の算定率は 79.4%で、その他の児童発達支援の 73.3%に比べ高かった。

一方、放課後等デイサービスの利用児数は全国で 270,173 名であり、そのうち個別サポート加算（Ｉ）が算定されているのは 55,003 名で、全体の 20.4%だった。放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ｉ）の算定率は、児童発達支援に比べ相当低いことが示された。

なお、国民健康保健団体連合会のデータから、都道府県別、年齢別のデータ抽出はできなかった。

(4)　考察

個別サポート加算（Ｉ）の算定状況について国保連データから明らかになったのは、児童発達支援と放課後等デイサービスとでは算定率が大きく異なり、児童発達支援では利用者の約 7 割強が算定されているが、放課後等デイサービスでは約 2 割しか算定されていないということである。これは、「個別サポート加算（Ｉ）」という同じ名称で、かつ、国が示している算定理由（「より手

厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう」「ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価」）や加算単価（100 単位）も、児童発達支援と放課後等デイサービスとで全く同じであるにも関わらず、実際には、個別サポート加算で対象としている状態像は、支援類型によって大きく異なっている可能性があることを示唆している。

今回、支援類型で算定率に違いが生じた理由として、a）算定要件としている指標の項目や得点基準の違いによる影響、b）利用対象像の違いによる影響、c）18 歳までの子どもを大きく 2 分割して抽出している影響が考えられる。a）については、実際、児童発達支援と放課後等デイサービスの指標項目や得点基準は異なっており、これは前述のとおりである（第 2 章（２）①～③）。しかし、項目や基準の違いは、b）の利用者像の違いを考慮して指標項目や得点基準を変更している可能性があり、a）の違いが直ちに影響しているとは言い切れない。実際に児童発達支援と放課後等デイサービスとでは、利用者像が運動機能などの向上や ADL などの自立、言語・コミュニケーションや社会性の獲得の具合、また、社会から求められる規範など発達的・年齢的要素から大きく異なってくるのは当然のことである。また、c）のように、児童発達支援が 0 歳から就学前の 6 歳までを、放課後等デイサービスが就学している 6 歳から概ね 18 歳までをひとまとめとして算定率を出していることからも、a）の違いが即ち指標で測っている状態像に違いがあるとは言えない。

これらは年齢別算定率を抽出することで解決することができる。つまり、子どもの成長・発達は地続きで連続性のあるものだが、就学年齢の 6 歳を境にその前後で算定率が大きく異なれば、a）の指標項目や得点基準の違いが大きく影響していると言えるが、国保連データからは個別サポート加算（Ⅰ）の年齢別算定者数を抽出できなかったため、立証はできなかった。我々は、個別サポート加算（Ⅰ）で測られるものは、年齢や社会的要請によって異なるものの、基本的には同じであるべきという立場から、この点については【調査３】の事業所調査において明らかにしたい。

また、今回、国保連データからは都道府県別もしくは市区町村別の個別サポート加算（Ⅰ）の算定数を抽出できなかったため、自治体による算定率の違いを見ることができなかった。平成 30 年度報酬改定から放課後等デイサービスで初めて導入された指標については、これまで指標を用いて加算の該当／非該当を決定する自治体によって相当のバラツキが見られるとの指摘もあり、厚生労働省は指標調査のバラツキを解消するため、令和２年に指標の解説を作成した。この作成には、我々CDS-Japan も協力した経緯がある。。

障害者総合支援法で行う「障害支援区分」については、研修を受けた認定調査員が統一した基準に基づき調査を行うこととされているが、障害児支援で用いられる「指標」は、自治体職員が行うこととされ、障害児支援や発達的視点等の知識もないまま、また採点のための研修もないまま調査している現状があり、自治体も困っているのではないかと想像される。この点についても【調査２】行政調査及び【調査３】において明らかにしたい。

【調査２】行政調査

（１）　実施目的

事前調査において個別サポート加算Ⅰの算定状況の実態（作業手順や算定率など）を把握し、事後調査において新しい調査票案の使い勝手を確認する。

（２）　実施方法

事前調査は厚生労働省経由で全ての自治体にアンケートを送付し、回答数は 939 件で回答率は 53.7%であった。

都道府県別回答数・回答率

都道府県	回答数	自治体数	回答率	都道府県	回答数	自治体数	回答率
北海道	102	185	55.1%	滋賀県	9	19	47.4%
青森県	28	40	70.0%	京都府	14	26	53.8%
岩手県	22	33	66.7%	大阪府	26	43	60.5%
宮城県	20	35	57.1%	兵庫県	25	41	61.0%
秋田県	16	25	64.0%	奈良県	13	39	33.3%
山形県	22	35	62.9%	和歌山県	2	30	6.7%
福島県	29	59	49.2%	鳥取県	14	19	73.7%
茨城県	22	44	50.0%	島根県	8	19	42.1%
栃木県	15	25	60.0%	岡山県	13	27	48.1%
群馬県	17	35	48.6%	広島県	10	23	43.5%
埼玉県	38	63	60.3%	山口県	9	19	47.4%
千葉県	46	54	85.2%	徳島県	13	24	54.2%
東京都	45	62	72.6%	香川県	10	17	58.8%
神奈川県	17	33	51.5%	愛媛県	13	20	65.0%
新潟県	18	30	60.0%	高知県	21	34	61.8%
富山県	11	15	73.3%	福岡県	36	60	60.0%
石川県	14	19	73.7%	佐賀県	7	20	35.0%
福井県	6	17	35.3%	長崎県	15	21	71.4%
山梨県	12	27	44.4%	熊本県	25	45	55.6%
長野県	13	77	16.9%	大分県	10	18	55.6%
岐阜県	25	42	59.5%	宮崎県	11	26	42.3%
静岡県	23	35	65.7%	鹿児島県	16	43	37.2%
愛知県	30	54	55.6%	沖縄県	18	41	43.9%
三重県	10	29	34.5%	全国	939	1747	53.7%

地域別･都市区分別回答数

	政令指定都市	中核市	特例市・特別区	一般市	町村	合計
北海道・東北	2	5	0	77	155	239
関東	4	8	28	106	54	200
信越	1	1	2	21	18	43
東海・北陸	2	4	3	67	37	113
近畿	2	10	4	53	26	95
中国	1	5	0	25	23	54
四国	0	1	0	25	31	57
九州	3	4	1	68	62	138
合計	15	38	38	442	406	939

（３） 結果

月別：個別サポート加算Ⅰの算定率は自治体による違いが見られる（都道府県・都市区分・地域）

全国・都道府県

児童発達支援		算定率					
都道府県	給付率	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全国	2.50%	68%	72%	76%	78%	79%	80%
北海道	4.90%	68%	68%	69%	71%	72%	74%
青森県	1.80%	65%	71%	74%	76%	77%	82%
岩手県	2.20%	78%	80%	81%	82%	82%	81%
宮城県	1.20%	92%	92%	93%	94%	94%	95%
秋田県	1.40%	76%	77%	79%	82%	82%	83%
山形県	1.80%	80%	76%	75%	80%	80%	82%
福島県	2.20%	39%	42%	47%	57%	57%	66%
茨城県	2.60%	64%	69%	72%	73%	75%	76%
栃木県	2.90%	62%	64%	65%	67%	69%	70%
群馬県	1.40%	85%	87%	88%	89%	89%	89%
埼玉県	2.00%	81%	82%	83%	83%	84%	85%
千葉県	2.20%	70%	74%	77%	83%	82%	82%
東京都	2.20%	68%	71%	76%	81%	81%	84%
神奈川県	2.00%	90%	92%	92%	93%	93%	94%
新潟県	1.60%	68%	70%	70%	71%	72%	73%
富山県	1.20%	92%	93%	93%	94%	94%	93%
石川県	0.60%	80%	83%	86%	88%	88%	88%
福井県	2.00%	43%	50%	55%	58%	62%	65%
山梨県	1.30%	67%	67%	70%	71%	71%	74%
長野県	1.50%	98%	98%	98%	98%	98%	98%
岐阜県	3.80%	46%	59%	60%	62%	62%	63%
静岡県	2.50%	67%	71%	73%	75%	75%	74%
愛知県	2.20%	85%	87%	89%	90%	91%	91%
三重県	2.20%	58%	60%	61%	61%	62%	92%
滋賀県	2.00%	77%	77%	78%	78%	79%	79%
京都府	2.90%	71%	72%	74%	74%	75%	76%
大阪府	3.00%	50%	77%	81%	82%	83%	84%
兵庫県	2.60%	82%	83%	84%	84%	85%	84%
奈良県	4.20%	69%	71%	75%	77%	79%	80%
和歌山県	2.60%	73%	73%	73%	73%	73%	73%
鳥取県	1.10%	32%	37%	40%	43%	46%	49%
島根県	0.90%	47%	48%	48%	47%	46%	50%
岡山県	4.40%	74%	80%	80%	82%	83%	84%
広島県	3.80%	72%	73%	74%	74%	75%	76%
山口県	1.40%	85%	66%	67%	68%	90%	87%
徳島県	4.40%	81%	82%	81%	81%	82%	71%
香川県	1.20%	78%	80%	82%	82%	81%	74%
愛媛県	2.50%	66%	68%	70%	73%	75%	78%
高知県	1.80%	76%	75%	77%	78%	79%	80%
福岡県	2.00%	52%	54%	73%	77%	78%	80%
佐賀県	2.40%	76%	78%	80%	82%	83%	87%
長崎県	2.00%	48%	52%	54%	58%	58%	75%
熊本県	3.30%	54%	57%	63%	68%	72%	72%
大分県	2.00%	89%	92%	93%	93%	94%	94%
宮崎県	2.70%	50%	53%	55%	57%	60%	59%
鹿児島県	7.80%	40%	43%	49%	54%	58%	63%
沖縄県	1.80%	74%	76%	73%	67%	66%	71%

児童発達支援の個別サポート加算Ⅰの算定率は全体としては 4 月から 9 月にかけて上昇傾向であるが（4 月 68%→9 月 80%）、都道府県別に見ると 4 月当初から高い算定率の都道府県もあり（宮城県では 4 月：92%）、一方で低い算定率で 9 月まで推移している都道府県（鳥取県では 9 月でも 49%　※回答率も 73.7%であり信頼度は高い）もあるなど、差が大きく見られる。

詳細は、自治体調査_資料集 P2：全国及び都道部県別回答人口数・給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

放課後等デイサービス		算定率					
都道府県	給付率	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全国	2.20%	20%	20%	21%	21%	22%	22%
北海道	3.40%	13%	13%	13%	14%	14%	15%
青森県	1.60%	35%	37%	38%	39%	40%	42%
岩手県	1.90%	32%	33%	33%	33%	34%	34%
宮城県	1.70%	9%	12%	13%	15%	18%	20%
秋田県	1.60%	27%	28%	30%	29%	29%	29%
山形県	1.70%	25%	26%	26%	28%	29%	27%
福島県	2.10%	25%	26%	26%	27%	28%	30%
茨城県	1.90%	25%	26%	27%	28%	28%	21%
栃木県	2.20%	24%	24%	25%	26%	26%	26%
群馬県	1.60%	37%	37%	37%	37%	38%	39%
埼玉県	1.70%	25%	25%	25%	26%	26%	26%
千葉県	1.90%	21%	21%	22%	23%	23%	24%
東京都	1.70%	22%	23%	23%	24%	24%	25%
神奈川県	2.10%	25%	25%	26%	26%	26%	26%
新潟県	1.50%	20%	21%	22%	23%	24%	25%
富山県	1.20%	16%	16%	17%	18%	18%	18%
石川県	2.10%	27%	27%	27%	28%	28%	27%
福井県	1.60%	23%	23%	24%	24%	24%	24%
山梨県	1.70%	26%	29%	30%	31%	31%	33%
長野県	1.70%	17%	17%	17%	17%	17%	17%
岐阜県	1.80%	10%	12%	12%	12%	12%	13%
静岡県	2.70%	17%	18%	19%	19%	19%	19%
愛知県	2.00%	21%	21%	21%	22%	23%	23%
三重県	2.10%	17%	17%	18%	18%	18%	23%
滋賀県	2.00%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
京都府	2.50%	12%	14%	15%	16%	16%	17%
大阪府	2.60%	20%	21%	21%	22%	22%	22%
兵庫県	2.40%	13%	14%	14%	14%	15%	16%
奈良県	3.00%	20%	20%	21%	21%	22%	22%
和歌山県	2.80%	11%	11%	11%	12%	13%	11%
鳥取県	1.80%	18%	20%	20%	20%	21%	21%
島根県	2.30%	23%	24%	25%	26%	27%	28%
岡山県	3.10%	13%	13%	13%	14%	14%	14%
広島県	4.00%	13%	13%	13%	13%	13%	14%
山口県	1.50%	44%	33%	30%	32%	44%	42%
徳島県	2.90%	13%	14%	15%	15%	15%	15%
香川県	1.90%	23%	23%	22%	23%	23%	21%
愛媛県	2.30%	25%	25%	25%	26%	25%	25%
高知県	1.90%	18%	18%	19%	19%	20%	21%
福岡県	2.50%	22%	23%	23%	25%	26%	27%
佐賀県	2.80%	18%	18%	19%	19%	19%	19%
長崎県	2.60%	16%	16%	18%	18%	19%	30%
熊本県	3.40%	11%	14%	16%	17%	18%	19%
大分県	2.20%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
宮崎県	1.90%	25%	25%	27%	27%	27%	28%
鹿児島県	3.80%	20%	21%	21%	21%	21%	21%
沖縄県	2.60%	16%	15%	16%	15%	16%	18%

放課後等デイサービスでも同様で、全体の算定率は 4 月から 9 月まで微増だが（4 月：20%→9 月：22%）、都道府県別で見ると増加傾向にもバラツキが見られる。

詳細は、自治体調査_資料集 P3：全国及び都道部県別回答人口数・給付数・個別サポート加算 I 数・算定率（放課後等デイサービス）

地域別

地域別の算定率には児童発達支援・放課後等デイサービスとも違いが見られる。どの地域でも増加傾向にあるが、児童発達支援では北海道・東北、九州は全国平均よりも低く、四国に至っては 9 月の時点で減少している。放課後等デイサービスでは、北海道・東北、東海・北陸、近畿、中国が全国平均よりも低く、関東の算定率が高いため（また算定数も多いため）全国平均を押し上げている。

地域別　給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

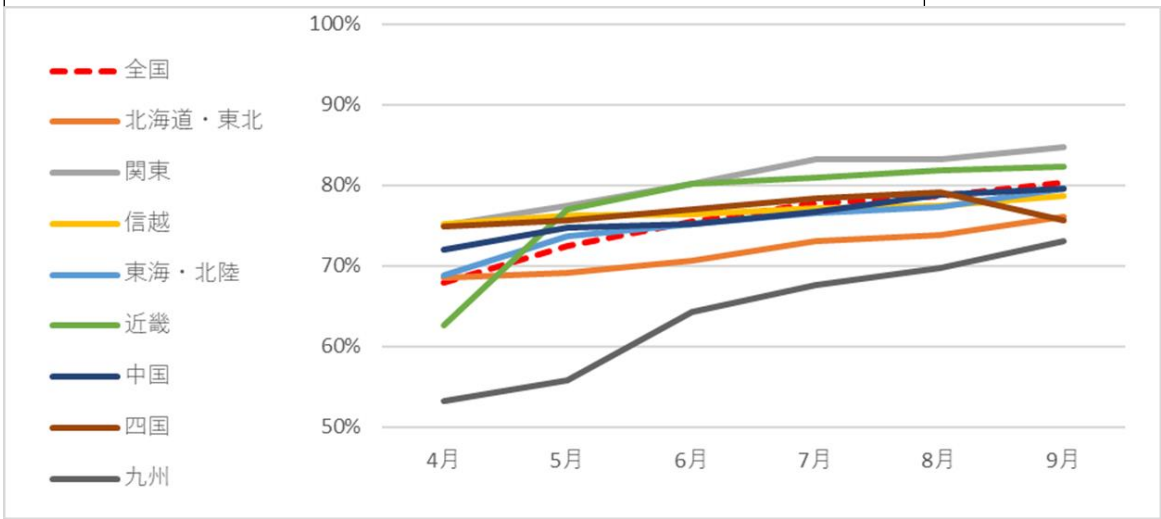

詳細は、自治体調査_資料集 P19・20：地域別 給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率

都市区分別

都市区分別でも違いが見られ、児童発達支援では一般市、町村が全国平均よりも低い。なお、町村においては増加率も低く、度数分布による算定率による違いを見ると算定率が低い自治体が多く見られる。より詳細を見ても他の都市区分とは分布の違いがあるのがわかる

都市区分別　給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

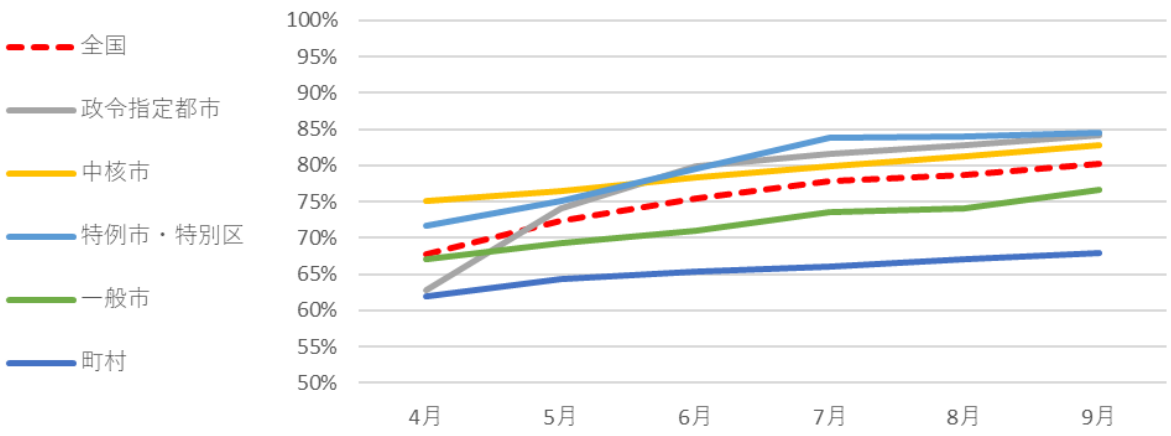

詳細は、自治体調査_資料集 P21：都市区分別 給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

都市区分別　個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布（児童発達支援）

児童発達支援 算定率						
政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	2	0	0	0	0	0
～50%未満	3	3	2	1	0	0
～75%未満	1	3	2	3	3	3
～100%	9	9	11	11	12	12
中核市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	3	2	1	0	0	0
～50%未満	0	1	1	2	1	1
～75%未満	6	5	6	6	7	5
～100%	26	22	22	22	22	25
特例市・特別区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	2	1	0	0	0	0
～50%未満	4	4	4	3	3	2
～75%未満	5	6	5	4	4	5
～100%	26	23	24	28	28	27
一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	68	53	45	35	25	20
～50%未満	41	42	48	41	45	44
～75%未満	70	71	70	73	78	74
～100%	213	152	160	172	181	193
町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	33	29	29	29	26	20
～50%未満	14	17	16	17	16	18
～75%未満	24	21	19	18	22	23
～100%	75	43	47	48	48	52

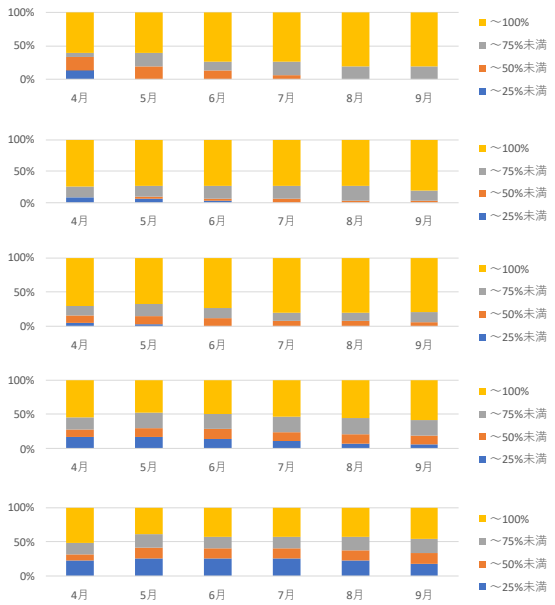

詳細は、自治体調査_資料集 P22：個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布（児童発達支援）

都市区分別　個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布：詳細（児童発達支援）

児童発達支援 算定率

政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	1	0	0	0	0	0
～20%未満	0	0	0	0	0	0
～30%未満	2	1	0	0	0	0
～40%未満	0	1	0	0	0	0
～50%未満	2	1	2	1	0	0
～60%未満	1	1	1	1	1	1
～70%未満	0	2	0	1	2	2
～80%未満	1	1	2	2	3	2
～90%未満	6	5	7	7	6	6
～100%	2	3	3	3	3	4

児童発達支援 算定率

一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	46	30	22	18	18	14
～20%未満	16	19	11	8	4	4
～30%未満	17	18	23	14	12	8
～40%未満	17	16	18	21	19	16
～50%未満	13	12	19	15	17	22
～60%未満	22	18	16	23	24	18
～70%未満	28	39	34	27	34	35
～80%未満	38	41	47	54	47	47
～90%未満	57	54	54	56	58	64
～100%	138	142	147	154	157	170

中核市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	2	0	0	0	0	0
～20%未満	0	1	0	0	0	0
～30%未満	1	1	1	0	0	0
～40%未満	0	1	1	1	0	0
～50%未満	0	0	0	1	1	1
～60%未満	3	3	3	0	1	1
～70%未満	1	1	2	5	4	3
～80%未満	9	4	4	3	5	4
～90%未満	6	11	10	10	9	11
～100%	13	12	13	14	15	17

町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	28	24	23	19	20	16
～20%未満	4	4	2	6	3	3
～30%未満	4	5	6	5	7	5
～40%未満	7	9	10	7	8	8
～50%未満	4	4	4	9	4	6
～60%未満	10	7	8	5	6	10
～70%未満	8	10	7	9	12	8
～80%未満	12	10	11	12	15	12
～90%未満	12	14	18	17	13	17
～100%	57	60	57	58	60	63

特例市・特別区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	1	0	0	0	0	0
～20%未満	0	1	0	0	0	0
～30%未満	3	0	0	0	0	0
～40%未満	1	3	1	1	0	0
～50%未満	1	1	3	2	3	2
～60%未満	1	2	0	1	1	2
～70%未満	4	4	5	3	2	2
～80%未満	4	4	2	1	1	2
～90%未満	6	6	10	11	13	12
～100%	16	16	16	18	17	17

詳細は、自治体調査_資料集 P23：個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布：詳細（児童発達支援）

放課後等デイサービスでは児童発達支援とは違い、政令指定都市が全国平均よりも低いが、全体としては僅かな差であり（最も高い特例市・特別区は 23%、最も低いのが町村で 21%）、全体的に大きな違いは見られない。ただし、度数分布による詳細を見ると、児童発達支援と同様に町村は他の都市区分とは分布の違いが見られる。詳細においても同様で、町村は算定率が 10%未満の自治体多く、個別サポート加算Ⅰの算定への対応が二分されていることが推測される。

都市区分別　給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（放課後等デイサービス）

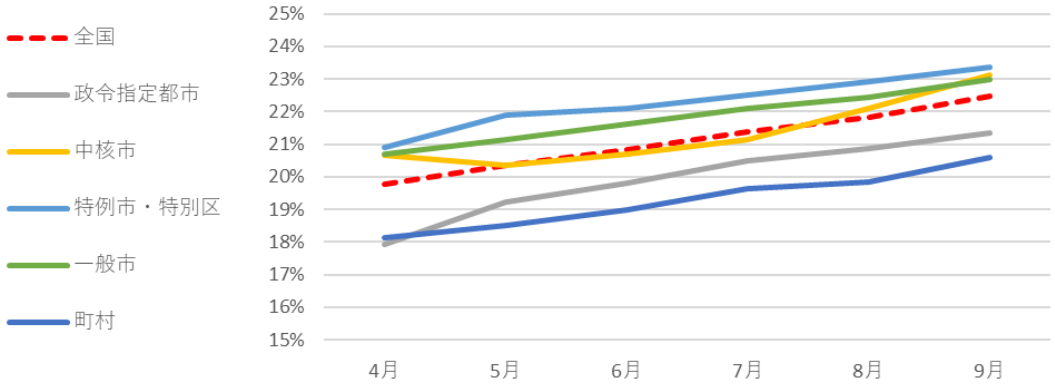

詳細は、自治体調査_資料集 P24：都市区分別 給付数・個別サポート加算Ⅰ 数・算定率（放課後等デイサービス）

都市区分別　個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布（放課後等デイサービス）

放課後等デイサービス 算定率

政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	2	1	1	0	0	0
～15%未満	3	4	4	3	2	2
～20%未満	5	3	2	4	5	5
20%以上	5	7	8	8	8	8
中核市	**4月**	**5月**	**6月**	**7月**	**8月**	**9月**
～10%未満	4	4	4	4	3	3
～15%未満	5	5	5	4	4	4
～20%未満	6	5	3	3	3	2
20%以上	20	20	22	23	25	28
特例市・特別区	**4月**	**5月**	**6月**	**7月**	**8月**	**9月**
～10%未満	3	2	2	2	2	1
～15%未満	5	4	2	2	2	3
～20%未満	8	8	11	8	9	9
20%以上	21	23	22	25	24	24
一般市	**4月**	**5月**	**6月**	**7月**	**8月**	**9月**
～10%未満	71	62	57	51	48	47
～15%未満	64	64	68	63	63	62
～20%未満	65	63	60	62	56	57
20%以上	191	199	205	214	222	232
町村	**4月**	**5月**	**6月**	**7月**	**8月**	**9月**
～10%未満	53	51	54	53	52	50
～15%未満	16	16	16	11	14	15
～20%未満	27	29	24	24	23	22
20%以上	51	51	53	59	59	61

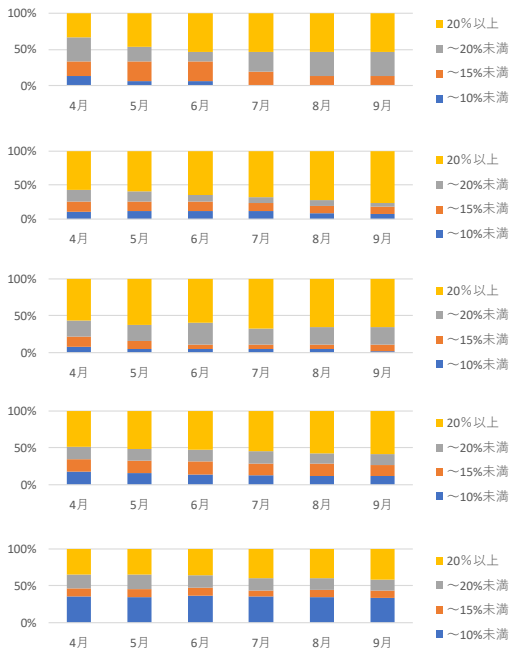

詳細は、自治体調査_資料集 P25：個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布（放課後等デイサービス）

都市区分別　個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布：詳細（放課後等デイサービス）

放課後等デイサービス 算定率

政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	1	0	0	0	0	0
～10%未満	1	1	1	0	0	0
～15%未満	3	4	4	3	2	2
～20%未満	5	3	2	4	5	5
～25%未満	2	4	5	5	5	4
～30%未満	2	2	2	2	2	3
～35%未満	0	0	0	0	0	0
～40%未満	1	1	1	1	1	1
～45%未満	0	0	0	0	0	0
～50%未満	0	0	0	0	0	0
50%以上	0	0	0	0	0	0

中核市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	0	0	0	0	0	0
～10%未満	4	4	4	4	3	3
～15%未満	5	5	5	4	4	4
～20%未満	6	5	3	3	3	2
～25%未満	7	7	9	8	8	7
～30%未満	5	6	6	8	9	12
～35%未満	6	5	4	3	2	2
～40%未満	0	1	2	3	4	4
～45%未満	0	0	0	0	0	0
～50%未満	0	0	0	0	0	0
50%以上	2	1	1	1	2	3

特例市・特別区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	2	0	0	0	0	0
～10%未満	1	2	2	2	2	1
～15%未満	5	4	2	2	2	3
～20%未満	8	8	11	8	9	9
～25%未満	10	11	10	12	12	9
～30%未満	3	4	3	3	3	5
～35%未満	4	5	5	6	3	3
～40%未満	3	1	1	2	3	4
～45%未満	1	2	3	1	2	2
～50%未満	0	0	0	1	0	0
50%以上	0	0	0	0	1	1

算定率

一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	35	30	28	22	20	16
～10%未満	36	32	29	29	28	31
～15%未満	64	64	68	63	63	62
～20%未満	65	63	60	62	56	57
～25%未満	55	59	59	66	65	66
～30%未満	41	43	45	41	52	53
～35%未満	23	26	28	31	28	32
～40%未満	28	28	23	26	24	26
～45%未満	18	16	20	20	23	21
～50%未満	4	3	4	5	5	6
50%以上	22	24	26	25	25	28

町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	30	28	28	27	29	24
～10%未満	23	23	26	26	23	26
～15%未満	16	16	16	11	14	15
～20%未満	27	29	24	24	23	22
～25%未満	14	12	16	19	19	19
～30%未満	11	12	10	11	11	11
～35%未満	3	4	3	6	7	5
～40%未満	6	7	8	6	5	8
～45%未満	3	3	4	5	4	4
～50%未満	3	1	0	0	1	1
50%以上	11	12	12	12	12	13

詳細は、自治体調査_資料集 P26：個別サポート加算Ⅰ算定率　度数分布：詳細（放課後等デイサービス）

給付率と個別サポート加算Ⅰの算定率の関係

給付率に違いが見られたため、都道部県別の給付率×個別サポート加算Ⅰの算定率の散布図を見ると児童発達支援ではやや負の相関関係だが、放課後等デイサービスでは中程度の負の相関関係が見られた。これは児童発達支援に比べ、放課後等デイサービスにおいて給付率が個別サポート加算Ⅰの算定率に影響を与えていることが考えられる。具体的には、給付率が低い都道府県では手帳の所持を給付決定の要件にしていることも多く、その場合、子どもの状態像は重くなり、個別サポート加算Ⅰが算定される率も高くなると考えられる。特に放課後等デイサービスにおいては、個別サポート加算Ⅰの対象とならない児童も広く給付対象としていると考えられる。

都道部県別　給付率・個別サポート加算Ⅰ算定率の散布図

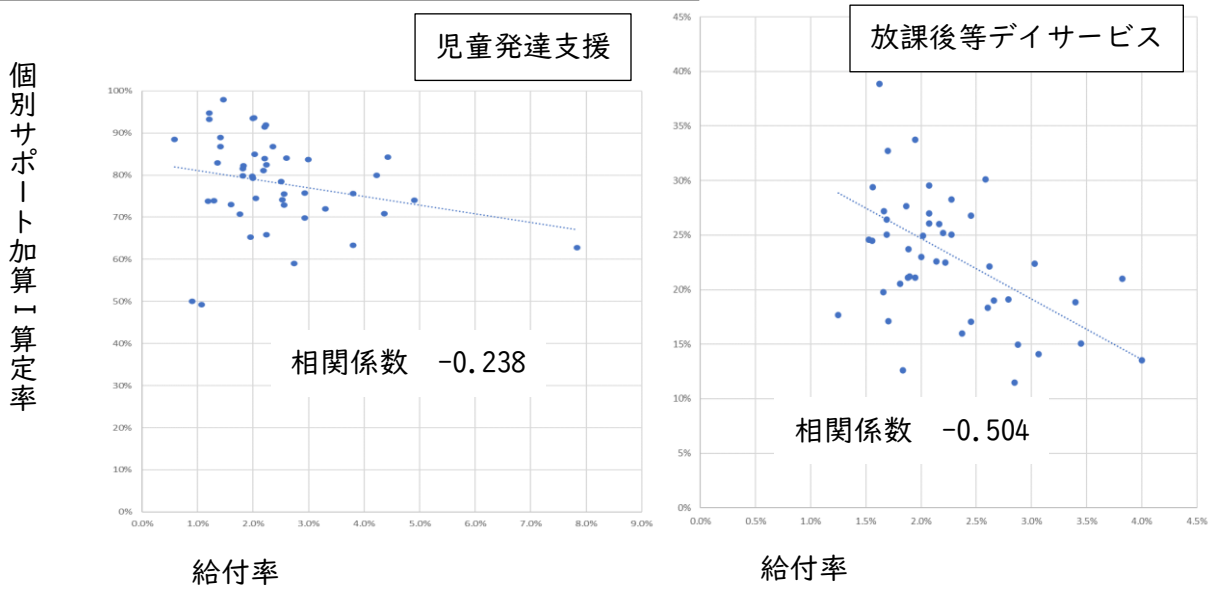

詳細は、自治体調査_資料集 P4：都道部県別 給付率・個別サポート加算Ⅰ 算定率の散布図

また、実際に給付決定をしている自治体別で見ても、児童発達支援、放課後等デイサービスともに弱い負の相関関係が見られた。都道府県ほどではないが、給付率が高い自治体ほど個別サポート加算Ⅰの算定率は低い傾向があり、給付決定の違いが加算対象に影響を及ぼしていると考えられる。

自治体別　給付率・個別サポート加算Ⅰ算定率の散布図

※給付数 10 人未満の自治体を除く
※極端な給付率（外れ値）を除く

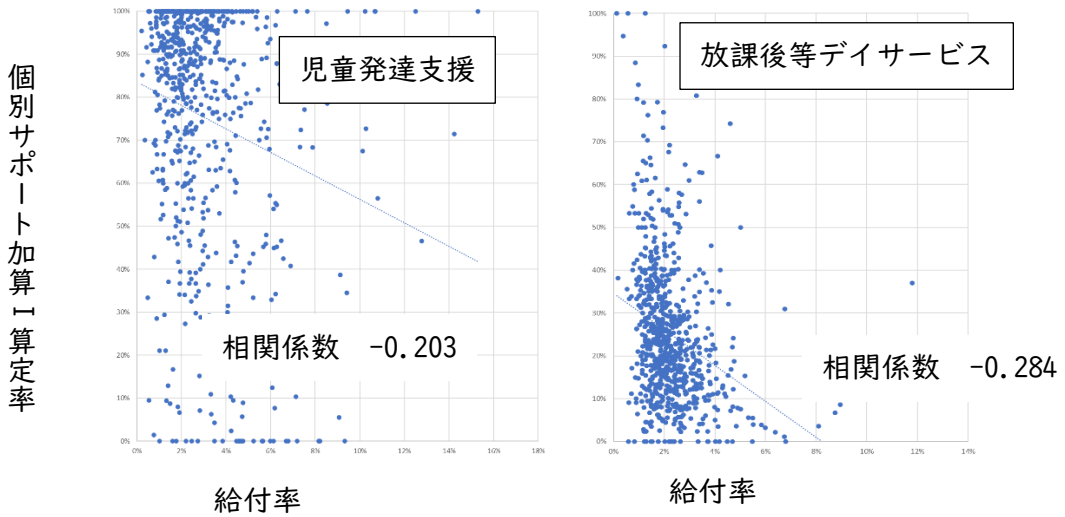

都市区分別で見ると、児童発達支援では中核市、特例市・特別区、一般市でほぼ相関関係は見られなかったが、放課後等デイサービスではすべての都市区分で弱～中程度の負の相関関係が見られた。これは、同じ都市区分の中でも事業形態で違いが見られることを意味している。児童発達支援ではそもそも個別サポート加算Ⅰの算定率は高く、給付率が高くても算定される児童が多く含まれやすく、加算算定率が低い放課後等デイサービスでは給付率が高くなればなるほど算定非該当者が多くなるためと推測される。なお、政令市や中核市等に比べ人口規模の小さい一般市や町村においては、下図を見ても分かるように加算算定率にバラツキが大きく、算定方法等のバラツキも推測される。

都市区分別　給付率・個別サポート加算Ⅰ算定率の散布図

政令指定都市

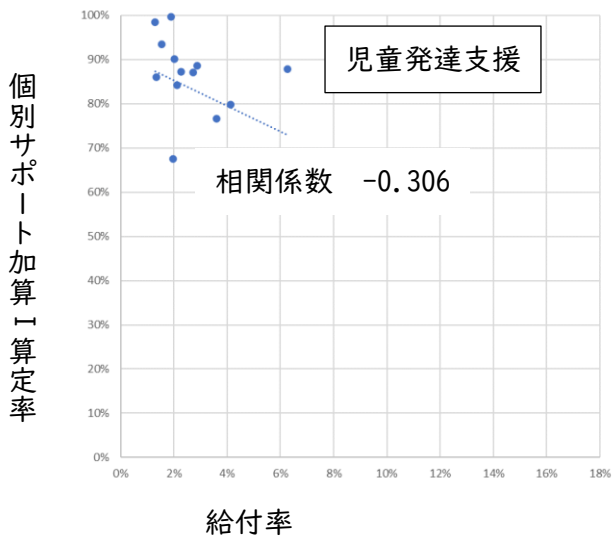

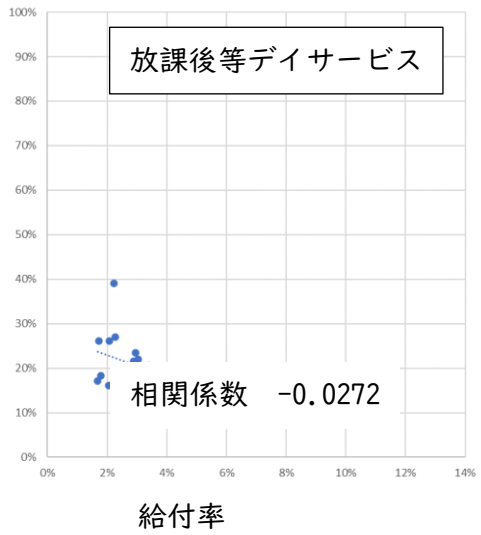

中核市

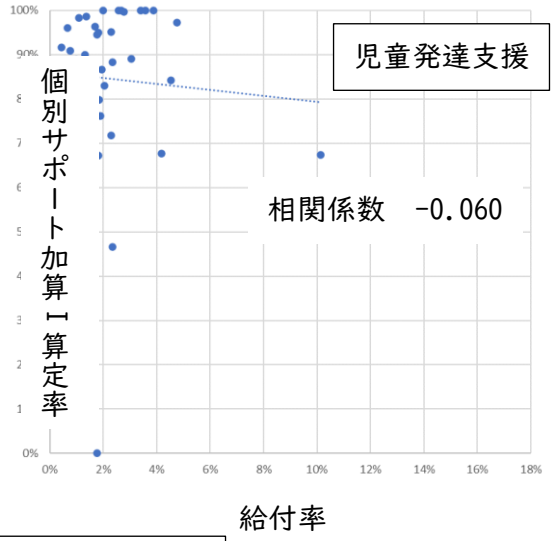

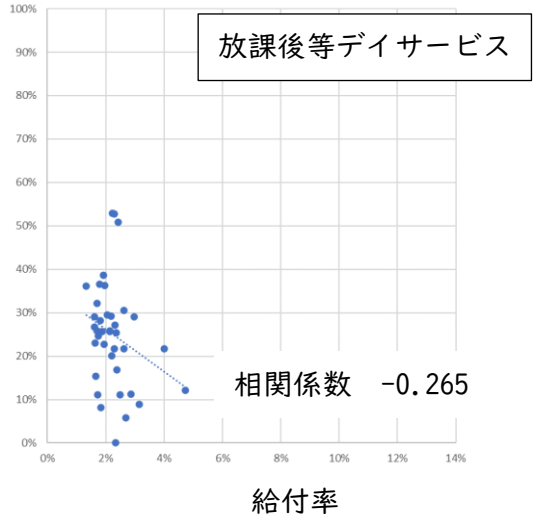

特例市・特別区

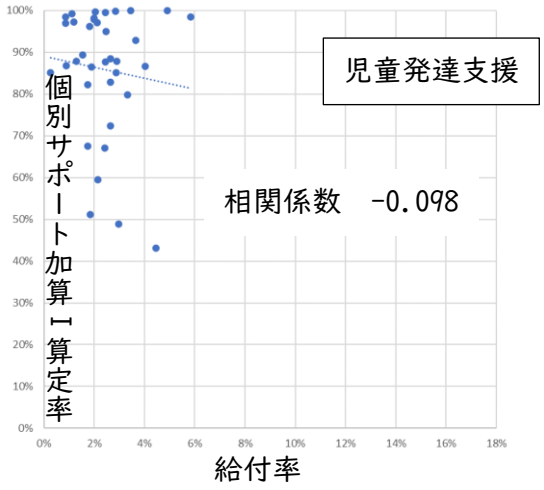

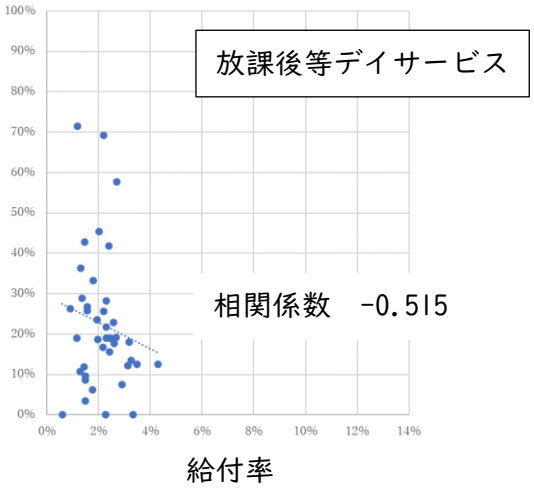

一般市

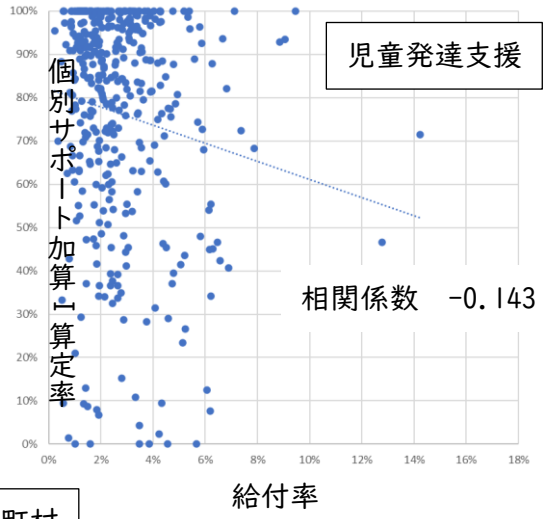

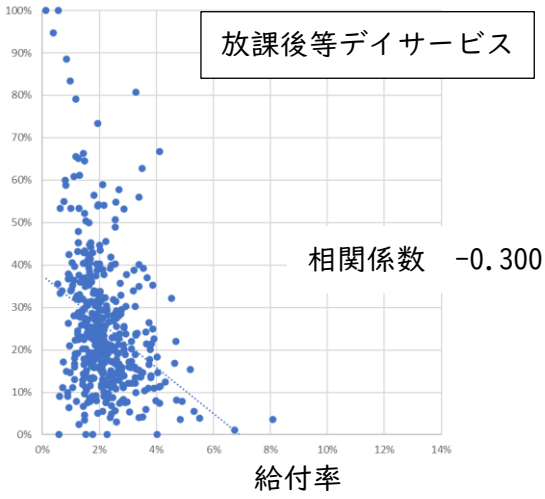

町村

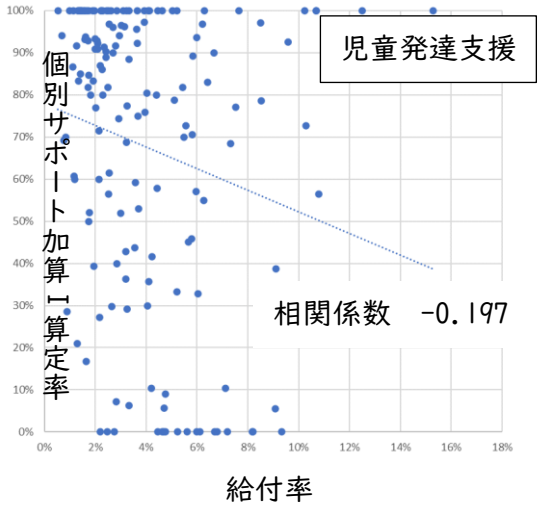

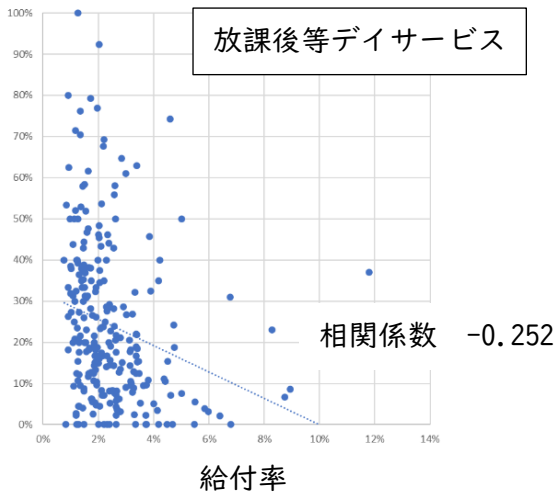

詳細は、自治体調査_資料集 P6～10：都市区分別 給付 率 ・個別サポート加算 Ⅰ 算定率 の散布図

年齢別：個別サポート加算Ⅰの算定率は自治体による違いが見られる（都道府県・都市区分・地域）

全国・都道府県

上記の月別と同様に 9 月時点の年齢別でみても都道府県による違いが見られる。全体としては未就学児は年齢が上がるにつれて減少傾向にあるが（0 歳児：92%→5 歳児：76%、都道府県によっては減少傾向が低い都道府県（宮城県は 5 歳児でも 94%）もあれば減少が大きい都道府県もある（福島県では 5 歳児では 42%）。また、年齢別の給付数の違いも多く、各都道府県で算定率に影響していることが考えられる。

小学生以上では年齢があがるにつれて算定率はやや増加傾向にあるが、未就学児と同様に算定率の状況には都道府県ごとに違いが見られる。

全国及び都道府県別×年齢別　個別サポート加算Ⅰ算定率

※0 歳児～高校 3 年生までは入力があった自治体のみ

※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ 算定率

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	92%	88%	88%	83%	81%	76%	22%	21%	21%	21%	21%	21%	23%	25%	26%	28%	30%	31%	80%	24%	25%	43%
北海道	97%	91%	85%	77%	74%	67%	10%	12%	13%	14%	15%	15%	16%	18%	18%	21%	25%	30%	74%	14%	20%	36%
青森県	-	100%	96%	91%	86%	77%	43%	38%	37%	41%	41%	30%	49%	41%	35%	49%	37%	40%	83%	42%	42%	55%
岩手県	100%	70%	80%	81%	80%	75%	49%	33%	33%	35%	34%	30%	30%	42%	43%	42%	43%	36%	82%	39%	35%	49%
宮城県	100%	100%	97%	97%	96%	94%	25%	17%	17%	20%	17%	17%	15%	19%	17%	17%	28%	23%	96%	21%	20%	37%
秋田県	50%	75%	97%	94%	90%	91%	27%	36%	28%	26%	23%	24%	27%	31%	42%	33%	33%	43%	84%	29%	33%	45%
山形県	100%	80%	91%	95%	86%	65%	34%	14%	21%	26%	33%	15%	23%	31%	31%	28%	35%	33%	82%	32%	29%	48%
福島県	100%	100%	73%	59%	45%	42%	33%	26%	29%	33%	29%	33%	26%	26%	34%	40%	31%	45%	66%	40%	29%	46%
茨城県	100%	93%	83%	79%	75%	68%	17%	21%	23%	19%	19%	19%	23%	33%	25%	28%	30%	31%	75%	20%	25%	41%
栃木県	100%	86%	96%	79%	68%	58%	23%	24%	24%	28%	22%	25%	25%	26%	23%	36%	34%	37%	70%	25%	28%	42%
群馬県	100%	45%	43%	68%	77%	69%	37%	29%	29%	33%	41%	36%	39%	31%	40%	44%	37%	35%	89%	52%	38%	58%
埼玉県	100%	95%	94%	90%	84%	81%	34%	25%	23%	25%	23%	25%	24%	28%	26%	31%	33%	31%	86%	29%	28%	47%
千葉県	100%	94%	92%	83%	84%	78%	22%	22%	21%	21%	22%	23%	25%	24%	31%	30%	30%	28%	82%	25%	26%	46%
東京都	90%	82%	92%	88%	85%	84%	23%	21%	25%	23%	26%	25%	27%	28%	28%	30%	36%	32%	84%	26%	28%	50%
神奈川県	88%	97%	99%	96%	95%	92%	25%	25%	22%	24%	23%	22%	27%	28%	27%	30%	35%	33%	94%	26%	30%	48%
新潟県	50%	80%	77%	83%	81%	62%	12%	19%	17%	15%	19%	25%	22%	20%	17%	24%	34%	26%	73%	26%	29%	40%
富山県	67%	100%	95%	100%	95%	88%	16%	15%	8%	6%	21%	19%	24%	31%	14%	21%	22%	35%	94%	15%	23%	39%
石川県	100%	100%	100%	92%	95%	89%	29%	27%	22%	32%	31%	22%	33%	28%	30%	28%	24%	30%	89%	28%	34%	37%
福井県	-	100%	82%	54%	74%	74%	33%	16%	14%	25%	20%	38%	14%	25%	0%	25%	33%	50%	65%	28%	22%	40%
山梨県	-	100%	69%	71%	66%	75%	33%	25%	32%	28%	30%	37%	38%	33%	35%	31%	23%	40%	74%	42%	34%	49%
長野県	100%	100%	100%	98%	99%	99%	46%	19%	14%	12%	16%	12%	13%	18%	17%	15%	25%	14%	99%	21%	17%	37%
岐阜県	100%	84%	98%	82%	76%	64%	18%	11%	21%	15%	20%	13%	15%	21%	18%	25%	24%	20%	63%	18%	13%	40%
静岡県	100%	100%	90%	78%	75%	74%	19%	16%	17%	17%	17%	16%	21%	20%	22%	25%	25%	30%	74%	18%	24%	36%
愛知県	100%	96%	98%	91%	89%	88%	22%	25%	24%	22%	18%	20%	21%	20%	28%	27%	25%	33%	91%	24%	25%	47%
三重県	50%	39%	57%	64%	68%	72%	17%	18%	14%	13%	16%	11%	15%	16%	19%	19%	16%	19%	92%	18%	15%	36%
滋賀県	86%	84%	88%	86%	88%	84%	26%	32%	26%	24%	27%	22%	21%	32%	33%	30%	42%	37%	79%	27%	29%	43%
京都府	100%	86%	84%	81%	74%	70%	-	12%	18%	15%	17%	13%	17%	20%	20%	-	26%	20%	76%	16%	20%	36%
大阪府	98%	88%	86%	86%	81%	78%	19%	19%	22%	21%	21%	22%	23%	25%	25%	29%	31%	30%	85%	23%	24%	44%
兵庫県	100%	98%	97%	79%	83%	75%	16%	16%	17%	20%	20%	21%	21%	22%	31%	28%	26%	30%	84%	18%	20%	42%
奈良県	-	78%	81%	78%	80%	75%	23%	22%	22%	22%	28%	22%	21%	29%	27%	27%	26%	30%	81%	33%	20%	48%
和歌山県	71%	61%	62%	70%	79%	83%	13%	15%	7%	7%	9%	14%	13%	10%	12%	14%	10%	11%	73%	11%	12%	30%
鳥取県	-	80%	95%	81%	58%	58%	22%	19%	20%	19%	18%	20%	11%	19%	18%	17%	26%	36%	54%	26%	26%	34%
島根県	50%	100%	56%	62%	51%	53%	25%	30%	33%	29%	34%	24%	21%	22%	24%	32%	25%	39%	59%	30%	25%	32%
岡山県	70%	84%	92%	88%	87%	78%	12%	13%	13%	14%	11%	14%	14%	17%	21%	24%	29%	30%	84%	13%	18%	43%
広島県	100%	100%	100%	93%	95%	90%	24%	20%	23%	10%	15%	14%	18%	15%	30%	19%	8%	19%	75%	22%	15%	40%
山口県	-	75%	86%	85%	81%	92%	34%	52%	44%	46%	37%	44%	42%	41%	35%	45%	48%	31%	86%	43%	40%	55%
徳島県	-	110%	107%	97%	84%	72%	8%	9%	8%	19%	28%	19%	21%	16%	31%	11%	31%	37%	71%	17%	23%	40%
香川県	-	100%	61%	59%	38%	43%	21%	21%	30%	28%	13%	11%	32%	23%	26%	30%	10%	22%	75%	30%	20%	41%
愛媛県	100%	76%	89%	87%	84%	80%	27%	31%	17%	29%	31%	32%	28%	31%	43%	21%	38%	32%	78%	33%	31%	49%
高知県	100%	93%	94%	78%	75%	78%	17%	27%	13%	12%	24%	18%	26%	27%	30%	21%	50%	33%	81%	19%	29%	41%
福岡県	73%	85%	80%	81%	80%	77%	26%	27%	28%	28%	24%	24%	29%	28%	28%	33%	29%	39%	81%	28%	27%	43%
佐賀県	-	100%	100%	94%	89%	78%	50%	13%	14%	14%	18%	19%	25%	14%	22%	27%	26%	33%	90%	29%	18%	42%
長崎県	-	100%	65%	65%	62%	56%	40%	27%	32%	34%	33%	29%	31%	28%	29%	46%	16%	22%	76%	36%	21%	42%
熊本県	100%	97%	85%	80%	70%	58%	18%	20%	20%	19%	20%	18%	21%	26%	21%	28%	34%	31%	68%	25%	23%	41%
大分県	100%	100%	100%	97%	94%	89%	26%	30%	21%	21%	20%	30%	23%	21%	31%	20%	34%	35%	90%	24%	26%	44%
宮崎県	0%	17%	54%	62%	49%	30%	16%	12%	16%	13%	19%	26%	0%	28%	9%	25%	0%	14%	59%	39%	23%	44%
鹿児島県	92%	92%	75%	68%	62%	54%	20%	21%	19%	20%	20%	19%	28%	31%	32%	37%	37%	27%	62%	21%	29%	42%
沖縄県	100%	90%	76%	73%	76%	77%	14%	10%	13%	9%	14%	10%	16%	13%	19%	14%	18%	24%	68%	24%	19%	36%

詳細は、自治体調査_資料集 P29：都全国及び都道府県別年齢別 個別サポート加算Ⅰ算定率

地域別

地域別でみると関東と東海・北陸が 5 歳児までは高い値を示していることがわかる。逆に放課後等デイサービスでは九州が高校 3 年生までが高い値を維持している。

地域別×年齢別　給付決定数個別サポート加算Ⅰ決定数・算定率

※0 歳児～高校 3 年生までは入力があった自治体のみ

児童発達支援+放デイ 給付決定

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	269	2,060	8,644	14,783	19,494	23,058	18,126	17,501	16,822	15,389	14,329	12,709	10,503	8,964	7,912	6,508	5,911	5,598	83,971	118,460	56,691	259,122
北海道・東北	36	366	1,393	2,517	3,172	3,912	3,242	3,145	2,826	2,615	2,488	2,246	1,815	1,597	1,381	1,110	988	954	12,902	18,885	8,727	40,514
関東	124	905	3,468	6,211	8,399	10,111	7,182	6,740	6,525	6,004	5,691	5,034	4,110	3,586	3,074	2,630	2,407	2,291	34,389	44,484	21,789	100,662
信越	7	16	115	293	397	539	496	493	457	431	401	345	312	245	234	225	181	195	1,675	3,248	1,668	6,591
東海・北陸	29	216	1,371	1,972	2,444	2,687	2,170	2,305	2,446	2,251	1,961	1,822	1,547	1,281	1,201	940	872	835	10,528	15,816	8,044	34,388
近畿	60	481	1,897	2,838	3,643	3,886	3,642	3,506	3,362	2,976	2,801	2,392	2,088	1,738	1,548	1,258	1,163	1,067	18,072	26,532	12,860	57,464
中国	13	76	400	952	1,439	1,923	1,394	1,312	1,206	1,112	987	870	631	517	474	345	300	256	6,405	9,495	3,603	19,503
四国	7	44	159	339	419	469	387	370	359	343	313	228	210	167	166	140	120	124	2,086	3,093	1,361	6,540
九州	42	435	1,427	2,629	3,351	4,273	3,687	3,819	3,568	3,306	2,938	2,451	1,882	1,559	1,289	1,008	945	891	16,991	26,884	10,236	54,111

児童発達支援+放デイ 個別サポート加算I

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	249	1,803	7,732	12,506	16,026	17,943	3,880	3,561	3,480	3,251	3,036	2,694	2,401	2,190	2,000	1,810	1,776	1,704	68,811	24,894	21,145	114,850
北海道・東北	35	331	1,199	1,990	2,369	2,690	574	524	488	501	474	418	351	348	308	280	280	297	9,786	3,548	3,039	16,373
関東	118	788	3,183	5,443	7,175	8,264	1,825	1,567	1,511	1,429	1,358	1,202	1,083	997	853	813	813	727	29,231	10,881	9,288	49,400
信越	5	14	95	253	328	377	109	97	77	67	76	76	62	50	44	50	53	45	1,315	761	574	2,650
東海・北陸	26	192	1,261	1,650	1,981	2,107	448	473	483	441	372	324	338	272	288	242	213	246	8,411	3,040	2,673	14,124
近畿	56	413	1,631	2,340	2,942	2,982	683	657	682	602	578	499	443	412	389	335	336	307	14,934	5,042	4,243	24,219
中国	9	65	363	830	1,231	1,523	241	243	239	211	178	175	124	111	118	90	81	82	5,134	1,622	1,328	8,084
四国	7	40	146	287	322	341	64	81	52	70	78	49	55	41	54	29	42	40	1,583	579	479	2,641
九州	36	388	1,125	2,016	2,407	2,780	920	868	814	763	654	537	479	399	342	304	275	290	12,196	6,021	4,743	22,960

児童発達支援+放デイ 算定率

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	93%	88%	89%	85%	82%	78%	21%	20%	21%	21%	21%	21%	23%	24%	25%	28%	30%	30%	82%	21%	37%	44%
北海道・東北	97%	90%	86%	79%	75%	69%	18%	17%	17%	19%	19%	19%	19%	22%	22%	25%	28%	31%	76%	19%	35%	40%
関東	95%	87%	92%	88%	85%	82%	25%	23%	23%	24%	24%	24%	26%	28%	28%	31%	34%	32%	85%	24%	43%	49%
信越	71%	88%	83%	86%	83%	70%	22%	20%	17%	16%	19%	22%	20%	20%	19%	22%	29%	23%	79%	23%	34%	40%
東海・北陸	90%	89%	92%	84%	81%	78%	21%	21%	20%	20%	19%	18%	22%	21%	24%	26%	24%	29%	80%	19%	33%	41%
近畿	93%	86%	86%	82%	81%	77%	19%	19%	20%	20%	21%	21%	21%	24%	25%	27%	29%	29%	83%	19%	33%	42%
中国	69%	86%	91%	87%	86%	79%	17%	19%	20%	19%	18%	20%	20%	21%	25%	26%	27%	32%	80%	17%	37%	41%
四国	100%	91%	92%	85%	77%	73%	17%	22%	14%	20%	25%	21%	26%	25%	33%	21%	35%	32%	76%	19%	35%	40%
九州	86%	89%	79%	77%	72%	65%	25%	23%	23%	23%	22%	22%	25%	26%	27%	30%	29%	33%	72%	22%	46%	42%

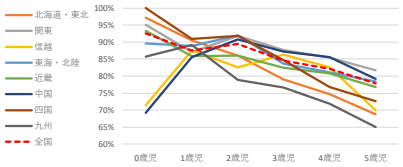

児童発達支援

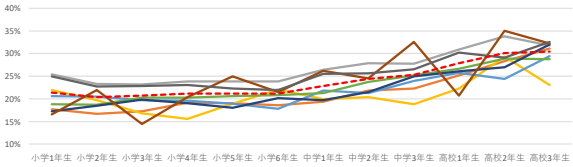

放課後デイサービス

詳細は、自治体調査_資料集 P30：地域別×年齢別 給付決定数個別サポート加算Ⅰ決定数・算定率

都市区分別

都市区分別でみると児童発達支援は一般市と町村が全国平均よりも低い。

都市区分別×年齢別　給付決定数個別サポート加算Ⅰ決定数・算定率

※0 歳児～高校 3 年生までは入力があった自治体のみ

※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ 給付決定

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	318	2,539	10,230	17,751	23,264	27,800	22,200	21,690	20,749	19,038	17,580	15,388	12,595	10,690	9,367	7,656	6,976	6,613	103,048	148,437	68,288	319,773
政令指定都市	84	769	2,977	5,222	6,824	8,389	7,232	7,033	6,783	6,149	5,664	4,988	4,012	3,402	3,089	2,381	2,141	2,119	26,428	41,277	18,763	86,468
中核市	62	543	2,127	3,103	3,964	4,332	3,763	3,709	3,454	3,142	3,016	2,540	2,204	1,819	1,616	1,253	1,219	1,029	19,321	27,484	13,082	59,887
特例市・特別区	64	408	1,487	2,674	3,351	3,927	2,269	2,312	2,172	2,083	1,932	1,746	1,408	1,220	982	818	809	717	13,877	15,169	7,171	36,217
一般市	96	716	3,250	5,936	8,019	9,743	7,696	7,441	7,220	6,631	6,059	5,287	4,324	3,707	3,228	2,823	2,455	2,418	37,882	55,637	25,532	119,051
町村	12	103	389	816	1,106	1,409	1,240	1,195	1,120	1,033	909	827	647	542	452	381	352	330	5,540	8,870	3,740	18,150

児童発達支援+放デイ 個別サポート加算I

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	292	2,231	9,003	14,809	18,755	21,064	4,864	4,510	4,346	4,084	3,768	3,280	2,935	2,630	2,396	2,143	2,093	2,034	82,590	31,494	26,367	140,451
政令指定都市	76	712	2,718	4,504	5,740	6,726	1,483	1,382	1,338	1,291	1,097	1,015	908	825	710	646	645	654	21,919	8,209	7,346	37,474
中核市	58	499	1,868	2,672	3,289	3,486	948	923	831	838	806	632	561	481	485	411	357	304	16,020	6,229	5,275	27,524
特例市・特別区	58	345	1,392	2,333	2,887	3,307	465	473	484	411	423	347	332	321	228	242	276	221	11,809	3,283	2,856	17,948
一般市	88	591	2,718	4,678	6,016	6,628	1,704	1,522	1,480	1,355	1,272	1,140	994	871	866	750	712	748	29,041	12,069	9,548	50,658
町村	12	84	307	622	823	917	264	210	213	189	170	146	140	132	107	94	103	107	3,801	1,704	1,342	6,847

児童発達支援+放デイ 算定率

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	92%	88%	88%	83%	81%	76%	22%	21%	21%	21%	21%	21%	23%	25%	26%	28%	30%	31%	80%	21%	39%	44%
政令指定都市	90%	93%	91%	86%	84%	80%	21%	20%	20%	21%	19%	20%	23%	24%	23%	27%	30%	31%	83%	20%	39%	43%
中核市	94%	92%	88%	86%	83%	80%	25%	25%	24%	27%	27%	25%	25%	26%	30%	33%	29%	30%	83%	23%	40%	46%
特例市・特別区	91%	85%	94%	87%	86%	84%	20%	20%	22%	20%	22%	20%	24%	26%	23%	30%	34%	31%	85%	22%	40%	50%
一般市	92%	83%	84%	79%	75%	68%	22%	20%	20%	20%	21%	22%	23%	23%	27%	27%	29%	31%	77%	22%	37%	43%
町村	100%	82%	79%	76%	74%	65%	21%	18%	19%	18%	19%	18%	22%	24%	24%	25%	29%	32%	69%	19%	36%	38%

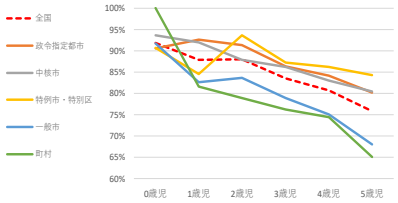

児童発達支援

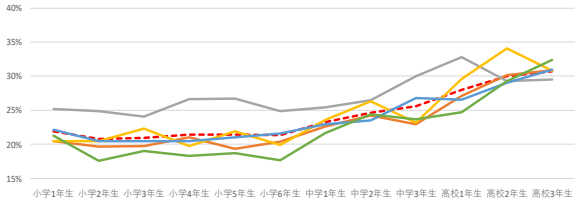

放課後デイサービス

詳細は、自治体調査_資料集 P31：都市区分別×年齢別 給付決定数個別サポート加算Ⅰ 決定数・算定率

以上から年齢別に見ても自治体による都道府県や都市区分や給付状況から個別サポート加算Ⅰの算定に大きな影響があると考えられる。

これらはその他の回答からも推測される。

設問 III(1)「令和 3 年 3 月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰのための調査･確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Ⅰを令和 3 年 4 月から算定するために確認作業を行った対象」

でも、地域別での差が見られる理由は不明だが都市区分別でみると、放課後等デイサービスではとくに人口規模が多くなるにつれて全員を対象とする自治体は少なくなり、人口規模が少ない自治体ほど全員を対象としている割合が多い。その他の自由記述でもその状況が見られる。なお、児童発達支援でも全員を対象とするとしながらも、その他の記述を見ると、年齢によって 3 歳児または 4 歳児までは全員を調査を行わずに算定している自治体もある。また、受給者証の更新時に行う自治体も多い。

Ⅲ　令和3年3月末まで給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業についてお伺いいたします。

（1）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Ⅰのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Ⅰを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象	①全員を調査・確認をする対象とした	**②指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした	**③調査・確認作業を行わず**全員を加算対象とした	④その他（自由記述）
児童発達支援	667		42	172
放課後等デイサービス	481	104	10	299

Ⅲ　令和3年3月末まで給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業についてお伺いいたします。

	(1)令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Ⅰを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象	①全員を調査・確認をする対象とした	**②指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした	**③調査・確認作業を行わず**全員を加算対象とした	④その他（自由記述）
北海道・東北	児童発達支援	70%	0%	1%	16%
関東	児童発達支援	74%	0%	6%	20%
信越	児童発達支援	70%	0%	2%	16%
東海・北陸	児童発達支援	75%	0%	7%	19%
近畿	児童発達支援	62%	0%	11%	25%
中国	児童発達支援	59%	0%	2%	26%
四国	児童発達支援	75%	0%	2%	12%
九州	児童発達支援	75%	0%	4%	15%
北海道・東北	放課後等デイサービス	62%	10%	1%	21%
関東	放課後等デイサービス	48%	11%	2%	38%
信越	放課後等デイサービス	53%	7%	0%	26%
東海・北陸	放課後等デイサービス	42%	14%	1%	43%
近畿	放課後等デイサービス	36%	18%	1%	45%
中国	放課後等デイサービス	44%	7%	0%	41%
四国	放課後等デイサービス	56%	4%	2%	19%
九州	放課後等デイサービス	56%	12%	1%	27%

	(1)令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Ⅰを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象	①全員を調査・確認をする対象とした	**②指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした	**③調査・確認作業を行わず**全員を加算対象とした	④その他（自由記述）
政令指定都市	児童発達支援	67%	0%	7%	33%
中核市	児童発達支援	63%	0%	11%	26%
特例市・特別区	児童発達支援	79%	0%	11%	21%
一般市	児童発達支援	75%	0%	5%	18%
町村	児童発達支援	67%	0%	3%	17%
政令指定都市	放課後等デイサービス	7%	0%	7%	87%
中核市	放課後等デイサービス	13%	16%	3%	68%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	39%	11%	0%	53%
一般市	放課後等デイサービス	49%	12%	1%	36%
町村	放課後等デイサービス	60%	11%	1%	20%

詳細は、自治体調査_資料集 P32

加えて**設問 III（2）「令和３年３月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰの調査･確認作業はどのような方法を用いましたか。」**の回答を見ても、放課後等デイサービスにおいては政令指定都市では指標該当児を全員対象としている割合が多い。**設問 III（3）「令和３年３月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰの調査･確認作業はいつ行いましたか。」**でも政令指定都市や中核市は「行っていない」の割合が多い。

（2）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。（複数回答可）	①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児以外）	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥その他（自由記述）
児童発達支援	396		486		85	66
放課後等デイサービス		288	388	240	208	45

	（2）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。（複数回答可）	①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児以外）	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥その他（自由記述）
北海道・東北	児童発達支援	43%	0%	44%	0%	5%	8%
関東	児童発達支援	44%	0%	55%	0%	13%	3%
信越	児童発達支援	40%	0%	37%	0%	9%	14%
東海・北陸	児童発達支援	45%	0%	58%	0%	11%	10%
近畿	児童発達支援	46%	0%	49%	0%	12%	6%
中国	児童発達支援	26%	0%	46%	0%	13%	9%
四国	児童発達支援	26%	0%	58%	0%	5%	14%
九州	児童発達支援	47%	0%	61%	0%	7%	4%
北海道・東北	放課後等デイサービス	0%	34%	41%	24%	14%	6%
関東	放課後等デイサービス	0%	32%	36%	28%	32%	4%
信越	放課後等デイサービス	0%	26%	33%	26%	21%	5%
東海・北陸	放課後等デイサービス	0%	30%	42%	24%	25%	6%
近畿	放課後等デイサービス	0%	29%	36%	24%	28%	5%
中国	放課後等デイサービス	0%	17%	39%	22%	30%	4%
四国	放課後等デイサービス	0%	21%	47%	26%	14%	2%
九州	放課後等デイサービス	0%	35%	53%	28%	17%	4%

（2）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。（複数回答可）		①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児以外）	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥その他（自由記述）
政令指定都市	児童発達支援	40%	0%	67%	0%	7%	7%
中核市	児童発達支援	55%	0%	50%	0%	11%	8%
特例市・特別区	児童発達支援	34%	0%	61%	0%	18%	0%
一般市	児童発達支援	45%	0%	57%	0%	8%	6%
町村	児童発達支援	38%	0%	45%	0%	10%	9%
政令指定都市	放課後等デイサービス	0%	13%	27%	0%	67%	20%
中核市	放課後等デイサービス	0%	26%	16%	21%	47%	8%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	0%	21%	37%	37%	39%	0%
一般市	放課後等デイサービス	0%	30%	42%	30%	23%	5%
町村	放課後等デイサービス	0%	33%	44%	21%	16%	4%

（2）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。（複数回答可）		①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児以外）	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥その他（自由記述）
政令指定都市	児童発達支援	40%	0%	67%	0%	7%	7%
中核市	児童発達支援	55%	0%	50%	0%	11%	8%
特例市・特別区	児童発達支援	34%	0%	61%	0%	18%	0%
一般市	児童発達支援	45%	0%	57%	0%	8%	6%
町村	児童発達支援	38%	0%	45%	0%	10%	9%
政令指定都市	放課後等デイサービス	0%	13%	27%	0%	67%	20%
中核市	放課後等デイサービス	0%	26%	16%	21%	47%	8%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	0%	21%	37%	37%	39%	0%
一般市	放課後等デイサービス	0%	30%	42%	30%	23%	5%
町村	放課後等デイサービス	0%	33%	44%	21%	16%	4%

（3）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はいつ行いましたか。（複数回答可）		①2月より前	②2月	③3月	④4月以降	⑤保護者の求めに応じて	⑥事業所の求めに応じて	⑦行っていない	⑧その他（自由記述）
北海道・東北	児童発達支援	2%	2%	31%	45%	3%	12%	10%	2%
関東	児童発達支援	2%	5%	42%	53%	7%	23%	9%	5%
信越	児童発達支援	0%	2%	28%	49%	2%	5%	2%	12%
東海・北陸	児童発達支援	2%	3%	43%	51%	5%	13%	5%	5%
近畿	児童発達支援	1%	1%	27%	62%	2%	24%	5%	2%
中国	児童発達支援	0%	4%	33%	43%	2%	17%	11%	6%
四国	児童発達支援	2%	4%	32%	61%	4%	12%	4%	0%
九州	児童発達支援	1%	4%	34%	59%	4%	24%	3%	1%
北海道・東北	放課後等デイサービス	2%	2%	33%	45%	4%	14%	13%	3%
関東	放課後等デイサービス	2%	5%	38%	47%	6%	21%	14%	6%
信越	放課後等デイサービス	0%	0%	28%	49%	2%	5%	7%	2%
東海・北陸	放課後等デイサービス	2%	4%	37%	43%	7%	17%	18%	4%
近畿	放課後等デイサービス	1%	1%	26%	57%	5%	24%	15%	2%
中国	放課後等デイサービス	0%	2%	35%	43%	2%	19%	15%	4%
四国	放課後等デイサービス	2%	4%	33%	49%	4%	11%	5%	0%
九州	放課後等デイサービス	1%	4%	34%	53%	1%	22%	7%	1%

（3）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はいつ行いましたか。（複数回答可）		①2月より前	②2月	③3月	④4月以降	⑤保護者の求めに応じて	⑥事業所の求めに応じて	⑦行っていない	⑧その他（自由記述）
政令指定都市	児童発達支援	0%	7%	47%	60%	13%	13%	7%	7%
中核市	児童発達支援	0%	3%	37%	61%	21%	21%	5%	3%
特例市・特別区	児童発達支援	5%	8%	42%	74%	13%	21%	3%	5%
一般市	児童発達支援	2%	4%	40%	55%	4%	19%	5%	2%
町村	児童発達支援	1%	1%	28%	46%	1%	14%	10%	4%
政令指定都市	放課後等デイサービス	0%	0%	7%	27%	13%	13%	40%	13%
中核市	放課後等デイサービス	0%	0%	21%	45%	21%	29%	24%	8%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	5%	5%	37%	50%	8%	13%	16%	3%
一般市	放課後等デイサービス	2%	4%	38%	51%	5%	20%	10%	2%
町村	放課後等デイサービス	1%	2%	32%	45%	2%	14%	12%	3%

詳細は、自治体調査_資料集 P60・66

その他、**設問 III（4）「令和３年３月末までに給付決定した児童で全員を個別サポート加算Ｉの調査・確認作業の対象としていない場合、今後いつ個別サポート加算Ｉの調査・確認作業を行いますか」**の回答を見ると、受給者証の更新時としている自治体は人口規模が大きい自治体に多く見られる。また保護者や事業所に応じて行う自治体も同様に人口規模が大きい自治体に多く見られる。

（4）**令和3年3月末までに給付決定した児童**で**全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合**、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。（複数回答可）	①受給者証の更新時	②（①までの間において）保護者の求めに応じて	③（①までの間において）事業所の求めに応じて	④その他（自由記述）
児童発達支援	271	106	152	34
放課後等デイサービス	377	138	183	30

（4）**令和3年3月末までに給付決定した児童**で**全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合**、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。（複数回答可）		①受給者証の更新時	②（①までの間において）保護者の求めに応じて	③（①までの間において）事業所の求めに応じて	④その他（自由記述）
北海道・東北	児童発達支援	25%	8%	15%	3%
関東	児童発達支援	36%	16%	19%	3%
信越	児童発達支援	23%	2%	7%	5%
東海・北陸	児童発達支援	28%	12%	16%	6%
近畿	児童発達支援	35%	11%	18%	5%
中国	児童発達支援	28%	11%	15%	2%
四国	児童発達支援	26%	12%	14%	2%
九州	児童発達支援	25%	13%	19%	4%
北海道・東北	放課後等デイサービス	34%	11%	17%	1%
関東	放課後等デイサービス	46%	19%	23%	4%
信越	放課後等デイサービス	35%	7%	14%	2%
東海・北陸	放課後等デイサービス	45%	17%	19%	4%
近畿	放課後等デイサービス	56%	18%	24%	7%
中国	放課後等デイサービス	43%	13%	17%	4%
四国	放課後等デイサービス	28%	12%	11%	2%
九州	放課後等デイサービス	33%	16%	23%	3%

（4）**令和3年3月末までに給付決定した児童**で**全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合**、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。（複数回答可）		①受給者証の更新時	②（①までの間において）保護者の求めに応じて	③（①までの間において）事業所の求めに応じて	④その他（自由記述）
政令指定都市	児童発達支援	33%	33%	33%	0%
中核市	児童発達支援	42%	18%	16%	3%
特例市・特別区	児童発達支援	37%	26%	18%	3%
一般市	児童発達支援	31%	11%	17%	4%
町村	児童発達支援	24%	8%	14%	4%
政令指定都市	放課後等デイサービス	60%	47%	40%	7%
中核市	放課後等デイサービス	74%	32%	32%	5%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	55%	26%	24%	3%
一般市	放課後等デイサービス	43%	15%	20%	3%
町村	放課後等デイサービス	32%	11%	17%	3%

詳細は、自治体調査_資料集 P70

ただし、設問 IV（I）「令和 3 年 4 月以降に給付決定した･する児童に行った個別サポート加算 I のための調査･確認作業の対象は誰ですか。」では 4 月以降に給付決定した・する児童においては地域・都市区分別での違いはほとんど見られなく、3 月までの早急な対応が自治体ごとの違いを生み出した要因であることが考えられる。

IV　令和3年4月以降に給付決定した・する児童に行った・行う個別サポート加算Iの調査・確認作業についてお伺いいたします。

（1）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。	①全員を調査・確認をする対象とした・している	②**指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした・している	③その他（自由記述）※何かしらの基準を設けた場合などはこちらにチェックを入れてください
児童発達支援	858		29
放課後等デイサービス	849	22	30

（1）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。		①全員を調査・確認をする対象とした・している	②**指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした・している	③その他（自由記述）※何かしらの基準を設けた場合などはこちらにチェックを入れてください
北海道・東北	児童発達支援	86%	0%	3%
関東	児童発達支援	94%	0%	5%
信越	児童発達支援	86%	0%	5%
東海・北陸	児童発達支援	96%	0%	4%
近畿	児童発達支援	96%	0%	2%
中国	児童発達支援	89%	0%	2%
四国	児童発達支援	89%	0%	0%
九州	児童発達支援	93%	0%	1%
北海道・東北	放課後等デイサービス	87%	2%	4%
関東	放課後等デイサービス	93%	3%	5%
信越	放課後等デイサービス	86%	0%	2%
東海・北陸	放課後等デイサービス	96%	4%	2%
近畿	放課後等デイサービス	93%	2%	4%
中国	放課後等デイサービス	91%	4%	2%
四国	放課後等デイサービス	82%	2%	0%
九州	放課後等デイサービス	91%	3%	2%

（1）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。		①全員を調査・確認をする対象とした・している	②**指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした・している	③その他（自由記述）※何かしらの基準を設けた場合などはこちらにチェックを入れてください
政令指定都市	児童発達支援	100%	0%	0%
中核市	児童発達支援	100%	0%	0%
特例市・特別区	児童発達支援	95%	0%	8%
一般市	児童発達支援	96%	0%	2%
町村	児童発達支援	84%	0%	4%
政令指定都市	放課後等デイサービス	100%	0%	0%
中核市	放課後等デイサービス	95%	3%	3%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	92%	5%	5%
一般市	放課後等デイサービス	95%	2%	2%
町村	放課後等デイサービス	85%	3%	4%

詳細は、自治体調査_資料集 P74

これは**設問 IV（2）令和 3 年 4 月以降に給付決定した・する児童の個別サポート加算 I は何を用いて調査・確認作業を行っていますか。」**でも違いがほとんど見られていないように、4 月以降に給付決定する児童に対しては新しい調査票が使用され、対応が統一されていることが分かる。

（2）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**の個別サポート加算Iは何を用いて調査・確認作業を行っていますか。（複数回答可）	①「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票」を用いている	②「就学児サポート調査・給付決定時調査調査票」を用いている	③「乳幼児等サポート調査票」と給付決定の調査票などを別に用いている	④「就学児サポート調査票」と給付決定の調査票などを別に用いている	⑤その他（自由記述）
児童発達支援	739		134		55
放課後等デイサービス		742		144	56

（2）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**の個別サポート加算Iは何を用いて調査・確認作業を行っていますか。（複数回答可）		①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児以外）	⑤行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合
北海道・東北	児童発達支援	74%	0%	11%	0%	6%
関東	児童発達支援	83%	0%	15%	0%	6%
信越	児童発達支援	77%	0%	12%	0%	5%
東海・北陸	児童発達支援	82%	0%	15%	0%	9%
近畿	児童発達支援	76%	0%	19%	0%	7%
中国	児童発達支援	76%	0%	15%	0%	4%
四国	児童発達支援	79%	0%	16%	0%	2%
九州	児童発達支援	82%	0%	14%	0%	4%
北海道・東北	放課後等デイサービス	0%	77%	0%	13%	7%
関東	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	16%	6%
信越	放課後等デイサービス	0%	74%	0%	12%	5%
東海・北陸	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	16%	8%
近畿	放課後等デイサービス	0%	74%	0%	22%	7%
中国	放課後等デイサービス	0%	78%	0%	15%	6%
四国	放課後等デイサービス	0%	70%	0%	19%	2%
九州	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	14%	4%

詳細は、自治体調査_資料集 P77・78

続いて特出するところして、**設問 V（4）「給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができるところ、誰に必ず聞き取りを行うことになっていますか。」**の回答を見ると給付決定や個別サポート加算 I の算定に伴って都市区分でも違いが見られる。保護者が必ずしも 100%にならず相談支援に任せている自治体も多いが、放課後等デイサービスの個別サポート加算 I は政令指定都市においては取り決めがない状態が約半数になっており、現在のところ指標該当がそのまま個別サポート加算 I になっていることも多いと推測される。なお、事業所調査において個別サポート加算 I が算定されない理由として、保護者との認識のズレが指摘されているが、取り決めがないことも混乱の要因となっていることが考えられる。

（4）給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができるところ、誰に**必ず**聞き取りを行うことになっていますか。（複数回答可）			①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所（児童発達支援事業所と放課後等デーサービス事業所）	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他（自由記述）
児童発達支援		給付決定	148	18	87	561	3	246	37
	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	124	17	109	468	2	243	45
		R3.4以降	138	24	111	548	2	251	39
放課後等デイサービス		給付決定	147	13	89	569	4	250	35
	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	122	13	112	475	3	244	39
		R3.4以降	138	15	119	557	3	256	35

（4）給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができるところ、誰に**必ず**聞き取りを行うことになっていますか。（複数回答可）			①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所（児童発達支援事業所と放課後等デーサービス事業所）	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他（自由記述）
北海道・東北	給付決定		20%	3%	14%	45%	0%	33%	3%
関東	給付決定		10%	2%	7%	70%	1%	24%	6%
信越	給付決定		12%	2%	19%	56%	0%	30%	0%
東海・北陸	給付決定		18%	0%	7%	66%	1%	22%	5%
近畿	給付決定		14%	4%	5%	63%	0%	27%	5%
中国	給付決定		20%	2%	7%	57%	2%	24%	4%
四国	給付決定		23%	4%	11%	60%	0%	21%	2%
九州	給付決定		14%	1%	7%	65%	0%	23%	3%
北海道・東北	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	15%	3%	16%	40%	0%	30%	4%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	10%	2%	9%	61%	1%	23%	8%
信越	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	7%	0%	19%	40%	0%	30%	7%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	16%	0%	7%	56%	1%	24%	5%
近畿	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	13%	4%	7%	51%	0%	25%	4%
中国	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	15%	2%	11%	37%	0%	26%	4%
四国	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	19%	4%	14%	49%	0%	25%	2%
九州	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	12%	0%	11%	54%	0%	25%	4%
北海道・東北	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	16%	3%	18%	44%	0%	31%	3%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	10%	3%	10%	70%	1%	24%	6%
信越	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	9%	0%	26%	58%	0%	30%	2%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	19%	1%	7%	68%	1%	23%	4%
近畿	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	14%	4%	6%	59%	0%	27%	5%
中国	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	19%	2%	9%	52%	0%	26%	6%
四国	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	18%	4%	12%	53%	0%	25%	2%
九州	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	15%	2%	9%	63%	0%	26%	4%
北海道・東北	給付決定		21%	2%	13%	46%	0%	34%	3%
関東	給付決定		10%	2%	7%	70%	1%	24%	6%
信越	給付決定		12%	0%	19%	56%	0%	28%	0%
東海・北陸	給付決定		17%	0%	8%	67%	2%	22%	4%
近畿	給付決定		13%	2%	5%	64%	0%	27%	6%
中国	給付決定		20%	2%	9%	59%	2%	24%	4%
四国	給付決定		21%	2%	14%	60%	0%	23%	2%
九州	給付決定		14%	1%	7%	66%	0%	23%	3%
北海道・東北	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	15%	2%	16%	42%	0%	30%	3%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	9%	2%	9%	60%	1%	24%	7%
信越	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	7%	0%	26%	47%	0%	28%	2%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	15%	0%	7%	57%	2%	22%	4%
近畿	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	12%	2%	7%	49%	0%	25%	5%
中国	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	15%	2%	11%	37%	0%	26%	4%
四国	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	18%	2%	18%	49%	0%	26%	2%
九州	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	13%	1%	10%	55%	0%	25%	3%
北海道・東北	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	16%	2%	19%	47%	0%	32%	3%
関東	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	10%	2%	10%	70%	1%	25%	5%
信越	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	9%	0%	26%	60%	0%	28%	2%
東海・北陸	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	19%	1%	8%	67%	2%	24%	4%
近畿	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	14%	2%	6%	60%	0%	27%	5%
中国	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	19%	2%	11%	54%	0%	26%	6%
四国	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	16%	2%	16%	53%	0%	26%	2%
九州	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	15%	1%	10%	64%	0%	26%	4%

（4）給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができるところ、誰に**必ず**聞き取りを行うことになっていますか。（複数回答可）			①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所（児童発達支援事業所と放課後等デーサービス事業所）	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他（自由記述）
政令指定都市	給付決定		0%	7%	7%	67%	0%	33%	7%
中核市	給付決定		16%	8%	8%	74%	0%	21%	0%
特例市・特別区	給付決定		8%	3%	8%	79%	3%	11%	8%
一般市	給付決定		15%	1%	6%	65%	0%	27%	3%
町村	給付決定		18%	2%	13%	51%	0%	27%	5%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	0%	7%	7%	33%	0%	47%	20%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	16%	8%	11%	68%	0%	21%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	8%	3%	13%	68%	3%	13%	13%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	14%	1%	10%	54%	0%	26%	5%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	13%	2%	13%	42%	0%	27%	4%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	0%	7%	7%	47%	0%	47%	7%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	18%	8%	8%	76%	0%	21%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	8%	5%	13%	79%	3%	11%	8%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	15%	2%	9%	63%	0%	28%	4%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	15%	2%	15%	50%	0%	27%	5%
政令指定都市	給付決定		0%	0%	7%	67%	0%	33%	7%
中核市	給付決定		16%	5%	8%	74%	0%	21%	0%
特例市・特別区	給付決定		8%	3%	8%	79%	3%	11%	11%
一般市	給付決定		15%	1%	7%	65%	0%	27%	3%
町村	給付決定		18%	2%	13%	53%	0%	28%	4%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	0%	0%	7%	33%	0%	47%	20%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	16%	5%	8%	68%	0%	21%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	8%	3%	11%	68%	3%	13%	16%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	13%	1%	10%	54%	0%	26%	4%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	13%	1%	14%	44%	0%	27%	3%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	0%	0%	7%	47%	0%	47%	7%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	18%	5%	8%	76%	0%	21%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	8%	3%	13%	79%	3%	11%	8%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	15%	1%	10%	63%	0%	28%	4%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	15%	2%	16%	52%	0%	28%	4%

詳細は、自治体調査_資料集 P110

また、**設問Ⅴ（6）「給付決定した場合、及び個別サポート加算Ⅰの算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。」**で、事業所への個別サポート加算Ⅰの算定について、政令指定都市で受給者証の発行のみが多い。事業所調査では政令指定都市にある事業所が多くこれも事業所での混乱の要因となっていることが考えられる。

（6）給付決定した場合、及び個別サポート加算Ⅰの算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。（複数回答可）			①書面にて行った・行っている（受給者証以外）	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他（自由記述）
政令指定都市	給付決定		40%	0%	0%	60%	0%	13%
中核市	給付決定		47%	3%	3%	68%	0%	0%
特例市・特別区	給付決定		37%	3%	11%	74%	5%	8%
一般市	給付決定		45%	2%	3%	67%	0%	3%
町村	給付決定		45%	3%	4%	49%	2%	4%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	40%	0%	0%	60%	0%	13%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	47%	0%	0%	47%	11%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	45%	3%	5%	61%	11%	16%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	43%	0%	4%	52%	6%	6%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	34%	2%	5%	38%	7%	5%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	27%	7%	7%	80%	0%	13%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	50%	3%	0%	61%	3%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	37%	3%	8%	79%	3%	11%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	41%	2%	4%	68%	0%	3%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	40%	4%	4%	49%	3%	5%
政令指定都市	給付決定		20%	0%	0%	67%	7%	13%
中核市	給付決定		37%	0%	3%	58%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定		24%	3%	5%	61%	16%	8%
一般市	給付決定		31%	2%	5%	66%	8%	5%
町村	給付決定		34%	3%	6%	50%	8%	4%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	20%	0%	0%	47%	13%	20%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	42%	3%	5%	42%	16%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	39%	3%	8%	45%	13%	13%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	36%	1%	8%	50%	8%	6%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.3末まで	29%	2%	8%	39%	10%	5%
政令指定都市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	13%	7%	7%	80%	7%	13%
中核市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	34%	3%	0%	58%	11%	8%
特例市・特別区	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	29%	3%	8%	66%	11%	11%
一般市	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	30%	2%	7%	67%	7%	6%
町村	個別サポート加算Ⅰ	R3.4以降	31%	3%	5%	50%	9%	5%

詳細は、自治体調査_資料集 P120

【調査３】事業所調査

(1) 実施目的

国保連データのからは、個別サポート加算Ⅰの算定状況の詳細を得ることができなかったため、事業所への実態調査を行なった。事業所の個別サポート加算Ⅰの算定状況の実態を把握するとともに、各事業所が想定した対象児童と行政による指標該当の給付決定の相違や不服申し立ての手順や実施状況、個別サポート加算Ⅰに関する意見を調査することとした。

(2) 実施方法

厚生労働省より、指定権者である自治体に対し、調査協力依頼ならびに Web アンケートを送信し、各自治体より事業所に配布した。

４．３２２の事業所から回答を得た（回答率２０％）。有効回答数　3257 件

都道府県別回答率

都道府県	回答数	施設数（R1）	回答率	都道府県	回答数	施設数（R1）	回答率
北海道	460	1603	29%	滋賀県	42	163	26%
青森県	7	177	4%	京都府	3	357	1%
岩手県	64	179	36%	大阪府	444	2447	18%
宮城県	60	287	21%	兵庫県	97	1007	10%
秋田県	20	63	32%	奈良県	21	352	6%
山形県	23	143	16%	和歌山県	19	176	11%
福島県	98	255	38%	鳥取県	29	86	34%
茨城県	40	526	8%	島根県	35	116	30%
栃木県	70	284	25%	岡山県	100	361	28%
群馬県	19	310	6%	広島県	141	571	25%
埼玉県	247	1023	24%	山口県	46	183	25%
千葉県	28	1065	3%	徳島県	73	213	34%
東京都	503	1340	38%	香川県	15	124	12%
神奈川県	86	1255	7%	愛媛県	47	198	24%
新潟県	70	194	36%	高知県	71	91	78%
富山県	45	193	23%	福岡県	312	920	34%
石川県	41	185	22%	佐賀県	0	175	0%
福井県	24	90	27%	長崎県	30	344	9%
山梨県	45	104	43%	熊本県	122	442	28%
長野県	38	218	17%	大分県	49	192	26%
岐阜県	116	341	34%	宮崎県	17	199	9%
静岡県	65	535	12%	鹿児島県	122	459	27%
愛知県	139	1248	11%	沖縄県	127	546	23%
三重県	52	291	18%	合計	4322	21631	20%

※施設数は令和元年度社会福祉施設等調査より児童発達支援と放課後等デイサービスを合算した割合。各回答数は多機能事業所の場合１件とカウントされるため、実際の有効回答数とは異なる。

（3） 結果

個別サポート加算Ⅰの算定状況と非算定状況から

児童発達支援

事業所単位で児童発達支援の個別サポート加算Ⅰの算定状況を度数分布で見た場合、0 歳児から 5 歳児にかけて算定されている児童（以下、加算児）の割合が大きい事業所は減少しているが、100%算定されている事業所が多くを占めている。ただし、一人も算定されていない事業所は 5 歳児では 68%にのぼる。

(1)個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合

※100%に近づくほど利用児の内、個別支援加算Ⅰが加算されている児が多い

児童発達支援	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0% ～ 10%	223	8	49	111	161	164	244	69	65	61	60	60	54	48	41	32	37	24	22	1310	加算児が少ない
10% ～ 20%	35	0	0	1	9	22	23	1	3	3	2	2	1	0	0	0	2	0	1	70	
20% ～ 30%	63	0	1	10	23	36	39	3	0	2	1	0	2	0	2	0	1	1	0	121	
30% ～ 40%	47	1	0	7	29	28	45	0	2	3	1	1	0	0	0	0	0	2	1	120	
40% ～ 50%	57	0	0	7	19	31	35	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	96	
50% ～ 60%	94	0	5	47	69	65	83	1	1	1	3	1	3	1	2	5	2	3	2	294	
60% ～ 70%	73	1	8	29	49	58	68	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	218	
70% ～ 80%	107	0	4	18	50	56	65	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	194	
80% ～ 90%	126	1	2	20	55	87	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	
90% ～ 100%	123	0	3	5	20	44	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	
100%	459	32	188	530	586	541	525	1	4	2	2	1	1	2	1	1	3	4	3	2427	加算児が多い
合計	1407	43	260	785	1070	1132	1261	75	77	72	71	67	61	51	47	39	45	35	30		

(2)個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの（割合）

児童発達支援		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	16%	19%	19%	14%	15%	14%	19%	92%	84%	85%	85%	90%	89%	94%	87%	82%	82%	69%	73%	加算児が少ない
10% ～ 20%	2%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	1%	4%	4%	3%	3%	2%	0%	0%	0%	4%	0%	3%	
20% ～ 30%	4%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	4%	0%	3%	1%	0%	3%	0%	4%	0%	2%	3%	0%	
30% ～ 40%	3%	2%	0%	1%	3%	2%	4%	0%	3%	4%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	3%	
40% ～ 50%	4%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	7%	0%	2%	6%	6%	6%	7%	1%	1%	1%	4%	1%	5%	2%	4%	13%	4%	9%	7%	
60% ～ 70%	5%	2%	3%	4%	5%	5%	5%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	3%	3%	
70% ～ 80%	8%	0%	2%	2%	5%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	9%	2%	1%	3%	5%	8%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	9%	0%	1%	1%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	33%	74%	72%	68%	55%	48%	42%	1%	5%	3%	3%	1%	2%	4%	2%	3%	7%	11%	10%	加算児が多い
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

詳細は、事業所調査_資料集 P4

また、設問 3(1)「対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童」では児童発達支援のみを行っている事業所において、86 件（35%）が「いる」と回答している。

3. 対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童の有無など

(1)対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	1222	73	527	1049	86	562
いない	1698	111	699	1403	158	792
合計	2920	184	1226	2452	244	1354

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	42%	40%	43%	43%	35%	42%
いない	58%	60%	57%	57%	65%	58%

都市区分別		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	政令指定都市	43%	37%	45%	45%	39%	42%	50%
	中核市	37%	32%	39%	39%	26%	36%	46%
	特例市・特別区	42%	40%	43%	43%	33%	43%	49%
	一般市	44%	49%	46%	44%	50%	43%	44%
	町村	37%	38%	30%	39%	8%	40%	34%
いない	政令指定都市	57%	63%	55%	55%	61%	58%	50%
	中核市	63%	68%	61%	61%	74%	64%	54%
	特例市・特別区	58%	60%	57%	57%	67%	57%	51%
	一般市	56%	51%	54%	56%	50%	57%	56%
	町村	63%	63%	70%	61%	92%	60%	66%

詳細は、事業所調査_資料集 P20

さらに、その割合を児童発達支援で年齢別で加算対象にならなかった児童（以下、非加算児）を事業所単位でみてみると、非加算児の割合が 0～10%未満となっている事業所が 80%以上と大きく占めており、10%以上となっている自治体が約 15%であり上記の 86 件（35%）とは乖離が見られる。これは、年齢別に記入があった回答のみを分析対象としているため、非加算児がいる事業所の割合は 15～35%と幅を持って捉える必要がある。

4)非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数で表示　単位（件）

※0%に近づくほど利用児の内、個別サポート加算Ⅰの算定があると思われるが算定されていない児（非加算児）が少ない

児童発達支援		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年	4歳児（年	5歳児（年	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0% ～ 10%	1190	32	194	608	797	822	883	15	17	17	13	11	11	7	10	11	11	12	13	3484	非加算児が少ない
10% ～ 20%	77	0	1	6	17	29	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	
20% ～ 30%	37	0	1	5	20	31	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	
30% ～ 40%	28	0	0	5	9	13	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	
40% ～ 50%	7	0	0	2	7	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
50% ～ 60%	8	1	3	11	15	16	14	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	61	
60% ～ 70%	4	0	0	1	3	7	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	
70% ～ 80%	5	0	0	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
80% ～ 90%	8	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
90% ～ 100%	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
100%	34	3	15	50	64	67	68	1	3	2	2	1	1	0	0	0	0	3	0	280	非加算児が多い
合計	1407	36	214	690	932	997	1055	16	20	19	15	13	12	7	11	11	11	15	13	4087	

(5)非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの（割合）

児童発達支援		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年	4歳児（年	5歳児（年	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	85%	89%	91%	88%	86%	82%	84%	94%	85%	89%	87%	85%	92%	100%	91%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	0%	1%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	3%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	8%	7%	7%	7%	7%	6%	6%	15%	11%	13%	8%	8%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

詳細は、事業所調査_資料集 P23

以上から、児童発達支援においては多くの事業所で個別サポート加算Ⅰが算定されている児童がおり、年齢が上がるにつれ算定される割合は減るが、非加算児がいる事業所でも同様であり、このことから『年齢が上がると算定されないことには一定の理解がある』と推測される。

都市区分別・地域別・設置主体別など

都市区分別で児童発達支援の個別サポート加算Ⅰの算定状況を度数分布で見た場合、町村において他とは分布に差が見られる。町村におい加算児がいる事業所の割合が 0～10%未満が 32%（38 件）と他が 13%～16%であることと比較すると多い。これは自治体調査での町村の算定状況とも類似しており、自治体の規模での算定状況の違いが事業所調査でもみられた形となっている。設問 3(1)「対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童」では都市区分別・地域別、常勤職員数（換算）・非常勤職員数（換算）ではほとんど差は見られない。

児童発達支援 一般市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	15%	22%	21%	16%	17%	16%	20%	94%	82%	83%	87%	88%	81%	92%	83%	79%	82%	69%	86%	加算児が少ない
10% ～ 20%	3%	0%	0%	0%	1%	3%	2%	3%	6%	3%	0%	6%	4%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	
20% ～ 30%	7%	0%	1%	2%	2%	3%	4%	3%	0%	3%	0%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	4%	0%	0%	1%	2%	2%	3%	0%	0%	9%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	
40% ～ 50%	4%	0%	0%	1%	3%	1%	2%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	8%	0%	3%	4%	6%	4%	5%	0%	3%	3%	10%	0%	11%	4%	6%	16%	6%	8%	0%	
60% ～ 70%	6%	0%	3%	2%	5%	5%	7%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	
70% ～ 80%	9%	0%	0%	3%	5%	7%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	8%	6%	3%	1%	5%	9%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	8%	0%	1%	1%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	30%	72%	69%	67%	52%	45%	40%	0%	6%	0%	0%	3%	0%	4%	6%	5%	6%	8%	14%	加算児が多い

児童発達支援 町村	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	32%	25%	40%	33%	29%	25%	34%	100%	83%	80%	80%	100%	100%	75%	100%	67%	50%	100%	100%	加算児が少ない
10% ～ 20%	3%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	2%	0%	0%	2%	1%	6%	2%	0%	0%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	4%	0%	0%	2%	4%	6%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	6%	0%	0%	2%	1%	1%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	5%	0%	0%	7%	8%	6%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	5%	0%	0%	2%	2%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	7%	0%	0%	3%	2%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	5%	0%	0%	0%	3%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	7%	0%	0%	0%	1%	1%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	26%	75%	60%	50%	46%	44%	33%	0%	17%	20%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	50%	0%	0%	加算児が多い

詳細は、事業所調査_資料集 P6

非加算児について都市区分別で見てみると、政令指定都市と町村において 0 歳児の非加算児がいる事業所の割合が多くなっているが（33%）、政令指定都市の事業所において、0 歳児を受け入れて回答している事業所が 6 件、町村は 5 件にとどまるため誤差の範囲と考えられる。そのため、都市区分別による差はないと考えられる。また、同様に地域別、設置主体別で見ても差はほとんど見られない。

都市区分別

児童発達支援 政令指定都市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	67%	90%	84%	86%	82%	82%	100%	75%	75%	50%	100%	100%	-	100%	100%	100%	60%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	6%	0%	0%	2%	1%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	2%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	0%	0%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	33%	10%	7%	8%	8%	6%	0%	25%	25%	50%	0%	0%	-	0%	0%	0%	40%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 中核市	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	86%	100%	93%	92%	87%	87%	87%	83%	80%	75%	80%	50%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	0%	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	0%	5%	5%	7%	6%	6%	17%	20%	25%	20%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
特例市・特別区

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	86%	93%	91%	84%	76%	80%	-	-	-	100%	-	-	-	100%	100%	-	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	9%	0%	0%	1%	1%	7%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
20% ～ 30%	2%	0%	0%	0%	6%	5%	3%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
30% ～ 40%	1%	0%	0%	0%	1%	5%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	14%	0%	1%	0%	1%	2%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	
100%	2%	0%	7%	7%	7%	4%	7%	-	-	-	0%	-	-	-	0%	0%	-	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
一般市

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	82%	100%	87%	87%	84%	80%	82%	100%	89%	100%	100%	100%	88%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	2%	0%	2%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	4%	0%	2%	0%	2%	4%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	2%	2%	3%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	0%	8%	9%	7%	8%	8%	0%	11%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
町村

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	90%	67%	89%	90%	90%	88%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	-	100%	-	100%	100%	100%	-	非加算児が少ない
10% ～ 20%	4%	0%	0%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
30% ～ 40%	1%	0%	0%	3%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
50% ～ 60%	0%	0%	11%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
90% ～ 100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	
100%	1%	33%	0%	5%	3%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	0%	-	非加算児が多い

地域別

児童発達支援
北海道・東北

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	100%	97%	84%	87%	85%	82%	100%	50%	67%	75%	100%	100%	-	100%	100%	100%	75%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	7%	0%	0%	2%	2%	1%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	4%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	0%	3%	3%	4%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	0%	0%	9%	4%	6%	5%	0%	50%	33%	25%	0%	0%	-	0%	0%	0%	25%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
関東

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	83%	88%	90%	89%	82%	79%	81%	75%	83%	50%	67%	33%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	7%	0%	0%	1%	2%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
20% ～ 30%	1%	0%	0%	1%	5%	5%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
30% ～ 40%	3%	0%	0%	0%	2%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	6%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
100%	3%	6%	10%	8%	8%	6%	7%	25%	17%	50%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
東海・北陸

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	78%	80%	86%	90%	82%	75%	77%	100%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	0%	0%	1%	4%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	0%	5%	1%	2%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	3%	0%	0%	1%	2%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	9%	3%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	20%	0%	4%	9%	10%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援
信越

	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	87%	100%	88%	89%	89%	88%	90%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非加算児が少ない
10% ～ 20%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30% ～ 40%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50% ～ 60%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
90% ～ 100%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100%	3%	0%	13%	11%	7%	13%	6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非加算児が多い

児童発達支援 近畿	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	92%	0%	92%	90%	93%	90%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-	0%	100%	100%	50%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	2%	0%	0%	0%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	100%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	100%	8%	8%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	50%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 中国	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	83%	100%	79%	82%	83%	80%	81%	100%	0%	100%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	50%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	4%	0%	0%	0%	0%	5%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	0%	0%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	3%	0%	0%	3%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	2%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	0%	3%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	0%	21%	8%	12%	7%	8%	0%	100%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	50%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 四国	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	83%	100%	83%	82%	79%	74%	85%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	- 非加算児が少ない
10% ～ 20%	10%	0%	0%	0%	3%	6%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
20% ～ 30%	0%	0%	0%	0%	3%	6%	6%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
30% ～ 40%	3%	0%	0%	0%	0%	4%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	8%	2%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
50% ～ 60%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
70% ～ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-
100%	1%	0%	17%	11%	8%	6%	2%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	- 非加算児が多い

児童発達支援 九州	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	86%	100%	93%	93%	87%	84%	87%	100%	100%	100%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	2%	2%	3%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	4%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	0%	4%	4%	6%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

設置主体別

児童発達支援 自治体	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	87%	100%	94%	88%	82%	85%	87%	100%	100%	100%	100%	100%	-	-	0%	100%	100%	-	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	2%	0%	0%	3%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	3%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	2%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
40% ～ 50%	3%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
50% ～ 60%	0%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	100%	0%	0%	-	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
90% ～ 100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	
100%	2%	0%	3%	4%	9%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	0%	0%	0%	-	0%	非加算児が多い

児童発達支援 社会福祉法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	83%	92%	88%	84%	80%	75%	78%	100%	75%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	-	100%	0%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	6%	0%	2%	1%	3%	5%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	1%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	2%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	2%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	8%	0%	2%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	0%	
100%	3%	0%	10%	10%	6%	8%	8%	0%	25%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	-	0%	100%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 NPO法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	82%	86%	88%	88%	92%	86%	81%	67%	100%	100%	100%	50%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	6%	0%	0%	1%	1%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	4%	0%	4%	0%	1%	4%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	4%	3%	1%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	14%	4%	7%	5%	4%	8%	33%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	20%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 社団法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	87%	-	92%	93%	84%	85%	84%	100%	100%	100%	-	100%	100%	-	-	100%	100%	-	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	3%	-	0%	0%	2%	3%	5%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
20% ～ 30%	1%	-	0%	0%	4%	5%	4%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
30% ～ 40%	3%	-	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
40% ～ 50%	0%	-	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
50% ～ 60%	0%	-	8%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
60% ～ 70%	1%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
70% ～ 80%	1%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
80% ～ 90%	0%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
90% ～ 100%	1%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	
100%	1%	-	0%	8%	9%	3%	5%	0%	0%	0%	-	0%	0%	-	-	0%	0%	-	0%	非加算児が多い

児童発達支援 株式会社	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	87%	78%	93%	90%	88%	84%	87%	100%	67%	75%	83%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	5%	0%	0%	0%	1%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	22%	7%	7%	6%	6%	4%	0%	33%	25%	17%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	非加算児が多い

児童発達支援 その他営利法人	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	100%	75%	87%	87%	84%	85%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	-	0%	100%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	8%	0%	0%	0%	2%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
20% ～ 30%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
30% ～ 40%	1%	0%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
70% ～ 80%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	0%	
100%	2%	0%	25%	11%	7%	9%	6%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	-	100%	0%	非加算児が多い

詳細は、事業所調査_資料集 P24～30

以上から事業所の規模で差があることは考えにくく、都市区分の町村においてのみ算定状況に他と違いが見られたにも関わらず、非加算児の割合に違いがないことから、町村においては他と対応が異なることが考えられる。なお、自由記述からはその対応は読み取れない。

放課後等デイサービス

事業所単位で放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰの算定状況を度数分布で見た場合、加算児の割合が 10%未満の事業所数が 35%を占め、小学校 1 年生から高校 3 年生にかけての割合には大きな変化はないが、100%の事業所は年齢が上がるにつれその割合が増加していた。これは利用人数が年齢とともに減少しているのに対し個別サポート加算Ⅰ算定児はほぼ一定数で存在していることが要因と考えられるが、このことから加算に該当する中重度の児童は、年齢が上がっても放課後等デイサービスを利用し続けている可能性が考えられる。

放課後デイサービス

(1)個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合

※100%に近づくほど利用児の内、個別支援加算Ⅰが加算されている児が多い

放課後デイサービス 全体		小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0% ～ 10%	897	1167	1145	1170	1174	1158	1138	990	896	838	744	657	616	11693	加算児が少ない
10% ～ 20%	454	94	103	113	85	71	56	32	22	22	20	11	10	639	
20% ～ 30%	325	124	144	117	128	135	103	72	52	59	44	49	39	1066	
30% ～ 40%	247	107	112	130	114	105	108	98	101	58	69	40	60	1102	
40% ～ 50%	176	40	30	41	47	39	28	22	23	14	14	12	12	322	
50% ～ 60%	154	158	168	179	165	160	160	179	129	133	133	120	108	1792	
60% ～ 70%	100	65	61	53	68	71	60	66	59	46	46	49	36	680	
70% ～ 80%	67	14	19	17	18	24	26	15	13	20	9	13	10	198	
80% ～ 90%	45	8	12	19	14	19	10	16	8	3	8	5	9	131	
90% ～ 100%	12	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	
100%	84	239	247	230	259	251	229	247	251	249	213	229	251	2895	加算児が多い
合計	2561	2016	2042	2069	2072	2033	1919	1737	1554	1442	1301	1185	1151	20521	

(2)個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの（割合）

放課後デイサービス		小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	35%	58%	56%	57%	57%	57%	59%	57%	58%	58%	57%	55%	54%	加算児が少ない
10% ～ 20%	18%	5%	5%	5%	4%	3%	3%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	
20% ～ 30%	13%	6%	7%	6%	6%	7%	5%	4%	3%	4%	3%	4%	3%	
30% ～ 40%	10%	5%	5%	6%	6%	5%	6%	6%	6%	4%	5%	3%	5%	
40% ～ 50%	7%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
50% ～ 60%	6%	8%	8%	9%	8%	8%	8%	10%	8%	9%	10%	10%	9%	
60% ～ 70%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	4%	4%	3%	4%	4%	3%	
70% ～ 80%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
80% ～ 90%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	12%	12%	11%	13%	12%	12%	14%	16%	17%	16%	19%	22%	加算児が多い

詳細は、事業所調査_資料集 P12

また、設問 3(1)「対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童」では放課後等デイサービスのみを行っている事業所において、562 件（42%）が「いる」と回答している。

3． 対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童の有無など

(1)対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	1222	73	527	1049	86	562
いない	1698	111	699	1403	158	792
合計	2920	184	1226	2452	244	1354

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	42%	40%	43%	43%	35%	42%
いない	58%	60%	57%	57%	65%	58%

都市区分別		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	政令指定都市	43%	37%	45%	45%	39%	42%	50%
	中核市	37%	32%	39%	39%	26%	36%	46%
	特例市・特別区	42%	40%	43%	43%	33%	43%	49%
	一般市	44%	49%	46%	44%	50%	43%	44%
	町村	37%	38%	30%	39%	8%	40%	34%
いない	政令指定都市	57%	63%	55%	55%	61%	58%	50%
	中核市	63%	68%	61%	61%	74%	64%	54%
	特例市・特別区	58%	60%	57%	57%	67%	57%	51%
	一般市	56%	51%	54%	56%	50%	57%	56%
	町村	63%	63%	70%	61%	92%	60%	66%

詳細は、事業所調査_資料集 P20

さらに、その割合を年齢別で非加算児を事業所単位でみてみると、非加算児の割合が 0～10%未満となっている事業所が約 80%と大きく占めており、10%以上となっている自治体が約 20%であり上記の 562 件（42%）とは児童発達支援と同様に乖離が見られる。これも、同様に年齢別に記入があった回答のみを分析対象としているため、非加算児がいる事業所の割合は 20～42%と幅を持って捉える必要がある。

放課後デイサービス

4)非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数で表示　単位（件）

※0%に近づくほど利用児の内、個別サポート加算Ⅰの算定があると思われるが算定されていない児（非加算児）が少ない

放課後デイサービス		小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
0% ～ 10%	2030	713	773	808	807	781	700	680	607	575	507	477	496	7924	非加算児が少ない
10% ～ 20%	281	2	2	3	0	1	1	1	2	0	0	0	0	12	
20% ～ 30%	132	6	5	8	14	4	3	12	1	5	3	5	2	68	
30% ～ 40%	49	12	13	13	11	12	11	9	4	4	4	6	4	103	
40% ～ 50%	18	1	2	3	1	1	2	0	0	0	1	1	0	12	
50% ～ 60%	18	41	27	14	26	27	25	17	12	9	10	14	10	232	
60% ～ 70%	8	4	4	3	6	1	3	2	0	0	1	2	0	26	
70% ～ 80%	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
80% ～ 90%	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
90% ～ 100%	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
100%	11	138	135	106	84	87	71	65	56	41	51	40	37	911	非加算児が多い
合計	2561	921	963	960	949	914	816	786	682	634	577	545	549	9296	

(5)非個別サポート加算Ⅰ児数（人）/利用児数（人）の割合を 10%刻みの件数を合計で割ったもの（割合）

放課後デイサービス		小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	79%	77%	80%	84%	85%	85%	86%	87%	89%	91%	88%	88%	90%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	1%	1%	1%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	4%	3%	1%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	3%	2%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	14%	11%	9%	10%	9%	8%	8%	6%	9%	7%	7%	非加算児が多い

詳細は、事業所調査_資料集 P110

都市区分別・地域別・設置主体別など

都市区分別で放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰの算定状況を度数分布で見た場合、差は見られない。ただし、自治体調査において町村では算定率が他と違っていたこと（算定率が 10%未満の自治体が多い）を踏まえると状況が推測できない。

なお、地域差はほとんど見られないが、設置主体別で見ると、算定率 10%未満の事業所は、自治体設置主体の場合は 44%なのに対し、NPO 法人の場合は 29%であり、違いが見られた。

都市区分別

放課後デイサービス 政令指定都市	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	34%	60%	55%	57%	61%	58%	61%	56%	58%	61%	60%	48%	53%	加算児が少ない
10% ～ 20%	20%	4%	7%	5%	4%	4%	3%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	
20% ～ 30%	11%	6%	7%	6%	6%	7%	5%	3%	3%	3%	3%	6%	2%	
30% ～ 40%	9%	6%	7%	7%	4%	5%	7%	5%	5%	5%	7%	2%	5%	
40% ～ 50%	6%	2%	1%	2%	2%	3%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	1%	
50% ～ 60%	6%	8%	6%	7%	7%	7%	6%	10%	8%	10%	9%	15%	9%	
60% ～ 70%	4%	2%	3%	3%	2%	1%	2%	5%	4%	1%	4%	5%	2%	
70% ～ 80%	3%	0%	2%	0%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	
80% ～ 90%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	11%	12%	10%	11%	13%	13%	15%	18%	15%	14%	21%	26%	加算児が多い

放課後デイサービス
中核市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	42%	58%	60%	61%	59%	62%	61%	64%	62%	57%	61%	65%	60%	加算児が少ない
10% ～ 20%	17%	6%	3%	6%	4%	3%	2%	1%	2%	2%	1%	0%	0%	
20% ～ 30%	12%	5%	8%	4%	5%	6%	6%	4%	3%	4%	3%	2%	3%	
30% ～ 40%	6%	4%	4%	6%	5%	5%	6%	5%	4%	5%	4%	3%	5%	
40% ～ 50%	7%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	
50% ～ 60%	4%	8%	7%	8%	8%	7%	10%	9%	8%	9%	9%	6%	11%	
60% ～ 70%	4%	3%	3%	2%	4%	3%	2%	3%	3%	4%	3%	3%	3%	
70% ～ 80%	3%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	0%	
80% ～ 90%	2%	0%	0%	1%	0%	2%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	12%	13%	10%	12%	10%	10%	13%	15%	16%	15%	19%	17%	加算児が多い

放課後デイサービス
特例市・特別区

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	31%	58%	57%	53%	59%	54%	57%	57%	54%	57%	55%	52%	59%	加算児が少ない
10% ～ 20%	17%	4%	6%	5%	5%	5%	6%	3%	0%	2%	1%	2%	1%	
20% ～ 30%	15%	8%	6%	4%	6%	7%	6%	5%	6%	4%	3%	1%	1%	
30% ～ 40%	13%	7%	5%	7%	4%	8%	6%	7%	9%	3%	7%	5%	6%	
40% ～ 50%	7%	2%	3%	1%	3%	1%	1%	1%	3%	1%	1%	4%	1%	
50% ～ 60%	7%	7%	10%	9%	7%	7%	6%	12%	7%	10%	11%	10%	10%	
60% ～ 70%	4%	5%	3%	2%	3%	5%	3%	2%	3%	6%	4%	8%	2%	
70% ～ 80%	3%	1%	1%	3%	0%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	2%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	8%	10%	15%	14%	10%	14%	12%	16%	15%	16%	17%	19%	加算児が多い

放課後デイサービス
一般市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	32%	55%	53%	53%	51%	53%	56%	54%	55%	57%	53%	55%	49%	加算児が少ない
10% ～ 20%	16%	6%	6%	6%	4%	4%	3%	2%	2%	1%	2%	1%	1%	
20% ～ 30%	14%	6%	6%	7%	7%	7%	5%	4%	3%	5%	4%	5%	4%	
30% ～ 40%	11%	5%	6%	7%	7%	5%	5%	7%	8%	3%	5%	4%	6%	
40% ～ 50%	7%	2%	2%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
50% ～ 60%	7%	8%	10%	10%	9%	9%	9%	11%	9%	9%	12%	9%	10%	
60% ～ 70%	4%	3%	3%	2%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	
70% ～ 80%	3%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	0%	2%	1%	1%	1%	
80% ～ 90%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	14%	13%	12%	14%	14%	14%	15%	16%	19%	18%	20%	22%	加算児が多い

放課後デイサービス
町村

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	42%	65%	63%	66%	65%	63%	69%	61%	65%	62%	65%	59%	57%	加算児が少ない
10% ～ 20%	19%	1%	2%	5%	3%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	
20% ～ 30%	11%	5%	8%	4%	7%	6%	5%	5%	1%	3%	2%	4%	6%	
30% ～ 40%	9%	5%	4%	2%	4%	3%	4%	5%	6%	4%	4%	4%	3%	
40% ～ 50%	6%	0%	2%	2%	4%	2%	2%	2%	1%	2%	2%	0%	1%	
50% ～ 60%	6%	9%	9%	10%	6%	8%	10%	8%	8%	8%	8%	7%	5%	
60% ～ 70%	3%	6%	2%	2%	2%	4%	1%	1%	4%	0%	2%	3%	3%	
70% ～ 80%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	9%	9%	9%	8%	11%	5%	16%	11%	19%	17%	18%	21%	加算児が多い

地域別

放課後デイサービス
北海道・東北

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	37%	63%	60%	54%	55%	55%	57%	57%	58%	56%	54%	60%	57%	加算児が少ない
10% ～ 20%	15%	3%	5%	4%	5%	4%	5%	2%	0%	2%	1%	1%	1%	
20% ～ 30%	12%	5%	6%	7%	5%	5%	4%	3%	2%	6%	6%	7%	5%	
30% ～ 40%	9%	4%	6%	5%	7%	4%	5%	5%	5%	4%	4%	2%	3%	
40% ～ 50%	8%	2%	1%	2%	1%	3%	2%	0%	2%	1%	1%	2%	1%	
50% ～ 60%	5%	6%	4%	7%	7%	10%	9%	12%	7%	9%	9%	7%	8%	
60% ～ 70%	4%	4%	5%	3%	3%	4%	5%	4%	3%	2%	4%	3%	5%	
70% ～ 80%	3%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	
80% ～ 90%	3%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	1%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	13%	10%	15%	14%	13%	12%	15%	20%	18%	18%	18%	20%	加算児が多い

放課後デイサービス
関東

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	29%	53%	50%	55%	53%	53%	55%	54%	52%	56%	52%	48%	45%	加算児が少ない
10% ～ 20%	18%	6%	6%	5%	5%	3%	3%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	
20% ～ 30%	13%	7%	8%	5%	6%	8%	6%	4%	4%	3%	3%	2%	3%	
30% ～ 40%	12%	5%	5%	7%	6%	6%	7%	6%	9%	4%	6%	5%	6%	
40% ～ 50%	7%	3%	2%	2%	3%	1%	1%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	
50% ～ 60%	8%	8%	10%	9%	7%	7%	9%	10%	10%	9%	13%	12%	11%	
60% ～ 70%	5%	4%	4%	3%	4%	4%	4%	4%	3%	5%	5%	6%	4%	
70% ～ 80%	4%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	3%	2%	3%	2%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	13%	12%	13%	14%	14%	14%	14%	17%	16%	16%	22%	26%	加算児が多い

放課後デイサービス
東海・北陸

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	37%	55%	57%	55%	55%	65%	59%	60%	60%	62%	56%	59%	54%	加算児が少ない
10% ～ 20%	14%	6%	1%	4%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	2%	1%	
20% ～ 30%	13%	8%	6%	6%	5%	6%	7%	4%	4%	4%	3%	3%	3%	
30% ～ 40%	9%	5%	4%	7%	6%	5%	4%	3%	4%	4%	4%	4%	5%	
40% ～ 50%	7%	3%	1%	1%	2%	0%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	
50% ～ 60%	9%	7%	9%	8%	12%	5%	7%	11%	7%	8%	11%	6%	7%	
60% ～ 70%	3%	4%	3%	2%	4%	4%	4%	5%	4%	3%	4%	6%	2%	
70% ～ 80%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	
80% ～ 90%	2%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	11%	19%	16%	13%	10%	14%	14%	17%	18%	18%	19%	24%	加算児が多い

放課後デイサービス
信越

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	35%	58%	54%	54%	58%	49%	42%	50%	54%	52%	67%	64%	63%	加算児が少ない
10% ～ 20%	14%	0%	9%	1%	6%	3%	1%	3%	1%	2%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	15%	5%	3%	1%	8%	5%	5%	8%	1%	8%	5%	2%	4%	
30% ～ 40%	10%	7%	11%	9%	7%	8%	9%	6%	9%	5%	3%	6%	2%	
40% ～ 50%	10%	4%	1%	3%	0%	1%	3%	0%	3%	0%	2%	2%	2%	
50% ～ 60%	7%	8%	5%	16%	7%	16%	16%	14%	6%	9%	8%	9%	16%	
60% ～ 70%	1%	4%	2%	3%	1%	4%	5%	1%	3%	6%	3%	6%	4%	
70% ～ 80%	3%	0%	0%	1%	0%	0%	4%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	1%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	2%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	14%	14%	9%	13%	13%	15%	18%	21%	18%	10%	11%	9%	加算児が多い

放課後デイサービス
近畿

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	38%	57%	60%	57%	63%	60%	61%	61%	58%	58%	62%	58%	52%	加算児が少ない
10% ～ 20%	19%	6%	4%	7%	3%	5%	3%	1%	2%	2%	3%	1%	2%	
20% ～ 30%	11%	8%	8%	6%	8%	7%	6%	5%	5%	4%	3%	7%	3%	
30% ～ 40%	9%	6%	5%	7%	3%	3%	6%	6%	5%	5%	5%	3%	7%	
40% ～ 50%	6%	1%	1%	2%	2%	3%	2%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	
50% ～ 60%	5%	8%	8%	9%	5%	6%	9%	8%	8%	12%	7%	12%	7%	
60% ～ 70%	3%	2%	2%	4%	3%	3%	1%	4%	4%	3%	2%	2%	4%	
70% ～ 80%	3%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	2%	1%	0%	0%	1%	0%	
80% ～ 90%	2%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	2%	0%	2%	1%	1%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
100%	4%	10%	11%	7%	12%	10%	10%	11%	14%	14%	15%	15%	23%	加算児が多い

放課後デイサービス
中国

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	35%	60%	55%	59%	60%	54%	60%	55%	58%	62%	57%	57%	59%	加算児が少ない
10% ～ 20%	22%	4%	6%	5%	2%	6%	1%	2%	4%	3%	1%	2%	0%	
20% ～ 30%	11%	2%	6%	5%	9%	9%	7%	4%	4%	5%	1%	4%	7%	
30% ～ 40%	7%	6%	6%	6%	5%	7%	7%	6%	6%	5%	5%	1%	4%	
40% ～ 50%	8%	2%	2%	3%	5%	1%	4%	0%	2%	0%	1%	1%	1%	
50% ～ 60%	5%	6%	7%	9%	5%	6%	6%	12%	8%	5%	11%	12%	7%	
60% ～ 70%	4%	4%	2%	3%	2%	4%	2%	2%	5%	3%	3%	3%	0%	
70% ～ 80%	2%	1%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	2%	
80% ～ 90%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	2%	0%	1%	1%	0%	1%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	16%	14%	9%	10%	12%	11%	16%	14%	16%	19%	21%	19%	加算児が多い

放課後デイサービス
四国

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	30%	60%	59%	59%	56%	59%	64%	55%	54%	58%	63%	46%	64%	加算児が少ない
10% ～ 20%	29%	5%	8%	10%	8%	3%	4%	2%	3%	3%	5%	0%	0%	
20% ～ 30%	20%	10%	8%	8%	6%	11%	4%	3%	4%	5%	5%	7%	0%	
30% ～ 40%	8%	5%	3%	8%	6%	6%	7%	6%	9%	2%	8%	7%	4%	
40% ～ 50%	8%	1%	4%	2%	4%	4%	0%	3%	1%	3%	0%	0%	2%	
50% ～ 60%	1%	9%	8%	10%	9%	5%	9%	15%	14%	11%	10%	15%	11%	
60% ～ 70%	2%	3%	3%	1%	3%	0%	3%	2%	4%	3%	2%	3%	2%	
70% ～ 80%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	2%	0%	0%	2%	
80% ～ 90%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	5%	6%	3%	8%	10%	9%	11%	10%	14%	8%	22%	16%	加算児が多い

放課後デイサービス
九州

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	40%	60%	57%	60%	57%	60%	70%	60%	66%	60%	61%	60%	56%	加算児が少ない
10% ～ 20%	17%	4%	4%	7%	4%	3%	1%	2%	0%	0%	2%	0%	1%	
20% ～ 30%	13%	5%	8%	5%	5%	5%	4%	3%	1%	4%	3%	3%	2%	
30% ～ 40%	9%	6%	5%	6%	5%	3%	3%	6%	6%	3%	6%	2%	5%	
40% ～ 50%	5%	1%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	
50% ～ 60%	5%	9%	10%	8%	11%	9%	6%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	
60% ～ 70%	5%	1%	2%	2%	3%	2%	2%	4%	4%	0%	1%	4%	3%	
70% ～ 80%	2%	1%	1%	1%	2%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	
80% ～ 90%	2%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	12%	11%	8%	11%	13%	9%	16%	13%	23%	18%	22%	21%	加算児が多い

設置主体別

放課後デイサービス 自治体

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	44%	64%	62%	67%	59%	52%	67%	56%	51%	64%	56%	52%	62%	加算児が少ない
10% ～ 20%	14%	2%	9%	0%	2%	3%	0%	3%	0%	3%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	8%	9%	5%	2%	7%	7%	6%	8%	3%	6%	0%	11%	0%	
30% ～ 40%	11%	5%	2%	17%	7%	0%	4%	8%	13%	3%	7%	7%	0%	
40% ～ 50%	8%	2%	0%	2%	5%	3%	2%	3%	8%	3%	0%	4%	0%	
50% ～ 60%	9%	9%	7%	7%	7%	9%	12%	8%	13%	0%	11%	4%	12%	
60% ～ 70%	5%	5%	3%	2%	2%	12%	6%	3%	8%	0%	4%	0%	0%	
70% ～ 80%	2%	2%	2%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	3%	9%	3%	11%	10%	4%	13%	5%	18%	22%	22%	27%	加算児が多い

放課後デイサービス 社会福祉法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	30%	51%	53%	52%	49%	54%	52%	48%	49%	47%	52%	50%	50%	加算児が少ない
10% ～ 20%	14%	4%	3%	4%	5%	4%	2%	1%	1%	2%	2%	2%	1%	
20% ～ 30%	12%	5%	5%	5%	6%	4%	4%	5%	3%	5%	4%	5%	5%	
30% ～ 40%	9%	6%	6%	6%	5%	5%	6%	6%	7%	6%	5%	4%	6%	
40% ～ 50%	9%	2%	3%	3%	2%	4%	2%	2%	3%	1%	2%	1%	2%	
50% ～ 60%	8%	11%	8%	9%	9%	8%	9%	13%	11%	12%	10%	9%	11%	
60% ～ 70%	7%	3%	3%	4%	4%	5%	6%	5%	6%	4%	3%	4%	4%	
70% ～ 80%	3%	1%	1%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	2%	1%	2%	2%	
80% ～ 90%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	0%	1%	1%	2%	
90% ～ 100%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	17%	16%	14%	16%	14%	15%	19%	19%	21%	20%	22%	19%	加算児が多い

放課後デイサービス NPO法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	29%	51%	50%	51%	49%	47%	52%	52%	51%	48%	47%	41%	42%	加算児が少ない
10% ～ 20%	13%	4%	5%	4%	2%	4%	4%	2%	1%	1%	3%	1%	0%	
20% ～ 30%	12%	7%	7%	7%	5%	5%	8%	2%	5%	5%	4%	5%	2%	
30% ～ 40%	12%	6%	4%	4%	6%	4%	3%	5%	8%	5%	5%	6%	8%	
40% ～ 50%	8%	3%	2%	2%	3%	2%	3%	1%	3%	1%	1%	1%	2%	
50% ～ 60%	9%	6%	12%	12%	10%	10%	8%	11%	8%	10%	14%	15%	13%	
60% ～ 70%	6%	6%	4%	4%	6%	4%	5%	5%	4%	6%	5%	8%	5%	
70% ～ 80%	4%	1%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	1%	3%	1%	2%	1%	
80% ～ 90%	3%	1%	1%	0%	1%	2%	1%	1%	1%	0%	2%	0%	1%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	3%	16%	14%	16%	17%	19%	13%	19%	18%	21%	18%	21%	25%	加算児が多い

放課後デイサービス 社団法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	39%	65%	59%	54%	59%	58%	65%	68%	63%	63%	71%	69%	56%	加算児が少ない
10% ～ 20%	14%	5%	4%	5%	4%	1%	1%	2%	0%	0%	1%	2%	2%	
20% ～ 30%	14%	5%	8%	5%	6%	4%	7%	5%	3%	5%	0%	0%	5%	
30% ～ 40%	12%	5%	6%	9%	5%	8%	4%	0%	5%	0%	7%	0%	3%	
40% ～ 50%	4%	2%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	0%	4%	0%	2%	0%	
50% ～ 60%	6%	8%	10%	9%	10%	11%	5%	8%	7%	7%	8%	7%	7%	
60% ～ 70%	3%	2%	3%	1%	3%	3%	1%	3%	2%	2%	1%	5%	8%	
70% ～ 80%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	7%	8%	10%	15%	12%	14%	15%	13%	20%	17%	12%	16%	19%	加算児が多い

放課後デイサービス 株式会社

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	36%	60%	56%	58%	59%	59%	62%	59%	62%	67%	63%	65%	58%	加算児が少ない
10% ～ 20%	21%	5%	6%	6%	5%	3%	3%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	
20% ～ 30%	13%	7%	8%	6%	7%	8%	5%	4%	3%	3%	3%	3%	4%	
30% ～ 40%	9%	5%	6%	7%	6%	6%	7%	7%	6%	4%	6%	1%	3%	
40% ～ 50%	7%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ～ 60%	4%	8%	7%	8%	7%	7%	9%	11%	6%	8%	9%	9%	8%	
60% ～ 70%	3%	3%	3%	2%	3%	3%	2%	3%	3%	2%	3%	2%	1%	
70% ～ 80%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	4%	10%	11%	9%	10%	10%	11%	10%	15%	14%	14%	16%	22%	加算児が多い

放課後デイサービス その他営利法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	37%	60%	61%	59%	64%	65%	63%	63%	61%	57%	56%	55%	62%	加算児が少ない
10% ～ 20%	21%	6%	5%	7%	4%	4%	4%	2%	1%	2%	2%	0%	0%	
20% ～ 30%	16%	6%	7%	6%	6%	6%	5%	4%	2%	5%	3%	5%	3%	
30% ～ 40%	9%	5%	5%	7%	4%	6%	6%	6%	5%	4%	4%	4%	7%	
40% ～ 50%	5%	2%	2%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	
50% ～ 60%	4%	7%	7%	8%	6%	5%	8%	5%	13%	10%	11%	8%	5%	
60% ～ 70%	2%	2%	2%	1%	2%	2%	2%	3%	2%	2%	3%	5%	2%	
70% ～ 80%	2%	0%	1%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	2%	0%	2%	
80% ～ 90%	2%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	
90% ～ 100%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	11%	10%	8%	10%	9%	10%	16%	16%	17%	17%	22%	20%	加算児が多い

詳細は、事業所調査_資料集 P13～19

次に設問 3(1)「対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童」では都市区分別・地域別、常勤職員数（換算）・非常勤職員数（換算）ではほとんど差は見られない。

3． 対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童の有無など

(1)対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童

	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	1222	73	527	1049	86	562
いない	1698	111	699	1403	158	792
合計	2920	184	1226	2452	244	1354

	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
いる	42%	40%	43%	43%	35%	42%
いない	58%	60%	57%	57%	65%	58%

都市区分別		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	政令指定都市	43%	37%	45%	45%	39%	42%	50%
	中核市	37%	32%	39%	39%	26%	36%	46%
	特例市・特別区	42%	40%	43%	43%	33%	43%	49%
	一般市	44%	49%	46%	44%	50%	43%	44%
	町村	37%	38%	30%	39%	8%	40%	34%
いない	政令指定都市	57%	63%	55%	55%	61%	58%	50%
	中核市	63%	68%	61%	61%	74%	64%	54%
	特例市・特別区	58%	60%	57%	57%	67%	57%	51%
	一般市	56%	51%	54%	56%	50%	57%	56%
	町村	63%	63%	70%	61%	92%	60%	66%

地域別		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	北海道・東北	42%	47%	47%	43%	29%	36%	51%
	関東	45%	49%	44%	45%	38%	46%	44%
	信越	45%	67%	47%	43%	50%	40%	44%
	東海・北陸	40%	25%	47%	40%	56%	38%	38%
	近畿	39%	19%	41%	42%	23%	42%	48%
	中国	39%	40%	38%	41%	33%	38%	44%
	四国	43%	45%	38%	43%	33%	46%	45%
	九州	41%	42%	41%	42%	29%	42%	44%
いない	北海道・東北	58%	53%	53%	57%	71%	64%	49%
	関東	55%	51%	56%	55%	62%	54%	56%
	信越	55%	33%	53%	57%	50%	60%	56%
	東海・北陸	60%	75%	53%	60%	44%	62%	63%
	近畿	61%	81%	59%	58%	77%	58%	52%
	中国	61%	60%	62%	60%	67%	62%	56%
	四国	57%	55%	62%	58%	67%	54%	55%
	九州	59%	58%	59%	58%	71%	58%	56%

常勤職員数（換算）		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	5人未満	40%	26%	39%	41%	31%	41%	42%
	5人以上	45%	43%	48%	46%	40%	43%	49%
いない	5人未満	60%	74%	61%	59%	69%	59%	58%
	5人以上	55%	57%	52%	54%	60%	57%	51%

非常勤職員数（換算）		全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
いる	1.5人未満	41%	33%	41%	43%	31%	42%	46%
	1.5人以上	44%	43%	45%	45%	34%	43%	48%
いない	1.5人未満	59%	67%	59%	57%	69%	58%	54%
	1.5人以上	56%	57%	55%	55%	66%	57%	52%

詳細は、事業所調査_資料集 P20～22

非加算児について都市区分別、地域別、設置主体別で見ても差はほとんど見られない。

都市区分別

放課後デイサービス
政令指定都市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	80%	75%	80%	86%	85%	87%	85%	87%	90%	87%	87%	89%	94%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	10%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	1%	0%	1%	3%	1%	0%	3%	0%	1%	2%	2%	0%	
30% ～ 40%	2%	3%	2%	1%	2%	1%	1%	2%	0%	1%	2%	1%	1%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	3%	3%	0%	2%	3%	4%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	17%	14%	10%	9%	9%	9%	4%	7%	10%	8%	8%	5%	非加算児が多い

放課後デイサービス
中核市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	83%	77%	82%	84%	87%	85%	90%	85%	91%	90%	88%	87%	88%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	8%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	4%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	3%	0%	1%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
50% ～ 60%	1%	5%	2%	2%	3%	2%	1%	0%	0%	2%	1%	2%	5%	
60% ～ 70%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	16%	13%	11%	7%	11%	6%	11%	9%	7%	11%	9%	6%	非加算児が多い

放課後デイサービス
特例市・特別区

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	75%	78%	76%	82%	85%	86%	88%	87%	88%	93%	84%	91%	86%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	13%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	7%	0%	0%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	
30% ～ 40%	3%	1%	1%	4%	0%	4%	0%	0%	6%	0%	2%	2%	2%	
40% ～ 50%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	5%	2%	1%	2%	2%	5%	3%	3%	3%	3%	4%	2%	
60% ～ 70%	0%	0%	1%	0%	2%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	18%	10%	8%	8%	6%	9%	4%	4%	8%	2%	10%	非加算児が多い

放課後デイサービス
一般市

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	78%	79%	80%	83%	83%	84%	84%	87%	87%	91%	88%	86%	89%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	
30% ～ 40%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	5%	3%	2%	3%	3%	3%	2%	1%	1%	2%	4%	1%	
60% ～ 70%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	13%	14%	12%	11%	11%	10%	9%	10%	6%	10%	8%	8%	非加算児が多い

放課後デイサービス
町村

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	79%	81%	83%	90%	93%	91%	81%	90%	94%	98%	95%	87%	95%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	12%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	3%	4%	1%	1%	4%	4%	2%	2%	2%	3%	3%	3%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	13%	9%	6%	4%	11%	8%	4%	0%	3%	10%	3%	非加算児が多い

地域別

放課後デイサービス
北海道・東北

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	81%	84%	81%	88%	88%	89%	86%	93%	95%	94%	91%	92%	96%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	11%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	2%	1%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	3%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	4%	4%	1%	1%	3%	4%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	
60% ～ 70%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	8%	13%	10%	8%	6%	9%	4%	4%	3%	8%	4%	3%	非加算児が多い

放課後デイサービス
関東

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	77%	71%	75%	81%	84%	84%	85%	87%	84%	92%	85%	86%	88%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	1%	0%	2%	2%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	
30% ～ 40%	2%	2%	3%	1%	1%	3%	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	7%	3%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	1%	3%	4%	1%	
60% ～ 70%	0%	1%	2%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	18%	17%	12%	10%	10%	8%	8%	10%	6%	9%	6%	9%	非加算児が多い

放課後デイサービス
東海・北陸

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	82%	68%	82%	86%	86%	84%	89%	88%	93%	97%	92%	90%	90%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	11%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	6%	0%	1%	1%	2%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	2%	0%	
30% ～ 40%	0%	2%	0%	0%	1%	1%	1%	2%	0%	0%	0%	2%	2%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	6%	2%	2%	3%	1%	3%	0%	0%	0%	5%	3%	2%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	23%	15%	11%	7%	12%	6%	7%	7%	3%	3%	3%	6%	非加算児が多い

放課後デイサービス
信越

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	72%	82%	88%	82%	80%	87%	79%	82%	82%	73%	91%	85%	91%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	6%	0%	0%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	4%	0%	0%	3%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	5%	0%	4%	
40% ～ 50%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	5%	5%	0%	4%	8%	0%	6%	6%	0%	10%	4%	
60% ～ 70%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	16%	7%	10%	15%	9%	8%	15%	12%	18%	5%	5%	0%	非加算児が多い

放課後デイサービス
近畿

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	83%	85%	85%	86%	88%	84%	81%	92%	84%	82%	86%	90%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	8%	0%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	1%	0%	0%	1%	2%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	0%	2%	3%	0%	1%	3%	0%	1%	0%	1%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	2%	2%	1%	4%	3%	3%	5%	2%	3%	1%	0%	4%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	14%	13%	10%	5%	7%	12%	9%	6%	11%	15%	11%	6%	非加算児が多い

放課後デイサービス
中国

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	84%	80%	84%	86%	84%	83%	87%	93%	88%	91%	93%	91%	98%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	6%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	4%	2%	2%	2%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	3%	1%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	
50% ～ 60%	0%	1%	2%	1%	3%	1%	1%	0%	2%	0%	0%	0%	2%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	13%	12%	12%	16%	7%	3%	9%	7%	5%	4%	0%	非加算児が多い

放課後デイサービス
四国

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	70%	77%	79%	74%	78%	84%	79%	78%	85%	86%	83%	85%	77%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	1%	0%	0%	5%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	5%	5%	2%	4%	5%	0%	2%	0%	0%	0%	3%	5%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	18%	16%	16%	18%	8%	21%	17%	15%	14%	17%	12%	18%	非加算児が多い

放課後デイサービス
九州

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	78%	82%	81%	86%	87%	86%	92%	85%	90%	96%	90%	84%	90%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	11%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	6%	0%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	4%	2%	1%	4%	3%	2%	3%	0%	1%	0%	3%	0%	
60% ～ 70%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	10%	13%	9%	7%	9%	5%	10%	9%	2%	9%	13%	10%	非加算児が多い

設置主体別

放課後デイサービス
自治体

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	79%	83%	88%	78%	83%	79%	84%	89%	90%	80%	87%	85%	73%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	4%	4%	4%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	4%	0%	0%	4%	7%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	
70% ～ 80%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	2%	8%	12%	17%	8%	11%	11%	11%	10%	13%	7%	15%	27%	非加算児が多い

放課後デイサービス
社会福祉法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	79%	76%	80%	81%	84%	84%	82%	85%	87%	88%	85%	84%	92%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	9%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	6%	1%	1%	2%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%	0%	2%	1%	2%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	6%	4%	1%	3%	4%	5%	1%	1%	2%	2%	4%	2%	
60% ～ 70%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	15%	13%	13%	9%	9%	11%	10%	11%	9%	10%	8%	4%	非加算児が多い

放課後デイサービス
NPO法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	78%	72%	79%	89%	89%	83%	84%	90%	86%	92%	86%	85%	87%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	12%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	0%	1%	1%	1%	1%	
30% ～ 40%	2%	1%	2%	2%	1%	2%	3%	1%	1%	1%	1%	3%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
50% ～ 60%	1%	6%	2%	2%	2%	4%	6%	1%	4%	1%	2%	4%	1%	
60% ～ 70%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	18%	14%	6%	8%	9%	6%	5%	8%	5%	10%	6%	10%	非加算児が多い

放課後デイサービス
社団法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	77%	85%	81%	86%	84%	89%	93%	90%	89%	91%	92%	90%	89%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	12%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	6%	0%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	0%	3%	3%	4%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
60% ～ 70%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	13%	16%	9%	9%	5%	4%	10%	11%	6%	8%	10%	11%	非加算児が多い

放課後デイサービス
株式会社

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	80%	78%	81%	84%	84%	87%	86%	84%	90%	93%	89%	93%	93%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	5%	0%	0%	1%	2%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	2%	2%	2%	2%	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	
40% ～ 50%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	
50% ～ 60%	0%	4%	3%	1%	2%	2%	1%	3%	3%	2%	2%	1%	2%	
60% ～ 70%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	0%	14%	13%	11%	9%	10%	11%	10%	7%	5%	8%	5%	4%	非加算児が多い

放課後デイサービス
その他営利法人

	全体	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	
0% ～ 10%	79%	81%	81%	82%	85%	87%	91%	89%	94%	90%	95%	89%	93%	非加算児が少ない
10% ～ 20%	13%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
20% ～ 30%	4%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	
30% ～ 40%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	0%	2%	0%	0%	
40% ～ 50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
50% ～ 60%	1%	5%	1%	2%	5%	1%	1%	4%	0%	3%	0%	0%	2%	
60% ～ 70%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
70% ～ 80%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
80% ～ 90%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
90% ～ 100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
100%	1%	14%	17%	14%	8%	11%	7%	5%	6%	6%	3%	11%	5%	非加算児が多い

詳細は、事業所調査_資料集 P111～117

設問(4) 「事業所で再調査を行った結果、決定と違った場合、どうされましたか。」に関しては、「決定と違った場合の事業所」を分析対象としており（563 件)、都市区分別や地域区分別にクロス集計を行っているが、クロス集計した結果、各回答数が少なくなるため、特に「児童発達支援センター」「児童発達支援のみ」は回答件数が少ないため解釈に注意が必要である。

それでも都市区分別、地域別で回答に違いが見られる。

児童発達支援において、特例市・特別区は、事業所から自治体主管課へ問い合わせている事が多く、保護者から申し入れを行ってもらう割合が小さい。

２．あらたな「指標」の導入に向けて

あらたな「指標」の導入に向けて検討委員会を３回開催した。検討会委員は、一般子育て施策及び発達臨床心理学（特にアセスメント）や、社会的養護及び子どもの権利擁護、障害者リハビリテーション・障害児ハビリテーション及び発達障害医学・支援、障害児通所支援の様々な立場の学識経験者や実践家から構成され、調査１から３の結果を踏まえ、指標の在り方や指標に盛り込むべき視点、指標を導入するに当たっての諸課題を整理した。

(1) 本研究の目的＜再掲＞

本研究の目的は、令和３年度報酬改定により創設された「個別サポート加算（Ⅰ）」の現行の「指標」を見直し、新しい「指標」（案）を提供するものである。

(2) 個別サポート加算（Ⅰ）における指標導入の課題＜再掲＞

現在の個別サポート加算（Ⅰ）の指標導入における課題を整理すると、以下の通りである。

① **エビデンスの課題**：現行の「指標」は、障害者総合支援法の「障害支援区分」のような大規模調査研究によるエビデンスに基づいて作成されたものではないということ

② **指標項目の課題**：「個別サポート加算（Ⅰ）」と言っても、児童発達支援と放課後等デイサービスとでは判定基準が異なり、指標の項目に違いがあること

③ **判定基準の課題**：②に加え、児童発達支援（3歳児未満と3歳時以上）と放課後等デイサービスとでは判定基準が異なるため、算定率に相当の乖離があること

④ **年齢的要因が反映される課題**：乳幼児などの低年齢の場合はそもそも障害の有無に関わらず介護度や支援度は高くなるが、個別サポート加算（Ⅰ）は年齢的要因が加味されている。障害による要因に限定しなくてよいのかということ。

⑤ **区分（指標）の役割の課題**：障害者総合支援法の「障害支援区分」は介護給付費サービスに限定して利用される。「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更されたものの、基本的には介護面を評定したものであり、利用者像の特定のほか職員配置に紐付いた報酬単位差の設定、国庫負担金基準を設定する等の目的で利用されている。一方、児童福祉法の障害児通所支援は、実際に介護は行うものの主たる目的は発達支援や家族支援であり、児童には「障害支援区分」のような性格を持った指標は導入されていない。現在、指標（区分）の利用は「個別サポート加算（Ⅰ）」など特定の加算の適否判定にのみ活用されていること（「障害支援区分」とは根本的に性格が大きく異なること）

⑥ **「個別サポート加算（Ⅰ）」の内容の不明瞭さという課題**：「個別サポート加算（Ⅰ）」は平成30年度報酬改定で導入された職員加配のための区分判定（「区分１」＝指標該当）が源流であり、濃厚に支援が必要な重度の障害児の割合が50%以上だった場合に職員加配ができるという、加算と職員配置が直接リンクしたものであったが、令和３年度報酬改定では個別加算となったことで、より手がかかる障害児個々に対する「かかりまし経費」（インセンティブな性格も含む可能性あり。厚生労働省からの説明）となったことで、強度行動障害加算や医療的ケア児に対する加算と差別化しにくくなっていること。

⑦ **指標判定の手続きの課題**：「指標」を用いて加算の該否を評定するのは行政担当者である。それらの者は障害者総合支援法に定める「認定調査員」のような特定の講習受講を必須としておらず（研修自体設定されていない）、そのため力量によって差が生じていること（地域差）

上記の課題に加え、令和 3 年 10 月にまとめられた「障害児通所支援の在り方に関する検討会」報告書では、「指標」の導入について、現行の特定の加算認定への活用という限定的な内容からさらに踏み込んで「個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握する指標を新たに設けていく方向で検討」、「子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直していく必要」、「新たに指標を基に、子どもの生活全般を踏まえた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスを見直していく必要」、「給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな仕様を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けガイドライン等の整備も必要」といった方向性が記載されている。つまり、今後、障害児総合支援法のような支給決定プロセスにおいて、支援の必要性の有無や量の決定に指標が用いられ、かつ、障害者総合支援法にはない支援の内容（発達支援の領域を含む）に参考になるアセスメントとしての活用も視野に入っている。

検討会報告書の指標に関する内容は、本研究の目的を超えている。本研究の目的は、個別サポート加算（Ⅰ）の新たな「指標」（案）の作成であり、主に上記①～⑦のポイントで検討していく必要がある。しかし、検討会報告書の方向性も念頭に置きつつ、新たな「指標」（案）の作成にあたっては子どもの視点に立った「困り感」を把握し、支援につなげていくための指標作りの礎となるよう検討していく必要がある。

(3) 新たな「指標」（案）導入にあたっての検討事項＜第１回検討委員会から＞

① 子どもの視点に立ち、生活上の「困り感」を把握できるものであること

平成 30 年度報酬改定により、放課後等デイサービスに 2 人目の児童指導員等を加配できる加算が導入されたが、「指標該当」児が事業所に 50%存在することが算定の要件とされた。子どもたちを「指標該当児」と呼ぶことに評判が悪く、子どもたちを傷つけているのではないかという批判もあった。また、「障害」という 2 文字で子どもを捉えるのではなく、複数の視点で子ども全体をもっと広く捉えてみる必要があるのではないか。子どもたちが地域の中で健やかに、一人ひとり輝いて生きてほしいという願いは、障害児支援が本格的に始まった昭和 30 年代から変わっていない。それらを実現するには、子ども一人ひとりのニーズに寄り添って、生活や暮らしの中で生じている「困り感」を明らかにし支援が届けられなければならない。指標作りに当たっては、子どもの視点に徹底的に立ち、生活上の「困り感」を把握できるものであることが大切である。年齢的要因、特に思春期以降については様々発達課題が生じてくることが分かっているが、思春期の子ども向けに新たな視点を導入することが必要ではないか。

② 良い支援をすると困り感が減っていく（加算がなくなる）という課題

良い支援をして子どもが成長していけばしていくほど、支給費が減っていく可能性がある。その場合は、子どもの状態の評価とは別に支援の質を評価できるとよいのではないか。質の高い家族支援や地域との連携した支援も子どもの発達に関連するため、現行の子どもの評価（子どもの発達の評価）だけでなく、施設評価（施設の支援の質の評価）もあるとよいのではないか。

③ どの場所・環境での様子を評価するのかという課題

乳幼児期に適切に支援をすれば予後は良くなる事がわかっているが、その時々の環境や状況によって大きく状態像は変化する。総合評価の指標になるだろうから、放デイの場で評価をするので、学校や家庭での状況も含めるのか。家庭の問題が大きれば、支援は上手くいかないこともあるので、家族支援という視点を指標の中にどのように入れ込むのかは課題になると思われる。そういう意味では、全てを網羅できればよいが、指標で評価できるのは子どもの一部分にならざるを得ないことを自覚した上で、新しい「指標」（案）を作成する必要がある。

④ 一貫した支援のための継年的変化をどうやって記録として残すのかという課題

障害支援においては、乳幼児期から一貫した支援を行うことが重要と言われている。思春期に入って支援が難しくなったときに、幼少期にどのような支援を受けたのかが分かれば支援の手立てが見えることがある。基本的には、個別支援計画ということになると思うが、指標においても分かるようになると良い。

⑤ 集団の構成によって支援の困難度が変わるという課題

集団の規模や構成によって、集団の中での困り感が変わってくることを臨床の現場では経験する。例えば、手厚い支援が必要な子どもが集団の中に何人いるのかによって、支援の困難度も変わるが、それをどう評価するのか。

⑥ 良い支援（個別支援計画）に反映できるアセスメントに活用できること

しっかり個別支援計画を立て、計画に基づいて支援を行うことが重要であり、そのためにはアセスメントを適切に行う必要がある。良い支援を評価するには、アセスメントを評価する必要があり、指標そのものがアセスメントに活用できることが必要である。

⑦ 誰が指標を付けるのかという課題

現在、個別サポート加算（Ⅰ）は行政職員が行うことになっている。これは、客観的に状態像を確認し、事業所が独自に判断しないようにするためである。行政職員に対する「認定調査員」のように指標の付け方に関する研修会はなく（解説書があるだけ）、一方で、小さい町村の場合は、大人の担当者と同一なので、「障害支援区分」調査ができる職員が丁寧に調査しているところもあり、調査２、３の結果からも地域差が激しい実態がある。

行政職員の経験や力量の差に加え、調査方法が原則保護者からの聴き取りが中心なので、保護者の伝え方の差も大きく影響している。保護者は、成長・発達の可能性を信じ、我が子を悪く表現したくないという思いも強く、子どもの状態を適切に評価できているとは言い難い。なお、行政窓口では初回の面談で保護者に対して結構丁寧に聴き取りを行っているが、更新時にはそこまで細かく行っていない、もしくは、新型コロナ感染拡大後は調査票に記入してもらう形で行っているところも多いようだ。自治体によっては、事業者とすり合わせをして、指標を付けているところもあり、実態としてはバラバラである。客観性や妥当性を確保するためには、評価方法についても整理する必要がある。また、行政職員が今後も指標を付けていくのであれば、保護者が子どもの実態を生活に伝えられたり、困り感に合わせた書きぶりの解説書が必要である。

指標の評価にあたっては、行政職員や保護者の判断にだけ委ねるのではなく、医師や心理判定員等の意見書、実際に支援を提供する事業所等、できるだけ様々な関係機関が関わって、総合的に評価することが重要である。現行でも様々な意見を勘案しても差し支えないとなっているが、実際には、保護者も手間のかかることであり、明確にしていく必要がある。

⑧ 個別サポート加算（Ⅰ）に限定せずに、広い視野で指標を用いるべきかという課題

愛着の視点は重要で、愛着の問題から攻撃性や多動、集団不適応なども生じている。これは、社会的養護の子どもたちやその家庭を評価している個別サポート加算（Ⅱ）とも関連するが、個別サポート加算（Ⅰ）は介助や行動障害という外的な側面に着目し直接的支援の部分に光があたっているのに対して、個別サポート加算（Ⅱ）は主に児童相談所や子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携支援に着目した部分に光が当てられており、愛着の問題から派生した行動上の問題は個別サポート加算（Ⅰ）で対応することは可能かもしれない。

⑨ 疑義があった場合の再調査が可能であるかという課題

行政職員が、子どもの様子や事業所での支援の様子を見ることなく、保護者からの聴き取りで加算の対象であるかを決定してしまい、事業所での実態とは乖離している状況があり、疑義があった場合の再調査を可能とする仕組みや、更新時の調査方法について整理する必要がある。行政の手間が増えないように配慮も必要である。

⑩ より正確な状況を判断しようとすれば、項目が増加し、手間も増加するという課題

子どもの状態をしっかり把握しようとすればするほど、評価に用いる項目数は増えていくことになるが、行政職員からすればマンパワー不足があり、専門職でないために知識・技術的にも不足しているため、対応は困難になる。これは正にトレードオフの関係にある。

⑪ 介助ではなく、支援の質を高められる指標にすべきではないかという課題

事業所の支援の質を高めることに繋がる指標にすべきではないか。

(4) 新たな「指標」（案）の項目に関する検討事項＜第２回検討委員会から＞

① 項目によって重み付けを行うこと

身体障害は外から見てとてもわかり易い障害だが、知的障害や発達障害などは評価が難しい。また、重複の場合の考え方をどうするのかも視点としては重要である。項目によって、これがチェックされれば、支援度が高いというような重み付けも検討する必要がある。

② 保護者のニーズ、支援に直結するような項目とすべき

可変性のあるリクス要因にターゲットを当てて、そこをしっかり支援するほうが効果が高いという知見がある。そういう意味では、障害児支援では何をターゲットにすると非常に効果的なのかをアセスメントして目標を立てて支援をしないといけない。

指標を支援に直結するように紐付けるようにするのは良いが、総合的に子どもの状態を評価していくことになれば、実際に児童発達支援や放課後等デイサービスでは支援をしない項目も入ってきてしまい、支援はしていないが加算はもらえるといった矛盾も生ずる可能性がある。実現可能性を考えずに言えば、事前に指標でチェックした上で、加算に見合った支援をした時に請求できる仕組みも考えられるのではないか。

また、現行では、指標調査をする行政職員も、聞かれる側の保護者も、これを答えたらどう支援してもらえるのだろうということが見えにくいのではないか。「これをするから、個別サポート加算（Ⅰ）が必要」ということが分かるとよい。また、保護者のニーズを拾い上げるような項目立てにすると分かりやすくなるのではないか。

③ 子どもが権利の行使の主体として、自己認識できる項目とすべき

子どもの権利は、子どもが行使する主体者であるため、セルフイメージや自分はどうしていき

たいのかといった自己意識が重要である。思春期であれば、アンデンティティの確立の課題がある。子どもを中心にした項目があるとよいのではないか。

④ 強みも把握できる指標とすべき

障害は困り感につながるものであるが、逆に障害は強みでもある。障害のある子どもの持つ強みもアセスメントできれば、個別支援計画も良くなってくる。強みを把握できる指標になるようにする必要があるのではないか。

⑤ 項目のさらなる吟味が必要

「愛着関係」が人間関係・社会性の領域に項目としてあるが、「反応性愛着障害」だけでなく「脱抑制型愛着障害」もあるため、より深めて項目を設定する必要があるのではないか。愛着形成が難しい子どもの場合、ADL 面でも影響することが多く、支援する上での配慮事項が多くなり、そのような場合はウェートの差を考えてもよいのではないか。令和４年２月にまとめられた厚生労働省社会的養育専門委員会では、児童発達支援で愛着障害のある子どもも見てもらいたいという意見が出ていた。Bio（生物的）・Phycho（心理的）・Social（社会的）モデルのアセスメントの観点で見れば、心理療育担当職員も配置して心理的な部分もしっかりと押さえるとともに、トラウマケアなどの支援していく必要がある。

⑥ １年の研究では不十分

厚生労働科学研究は通常複数年での実施である。本研究は、単に個別サポート加算（Ｉ）の新たな「指標」（案）づくりという枠を超えて、障害児支援の在り方にまで影響のある積年の課題に取り組む内容であり、単年度研究では達成できない。今年度は、「指標」（案）のたたき台作りであり、予備的研究・試行的調査研究である。次のステップとして、統計処理も行う大規模調査研究を行う必要があり、妥当性や信頼性などの検証も行う必要があると考えている。中途半端な形で終えてほしくない。

第４章　指標のための新たな調査項目（案）の作成（計画書　Ｂチーム　Ｃチーム）

１．調査項目作成の目的

児童発達支援・放課後等デイサービスサポート加算Ｉの指標調査の内容は、成人分野で使用されていたものや、別の目的で使用されていたものを援用する形での導入が図られ、その導入については、残念ながら十分な準備、検討がされてきたとは言い難い。

また、関係者の多くは、児童の実態を表すものとしては、必ずしも十分ではないと感じているのではないだろうか。さらに、この指標調査の内容は、家族にとって、心理的な影響を強く与えるものであり、かつ事業所にとっては、運営に関わるものでもある。また、その手続きと判断は、行政に委ねられている。

この章では、これらの現状を捉えたうえで、「一人ひとりの子どもが子どもらしく、安全と安心のうちに健やかに育つ上で必要なことは何か」という視点に立ち、調査項目の領域の選考と項目立案を現場の状況を踏まえて検討を進めた、新指標調査項目（案）の作成の過程を報告する。

２．調査項目の作成

(1)　現行の調査内容の見直しと検討の方向性

現在使用されている５領域１１項目の調査内容を、「子どもの現状把握及び支援の質を視野に入れた視点」と、「行政及び財政における理解への配慮という視点」、この二つの視点を持って、指標の新しい調査項目（案）を作成することとした。

①　「子どもの現状把握及び支援の質を視野に入れた視点」

～　子どもの現状把握（発達状況）と困りごとを的確に捉えることができる調査項目作り　～

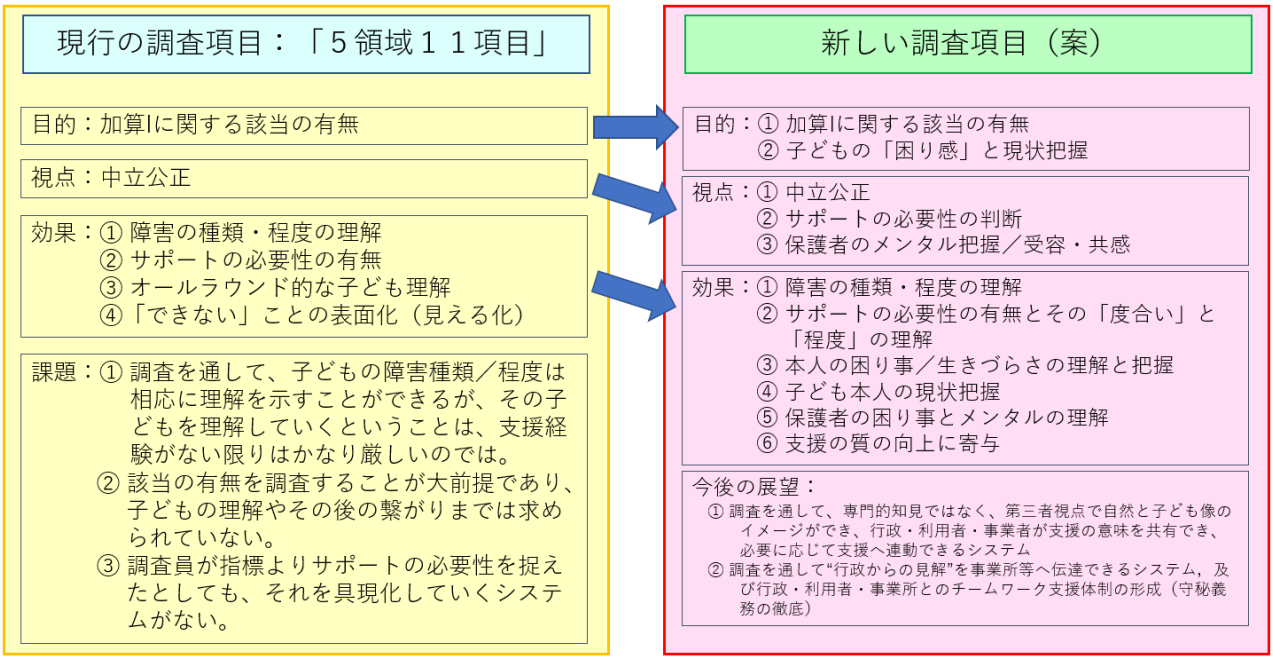

「 行政及び財政担当者のための本人理解への配慮という視点 」

（方向性）

- 子どもの現状把握及び支援の質を視野に入れた視点をベースとした項目の立案
- 「できる・できない」に焦点を当てた指標から、「困り感」に焦点を当てる指標へ

→ その困り感に対して、どのようなサポートが必要であるのかの“度合い”及び“程度”が理解できる（支援度が分かる＝どういう支援が必要なのかが分かる）指標にする

- 聞き取り調査を担当する行政が、保護者等とのやり取りを通して、現場及び子どもの困り感を反映させながらも、同時に現状把握も可能といった指標にする
- 状態像を把握する上で、サポートの必要量が支援区分になっていることが課題（これまでの指標づくりの変遷の中での課題の持越し）であり、その検討や再構築、見直しを試みる
- 現行の介護度及び強度行動障害度を主軸とした指標から、子どもの現状を主軸とした指標を試みる（支援の内容及び保護者のニーズも含む）
- 指標をベースとし、そこから支援の質自体も向上できる形を検討する（行政担当者や支援者も共に理解が深まるものができないか）
- 子ども本人の意向はどこにあるのかを見極められる指標にする

② 「行政及び財政における理解への配慮という視点」
～行政の理解を示しやすい調査項目作り～

（方向性）

- 調査項目を使用し、指標該当の可否を判断・決定するのは行政であるということ
- 行政担当者が、わかりやすく、負担にならない調査項目の内容と量
- 判断の仕組みが最良になる視点についても検討し提案していく（行政窓口の聞き取り調査が全てを包括する形で良いのか？成人のように審査会等の段階的判断の仕組みがない現状との差を検討する必要あり）

さらに、D チームにて、現行の指標がどのように算定されているかなどの情報を国保連データ、行政調査や事業所調査において明らかにする。

(2) 指標調査項目（案）の作成の手続き

我々は、新しい指標調査項目の作成において、子どもの発達段階や障害の特性による本人の困り感に焦点を置き、児童期・思春期と成長していく子どもの支援の着眼点としても役立つ内容にすることを念頭に項目立てを行った。

その際の考え方や留意点は以下の通りである。

・事業所の中での支援に焦点を当て支援時間中にその子どもに個別的に費やす労力（環境も含めた支援）がどの程度必要か
・調査者は、専門家でない行政担当者であること
・聞き取りの際に、保護者を傷つける内容にならない項目や表現にすること

作成のプロセスとして、B チームと C チームが以下の役割分担で進めた。また、これらの過程は、A チームと情報共有しながら進めた。

B チームが指標調査項目の抽出
↓
C チームが小項目の設問・細項目（選択肢・解説）の作成
↓
B チームが行政の担当者による調査を想定して、指標調査選定

1）指標調査項目の抽出…B チーム担当

① 現状の課題と新しい調査項目の様々な視点の意見出し

i) 現在、運用されている調査票及び留意事項を確認しながら、現場感覚に基づき、違和感を持った点は以下の通りであった。

- 保護者の立場にたった違和感：聞き取られる側として、子どもの状況が大変であるということを認めないとならない構図となり、保護者が心理的に傷つくことにならないだろうか。また、保護者が、家庭と事業所（集団の場）における子どもの状況の違いを含めた説明ができるのだろうか
- 支援者としての違和感：子どもの「できなさ」に焦点が当てられ、発達支援として本人の抱えている「困り感」や「うまくいかなさ」を理解する項目になっているのだろうか

ⅱ）以下の視点を基に、指標調査の大項目を設定し、項目を作成にあたった。

- ライフステージの視点
  ⇨子どもの育ちを追っている項目で考えるのか？
  ⇨思春期の問題はどのように考えていくのか？
- ガイドラインの視点
- 発達支援・家族支援・地域支援の視点
- 子どもの権利の視点
- 障害特性の視点
- ICF の視点
- 障害特性の視点

② 大項目の提案と検討

児童発達支援ガイドラインに記載されている「日常生活の基本動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練その他の便宜を提供」という視点を踏まえ、以下の７つの大項目を設定した。

1 健康・生活
2 運動・感覚
3 認知・行動
4 言語・コミュニケーション
5 人間関係・社会性
6 医学的な配慮
7 児童期・思春期の中で必要なポイント

同時に、現場経験者ならではの感覚で、「子どもたちが、周りの環境・情報を受け止め、理解・認知し、自分の行動として組み立て、実行する。そこから学び、気づき、心が動き、もっとやりたい、大好き・苦手さを知り、自分自身が育つことを想定し、さらに、人や新しい場面でも臨機応変に対応していく子ども様子を描き」ながら、中項目、小項目を設定及び作成した。

ここでは、ライフステージに応じた、発達課題や思春期の様々な不適応行動を予防及び対応で

きる視点も取り入れ、調査項目案とした。その際、できる限り、子どもが育っていく過程において、大切なポイントを明確に押さえ、かつその子の発達に合わせ、配慮された支援を受けることができる指標を目指した。

そして、指標調査の在り方として以下の点が再度確認された。

- 行政の調査員と親への聴き取り状況を対象とすること
- 親への聞き取りの中で、子どもの様子を読み取れるものにすること
- アウトプット面だけを評価するのではなく、インプット面も評価し、かつその両面の統合性もそれぞれ異なることを理解し、現場の視点で優先順位をつけ拾っていけるものにすること
- 事象の背景を捉え、根幹を探るためにいろいろな場面を探ることのできるものにすること
- 発達のライフステージに合わせた捉え方とそれに合わせた指標にすること

この確認点を踏まえ、子ども本人が困っていること、その困っていることへのより丁寧なかかわりを行うための調査項目とした。

指標項目案（７つの大項目とそれぞれに中項目、小項目）は以下の通りである。

大項目 　　中項目 　　・小項目
１　健康・生活 　　生活リズム 　　・食事 　　・排泄 　　・睡眠 　　・体温調節 　　・生活習慣 　　・入浴 　　・洗顔 　　・歯磨き 　　・清潔行動（手洗い等） 　　・着脱 ２　運動・感覚 　　感覚器官の働き 　　・目の動き 　　・聴こえ 　　・味覚 　　・口腔機能 　　・姿勢の保持（立つ・座る・歩く・止まる） 　　・運動の基本的技能 　　・目と手の協応 　　・不器用さ 　　・感覚特性 　　・過敏さ 　　・鈍感さ ３　認知・行動 　　身体知覚 　　認知の偏り・こだわり 　　運動企画 　　危険回避行動

注意力 情緒的安定 4　言語・コミュニケーション ３項関係 理解 表出 5　人間関係・社会性 愛着関係 人とのかかわり・やりとり（親・友達・大人） 遊びや活動 集団への参加 感情コントロール 6　医療的な配慮 服薬管理 発作、血糖値管理など
7　児童期・思春期の中で必要なポイント 基本的日常動作 自立生活・余暇活動 コミュニケーション 意思表示 表現活動 地域生活・地域交流

２）文言の検討　Ｃチーム担当

設問や解釈、選択肢の内容を創ることを目的とした。

各地域で編成した６グループにて、メンバー構成は、直接支援に携わっている者を主とした総人数３７名である。

①　指標調査項目の小項目再検討と細項目の抽出

i)　２０２１年7月２６日～8月１６日間でグループ毎に会議を実施し、小項目の表現の検討ならびに細項目の抽出を実施した。なお、会議は可能な限り対面での実施としたが、新型コロナウイルス感染状況によっては、リモートでの実施となった。

ii)　子どもの成長発達に着目して、グループ毎に小項目の再検討ならびに細項目の抽出を行なった。その結果、以下に示す数の項目が抽出された。

- 旭　川Ｇ：小項目設定数…４７　／　細項目設定数…２６０
- 函　館Ｇ：小項目設定数…２６　／　細項目設定数…１７０
- 青　森Ｇ：小項目設定数…３４　／　細項目設定数…１４４
- 秋　田Ｇ：小項目設定数…５７　／　細項目設定数…５０
- 大　阪Ｇ：小項目設定数…５９　／　細項目設定数…３５１
- 鹿児島Ｇ：小項目設定数…５３　／　細項目設定数…２０７

iii）ⅱ）の項目の傾向と論点

- 直接支援をしているが故に、自ずと子どもの成長発達にクローズアップした項目になる傾向がある。
- 発達検査及びアセスメントに近い形となり、項目数も多くなったが、これにより多角的に子どもを捉える項目を得るものでもあった。

３）調査項目の確定

i)　チームリーダーにて、Ｃチームの６グループにより抽出された項目を元に、小項目を整理し、細項目を含めて確定することとした。項目確定の際の留意点を以下に整理する。

- 子ども本人の抱える「困り感」や「うまくいかなさ」を理解できる「子どものための」調査項目であること。
- 子どもが受ける支援の一助となる項目であること。
- 行政の調査担当者が子ども本人の抱える「困り感」や「うまくいかなさ」を理解しやすいこと。
- 行政の調査担当者が使用しやすいこと。

ⅱ）整理した調査項目は以下の通りである。

①　発達（言語・コミュニケーション／人間関係・社会性／認知・行動／感覚・姿勢・運動／健康・生活／医療的配慮）に関する領域と項目［確定］

⇨［言語・コミュニケーション］編……１３項目

⇨［人間関係・社会性］編……１４項目

⇨［認知・行動］編……１１項目
⇨［感覚・姿勢・運動］編……１４項目
⇨［健康・生活］編……１２項目
⇨［医療的配慮］編……２３項目

合計：６領域８７項目

② 児童期・思春期（児童期・思春期必要ポイント）に関する領域と項目［確定］

⇨［基本的生活動作］編……２４項目
⇨［自立生活・余暇活動］編……２０項目
⇨［コミュニケーション］編……１２項目
⇨［地域生活・地域交流］編……１２項目

合計：４領域６８項目

③ 発達に関する領域と項目の内訳

領域	項目内容		
言語・COM 領域［１３項目］	二項関係（人-人）	二項関係（人-物）	三項関係（共同注視）
	三項関係（要求表出）	三項関係（応答）	自己気付き（呼名反応）
	自己気付き（自己身体理解）	理解（ことば）	理解（ことば以外）
	表出（意思の表出）	表出（ことば）	表出（ことば意外）
	その他（模倣動作）		
人間関係・社会性 領域［１４項目］	愛着関係	人との関わり（対人関係）	人との関わり（他者への興味関心）
	遊びや活動（どんな遊び）	遊びや活動（小集団遊び）	遊びや活動（ルール理解）
	遊びや活動（トラブル頻度）	集団への参加（集団参加状況）	集団への参加（他者への興味関心）
	集団への参加（同空間共有）	感情コントロール（快・不快）	感情コントロール（表出の可否）
	その他（やりとり）	その他（集団帰属）	
認知・行動 領域［１１項目］	身体知覚	認知の偏り（興味幅）	認知の偏り（こだわり有無・環境）
	認知の偏り	運動企画	危険回避行動

	（こだわり有無・時間）		
	注意力	情緒的安定	見通し（予測理解）
	見通し（急な変化対応）	その他	
感覚・姿勢・運動 領域［１４項目］	感覚器官（目の動き）	感覚器官（聞こえ）	感覚器官（味覚）
	感覚器官（触覚）	感覚器官（口腔機能）	姿勢の保持（立つ）
	姿勢の保持（座る）	運動の基本的技能（手指動作）	運動の基本的技能（目と手の協応）
	運動の基本的技能（目と足の協応）	運動の基本的技能（不器用さ）	運動の基本的技能（移動-歩く）
	運動の基本的技能（移動-走る）	運動の基本的技能（移動-止まる）	
健康・生活 領域［１２項目］	生活リズム（食事-偏食）	生活リズム（食事-手伝い）	生活リズム（排泄）
	生活リズム（睡眠）	生活リズム（体温調整）	生活リズム（その他）
	生活習慣（入浴）	生活習慣（洗顔）	生活習慣（歯磨き）
	生活習慣（清潔行動）	生活習慣（着脱）	生活習慣（その他）
医療的配慮 領域［２３項目］	服薬管理（服薬）	服薬管理（管理）	医療的配慮（通院）
	医療的配慮（通院-２）	医療的配慮（点滴管理）	医療的配慮（点滴管理-２）
	医療的配慮（中心静脈栄養）	医療的配慮（中心静脈栄養-２）	医療的配慮（人工透析）
	医療的配慮（人工透析-２）	医療的配慮（ストーマ）	医療的配慮（酸素療法）
	医療的配慮（レスピ）	医療的配慮（気管切開）	医療的配慮（経管栄養）
	医療的配慮（モニター測定）	医療的配慮（留置カテーテル）	医療的配慮（血糖値管理）
	医療的配慮（吸引）	医療的配慮（吸入）	医療的配慮（発作）
	医療的配慮（胃ろう等）	医療的配慮（精神状態）	

④　児童期・思春期に関する領域と項目の内訳

児童期・ 思春期必要ポイント ［４領域］	基本的日常動作 ［２４項目］	自立生活・余暇活動 ［２０項目］	コミュニケーション ［１２項目］
	地域生活・地域交流 ［１２項目］		

４）項目ごとの設問と解釈文の作成

i)　以下の様に、C チーム６グループに領域を割り振り、１０領域／１５５項目に対して、設問及び解釈文を作成した。

	旭川 G	函館 G	青森 G	秋田 G	大阪 G	鹿児島 G
大項目	言語・COM	人間関係・社会性	医療的配慮	認知・行動	感覚・姿勢・運動	健康・生活
共通項目	児童期・思春期必要ポイント					

各グループに割り当てられた領域について、以下のスケジュールにて６回の検討の場をもち、現場感覚を元に、その内容と重要度を判断しながら作業を進めた。

①　担当領域の設問及び選択肢作成（２０２１年９月上旬～中旬にかけて２回）

②　①に対しての解釈作成（２０２１年９月下旬～１０月下旬にかけて４回）

この過程を経て、子どもの全体像をおおよそ把握できる調査項目と解釈文は作成された。

また、解釈文の作成により、項目ごとの着眼点が整理され、、保護者・支援者・行政担当者がチェックできる設問、解釈に整理する事ができた。

しかし、現段階では、アセスメント及び発達検査のような形式は改善されておらず、益々その傾向が強まる点は懸念された。

ⅱ）領域ごとに作成された設問ならびに解釈文は以下の通りである。

以上より、

１）言語・コミュニケーション 編［１３項目］

	視点	設問	選択肢					向き
1	（人-人） 2項関係	お子さんは、楽しい時などに目を合わせますか	①	②	③	④	⑤	行政
			目が合い、微笑んだり、嬉しそうな表情をみせる	子どもが訴えている（要求する）時は目が合う	あまり目が合わない/合っても持続しない	ほとんど目が合わない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		1対1の関係性について 期待感　共感性　共感的スマイル 例えば「イナイイナイバー」	人との１対１の関係が成立している（経験していた） 人に対する期待感、共感性がある。	人との１対１の関係が成立している（経験していた）が、一方的だったり発信力が弱い。 人に対する期待感、共感性が弱い。	目があうことはあるが、言葉がけや感情を共有する場面でないことが多い。	選択肢通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
2	（人-物） 2項関係	お子さんは、物に興味関心がありますか	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			色々な物に関心を示し、使い方を知っている	色々な物に関心を示すが、使い方がわからない	特定の物にしか関心を示さず、独自の使い方をする	物に関心がない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		物に対する反応について 物にこだわる/独自の使い方をする/色々な物に興味を示して試し行動をする。	色々な物の使い方がわかる。	特定の物や使いなれている物なら使い方がわかる。	好きな物にこだわる 用途と違う使い方をする。	選択肢通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
3	（共同注視） 3項関係	お子さんは、指さしたものを見ますか(過去にできましたか)	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			指さすものを見る	見たり見なかったりする	見ない			
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		人を介して２者間以外の人や物に関心を示すか。	同じ物に視線を向けることができる。	タイミングが合えば見ることがある。	選択肢通り。			

	視点	設問	選択肢					向き
4	（要求表出） 3項関係	おこさんは、指さしをして要求を伝えようとしますか(過去にできましたか)	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			伝えようとする	伝えたりしなかったりする	伝えない			
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		２者間以外の人や物への関心を指さしで人に伝えようとするか。	教えようして指さしをする。	指さしをすることがあるが、要求を伝えるような場面ではないことがある。	選択肢通り。			

	視点	設問	選択肢					向き
5	（応答） 3項関係	おこさんは「○○はどれ？」でそれを指さすことができますか(過去にできましたか)	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			できる	できたりできなかったりする	できない			
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		２者間以外の物に関する問いかけに対して応えることができるか。	「あれちょうだい」というともってくる。	場面によっては持ってくることもある。	選択肢通り。			

	視点	設問	選択肢					向き
6	（呼名反応） 自己気付き	おこさんは「〇〇ちゃん」と呼ぶと振り向いたり返事をしますか	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			呼ばれると気づいて応答する	自分以外の名前でも気付いて応答する時としない時がある	自分以外の名前でも同じように応答する	呼ばれても反応しない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		大人の呼びかけに反応するか。 呼びかけに発声や身振りなどで応答する場合も可。	自分の名前を理解していて、遊んでいても応答する。	普段は応答するが、遊んでいるときは気づかないことがある。	誰の名前でも同じように返事をする。	選択肢通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
7	（自己身体理解） 自己気付き	お子さんは、身体のパーツの名前をどのくらい知っていますか 例）「目はどこ？」 例）「ここはなに？」	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			ほとんど知っている	半分くらい知っている	いくつか知っている	ほとんど知らない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		以下の体の部分の位置や名前のチェック。 質問部位　目・口・耳・歯・鼻・髪・爪・手・足・頭・おしり・胸 身体部位の名称表出(言語表出)を確認。 身体部位の位置の指さし(非言語）も可。	１０か所以上知っている。	6/12か所以上知っている。	3～6/12か所以上知っている。	1～2か所・または全く知らない。		

	視点	設問	選択肢					向き
8	理解（ことば）	**お子さんは、言われていることがどのくらい分かりますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			三語文以上わかる	**二語文がわかる**	**単語がわかる**	**わからない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		言葉の理解が日常生活上支障がないか。	内容がお互い理解できやり取りができる。	「ママ」「きた」　のように2語文で理解できる。	「ママ」などの単語がわかる。	ことばかけでも反応がない/通じない。		

	視点	設問	選択肢					向き
9	理解（ことば以外）	**お子さんは、視線やジェスチャーで簡単なやり取りができますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			ジェスチャーで簡単な指示を理解して行動ができる	**「おいで」や「×」のしぐさを理解して行動できる**	**状況によっては適した行動ができる （椅子を出すと座れるなど）**	**できない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		言葉以外の方法でやり取りができるか。 もしくは理解できてるか。	ジャスチャーで物の理解と行動の理解ができている。 （ここに座って/ごはんを食べるなど）	手招くことで来る。 ×を示すとやめる。	椅子を出すと、椅子を座る物と認識して座る。	全くわからない/反応がない/違う行動をとる。		

	視点	設問	選択肢					向き
10	表出（ことば）	**お子さんは、どんな方法で自分の意思を伝えますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			言葉を使って伝える	**身振りで伝える**	**泣いたり怒ったりして伝える**	**意思表示がない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		自分の意思を相手に伝える手段の有無。	主に言葉で伝える。	意思を伝えようとする方法が主に行動（行きたいところに手を引っ張っていく/ちょうだいなどの動作）や指さしなど。	意思を伝えようとはするが方法が不適切（奇声をあげるなど）。	意思を伝える気持ちがない/諦めている。 または意思を伝える手段がない。		

	視点	設問	選択肢					向き
11	表出（ことば以外）	**お子さんは、どのくらいことばを使うことができますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			三語文以上が使える	**二語文が使える**	**単語が使える**	**なし**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		言葉の数や単語での表現、会話の状況など。	単語を組み合わせて話す。	主に二つの単語で表現する。	単語のみで表現する。	選択肢通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
12	表出（意思の表出）	**お子さんは、何か伝えたいことがあったときに、ことば以外の方法でも伝えようとしますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			どんな時も適切な方法で伝えようとする	**伝えようとはするが伝わらないとすぐに諦める**	**伝えようとはするが伝わらないと不適切な行動をする**	**伝えない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		音声言語以外のなんらかの手段で諦めず、根気よく相手に意思を伝えるか。	伝えたい気持ちが強く、伝わるまであきらめずに色々な方法で表現する。	伝えようとはするが伝えたいという気持ちは弱い。 または気がそれやすい。 伝える手段はあるが伝える場面が限られている。☒	奇声を上げる/暴れる/自傷他害になる可能性が高い行動がある。	伝える意欲がない。 または伝えることができない要因がある。		

	視点	設問	選択肢					向き
13	その他（模倣動作）	**お子さんは、真似をすることがありますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			真似をして遊ぶ	**真似はするが頻度は少ない**	**真似はするが独特であったり、興味のあるもの以外の真似はしない**	**ない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		人の真似をするか、またはその意欲があるか。	大人や友達の真似をして遊ぶ。	真似をしようという意欲が低い。 または人への関心が薄い。	コマーシャルや電車音などのこだわりのあるものだけ真似をする。	真似をしようという意欲がない。 または真似をできない要因がある。		

２）人間関係・社会性 編［１４項目］

	視点	設問	選択肢					向き
1	愛着関係	**慣れた人と離れた時に、どのような反応をしますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			納得出来ると落ち着く（ある程度不安を示しても可）	**不安を示し、その人が戻ってくるまで落ち着かない**	**パニック状態になって、立ち直れない**	**全く反応しない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		家族や子ども本人と信頼関係ができている人が、目の前からいなくなった時の子どもの反応。 （中・高校生の場合、小さい時はどうだったかも聞く）	見通しが立っているので、状況を受け入れて落ち着いて過ごせる。 理由を伝えられると、理解し納得出来落ち着ける。 不安で泣いたり探したりしても、そばに居る人がなぐさめると落ち着ける。	不安な状態のまま、ずっといつ会えるのか、いつ戻ってくるのかを気にしており、再会するまで落ち着けない。	大きく乱れ（泣き叫んだり、暴れる等）、再会してもなかなか立ち直れず、落ち着かない状態が続く為、離れることが難しい。	自分を常に守ってくれる相手の存在に気付いていず、離れても後追いもなく不安にもならない。		

	視点	設問	選択肢					向き
2	人との関わり（対人関係）	**親、友だち、支援者に関心を示しますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			そばに行く	**離れた所から見ている**	**相手から関わってきたら反応する**	**全く関心を示さない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		親しい人（家族や子どもに直接接する支援者、友だち、仲間）を見た時、子どもが相手を意識するかどうか。 （中・高校生の場合、小さい時はどうだったかも聞く） （集団を利用している場合は、家族だけでなく、その集団の支援者やそこでの他の子たちへの関心の示し方も聞く）	自分から近寄っていく、関わろうとする、声をかける等、喜びを表現する。 安心する、リラックスする。	相手の存在は意識でき、嫌がったりすることはないが、視線を送る程度で関わり方が消極的。	相手が関わってきたら、喜んだり嫌がるなどの反応はするが、自分から関わろうとはしない。	相手に視線も向けない。 いてもいなくても変化がない。		

	視点	設問	選択肢					向き
3	人との関わり（他者への関心興味）	**親、友だち、支援者とやりとりしたり、相手からの働きかけに答えられますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	**ごく限られた人であれば反応する**	**自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある**	**過剰に反応するか全く反応しない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		親しい人（家族や子どもに直接接する支援者、友だち、仲間）と子どもがどのようにやりとりしたり、働きかけに応じているか。 （集団を利用している場合は、家族だけでなく、その集団の支援者やそこでの他の子たちへの	適度な距離感を保ちながら、相手に自分からやりとりを求めたり、相手からの働きかけに答えることができる。	特定の人であれば、関わりが持てる。（パターン的な関わり方も含む）	自分から相手に働きかけることはほとんどないが、相手から関われることに対しては、嫌がることはなく、反応することもある。	一方的に自分の思いだけ伝えようとしたり、相手が嫌がっても過剰に近づいていく。 逆に、相手が関わってきても、拒否したり、無関心でほとんど反応しない。		

	視点	設問	選択肢					向き
4	遊びや活動（どんな遊び）	**同年代の友だち２～３人とどのように遊びますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			協力して一緒に遊ぶ	**他児の真似をして遊ぶ**	**場の共有はするが、関わりはない**	**他児には関わらず、一人遊びをしている**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一緒に過ごしたことがある同年代の子どもたち２～３人と、どのように過ごしているか。	物の貸し借りができて、同じ物を共有できたり、協力して一つの物を作ったりする。 役割分担をして、同じ世界観の中で、見立て遊びやごっこあそびができる。	同じ空間で、相手が遊んでいる様子を見て、真似ることができる。 一緒にいることは、嫌ではなく関わられると喜ぶ。	同じ空間で、平行遊びができるが、相手に関わることはない。 相手が関わってきても拒否するか、どうしたら良いか分からず固まる。	他児がいてもいなくても同じように一人遊びをしている。		

	視点	設問	選択肢					向き
5	遊びや活動（小集団遊び）	**同年代の友だち５～１０人の中で一緒に遊べますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			自分から中に入って遊べる	**大人が橋渡しとなって支援したり、親しい友だちが誘えば中に入る**	**中には入らないが、そばで見ている**	**関心がなく入ろうとしない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一緒に過ごしたことがある同年代の子どもたち５～１０人と、どのように過ごしているか。	集団を意識して、自分から仲間に入り、一緒に遊びを楽しめる。 自己主張もできるし、相手の意見も聞ける。	支援（相手との間に入って一緒に遊んだり、遊び方を教える等）があったり、誘われたりすると、仲間に入ることができる。 一緒に過ごすこと自体は楽しめている。	支援（相手との間に入って一緒に遊んだり、遊び方を教える等）や誘いがあっても仲間には入れず消極的だが、その場にはいられる。	一切仲間に入らず、一緒に遊べない。関心がなく、その場にもいられない。		

	視点	設問	選択肢					向き
6	遊びや活動（ルール理解）	ルールを理解して、友だちと遊べますか	①	②	③	④	⑤	行政事業所
			勝敗、順番を理解して遊べる	大人の支援があれば遊べる	ルールは理解できないが、遊びに参加する意欲はある	ルールが理解できず、遊べない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		一緒に過ごしたことがある、同年代の子１～２人と、ルールがある遊びをしている時の子どもの様子。	勝敗が理解できて、結果を納得できる。 順番を守って遊べる。	支援（子どもが理解できる手段で、あらかじめルールを伝える、順番を伝える、負けた時の気持ちの解消法を伝える等）があれば遊べる。	支援があっても、ルールを理解することは難しい。 その場にいたがる（雰囲気を楽しめる）。	支援があってもルールが理解できず、妨害行為（用具を触る、こわす、投げる、相手の邪魔をする等）がある。 その場にいられない。		

	視点	設問	選択肢					向き
7	遊びや活動（トラブル頻度）	同年代の子と一緒に過ごす中で、トラブルが起こることがありますか	①	②	③	④	⑤	行政事業所
			ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる	トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	支援があっても、解決できる時とできない時がある	常にトラブルが起き、解決できない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		一緒に過ごしたことがある、同年代の子１～２人と過ごす中で、トラブルになった時の子どもの様子。	自分の意見を伝えたり、相手の意見を聞いて、友達と一緒に解決できる。 相手の気持ちを察して、合わせることができることで、トラブルなく過ごせる。	支援（子どもが理解できる手段で、あらかじめそこでの過ごし方を伝える、双方の意見を聞く、解決方法をアドバイスする等）があれば、解決できる。	支援（その子が理解できる手段で、あらかじめそこでの過ごし方を伝える、双方の意見を聞く、解決方法をアドバイスする等）があっても、解決できる時とできない時がある。	相手の意見は一切聞き入れず、自己主張を続ける。 常にトラブルが起きている。		

	視点	設問	選択肢					向き
8	集団への参加（集団参加状況）	集団活動に参加できますか	①	②	③	④	⑤	行政事業所
			指示やルールを理解して、最初から最後まで参加できる	興味がある内容であれば、部分的に参加できる	支援があれば、その場にはいられる	全く参加できない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等）の自分のクラスの中で、担任（担当者）が設定した集団活動に参加している様子。	全体への指示で、活動の内容、やり方、ルールを理解して、最初から最後まで参加できる。	活動の内容に、興味関心があれば参加できる。 全部はできなくても、部分的に参加できる。	支援（子どもが理解できる手段で、内容を説明する等）があれば、理解できる部分には、参加できる。	支援があっても、集団活動には参加できない。 強い拒否を示したり、その場にいられない。		

	視点	設問	選択肢					向き
9	集団への参加（他者への興味関心）	集団活動の中で、他児とやりとりしていますか	①	②	③	④	⑤	行政事業所
			他児と一緒に行動し、必要に応じてやりとりしている	ごく限られた人とはやりとりしている	支援があれば、やりとりできる	全くやりとりしないか、相手を意識せず一方的		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等）の自分のクラスの中で、他の子とやりとりします	活動内容に合わせてやりとりをする。（ほめる、はげます、喜び合う、なぐさめる、作戦を立てる等）	話したことがある（やりとりの経験がある）子であれば、やりとりする。 特定の子（決まった子）であればやりとりする。	支援（他児との間に入り、お互いの会話の橋渡しをする）があれば、やりとりが成立することもある。	他児に関心がなく、やりとりしない。 誰彼構わず、一方的に自分の話だけをして、相手の話は聞かない。		

	視点	設問	選択肢					向き
10	集団への参加（同空間共有）	行事に参加できますか	①	②	③	④	⑤	行政保護者事業所
			自分から他児と一緒に指示に従って参加することができる	支援があれば参加できる	支援があれば、部分的に参加できる	活動内容が理解できず、その場にいられない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等）の行事に参加する様子。	練習時より参加でき、内容を理解して他児と一緒に動いたり、役割を演じたりする。	支援（子どもが理解できる手段で、活動内容、やり方等を伝える、困った時に援助する等）があれば、最初から最後まで参加できる。	支援（子どもが理解できる手段で、活動内容、やり方等を伝える、困った時に援助する等）があれば、すべてではないが部分的に参加できる。	支援があっても内容が理解できず、参加できない。 参加を拒否する。 その場にいられない。		

	視点	設問	選択肢					向き
11	感情コントロール（快・不快）	快、不快の気持ちをコントロールできますか	①	②	③	④	⑤	行政保護者
			適度にコントロールできる	支援があるとコントロールできる	支援があってもコントロールできないことがある	全くコントロールできない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		不安、怒り、喜びなどの感情を、周囲との安定した関係を保てる程度にコントロールしているか。	気分の変動があっても、自分自身でコントロールしている。 適切なコーピング手段がある。	支援（子どもが理解できる手段で、不安定になった時の落ち着き方、落ち着ける場所や物の提供、共感する等）があれば、コントロールできる。	支援（子どもが理解できる手段で、不安定になった時の落ち着き方、落ち着ける場所や物の提供、共感する等）があっても、コントロールできる時とできない時がある。	支援（子どもが理解できる手段で、不安定になった時の落ち着き方、落ち着ける場所や物の提供、共感する等）があってもコントロールできず、周囲との安定した関係を保てない。		

	視点	設問	選択肢					向き
12	感情コントロール（表出の可否）	**自分の気持ちを何らかの方法で伝えますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			言葉やジャスチャー、絵カード等で伝える	**支援があると伝える**	**表情や態度を見て周囲が察する**	**表出が乏しいか、場に合っていないことが多く、周囲から見ても、伝わりづらい**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		不安、怒り、喜びなどの感情を適切に周囲に伝えることができますか。	自発的に周囲に伝えらえる。	支援（子どもが理解できる手段で、気持ちの種類や強さの選択肢を示す等）があれば、ある程度は伝えられる。 ※絵カードやタブレットなど視覚支援も含む。	気持ちの伝え方が身についておらず、子どもの表情や態度、その場の状況等から、見ている人が推察する。	子どもの表情や態度、その場の状況等からも子どもの感情が読み取りにくい。 感情の変動が激しく、安定しにくい。		

	視点	設問	選択肢					向き
13	その他（やりとり）	**友だちとのやりとりで困った時はどうしますか**	①	②	③	④	⑤	行政 事業所
			自分から周囲に助けを求める	**大人の支援があると、助けを求められる**	**支援があっても、助けを求められる時と、求められない時がある**	**混乱してパニック状態になる**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一緒に過ごしたことがある同年代の子どもと過ごしていて困った時の子どもの反応。	近くにいる人に自発的に困っていることを伝えることができる。	支援（子どもが理解できる手段で、具体的な選択肢を示す等）があると、伝えられる。	支援（子どもが理解できる手段で、具体的な選択肢を示す等）があっても、伝えられる時と伝えられない時がある。	支援があっても、泣き叫んだり、暴れたりして伝えることができない。		

	視点	設問	選択肢					向き
14	その他（集団帰属）	**自分が属している集団を意識できますか**	①	②	③	④	⑤	行政 事業所
			意識できる	**支援があれば意識できる**	**集団に属したいという気持ちはあるが、自分が属している集団が分からない**	**全く意識できない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、家族、住んでいる地域等）が理解できているか。	通っている場所の名前、自分のクラス、担任名、住んでいる地域、男女の区別等を聞かれると、正しく答えられる。	支援（子どもが理解できる手段で、選択肢を示す等）があれば、答えられる。	集団に自分から戻ることはできるが、大人の支援（子どもが理解できる手段で、選択肢を示す等）があっても、所属している集団名が分からない。	支援があっても、全く分からない。		

3） 認知・行動 編［１１項目］

	視点	設問	選択肢					向き
1	身体知覚	**自分と周りとの距離感や大小の認識がうまくできず、移動する時に物や人にぶつかったり、転んだりすることがありますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			ほとんどない	**時々ある**	**頻繁にある**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		自身の体のイメージを掴めているか。 身体能力に問題がないにも関わらず日常動作に不都合が生じていないか。	ない、または思い当たらないくらい頻度が少ない。	思い返すとある、または一定のペースで事象を確認している（週１回、月１回など）。	頻繁に起こり、本人や養育者に強い困り感がある。			

	視点	設問	選択肢					向き
2	認知の偏り（興味幅）	**物、人、物事などにこだわりがありますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			ほとんどない	**あるが、日常生活に支障はない**	**あり、日常生活に支障がある**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		メガネ、ぬいぐるみ等、特定の物を常に持ち歩きたがるかどうか。 特定の人物の介入が必要かどうか。 同じ衣服しか着ない、同じものしか食べない等といったこだわりがあるかどうか。	心当たりがない、特にこだわりと感じることがない。	特定の物、人、物事への執着は一部みられるが、本人、養育者ともに困り感はない。	本人あるいは養育者が、こだわりに対して困り感がある。			

	視点	設問	選択肢					向き
3	認知の偏り（こだわり有無・環境）	**次の行動に移る際、気持ちや行動の切り替えに必要な工夫がありますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			スムーズにできる	**声掛け等が必要**	**場面の切り替えが必要**	**特定の物や人が必要**	**切り替えの場面は、常に拒否的である**	
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		物事(特定の遊びや行動など)に固執し、次の行動に自発的に移れないことがあるか。ある場合、どういった介入が必要か。やりたいことを止められる、思い通りにできない等で気持ちが不安定になることがあるか。ある場合、どういった介入が必要か。	特別な工夫が必要でなく、気になるような時間もかからず行えている。	声かけや視覚的な手がかりを利用することでできる。 （該当する際は次項目も確認する。）※パーテーションやボード・ベルなどの環境配慮も含む	場面や環境を変えることでできる。 （該当する際は次項目も確認する。）	決まった人物の介入や、タオルやぬいぐるみ等、安心できる物を手元に置くことでできる。 （該当する際は次項目も確認する。）	決まった人物の介入や、タオルやぬいぐるみ等、安心できる物を手元に置いても、切り替えが苦手で、対応に苦労する。	

	視点	設問	選択肢					向き
4	認知の偏り（こだわり有無・時間）	**切り替えまでに時間はかかりますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			スムーズにできる	**5分以内にできる**	**10分以内にできる**	**10分以上かかる**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		前記の問いで回答した工夫を行った場合に、次の行動に移ったり気持ちを収めるまでにどの程度の時間が必要か。	前記の工夫をすれば、日常生活に支障なく切り替えられる。	スムーズではないが、日常生活に大きく影響せず切り替えられる。	特定のこだわりを活かしても、なかなか気持ちや行動の切り替えが難しい。	特定のこだわりを活かしても、なかなか気持ちや行動の切り替えが難しい。		

	視点	設問	選択肢					向き
5	運動企画	**手遊びや体操などで、手指や手足・体の動きの真似をしますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			概ね真似をする	**部分的に真似をする**	**真似は難しいが応じる**	**手遊びや体操には応じない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		歌や音楽に合わせて手足や体の動きを真似することができるかどうか。 年齢や興味関心の有無への配慮も必要。	完璧にできていなくても、年齢相応にできている場合。	真似ができるところはあるが、自分なりに動かして楽しむ方が多い場合。	見本の通りに動かせていないが、動かそうとする意欲はある場合。また、見本を真似しようとせず自由に手指や体を動かす場合。	苦手意識があり、やりたがらなかったり、手遊びや体操に興味を持たない場合。		

	視点	設問	選択肢					向き
6	危険回避行動	**危険なことがわかり、気をつけることができますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			自発的にできる	**声かけ等でできる**	**身体の制止でできる**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		外出先や屋内で危険な物や場面に気付き、それを避ける行動ができるか。	特に周りで注意しなくても、自分で危険な物や場面を理解して避けることができる。	一人では難しいが、養育者等が声かけや視覚的な手がかりで危険を伝えることで注意ができる場合。	体を抑えたり手を引いたりすることが必要。			

	視点	設問	選択肢					向き
7	注意力	**見聞きしたり物事に取り組む時に、気が散りやすく集中できないことがありますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			ほとんどない	**部分的にある**	**よくある**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		他者の話をきく時や課題に取り組む時に周りの様子が気になったり、立ち歩いたり、集中できなくなる。	特に日常生活で気になることはない。本人も周囲も困り感がない。	目につくところに気になるもの(玩具、テレビ、窓など)がある、初めての場所である、興味の薄い内容である等、場合によっては集中できないことがある。	集中することが難しく、注意が逸れやすい。			

	視点	設問	選択肢					向き
8	情緒的安定	**不安が強く日常生活に支障がでることはありますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			ほとんどない	**ある−対処方法がある**	**ある−対処方法は特にない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		感覚過敏やこだわりなどが原因で、日常生活に支障が出るほどの不安が生じることがあるか。	不安になることがない、またはあっても日常生活に支障はない。	特定の場所への移動や物の使用により不安を和らげることができる。	いろいろ工夫しても不安の短期化に結び付かない。または一定の時間をかけて不安が自然的に解消されるのを待つしかない。			

	視点	設問	選択肢					向き
9	見通し（予測理解）	**見通しを立てて、行動をすることが出来ますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			できる	**声かけでできる**	**視覚的な情報があればできる**	**その他の工夫が必要**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一日の生活の流れを理解して行動ができるか。一連の活動において、先を予測して順序立てた行動がとれるか。	自発的に行動でき、介入しなくても日常生活に支障をきたさない。	わからない時もあるが、次の行動を声掛けすればそれに従って行動することができる。	声掛けだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て行動することが出来る。	声かけや視覚的な手がかりのみでは不十分で、その他の介入を要する。（例えばメロディやアラーム、体に触れて教える等）		

	視点	設問	選択肢					向き
10	見通し（急な変化対応）	**急な予定変更に対し、対応できますか**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者 事業所
			スムーズにできる	**声かけでできる**	**視覚的な手がかりでできる**	**その他の工夫が必要 対応ができない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一日の流れの中で、当初の予定に変更が生じても理解して対応できるか。一連の活動の中で、行程やゴールに変更が生じても対応できるか。	予定変更を理解し、自発的に対応できる。	最初の指示に対して対応できない時もあるが、次の行動を個別に声掛けすればそれに従って行動することができる。	声掛けだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て行動することが出来る。	声掛けや視覚的な情報だけでは不十分で、例えばメロディやアラーム、体に触れて教えること等、他の工夫も必要。 急な予定変更が伝わり難く、混乱してパニックに状態になったりする。		

	視点	設問	選択肢					向き
11	その他	**突然、自分や相手に対して乱暴な言動をとる時がありますか**	①	②	③	④	⑤	なし
			ほとんどない	**ある−対処方法がある**	**ある−対処方法は特にない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		パニックなど、突発的な出来事に対して感情が抑えられずに相手に暴力をふるったり暴言をはいてしまうことがあるか。また自傷行為をしてしまうことがあるか。	感情が抑えられなくなることはない、またはあっても日常生活に大きな支障はない。	特定の場所への移動や物の使用により、乱暴な言動が長期化しない。または、気持ちを鎮めることができる。	いろいろ工夫しても乱暴な言動の収束にすぐは結び付かない。または一定の時間をかけて落ち着くのを待つしかない。			

4） 感覚・姿勢・運動 編［１４項目］

	視点	設問	選択肢					向き
1	感覚器官（目の動き）	**動いているものを目で追うことができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			見続けることができる	**視線がそれながらも目で追うことができる**	**すぐにそれてしまう**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		目的に応じて適切に眼球運動ができる。	視線が一定に動いている。	眼球運動のぎこちなさがある。	斜視、眼振、複視がある。あるいは眼球運動に異常がある。もしくは全盲や弱者などがあり機能的に注視や追視が難しい。			

		設問	選択肢					向き
2	感覚器官（聞こえ）	**物の音、人の声が聞こえますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			聞こえる	**補聴器などの補助装具があれば聞こえる**	**聴き取れない音がある。または過敏で補助装具が必要である**	**音や声を聞き取ることは難しい**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		発達障害ではなく聴力が確認できるかの設問。	聴力に問題がない。	補助装具を使用することで一定の聴力を保つことができる。	聴力になんらかの問題がある。	補助装具などを使用しても、機能的に音や声を聞き取ることが難しい。		

		設問	選択肢					向き
3	感覚器官（味覚）	**偏食がありますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			ない	**調理法や味付けの工夫、周囲の働きかけがあれば食べられる**	**調理法によっては食べる**	**偏食が激しく生活に支障がある**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		味の感覚の程度。味覚の過敏さ、鈍麻。	バランスよく栄養摂取している。	辛さ、甘さなど特定の感覚の感度が極端。	特定の食材や味付けであれば食べられるが、種類が少ない。	健康を損ねる可能性が高く、医療との連携や介入を検討。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
4	感覚器官（触覚）	**以下のような特定の行為・行動を嫌がることがある。または、痛みや熱さなどに強いか**	**以下のいずれの行為も特に嫌がらない**	**服や帽子など特定のものを身につけることをいやがる、あるいはこだわる。服が濡れるのをいやがる。または、のりやスライムなど特定の感触のものを触ることをいやがる。**	**上記②のような状態がみられるために、着替えに時間がかかる等生活に支障がある。または、散髪や爪切り、歯磨きなどをいやがる。または、こけたり、熱いものを触っても泣かない。**	**上記③のような状態のために、日常生活に著しい支障がある**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		同年齢の他児と比べて特に強く嫌がる、あるいは不自然なほどに痛みに強い等を確認する。	選択肢通り。	いやがるが、日常生活にはあまり支障がない状態。 服や帽子など特定のものをいやがる。 服が濡れるのをいやがる。または、のりやスライムなど特定の感触のものを触ることをいやがる。	日常生活への支障の程度によって③と④をわける。 着替えに時間がかかる等生活に支障がある。または、散髪や爪切り、歯磨きなどをいやがる。 または、こけたり、熱いものを触っても泣かない。	選択肢通り。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
5	感覚器官（口腔機能）	**食べ物をよく噛んで飲み込むことができますか**	**食物を噛んで飲み込むことができる**	**やわらかい食べ物を、押しつぶして食べれる**	**食べ物が近づいたら口を開けて取り込み、口を閉じて飲み込める**	**哺乳瓶などを使っている。口から食べることが難しい**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		口腔機能の状況を確認する。 咀嚼・嚥下の状態、食材の形状による違いがあるか。 構造上の課題があるか。	前歯で噛みとり、奥歯でかみつぶせる。 調理方法など特別な配慮を必要としない。	食材や調理方法を工夫している。 舌や歯茎で食物を押しつぶして食べれる。	口唇にスプーンをあてると開口し、口唇を閉じて飲み込むことができる。 丸呑み。 口蓋裂などへの対応が必要である。	口蓋裂・咬合不良・噛みこみなどがある。 栄養摂取は、胃ろうなどの経管栄養で行っている。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
6	姿勢の保持（立つ）	**一人で安全に立っておくことができますか**	**一人で安全に立っておける**	**短時間なら、立っておける**	**つかまり立ちができる**	**立つことが難しい**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		日常生活において、安全に立つことができるかを確認する。 立位は、足をついて直立位を保つこと。 体幹（からだ）と下肢の位置は問わない。	立って、追視をしたり、手を伸ばして物がとれる。 バランスが崩れそうになったら、ステップを出してバランスを保てる	バランスが不十分である。持続時間が短い。 立って、追視をしたり、手を伸ばすことはできない。	つかまる、壁にもたれる、補助具を使う、介助してもらうなどが必要である。	足が床につけられない。足でふんばれない。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
7	姿勢の保持（座る）	**一人で座って、手を使って遊ぶことができますか**	**一人で座って、手を使って遊べることができる**	**手で支えて、座ることができる**	**からだの一部を支えてあげると、座れる**	**座位を取るには、全身を支える必要がある**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一人で座位になり、遊べるか確認する。 座位は臀部が床に接地している。横座り、割座、胡坐、投げ出し座りなど。	自分で座位に起き上れる。 手を使って遊べる。	介助者が座位にセットしてあげる必要がある。 座位を保つには、手の支えが必要である（両手や片手で自分で支える）。 正座、投げ出し座り、横座りなどできる方法でよい。	肩、胸、腕など体の一部を介助者に支えてもらう必要がある。 からだの一部を支えたり、支えるための工夫があれば座れる。	頭の支えを必要とする。 頭がすわっていない。 後ろにもたれた姿勢で座る。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
8	運動の基本的技能（手指動作）	**手指の動作についてお尋ねします**	**シャツのボタンをはめることができる。あるいは、紙をもってはさみで切ることができる**	**ボールなど、小さくてつぶれやすいものをつまむことができる**	**積み木を積めますか／積み木を詰める**	**おもちゃを握ってふる／おもちゃを握って振ることができる**	**おもちゃをふらない**	行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		手指動作について確認する。 つまむ、はめる、適切な方向に動かす、両手を協調して使う、ものに合わせて力を調整するなどができるか確認する。	服を着てボタンをはめられる。 小さいものをつまんで、両手で協調動作ができる。 片手で紙をもち、はさみで切ることができる。	小さいものをつまむ。 つぶれないように力を調整することができる。	積み木を握って、積める。 握り続けられる。	ガラガラを握ってふる。 バチを握り、太鼓をたたく動作ができる。	おもちゃを手に触れさせても、握らない。 握るがすぐに離す。 おもちゃは、握ったままか口に入れる。	

		設問	選択肢					向き
9	運動の基本的技能（目と手の協応）	**決められた場所にシールを貼ることができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			一人でできる	**貼るところを指さしすれば、できる**	**環境の配慮や工夫があればできる**	**動作の介助があればできる**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		目から入ってきた情報を手を使って適切に処理することができるかを確認する。 シールを貼る場所を目でとらえ、手を使ってその場所にシールを貼るという作業ができるかなどを確認する。	自分一人で、決められたところに、シールを貼りつけることができる。 目から獲得した情報に対して、手を使って適切な処理をする。	口頭での指示や介助者が貼る所を示せば、行うことができる。	貼る所を大きな○にしたり、色付けをするなど、目からの情報を強くすると行うことができる。	手添えをするなど、介助をすることで行うことができる。		

		設問	選択肢					向き
10	運動の基本技能（目と足の協応）	**階段昇降・ジャンプ・ケンケンができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			ケンケンが3回以上できる	**交互に足を出して階段を上り、下りできる**	**両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる**	**階段は、同じ足を先に出してのぼる**	**どの動きもできない**	
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		手の支え無しで行い、選択肢の行為ができるか確認する。	左右どちらかの足でできれば良い。	足の着く位置を目で見て確認しなくても、上ることと下りること両方がスムーズにできる。	選択肢通り。	交互に足が出ない。	階段昇降・ジャンプ・ケンケンができない。	

		設問	選択肢					向き
11	運動の基本的技能（不器用さ）	**じゃんけんで、グー・チョキ・パーのいずれについても以下のことができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			相手に求められたタイミングで（相手の掛け声にあわせて）いずれかを自分で選んで出すことができる	**タイミングはややずれるが、自分で選んで出すことができる。あるいは、3種のうちいずれかは出すことができる**	**相手が出したものと同じものをタイミングはずれるが出すことができる**	**できない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		勝ち負けの理解については、ここでは問わない（認知面および社会性の問題も含むため）	手指操作にくわえて、リズムをあわせることができるかどうかを確認する。	①に対して、リズム合わせができにくい場合。あるいはチョキができないなど特定の手指操作が苦手な場合。	模倣の段階。	選択肢通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
12	運動の基本的技能（移動-歩く）	**一人で歩くことができる**	①	②	③	④	⑤	行政
			一人で歩くことができる	**一人で歩くことができるが、近位で見守りが必要**	**一人で歩くことができるが、手をつなぐなどの介助や杖・保護帽などの補助具が必要**	**一人で歩けない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		装具があれば自立して歩ける人はどこに入れるのかの議論になった。 ①と考えるのか②あるいは③と考えるのか（この項目に限らずこの指標全体で統一する必要がある）。	補装具が身体に合っていて自立歩行に支障がない状態。	安定性やバランスの面で不安がある状態。 補装具に慣れておらず、体の使い方にぎこちなさがある状態や補装具を使い始めて間もない場合。	②よりも介助が必要な状態。 補装具をつけているが、転倒が度々ある状態。	車いすを使用している。		

	視点	設問	選択肢					向き
13	運動の基本的技能（移動-走る）	**一人で走ることができる**	①	②	③	④	⑤	行政
			一人で走れる	**一人で走れるが、近位で見守りが必要、あるいは早歩きから走り始めの段階にある**	**一人で走れない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		「走る」とは、両足が床から浮いている時間がある状態をいう。	選択肢通り。	安定性やバランスの面で不安がある状態、あるいは歩くのは可で今後「走る」に移行しようとしつつある段階。	選択肢通り。			

	視点	設問	選択肢					向き
14	運動の基本的技能（移動-止まる）	**動いているとき、自らの意志で、あるいは他者の指示で動きを止めることができるか 止まる動作をスムーズに行えるか**	①	②	③	④	⑤	行政
			必要に応じて歩いたり止まったりできる	**動きを止めることはできるが、静止姿勢を保つことができない（止まる時の動作が不安定）**	**自分の意志では動きを止められるが、他者の指示では動きを止められない（止まれない）**	**「静止する」ことが理解できない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		止まる動作の身体的な機能について確認する。	自らの意志でも他者の指示でも動く－止まるをコントロールできる状態。	その場にとどまることはできるが、体の一部が動いている（揺れている）などの状態。または、物につかまると止まれる、介助があれば止まっていられる等の状態。 止まる際に転倒することがある。（見守りが必要） 不随意運動や杖を使用していて長く止まっていられない場合。	いわゆる多動の状態を想定。 物につかまったり、介助があれば止まれる。 車いすを使用している。	選択肢通り。		

５） 健康・生活 編［１２項目］

	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
1	生活リズム（食事・偏食）	**偏食やアレルギー等がありますか**	**特になし**	**偏食があってもことば掛けによって食べられる**	**偏食で食べられないものがある**	**アレルギーがあり、食事制限がある／偏食で食べられるものが限定されている**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		この項目は、偏食やアレルギーに関する設問です。 食べ物に関して、色・におい・噛んだ感触・特定のものは食べるなどの感覚について、またアレルギーの有無など配慮の状況を確認します。 アレルギーとは、医師の診断に基づくものです。 離乳食が完了していない場合は④と判断します。	特に配慮を必要とせず、偏食・アレルギーなく食事を楽しむことができる。	偏食があっても、大人等のことば掛けや働きかけで興味の幅を広げることができる状況です。 量を減らすなどの調整をすれば、食べることが出来る状況です。	偏食等があり、苦手な食材は口に入れない、または入れても出す状態です。それ以外のものは食べることが出来る状況です。	特定の食材にアレルギー（宗教食含む）があり個別に調理・準備が必要な状況がある。 これしか食べないなど食べるものが限定されている。 食事を摂ろうとしない。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
2	生活リズム（食事・手伝い）	**食事について手伝いが必要ですか**	**一人で食べられる**	**見守りやことば掛けが必要**	**一部手伝いが必要**	**常に手伝いが必要**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		食事の際の環境の調整がどのくらい必要か確認します。 食べる場所・人・時間・食具・食事の形態など体の成長発達と情緒面の成長でどの程度の手伝いが必要か確認します。 過食、拒食、異食行為、反すうなどは④とします。 3歳未満児は③～④とします。 場所（自宅と園・学校等）が違うことによって、食べる、食べない等がある場合は、食べない状況を基に判断します。	あまり食べこぼしもなく、箸（エジソン箸などの特殊箸を除く）を使用して食事を自分で食べることができる状況です。 年齢相応の食形態で、１日３食食べる習慣がある状況です。	窒息や危ない行動をしないかなどの見守りや食事の進捗状況で、ことば掛けが必要な状況です。 給食を皆と一緒に食べることができる状況です。	食材を小さくしたり、時折食材を口に運ぶ手伝いを要するなどの状況です。スプーンやフォークを使い食べる状況です。	食事の形態を柔らかくしたり、つぶしたりするなど手助けが必要な状況。栄養補助のミルクなどがある。手づかみや食べこぼしが多い。窒息や椅子からの転落がないかなど常に個別の対応が必要な状況です。 食事に関する介助を払いのける・食器や食材を投げるなどの行為がある。 集団での食事が難しく、個別の環境設定が必要な状況です。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
3	生活リズム（排泄）	**一人でトイレに行き、排泄ができますか**	**一人でトイレに行き、排泄ができる**	**見守りやことば掛けで、トイレで排泄ができる**	**一部手伝いが必要**	**常に手伝いが必要**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		排尿・排便に関する行為について、支援が必要かどうかを確認します。 排泄には、尿意便意の表出があるか、トイレでの排泄に関する一連の動作がどの程度できるのか、便座への昇降や姿勢の保持などに介助を要するのか、清潔に対しての認識はどの程度か聞き取る必要があります。 3歳未満児は③～④とします。	尿意・便意を感じとり、トイレでの排泄・ドアの開閉・着衣を下す・便座への昇降・姿勢の保持・排泄・ふき取り・体勢の変換・着衣を上げる・姿勢の保持・流水・手洗い・ドアの開閉・手洗いなど一連の行為を一人でしることができる状況です。	①の行動をことば掛けで行動し、見守りで行うことができる状況です。	大人がある程度の時間間隔で誘導することでトイレ・オマル等で排泄することができるが、拭き取り等は介助が必要な状況です。 「おしっこ」「うんち」「トイレ」・ジェスチャーなど意思表示もしくは介助を求めることができます。 決まった場所でしか排泄をしたがらない場合で、例えば、決まった便器でしかできない、自宅のトイレ以外ではできない等を含みます。	排泄に関して譲れないルールがある、介助があることに対して拒否がある、排泄物を直接手で触ったり、排泄する場所でないところでの排泄があるような状況です。 導尿・自己導尿の見守り・ストーマや摘便などの医療的介助が必要、おむつや尿取りパットを使用、自立しているがオムツを着用したがる、頻尿がある、月経の対応に手伝いが必要な場合を含みます。		

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
4	生活リズム（睡眠）	**十分な睡眠がとれていますか**	**夜間8時間以上の睡眠がとれている**	**入眠や起床に時間がかかる**	**夜中に起きることがある**	**夜間に注意が必要**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		就寝時間には布団に入り、朝までぐっすり眠ることができるかどうかを確認します。 寝起きもよくすっきりしているなどのリズムが確保できているか確認します。	布団に入って30分程度で寝つき、夜間８～１０時間通して睡眠をとることができ、寝起きもよい状況です。	１時間以上寝付きに時間がかかる。または寝起きに30分以上かかる。 ある程度の睡眠をとることができている。夜間に覚醒しても３０分以内には再び寝付くことができる。寝起きも悪くない状況です。	眠ることに対しての認識があまりない。日中に眠ってしまう（未就学児は除く）または、だるそうにしている。眠りが浅く、夜泣きがある。寝起きの際に泣くなどの不安定さがある。音に敏感で寝てもすぐ目が覚める。１～２時間の睡眠を繰り返す状況です。	眠ることに対して抵抗がある、体を横にすることが難しい、睡眠に関して処方薬がある、扁桃が大きく睡眠時の無呼吸がある など呼吸状態の確認が必要等の状況です。		

		設問	選択肢					向き
5	生活リズム（体温調整）	**気温に合った衣服を着ることができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			気温に合った衣服を着ることができる	**見守り、ことば掛けにより気温に合った衣服を着ることができる**	**気温に合った衣服を着ることを嫌がる**	**環境調整に配慮が必要**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		気温に合わせて衣服を調整し、体温の調整をすることができるか確認します。 体温の調整には発汗・排尿・飲水などの水分摂取状況も体温調節には大きく関わってくる要因です。 衣服の調整ができても、水分が摂れない時は④とします。	暑い、寒いなどを感じ自分で衣服の調整ができる、のどの渇きを感じ、自ら水分を摂取することができる状況です。	ことば掛けで衣服を脱ぐ・着るなどの調整をすることができる状況です。	衣服の形態や感触に対するこだわりや過敏さなどで衣服による体温調整が難しい状況です。	十分な水分量をとらない、または拒否する、体温・気温の変化を感じ取ることが難しい、室温など本人の取り巻く環境を調整する必要がある状況です。（温度差等によりてんかん発作等が起きる。）		

		設問	選択肢					向き
6	生活リズム（その他）	**家庭の養育状況は望ましいですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			家庭の養育状況は望ましい	**家庭の養育状況に課題はありそうだが、福祉サービス等社会資源や制度に繋がっている**	**新たな社会資源や制度に繋げる必要がある**	**家庭の養育状況に大きな課題がある**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		保護者に質問するのではなく、聞き取りの内容や様子により、判断してください。 また、行政内で把握している情報も加味して判断してください。 子どもが家庭内で安心安全に生活できている状態かを判断します。	望ましい状況とは、こうあるべきという考えではなく、②から④の状況がない場合に判断します。	福祉サービス等社会資源や制度に繋がっていることで養育状況は改善または維持されている状況です。 家族が居て、関係機関を利用していても関係性が悪い状態なら、③とします。	キーパーソン（主たる養育者）が不在または機能していない状態で、社会資源や制度に繋げる必要がある状況です。	金銭的な課題（生活保護や養育者の浪費、借金等）がある、養育者に配慮（障害等）が必要である、う歯が多い、衣服、持ち物が不衛生などから、ネグレクト等が疑われる等の状況です。		

		設問	選択肢					向き
7	生活習慣（入浴）	**入浴について手伝いが必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			一人で入浴できる	**見守りやことば掛けがあればできる**	**一部手伝いが必要**	**常に手伝いが必要**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		入浴に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認します。 ※一連の行為とは、入浴の脱衣から着衣までの行為をいいます。 場所が違うことによって、できる、できない等がある場合は、できない状況を基に判断します。 入浴への意欲・清潔意識については、長期的な自立に向けた項目として重要ですが、ここでは、意欲はなくとも、ことば掛け等で入浴できる場合は②とします。 年長児以下は見守りが必要なため、選択肢を③～④とします。	何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる状況です。	直接的な介護・支援は必要なくとも、ことば掛けや見守りが必要な状況です。 感覚過敏・洗体・洗顔が苦手・シャンプーなどへのこだわりがありますが、概ねことば掛けで一連の行為ができる状況です。	「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、大人等が部分的に手伝いをしています。 感覚過敏があり、洗髪や洗顔、洗身に拒否を示すため、対応が必要です。 石鹸やシャンプー、タオルなどにこだわりがあり、個別の配慮が必要な状況です。	「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的（常時）に支援（見守りやことば掛け等の支援を含む）が必要、「一連の行為」の目的や内容を理解していない状況です。 「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直しが必要です。 医療上の必要により入浴を禁止されており、配慮しながら清拭が必要な場合やその他の事情で清拭しか行えない状況です。		

		設問	選択肢					向き
8	生活習慣（洗顔）	**顔を自分で洗うことができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			自分で顔を洗うことができる	**見守りやことば掛けで洗顔をすることができる**	**大人と一緒に顔を洗う行為をすることができる**	**顔を洗うことは難しい**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		自ら洗顔ができ、清潔を保つことができているか、またその意味を理解して行動しているか確認します。 年長児以下は③～④とします。	皮膚状態もよく、清潔を保つことができているか、どのような時に自ら進んで顔を洗うかを確認します。 「顔を洗ってきた！きれいにしてさっぱりした。」などの発言があるかも解釈の一つです。	ことば掛けや見守りできれいに顔を洗い、清潔を保つことができる状況です。	濡らしたタオルなどを準備すると一部顔を拭くことができ、顔の一部を水につける又は濡らすことができる状況です。	大人が濡らしたタオルで顔を拭くなどの支援を要する、自らの力では顔の清潔を保つことが難しい、激しく抵抗する、水に対しての過敏さがあり顔を洗うことが難しい等の状況です。		

		設問	選択肢					向き
9	生活習慣（歯磨き）	**歯磨きを自分ですることができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			自分で歯磨きをすることができる	**見守りやことば掛けで歯磨きをすることができる**	**歯磨き、仕上げ磨きが必要である**	**歯磨きをすることが難しい／または極端に嫌がる**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		歯磨きの目的を理解して、自ら取り組むことができているか、清潔を保つことができているか、健康な歯を保つことができているかを確認します。 年長児以下は③～④とします。	時間を見て１日３回を目途に歯磨きをすることができる、歯磨きの目的を理解して自ら取り組むことができる、口腔内の清潔を保つことができる、磨くこと自体もおおむねできる等の状況です。	見守りやことば掛けがあれば、自らきれいに歯磨きができる状況です。	自分で歯磨きをしようとはしますが、大人が仕上げ磨きをする必要がある状況です。	感覚の過敏さがあり、歯ブラシを口腔内に入れることが難しい、欠歯がある、歯磨きに自分のルールがあり手伝いを受け入れない、歯磨きに激しく抵抗をする、歯科受診に多くの労力を伴う（大学病院等で、口腔内テントを使用しての治療・全身麻酔など）などの状況です。		

		設問	選択肢					向き
10	生活習慣（清潔行動）	**必要に応じて手洗いや洗顔、髪をとく、爪切りなどができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			手伝わなくてもできる	**見守りやことば掛けがあればできる**	**一部、手伝いがあればできる**	**常に手伝いが必要**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		清潔を保つ為の一連の行動、準備に手伝いが必要か、清潔行動とは手洗い、洗顔、髪をとく、爪切りをできるかどうかなどを確認します。 また、汗をかいた時の対処行動（汗を拭く、着替えるなど）ができるかどうかを確認します。 年長児以下は③～④とします。	外出時にはハンカチ、ティッシュ、マスク等を自分で準備して持ち歩き、必要に応じて使うことができる、手洗いの一連の動作が自分ででき、洗面台の後片付けまでできる、髪の毛や爪を整えることが自分でできる、皮膚状態もよく、清潔を保つことができている、どのような時に自ら進んで顔を洗うか理解できている等の状況です。	ハンカチ、マスク等の準備、持ち歩き、使用にはことば掛けが必要、手洗いや洗顔等の一連の動作は自分でできるが、忘れたり、不十分さがある為、ことば掛けが必要な状況です。	ハンカチ、マスク等が準備してあれば、持って行くことができる、髪の毛を整える、爪を切る、鼻をかむ等は手伝いが必要、濡らしたタオルなどを準備すると一部顔を拭くことができる、顔の一部を水につける又は濡らすことができる等の状況です。	自らの力では清潔を保つことが難しく全面的な手伝いが必要、または激しく抵抗する、大人が濡らしたタオルで顔や手を拭くなどの支援を要する等の状況です。		

		設問	選択肢					向き
11	生活習慣（着脱）	**着替える時に手伝いが必要ですか／また、汚れた時や濡れた時に自ら着替えることができますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			手伝わなくてもできる	**見守りやことば掛けがあればできる**	**一部、手伝いがあればできる**	**常に手伝いが必要**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		衣類や靴の着脱動作で手伝いが必要か、衣類や靴の形状、素材の選択に配慮が必要か、汚れた際に着替えができる、定期的に古くなった服などをかえることができるかどうかを確認します。 3歳未満児は③～④とします。	衣類の前後を間違えることなく着用したり、靴の左右を間違えることなく履いたりできる、衣類や靴、靴下が汚れた時や濡れた時に自分で気付いて着替えることができる、TPOや気候に合わせた衣類を自分で選択できる等の状況です。	衣類の前後や靴の左右を間違える、ボタンをかけ間違えることがあり、ことばかけや見守りが必要、TPOや気候に合わせた衣類を選択するには、確認が必要な状況です。	ボタンやファスナー等がある場合は手伝いが必要、衣類の前後や靴の左右がわかるように目印をつけたり、置いたりすることが必要な状況です。	一人で衣類を着たり、靴を履いたりすることが難しく、脱ぎ着する時にはほとんど手伝う、衣類が濡れると場面を問わず人前で衣類を脱ぐことがある、感覚の過敏さから衣類の着用や靴下、靴を履くことを極端に嫌がったり、素材が限定されたりする、また感覚の鈍感さから衣類や靴、靴下が濡れたり汚れたりしても、着替えようとせず、手伝いが必要な状況です。		

	視点	設問	選択肢					向き
12	生活習慣（その他）	**整容の意識を持ち、必要に応じて整える事ができていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			自ら気が付き整えることができる	**ことば掛けがあれば、気が付き整えることができる**	**整えることに手伝いが必要**	**整容意識がなく、整えることを嫌がる**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		整容動作（歯磨き、洗顔、整髪など）や身だしなみ（下着が出ないように整えるなど）を含めた意識が持てているかどうかを確認します。 また、出掛け先などで衣服や髪などが乱れた際に、自分で気づき整えられるか確認します。 例えば、トイレに行った後にシャツなどを入れるなどの意識があるかどうかなど。	整容の崩れに自分で気づき、一人で整えることができる状況です。	手順等について、言葉を掛けるとできる状況です。	身だしなみを整えることに手伝いが必要な状況です。	一人で身だしなみを整えることは難しく、拒否やこだわりなどで時間がかかる、何をしたらいいか分からない、手順がわからないなど全面的に支援が必要な状況です。		

６） 医療的配慮 編［２３項目］

	視点	設問	選択肢					向き
1	（服薬）服薬管理	薬を服用していますか	①	②	③	④	⑤	行政
			常用薬がある	とんぷく薬がある	なし			
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		常用薬(飲み薬、塗り薬、目薬、処方された薬)の有無、とんぷく薬の有無、服薬の頻度の確認。	かかりつけ医から処方があり、毎日定期的に服薬している状態である場合。	かかりつけ医から処方があり、発作時や症状がひどい時などに服薬している状態である場合。	選択肢の通り。			
		設問	選択肢					向き
2	（管理）服薬管理	自分の飲むべき薬を知っていますか／また、管理服薬する事が出来ますか	①	②	③	④	⑤	行政
			薬を認識しており、自分で管理服薬することができる	薬を認識しており、管理服薬の介助が必要である	薬を認識していない			
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		服薬の認識(薬かどうか、何の為に飲んでいいるかの理解)、服薬手順（服薬の順番、どこの部位に塗布するか、飲み残しの有無の確認ができるか、自分で服薬できるか）薬の管理（薬の保管、飲み忘れ、二重飲みを確認できるか）。	何らかの支援がなくても、自ら服薬が可能で、行動が理解できる場合。	薬を認識しているが、介助が一部もしくは全部必要である場合。(設問の解釈のいずれかでも介助が必要であれば、②に該当する)	選択肢の通り。			
		設問	選択肢					向き
3	（通院）医療的配慮	定期通院がありますか／また、通院の頻度はどのくらいでしょうか	①	②	③	④	⑤	行政
			毎日通院している	定期的に通院している	不定期に通院している	通院していない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		・通院の頻度、有無の確認。（通院の必要性について確認、自力通院に関しては別で確認） ・医師の指示により継続的な通院の必要がある。	医師の指示のもと、定期的に通院が必要な健康状態で、医療的配慮が比較的多い状態な状態。	医師の指示のもと、月1回以上の通院が必要な健康状態で、医療的配慮が比較的少ない状態。	医師の指示のもと、月1回未満の通院が必要な健康状態。	選択肢の通り。		
		設問	選択肢					向き
4	（通院②）医療的配慮	定期的に訓練やリハビリに通っていますか／また、その頻度はどのくらいでしょうか	①	②	③	④	⑤	行政
			毎日通院している	定期的に通院している	不定期に通院している	通院していない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		・訓練・リハビリの頻度、有無の確認。（訓練・リハビリの必要性について確認、自力通院に関しては別で確認） ・医師の指示により継続的な訓練・リハビリの必要がある。	医師の指示のもと、定期的に訓練・リハビリが必要な状態。	医師の指示のもと、月1回以上の訓練・リハビリが必要な状態。	医師の指示のもと、月1回未満の訓練・リハビリが必要な状態。	選択肢の通り。		
		設問	選択肢					向き
5	（点滴管理）医療的配慮	点滴の処置が必要ですか	①	②	③	④	⑤	行政
			点滴の処置が1日の内1回以上ある	点滴の処置が1週間の内1回程度ある	点滴の処置が不定期である	点滴の処置がない		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		・点滴処置の有無の確認。 ・点滴処置の頻度の確認。	選択肢の通り。	選択肢の通り。	必要に応じて点滴の処置を行っている場合。（てんかん発作、ぜんそく発作など）	上記に当てはまらない場合。（発熱時の点滴の経験など）		

		設問	選択肢					向き
6	医療的配慮（点滴管理②）	**点滴の処置に配慮が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			配慮が必要である	**配慮に必要がない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		・点滴処置が有(前問①～③該当者）に確認。 ・点滴処置の配慮の有無…常時見守りが必要か。（抜去の防止、体調変化、点滴が正常に滴下されているかの確認が必要	選択肢の通り。	選択肢の通り。				

		設問	選択肢					向き
7	医療的配慮（中心静脈栄養）	**中心静脈栄養法の処置が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			中心静脈栄養法処置が持続的（24時間）である	**中心静脈栄養法処置を以前受けた事がある**	**中心静脈栄養法処置が必要ない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		・中心静脈栄養法の有無の確認。 ・中心静脈栄養法の頻度の確認。 ・中心静脈栄養法が以前処置さ	選択肢の通り。	選択肢の通り。	選択肢の通り。			

		設問	選択肢					向き
8	医療的配慮（中心静脈栄養②）	**中心静脈栄養法に配慮が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			配慮が必要である	**配慮に必要がない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		・中心静脈栄養法が有(前問①～②該当者）に確認。 ・中心静脈栄養法の配慮の有無…常時見守りが必要か。（抜去の防止、体調変化、感染症予防、栄養状態の管理）	選択肢の通り。	選択肢の通り。				

		設問	選択肢					向き
9	医療的配慮（人工透析）	**人工透析の処置が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			人工透析の処置が必要	**人工透析の処置が今後必要になる可能性がある**	**人工透析の処置が必要ない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		・人工透析の有無の確認。 ・人工透析の頻度の確認。 ・人工透析が今後処置されるかの確認。	選択肢の通り。	選択肢の通り。	選択肢の通り。			

		設問	選択肢					向き
10	医療的配慮（人工透析②）	**人工透析はどのくらいの頻度で行っていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			人工透析の頻度が週3回以上である	**人工透析の頻度が週3回未満である**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		・人工透析が有(前問①～②該当者）に確認。 ・人工透析の配慮の有無…常時見守りが必要か。（シャントの保護、体調変化、感染症予防、栄養状態の管理）	選択肢の通り。	選択肢の通り。				

		設問	選択肢					向き
11	医療的配慮（ストーマ）	**ストーマ管理が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			ストーマ-管理が全介助である	**ストーマ管理が一部介助である**	**ストーマ管理が自立である**	**ストーマ管理の処置がない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		必要の有無、ストーマ管理、消化管タイプか尿路タイプの確認、介助(見守りも含む)の配慮点、処置や状態の管理。	すべての管理に介助が必要。(見守りも含む)	パウチ交換／ガス抜き／尿便の破棄のいずれかが一部介助もしくは見守りが必要。	パウチ交換／ガス抜き／便の破棄のすべてが自立。	選択肢の通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
12	医療的配慮（酸素療法）	**酸素療法を行っていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			酸素療法を継続的に行っている	**酸素療法を行っていない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		必要性や頻度の確認。	頻度の確認を行う。 定期的に処置を受けている。(夜間も含む)	過去受けていたもしくは受けた事がない場合。				

	視点	設問	選択肢					向き
13	医療的配慮（レスピ）	**レスピレーターを使用していますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			レスピレーターを使用している	**レスピレーターを使用していない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		必要性の確認、経鼻／経口／気管切開／の種類の確認。	種類を確認する。（経鼻／経口／気管切開） 停電時（災害時／非常時）の対策の確認。 かかりつけ医（主治医）との連携、医療機関への受入体制の確認。	選択肢の通り。				

	視点	設問	選択肢					向き
14	医療的配慮（気管切開）	**気管切開を行っていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			気管切開を行っている	**気管切開を行っていない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		切開の有無／配慮点（カニューレの処置、自己抜去）／本人の状態	気管切開の配慮の確認。(自己抜去などの確認) 緊急時の対応の確認。［かかりつけ医（主治医）との連携、医療機関への受入体制の確認］	選択肢の通り。				

	視点	設問	選択肢					向き
15	医療的配慮（経管栄養）	**経管栄養療法が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			経管栄養法の必要がある	**経管栄養法の必要がない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		経管栄養療法の有無／頻度の確認	経管栄養療法の有無／種類(経口・経鼻・その他）の確認/頻度の確認。 ※胃瘻腸瘻については別設問。	選択肢の通り。				

	視点	設問	選択肢					向き
16	医療的配慮（モニター測定）	**モニター測定を行っていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			モニター測定を定期的に実施している	**モニター測定を不定期（必要に応じて）実施している**	**モニター測定を実施していない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		必要性の有無，頻度の確認、緊急時の対応の確認。［かかりつけ医（主治医）との連携、医療機関への受入体制の確認］、医師の指示のもと実施しているか。	配慮点と測定数値に種類／頻度の確認。 (月１回以上の場合)／本人の重症度。	選択肢の通り。 月１回未満の実施の場合は不定期とする。	選択肢の通り。			

	視点	設問	選択肢					向き
17	医療的配慮（留置カテーテル）	**留置カテーテルを処置を受けていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			留置カテーテルの管理(排尿)について、介助が全部必要である	**留置カテーテルの管理(排尿)について、介助が一部必要である**	**留置カテーテルの管理(排尿)について、自立である**	**留置カテーテルの管理(排尿)について、なし**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		留置カテーテルの有無／配慮点／介助度の確認。	留置カテーテルの有無／配慮点／介助度の確認(手順のすべてに介助もしくは見守りが必要/頻度の確認。	留置カテーテルの有無／配慮点／介助度の確認/ 手順のいずれかに介助もしくは見守りが必要(定時誘導も含む)/頻度の確認。	留置カテーテルの有無／配慮点／介助度の確認/手順が自分で行える/頻度の確認。	選択肢の通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
18	医療的配慮（血糖値管理）	**血糖値管理は可能ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			血糖値管理が全介助である	**血糖値管理が一部介助である**	**血糖値管理が自立である**	**血糖値管理の必要がない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		医師の指示の元の管理である事血糖値管理の解釈。（不調時の訴え及び対応、血糖値の測定、インスリン注射の処置）	血糖値管理の（管理の手順の中）すべて介助もしくは見守りが必要な場合。	血糖値管理の一部介助（管理の手順の中）もしくはいずれか見守りが必要な場合。	血糖値管理の手順がすべて自力で行うことが可能。	選択肢の通り。		

	視点	設問	選択肢					向き
19	医療的配慮（吸引）	**吸引を行っていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			吸引を行っている	**吸引を行っていない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		喀痰吸引の有無（鼻水はなし）、吸引の部位、頻度の確認。	吸引の部位、頻度の確認。	選択肢の通り。				

	視点	設問	選択肢					向き
20	医療的配慮（吸入）	**吸入が必要ですか**	①	②	③	④	⑤	行政
			吸入を行っている	**必要に応じて吸入を行っている**	**吸入を行っていない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		吸入器の種類、使用頻度。	吸入器の種類、使用頻度。	選択肢の通り。	選択肢の通り。			

	視点	設問	選択肢					向き
21	医療的配慮（発作）	**発作がありますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			ある	**なし**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		発作の種類、医師の診断の有無。	てんかん発作、ぜんそく発作、その他。 ※チック症は除く。 医師の診断の有無。 ※抗てんかん薬の服薬の有無。	抗てんかん薬の服薬がない場合。				

	視点	設問	選択肢					向き
22	医療的配慮（胃瘻等）	**胃瘻／腸瘻の処置を受けていますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			受けている	**受けていない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		胃瘻・腸瘻のいずれかの確認。	選択肢の通り。	選択肢の通り。 ※以前処置を受けていた場合も含む。				

	視点	設問	選択肢					向き
23	医療的配慮（精神状態）	**精神状態は安定していますか**	①	②	③	④	⑤	行政
			不安定な時が多い	**時々不安定になる**	**安定している**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		頻度、内容、程度、かかりつけ医の有無の確認、服薬の有無の確認。	ほぼ毎日の場合。 内容と程度。 服薬の有無の確認。 かかりつけ医の有無の確認。	月1回～週1回程度の場合。 内容と程度。 服薬の有無の確認。 かかりつけ医の有無の確認。	月1回未満の場合。 服薬の有無の確認。 かかりつけ医の有無の確認。			

７） 児童期・思春期必要ポイント 編［４領域６８項目］

項目	グループ	設問	設問 ①	設問 ②	設問 ③	設問 ④	設問 ⑤	向き
基本的生活動作	旭川G	**お子さんは、規則正しい生活を送っていますか**	**規則正しい生活している**	**声掛けがあると行動に移れる**	**声掛けがあっても行動に移れない時がある**	**生活リズムが整っていない**		行政 保護者
		解釈	**解釈**					
		生活リズムは安定しているか。 乱れる頻度。	一日3食食べている。 起床、就寝時間が決まっており平均8時間程度の睡眠がある。 平日は決まった時間で行動できる。 約束の時間が守れる。	声がけがあるまで自分で時計を見て行動はしないが、声がけがあると行動に移れる。	就寝リズムが乱れがち/眠りが浅く夜中に目覚めやすい。 翌日の事を考えられない。 学校、園に遅刻が多い。 休み明けは不安定になりやすい。	一日の見通しを持つことができない。 昼夜逆転がある又は常にリズムが乱れている。		
基本的生活動作	旭川G	**お子さんは、時間を意識して自発的に行動しますか** **(学童のみ)※中学・高校生**	**時間に合わせて行動している(起床、食事、洗顔、歯磨き、入浴、就寝)**	**声掛けやタイマーなどキッカケがあると行動に移れる**	**声掛けがあっても納得するまで行動に移れない**	**時間に合わせて行動することが出来ない**		行政 保護者
		生活リズムの安定状況や自立度を図る為、介助を受けずに取り組めるかを確認する。	アラームなどの活用が出来る。	他の事に夢中になっていても、声がけがあると切り替えて行動に移ることが出来る場合を含む。	約束の時間を守ることが出来ない。	昼夜逆転がある場合を含む。		
基本的生活動作	旭川G	**お子さんは、排泄、食事、着脱、入浴など身の回りのことを一人でどの程度出来ますか**	**基本的に一人で取り組むことができる（声がけで行動する）**	**声がけと事後の確認が必要**	**準備を手伝うなど一部の介助が必要**	**介助が必要**		行政 保護者
		動作的な行動が一人でできるか。（きれいになどの質は問わない） 親の見守りの元で自分からやろうとするか。	毎回の確認は必要ない状態。	都度声がけが必要。 できたりできなかったりするために、確認が必要。 衣類の表裏、前後などの指摘をうけて直すことができる。 手順書や着替えを用意される事で行動に移れる。	毎回または時どき部分的に手をかける必要がある。	すべてやってあげる必要がある感覚過敏やこだわりにより介助が必要な場合を含む。		
基本的生活動作	旭川G	**お子さんは、身の回りのことを自分でどの程度できますか** **(学童のみ)※中学・高校生**	**基本的に自分でできる**	**声がけがあると自分でできる**	**準備など一部を手伝えば自分でできる**	**すべて介助が必要**		行政 保護者
		社会生活を維持するための身辺自立度を確認する。 （ADL＋質） 服装や髪形などを含めた身だしなみを意識して行動しているか。 介助の度合	寝ぐせや髭剃りなど指摘を受けることなく直したりできる。 電気シェーバー、ドライヤーなどの使用ができる。 生理時の処理が一人でできる。 爪切り・洗顔・歯磨きなどの衛生の維持ができる。	衣服の乱れなどを声掛けでなおすことができる。 声掛けで生理の処理ができる。 声をかけて確認をする必要がある。	毎回または時どき部分的に手をかける必要がある。 場所や場面によってできたりできなかったりする。 感覚過敏やこだわりにより介助が必要な場合を含む。 環境調整をすれば出来ることもある。	すべてやってあげる必要がある。		
基本的生活動作	旭川G	**お子さんは、片付けやお手伝いをしますか**	**している／自分からしようとする**	**気が向いたときや声がけをしたときにしている**	**しない／させたことがない**			行政 保護者
		興味があるか。 完成度ではなく、しようとする意識や関心度を確認。	お手伝いや片付けをしようとする。	声をかけるとしようとする。	選択肢通り。			
基本的生活動作	旭川G	**お子さんは、部屋の片づけなどが習慣になっていますか** **(学童のみ)※中学・高校生**	**なっている**	**気が向いたときや声がけをしたときにしている**	**しない／させたことがない**			行政 保護者
		生活上で必要な衛生面（ゴミの分別やごみ捨て、汚れ物）の意識を確認。 掃除や整理整頓、掃除道具の使い方の理解など。 食器の配膳や洗い物など。	使ったものを片付ける習慣がある。 汚れに気付く事ができる。	声をかけるとしようとする。	ゴミを捨てる習慣が無くどこにでも置いてしまう。 収集癖がありゴミなどを捨てられない。 汚れを気にする事が無い。			
基本的生活動作	函館G	**衣類の着脱、食事、排泄が自立（出来ない部分は助けを求められる）していますか**	**一通り自分でできる**	**確認や仕上げが必要**	**部分的に支援が必要**	**全介助**		行政 保護者
		身の回りのことはどの位一人でできますか。 ※衣類の着脱、食事、排泄の中で、一番ひとりでできることが少ない項目でお答えください。	周囲が手伝う必要がなく、ほぼ一人でできる。	衣類の着脱：前後表裏を整えておく、小さめのボタンや、かみ合わせの難しいファスナー等で手伝いが必要な程度。 食事：自食ができるが、食べこぼしがあったり、箸ではなくスプーンやフォークが必要な程度 排泄：お尻を拭いたり、衣類を整える際に手伝いが必要な程度。	部分的にできない所があり、介助が必要な状態。	ほとんど全部に介助が必要。		
基本的生活動作	函館G	**予定を自分で組み立て、管理することができますか** **(学童のみ)**	**自分で組み立て、管理できる**	**概ねできるが、夢中になったりすると管理が不十分になることがある**	**支援があれば、組み立てたり管理することができる**	**自分では、管理できない**		行政 保護者
		一日の流れが理解できていて、自主的に生活の流れに沿って動けているかどうか。	ほとんど支援を必要としないが、興味があることに集中しすぎると、行動が停滞することがある。	ほとんど支援を必要としないが、興味があることに集中しすぎると、行動が停滞することがある。	常に視覚的なアイテムや、周囲の支援があれば、流れに沿って生活できる。	時間の概念を獲得できていないため、全面的に支援が必要な状態。		
基本的生活動作	秋田G	**一人もしくは、養育者と一緒に身支度の準備をスムーズに行えていますか**	**年齢相応にはできていると思う**	**声かけで行うことが多い**	**介助で行うことが多い**			行政 保護者 事業所
		朝の食事・洗面・着替え・準備などをスムーズに行うことに出来ているか。または、困難がないか。	幼児期までは年齢と比較して概ねできているかを考える。	自発的に行う事は難しいが、やるべきことを指示されるとスムーズにできる。	一人で行うことは難しく、介助があると準備ができる。			

基本的生活動作	秋田G	**日常生活を送る上で、身辺整理が一人でできますか** **(学童のみ)** 年齢相応の身辺自立（整容・準備・整理整頓・時間通りの登校等）が出来ているか。	**ほとんどできる** 一人でできることが多く、手助けはほとんど必要としない。	**声かけがあればできる** 一人でできなかったり、行っていても不十分なときがあるが、声をかけると応じて取り組める。	**部分的な介助があればできる** 全て一人で行うことは難しいが、ボタンやファスナー等、動作の一部を介助したりやり方を工夫することでできる。	**介助があればできる** 一人では難しく、養育者が一緒に行っている。または、養育者が全面的に行っている。		行政 保護者 事業所
基本的生活動作	青森G	**規則的な生活が送れていますか** 睡眠時間や生活リズム(食事／日中生活／排泄など)の確認。	**送れている** 選択肢の通り。	**送れていない** 選択肢の通り。				行政
基本的生活動作	青森G	**一日のスケジュールを理解して過ごしていますか** スケジュールの理解度の確認。	**理解している** 「おおよそ」「概ね」も含む。	**ある程度理解している** 一日の流れが曖昧にわかる、声掛けなどの支援により理解している場合。	**理解していない** 選択肢の通り。			行政
基本的生活動作	青森G	**日常のスケジュールに合わせて行動できますか** 日常のスケジュールへの適応の確認。	**行動できる** 「おおよそ」「概ね」も含む 急な予定変更など興味がない部分でも応じられる場合。	**ある程度行動している** いつもと違う場面・場所になると、不安定な言動になる場合 いつもと違う場面・場所になると不安定な言動が窺えるが、見通しが持てるように関わると安定する場合。	**行動できない** 選択肢の通り。			行政
基本的生活動作	青森G	**食事に介助が必要ですか** 食事のペース、安全性、食器具の使用、食べる行為全般を指す。	**自立** 幼児対象：食器具を使用している、1人で食べ物を運ぶ行為ができている。食事のスピードが極端に速い遅いがない。食べ物とそうでないものの区別がつく。 ※口にしない、偏食がない。 学童対象：幼児対象に付け加え、箸を使える、スプーンが握り持ちではない。 （声掛け、見守りなどは自立に含む）	**一部介助** 幼児対象：食器具を使用している、1人で食べ物を運ぶ行為ができている。食事のスピードが極端に速い遅いがない。食べ物とそうでないものの区別がつく。 ※口にしない、偏食がない。 学童対象：幼児対象に付け加え、箸を使える、スプーンが握り持ちではない。 その内、どれか一つでも介助している場合。 終始声掛け、見守りが必要な場合。	**全介助** 食形態の配慮が必要な場合。 終始介助が必要な場合。			行政
基本的生活動作	青森G	**着脱に介助が必要ですか** 確認事項：脱ぎ着、前後、裏表の確認、ボタン・ファスナー、寒暖に応じた衣服の調整 ※学童：着替えの場所／身だしなみ(衣類)	**自立** 確認事項：脱ぎ着、前後、裏表の確認、ボタン・ファスナー、寒暖に応じた衣服の調整 ※学童：着替えの場所、身だしなみ(衣類) 上記の内容を全て自分でできる場合。	**一部介助** 確認事項：脱ぎ着、前後、裏表の確認、ボタン・ファスナー、寒暖に応じた衣服の調整 ※学童：着替えの場所、身だしなみ(衣類) 上記の内、どれか一つでも介助している場合。 終始声掛け、見守りが必要な場合。	**全介助** 確認事項：脱ぎ着、前後、裏表の確認、ボタン・ファスナー、寒暖に応じた衣服の調整 ※学童：着替えの場所、身だしなみ(衣類) 上記の内1つ以上終始介助が必要な場合。			行政
基本的生活動作	青森G	**排泄に介助が必要ですか** 使用する下着(紙または布) トイレで排泄できるか。 トイレットペーパーの適切な使用。 拭き取り、拭き残しの確認。 男子のみ、ズボンを適切な位置に下ろして排泄できるかの確認。	**自立** 使用する下着(紙または布) トイレで排泄できるか。 トイレットペーパーの適切な使用。 拭き取り、拭き残しの確認。 男子のみ、ズボンを適切な位置に下ろして排泄できるかの確認。その内容を全て自分でできる場合。	**一部介助** 使用する下着(紙または布) トイレで排泄できるか。 トイレットペーパーの適切な使用。 拭き取り、拭き残しの確認。 男子のみ、ズボンを適切な位置に下ろして排泄できるかの確認。 その内、どれか一つでも介助している場合。 終始声掛け、見守りが必要な場合。	**全介助** 紙パンツの使用しているかどうか。 設問の内1つ以上終始介助が必要な場合。			行政
基本的生活動作	青森G	**１人で就寝できますか** 見守り、添い寝の確認、就寝時間やリズム(大体同じ時間に就寝しているか）、自分で布団に入る、布団をかける。	**自立** 見守り、添い寝の確認、就寝時間やリズム(大体同じ時間に就寝しているか）、自分で布団に入る、布団をかける。その内容を全て自分でできる場合	**一部介助** 見守り、添い寝の確認、就寝時間やリズム(大体同じ時間に就寝しているか）、自分で布団に入る、布団をかける。その内、どれか一つでも介助している場合。 終始声掛け、見守りが必要な場合。	**全介助** 添い寝が必要な場合、短時間で頻回に覚醒する場合、設問の内、終始介助がある場合。			行政
基本的生活動作	青森G	**1人で起床できますか** 起床時間やリズム(大体同じ時間に起床しているか）、自分で布団から起きられるか。(目覚ましなどの機器の使用は可)	**自立** 起床時間やリズム(大体同じ時間に起床しているか）、自分で布団から起きられるか。(目覚ましなどの機器の使用は可) その内容を全て自分でできる場合。	**一部介助** 起床時間やリズム(大体同じ時間に起床しているか）、自分で布団から起きられるか。(目覚ましなどの機器の使用は可) その内、どれか一つでも介助している場合。 終始声掛け、見守りが必要な場合。	**全介助** 上記の内、終始介助がある場合。			行政

基本的生活動作	大阪G	**おもちゃのお片付けができますか**	**自分で考えてお片付けができる**	**声かけがあれば行うことができる**	**大人が一緒に作業するとお片付けができる**	**できない**		行政
		活動の切り替えができたり、片付けという行為が継続できたりするか。 元の位置に戻したり、入れ物に入れるなどの動作をすることができるか。 片付けという行為は生活環境を整えることにつながるため、整理整頓ができ、身の回りを秩序立てていくことができるかを問う。	他者から指示されなくても、次の行動に移るときに、片付けという行為が必要ということを理解し、それを行うことができる。 片付けができることで、どこに何を片づけるかが理解できている。 整った環境をイメージすることができ、物事を秩序立てて考えることができる。	声かけにより、活動の切り替えができたり、片付けの集中を継続できたり、物を戻す場所を教えてもらうことで片付けることができたりする。	大人が一緒に片付けを行うことで、片づける場所がわかったり、片づけるという行為が継続できる。	活動の切り替えが難しかったり、生活環境を整えることを理解できていなかったりする。		
基本的生活動作	大阪G	**学校に持って行くものの準備ができますか 忘れ物が多いですか** **(学童のみ)**	**自分で判断して、学校に持って行くものの準備ができる**	**大人が一緒に確認しながら見守れば準備できる**	**大人が一緒に、持ち物を入れて準備している**	**大人がすべて準備している**		行政
		今後の活動のイメージ（準備）ができる。日々の活動に必要なものや変更があったことを覚えて用意することができる。段取りができるかどうかなどを問う。	他者の助けがなくても、準備をすることができる。目的意識を持って活動に取り組むことができる。物事に対する基本姿勢ができている。 忘れ物が多いという自覚があり、忘れ物を防ぐ工夫が自分でできることも含む。	少しサポートをすることで準備することができる。自らの記憶だけでは漏れることがあっても、補助があれば、活動に必要なものが理解でき、準備することができる。	大人が一緒にすることで、準備という行動を継続することができ、必要なものを教えてもらうことで理解ができる。 活動と必要なものの結びつきが大人と一緒なら考えることができる。指示されたものを準備することができる。	自分では準備ができない。準備する機会を与えられていない。		
基本的生活動作	大阪G	**食事、排泄、更衣などの生活リズムについて、理解し介助が必要ですか**	**生活リズムを概ね理解し、介助なしである**	**一部に介助や声かけが必要である**	**不眠、こだわり、偏食等により生活リズムのみだれがある**	**全面的に介助が必要である**		行政
		朝昼晩の食事、起床後の着替え、尿意、便意を感じたらトイレに行く等の生活リズムについて問う。	自分で理解し、行動に移せる。	時間・場所への指示や声かけが必要。	不眠による昼夜逆転、同じ服を着続ける等のこだわり、偏食による食事時間の変則などによる生活リズムの乱れが見られる。	場所への誘導や介助が必要。		
基本的生活動作	大阪G	**食事、排泄、更衣などの生活リズムについて、スケジュールをどの程度理解し把握できていますか** **(学童のみ)**	**スケジュールを把握し、変更や場面の選択に対応出来ている**	**場面の切り替えや次の行動について、声掛けや視覚支援が必要である**	**理解している様子はうかがえるが、行動に移すのに時間を要することや一部介助が必要である**	**場面の切り替えや次の行動について、介助が必要である**		行政
		朝昼晩の食事。起床後の着替え、尿意、便意を感じたらトイレに行く等の一連のスケジュールの把握をしているか。	介助なしで、行動に移せる。	次のスケジュールへの声かけや次に行うこと、場所等の写真やイラストのカードを使った視覚支援が必要。	行動に移す時に気持ちの切り替え等に時間がかかったり、一部介助が必要。	全面的な介助(誘導等）が必要。		
基本的生活動作	鹿児島G	**どんな生活場面で手助けが必要ですか**	**何も手助けが必要ない**	**見守り、ことば掛けがあれば一人でできる**	**少し手伝いがあればできる**	**かなりの手伝いが必要**		行政
		幼児から小学校低学年を想定しています。 ＡＤＬとは食事、着脱、排泄、整容、移動等をいいます。 ＩＡＤＬとは食事の配膳、片付け等、登園登校の準備、おつかい等をいいます。 幼児以下は②～④とします。 お子さんの苦手な生活場面をイメージしてもらい、確認します。	スケジュールに見通しを持ち、自発的に取り組み、ほぼ一人でできる状況です。	直接的な介護・支援は必要なくとも、ことば掛けや見守りが必要な状況です。	食事の配膳、片付け、登園登校の準備等は一緒にすればできる状況です。	ほとんど全部に介助が必要な状況です。		
基本的生活動作	鹿児島G	**決まった生活リズムがありますか** **(学童のみ)**	**決まった生活リズムがある**	**日によって異なるが、パターンがある**	**本人の状況によってリズムが崩れる**	**生活リズムが定まっていない**		行政
		どのような生活をしているかを確認します。 予定を自分で立てて、管理することができているか確認します。	予定に急な変更があっても、対応できる（昼夜逆転は除く）、周囲へ迷惑を掛けないリズムがある（夜中のシャワー等は除く）等の状況です。	自分なりのやり方で日常生活に支障がない程度の生活リズムが保てている、予定に急な変更があっても、理由等の確認をすれば対応できる状況です。	何かに夢中になり、次の行動に移れない、予定に急な変更があると、行動が停止する等の状況です。	昼夜逆転している、睡眠が安定せずに昼間の活動に支障を来たすような状況です。		

項目	グループ	設問	設問					向き
			①	②	③	④	⑤	
自立生活・余暇活動	旭川G	**お子さんは、公園などの外出先で支援が必要ですか？**	**必要ない**	**見守りが必要**	**そばについていることが必要**	**常に支援が必要**		保護者
		解釈	**解釈**					
		遊びの場面での見守り状況の確認。	遊具等を使用するなどして楽しめる。	見守りがあれば初めての場所でも楽しめる。	初めての場所は不安が強くなるので一緒に行動する必要がある遊具の取り合いになるなどがあるため介入が必要。	選択肢通り。		
自立生活・余暇活動	旭川G	**お子さんは、好きなことをして時間を過ごすことができますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**過ごせる**	**過ごせたり過ごせなかったりする**	**過ごせない／させられない**			行政 保護者
		趣味や余暇につながる好きな活動がある。 家族がいなくても留守番ができる。 常に誰かがついていなくても一人で過ごせる。	好きな遊びがある／選んで遊ぶ。	好きな遊びがある／選んで遊ぶが長続きはしない。 気分によってできる時とできない時がある。	選択肢通り。			
自立生活・余暇活動	旭川G	**お子さんは、小遣いを計画的に使っていますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**計画を立てて使っている**	**無駄使いがある**	**親が管理している／やらせたことがない**	**できない**		行政 保護者
		持っている金額と欲しい物との金額差を理解できているかの確認。 決まった範囲でお金を使うことができるのかの確認。	欲しい物の金額を確認して貯めることができる。	持っているとある分を使い切ってしまう為、管理が必要になる。	普段は親が管理しているので基本的に使う事が無い。	金銭理解がない。		

自立生活・余暇活動	旭川G	**お子さんは、外出先で飲み物や食事のメニューを自分で選んで決めますか**	**選んで決めらる**	**アドバイスを受けたり周囲に合わせて決められる**	**決められない**			行政 保護者
		自分の思い、考えを持っているかの確認。	自分で決めることができる。 即答できる。 決まったものしか選ばない。 （こだわりがある）	親、友達が決めたものを見てから決めるなど自身の考えか不明な場合。 選択肢を提示するなどの配慮で決められる。 時間はかかるが、決めることができる場合。	何でもいいなど決める事をしない。 考えないで任せてしまう。 選択する事を理解できない。			
自立生活・余暇活動	旭川G	**お子さんは、予定（計画）を立てて行動しますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**する**	**したりしなかったりする**	**ほとんどしない**	**しない／できない**		行政 保護者
		周りに合わせたり、計画的な行動がとれるかどうかの確認。 時間を意識して計画的に行動しているかどうかの確認。	宿題や友達との約束を予定する事ができる。 助言を受けずに自分で計画的に取り組める。	助言があれば計画通りに取り組める。 興味がある事の時だけはする。 誘われると遊びにいくことはできるが自分からは誘えない。 周りの意見に振り回されてしまう。 他人任せで自分の意見を持っていない。	ゲームやYouTubeなどに没頭し、他のことをしようとしない。	選択肢通り。		
自立生活・余暇活動	函館G	**一人で目的に合った遊びができますか**	**楽しめる遊びのレパートリーがあり、２０～３０分一人遊びができる**	**限られた物を使用するか、５～２０分程度であれば一人遊びができる**	**大人がそばに居て見守っていれば、一人遊びができる**	**一人遊びはできず、常に大人が相手をしなければ過ごせない**		行政 保護者
		家庭で子どもが一人で過ごしている時の様子。	家族がそばに居なくても、一人で２０～３０分目的に合った遊びをして過ごせる。（途中で遊びの内容が変わっても良い）	家族がそばに居なくても、ごく限られた物であれば、一人遊びができる。 または、一人で５～２０分程度目的に合った遊びをして過ごせる。	家族がそばに居れば、一人遊びができる。	一人で過ごすことができず、常に家族が相手をしている必要がある。		
自立生活・余暇活動	函館G	**金銭管理ができますか** **（学童のみ）**	**見通しを持って、金銭管理ができる**	**支援があればできる**	**決まっている物の買い物程度ならできる**	**全くできない**		行政 保護者
		お金の価値観が理解でき、お小遣いなどを、計画的に使ったり貯金したりすることができる。	今使えるお金の中で、計画的に物を買ったり、遊びに行ったりすることができる。	親がお金を管理して、その時に使えるお金だけを渡せば、物を買ったり遊びに行ったりすることができる。	親がお金を管理し、その時に使えるお金だけ渡し、さらに何にいくら使用するかも決めてもらえばできる。	物の値段やお金の価値が理解できず、お金を扱えない。		
自立生活・余暇活動	秋田G	**家庭ではどのようにして過ごしていますか**	**一人で好きなことをしている**	**選択肢を示すと選んで遊んでいられる**	**常に遊び相手が必要**			行政 保護者 事業所
		食事、入浴等の決まった活動以外の時間を１人で過ごせるか。決まった活動以外の時間、自身でやりたいことを見つけて楽しめるか。	必ず遊び相手を必要とはせず、自分で好きな遊びを考えたり選んだりして楽しむ。	自分で好きな遊びを見つける事は難しいが、いくつかの遊びを提案されると自分で選び楽しむことができる。	１人では遊べず、常に相手をする必要がある。または、１人では安全に遊ぶことが難しく、常に見守りが必要である。			
自立生活・余暇活動	秋田G	**好きな事を自分で見つけ、それを楽しむことができますか** **（学童のみ）**	**できる**	**選択肢を示すとできる**	**環境が整えばできる**	**好きな事は特にない**		行政 保護者 事業所
		余暇の過ごし方の確認。自発的に遊びや活動を選択し、安全に過ごせるかどうか。	特別な配慮がなくても安全に余暇を楽しむことができる。	自発的に余暇を楽しむことは難しいが、選択肢を提示されると、その中から好きなことを選んで楽しむことができる。	慣れている、馴染みのある空間や人、物などの影響を受ければ、楽しむことができる。	好きなことが見つからない、何をすれば良いかわからない。		
自立生活・余暇活動	秋田G	**簡単な買い物やお使いはできますか**	**できる**	**決まった金額を持たせればできる**	**経験したことがない**			行政 保護者 事業所
		買い物のスキルがどの程度みについているか。金銭を使用する経験をしたことがあるか。	適切な金額を渡して品物とおつりを受け取ることができる。	持たされたお金を渡して、品物とおつりを受け取ることができる。	できないと思っているので、または時期尚早と思うので行わせていない。本人に不安があり、やりたがらない。			
自立生活・余暇活動	秋田G	**お小遣いを自分で管理して使うことはできますか** **（学童のみ）**	**できる**	**大人の確認があればできる**	**できない**	**させていない**		行政 保護者 事業所
		金銭管理がどの程度できているか。金銭管理の経験を積んでいるか。	決められたお小遣いの中で使い道を決め、計画的に使用することができている。	時々財布の中を確認する、または支払い時に立ち会う等、大人が少し手助けすれば問題ない。	あればあるだけ使ってしまう、お金を支払う行為ができない、大人の助言があっても、計画的に使用することが難しい。	できないと思っているので、または時期尚早と思うので行わせていない。本人に不安があり、やりたがらない。		
自立生活・余暇活動	青森G	**好きな遊びや活動がありますか**	**ある**	**ない**	**わからない**	**ある(支援が必要)**		行政
		一つの遊びに集中できているか。 適切な遊び方ができるか。(本来の用途にあった遊びか) 危険のない遊びか。 遊びを終わる事ができるか。	上記の内容を確認し、1つ以上チェックがある場合は④の選択肢とする。	選択肢の通り。	選択肢の通り。	選択肢の通り。		
自立生活・余暇活動	青森G	**複数人で遊ぶ事ができますか**	**できる**	**できない**	**わからない**			行政
		遊びの内容についての確認、促しの必要の有無(大人の介入も含む)、誰と遊んでいるか。	設問の解釈を確認。	遊びを拒否する場合。	選択肢の通り。			
自立生活・余暇活動	青森G	**好きな遊びや活動を企画できますか** **（学童のみ）**	**企画できる**	**企画できない**	**わからない**			行政
		内容の選択、日程の調整、他者との情報共有・相談、内容の決定。	上記の内容で、すべてできる場合。	上記の内容で、1つ以上支援が必要な場合。	選択肢の通り。			
自立生活・余暇活動	青森G	**お金の種類がわかりますか**	**わかる**	**一部わかる**	**わからない**			行政
		お金の種類の理解。(価値の理解は問わない)	選択肢の通り。	特定の金種のみわかる場合。	選択肢の通り。			

自立生活・余暇活動	青森G	**金銭管理を自分でできますか** **（学童のみ）**	**できる**	**一部できる**	**できない**			行政
		お金の価値の理解、計画性を持ってお金を使用する事ができるか。	選択肢の通り。	一時的に自分で管理ができる。 (財布のみ)	選択肢の通り。			
自立生活・余暇活動	大阪G	**休日の外出について教えてください**	**誰とどこに遊びに行くかを考えて、行くことができる**	**友達と遊びに行く**	**家族以外の人（ヘルパーなど）と外出をする**	**家族や親族以外の人と外出することはない**		行政
		休日の過ごし方をみることで、他者との関りの広がり方や見守りがどの程度必要かを確認する。	自分で計画して、他の人を誘うなどして外出することができる。 自由な時間を誰とどのように過ごすかを自分で決めることができる。	大人の見守りがなくても活動できるが、配慮が必要。 同年代の子ども同士の関係を作って楽しむことができるが、関係の作り方（相手の思いを考えずにいろんな人を誘うなど）を見守る必要がある。	移動支援等の福祉サービスの利用ができている。保護者から離れ、第三者と行動することができる。 どのように余暇を過ごしたいかを考える機会があり、好みの余暇の過ごし方を模索している段階。	家族の中だけで、余暇が完結している。 保育所・幼稚園・学校以外の居場所が家庭しかない。 （あるいは、家庭内に居場所がなく、一人で外で過ごす状況にあったり、余暇に家族と外出することはほとんどない。）		
自立生活・余暇活動	大阪G	**買い物に行くことができますか** **（学童のみ）**	**一人で買い物をしたり、友達と買い物に行って楽しんだりすることができる**	**自分の買いたいものを選ぶことができる**	**自分の買いたいものを選ぶことができる**	**買い物は難しい**		行政
		自己選択・自己決定、金銭管理ができているかを確認する。 （但し、目の前にないものを選択したり決定したりすることができるかどうかの判断は難しい）	自己選択や自己決定ができ、金銭管理もできている。	欲しいものが目の前にあれば、自己選択や自己決定ができる。 金銭管理は他者の支援のもとで行うことができる。	意思決定の支援があれば、自分の欲しいものを選ぶなどの選択や決定ができる。	欲しいものを選ぶことが難しい。保護者が選んできた（選択の機会がなかった）。		
自立生活・余暇活動	鹿児島G	**家族以外に一緒に出掛ける人が居ますか**	**一緒に出掛けて遊ぶことができる**	**大人の見守りがあれば、一緒に出掛けることができる**	**家族と一緒ならで出掛けることができる**	**出掛けるためには常に支援が必要である**		行政
		家族（支援者）以外と一緒に出掛けて遊ぶことが出来るか確認します。 本人が情緒的に安心して出掛けることが出来るか、また飛び出しや迷子などなく、安全に出掛けられるか確認します。	お友だち（支援者はのぞく）と一緒に出掛けて遊ぶことが出来る、「〇〇公園に行くね」等、行先などの行動を伝えてから出掛ける、道路等の飛び出しがなく、危険予測ができる、少年団等の活動に参加できるような状況です。	子どもだけでは危険等の心配があり、大人の見守りが必要、本児の事を理解していない大人の見守りで過ごすことができるような状況です。	家族及び支援者等慣れた大人と一緒なら出掛けることができるような状況です。	買い物の際など必要性や価格など判断できず金銭管理が必要、公共の場での振る舞いや他者との関わりに支援が必要な状況です。		
自立生活・余暇活動	鹿児島G	**一人で留守番をすることができますか** **（学童のみ）**	**一人で留守番をすることができる**	**短い時間なら留守番をすることができる**	**家の中（別室）に大人が居れば一人で過ごすことができる**	**常時見守りが必要で、一人で留守番をすることは難しい**		行政
		一人で留守番をすることは将来の自立生活に繋がります。 現段階での状況を確認します。 小学3年生以下は②～④とします。	鍵、電話等の使用が適切にでき、一人で留守番できる状況です。	２０～30分程度の大人の外出時に留守番をすることができる状況です。	きょうだいや祖父母等が別室に居る状態なら留守番ができる状況です。	危険予測が難しく目を離す事が出来ない為に留守番をすることはできないような状況です。		

項目	グループ	設問	設問					向き
			①	②	③	④	⑤	
コミュニケーション	旭川G	**お子さんは、自分の気持ちを伝える際にTPOに合わせた言葉の使い方や態度で表現しますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**する**	**たまにする**	**ほとんどしない**	**しない**		行政 保護者
		解釈	**解釈**					
		人との関わりで、トラブルになる言動の有無を確認。	屋内や屋外での声の大きさ、親しい間柄であっても敬語を使用することができるなど、正しい言葉使い。 場所や相手によって言葉使いを使い分けて表現する事ができる。	声が大きい、または小さくて聞き取り難いなど。 声量の調整が難しいが言葉を使い分けて表現できるなど。 理解していると思われるが、気分によってできないことがある。	敬語を使うことはできないが表現する事ができる。 乱暴な言葉使いが多い／一方的な発言が目立つ。 相手から気持ちを確認してもらうことや代弁してもらうなど配慮が無ければ表現する事ができない。 自分の気持ちを伝える際に支援（環境調整）が必要。	選択肢通り。		
コミュニケーション	旭川G	**お子さんは、自分の事だけではなく相手の話を聞く、又は聞こうとしますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**する**	**配慮があればする／しようとする**	**しない**			行政 保護者
		相互理解／合意／折り合いをつける	字義どおりにとらえず、やり取りができる。 トラブルにならないやり取りができる。	口頭の質問に対してイエス、ノーなどの返答はできる。 聞かれた事には答えられる。 視覚的な提示や細かな質問、選択肢があるなど配慮が必要。 配慮があれば答えられる。	一方的な主張のみ繰り返す。 トラブルが多い。 他者に関心がない。			
コミュニケーション	旭川G	**お子さんは、自分の障がい特性/疾病について理解していますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**している**	**しようとしている**	**知らせていない**	**していない**		行政 保護者
		自分のことを理解する。 自分の得意なことや苦手なことを知る。 自分のできないことを伝える。 苦手なことを相談しながら取り組む。	自分の障がい特性/疾病を知っていて周りに相談することがある。	障がい特性/疾病を知っているが周りに隠している。 障がい特性/疾病/を理解するように支援を受けている。	障がい特性/疾病について話したことがない。	障がい特性/疾病について理解できていない。 できない。		
コミュニケーション	函館G	**自分の好きな物が分かり、伝えられますか**	**伝えられる**	**支援があれば伝えられる**	**様子を見て周りが察する**	**自分でも分かっていないし、周囲も分からない**		行政 保護者 事業所
		好み（食べ物、玩具、行きたい場所、やりたいこと、遊びたい人等）があり、それを伝えることができる。	自分の好きな物を選べ、伝えられる。	具体的な選択肢を提示すると、選択できる。	子どもの様子を見て、好きな物が何なのか、何をしたいのか等を判断する。	子どもの様子を見ても、何が好きなのか、何をしたいのか判断できない。		
コミュニケーション	函館G	**自分の体や気持ちの不調が、訴えられますか** **（学童のみ）**	**適切な手段で訴えられる**	**支援があると訴えられる**	**うまく訴えられないので、様子を見て周りが察する**	**訴えられないし、周りが察することも難しい**		行政 保護者 事業所
		自分自身の体や気持ちの変化が理解でき、正しく訴えられるかどうか。	自分の体調や気持ちの変化を、常に言葉やコミュニケーションツールを使用して、周囲の人に正しく訴えられる。	その子が理解できる選択肢があれば、訴えることができる。	支援があっても自分から訴えられないため、本人の様子（顔色や表情、仕草等）で周囲が判断する。	支援があっても自分から訴えられないし、本人の様子を見ても体調や気持ちを正しく読み取れない。		

コミュニケーション	秋田G	**自分の気持ちや考えを表現することはできますか**	**できる**	**家庭以外の慣れた人、場所でできる**	**家庭内ではできる**	**表現しない**		行政 保護者 事業所
		様々な場面や相手に対して、ああしたい、こうしたい、これがいい、こう思う等の意思表示をどのくらい行えているか。	場面や相手を問わず、自分の意思を伝えることができる。	慣っている教育、保育施設、慣れた職員や親戚等、安心できる状況であればできる。	出先では難しいが、家庭の中ではできる。 家族の前ではできる。	表現できない、もしくはしない。		
コミュニケーション	秋田G	**場面や相手に合わせて適切に気持ちを表現することはできますか** **（学童のみ）**	**できる**	**できない時がある**	**できない時が多い**	**表現しない**		行政 保護者 事業所
		場面や自分と相手との立場を理解し、状況に合ったコミュニケーションが取れるか。	日常生活に支障なく、コミュニケーションが取れている。	コミュニケーションのとりかたが、状況にそぐわないばあいもあるが、概ねできている。困り感は少ない。	相手や場面に寄って、コミュニケーションのとりかたを変えることが難しく、日常生活に支障を来している。	表現できない、もしくはしない。		
コミュニケーション	青森G	**自分の意思を伝えることができますか**	**できる**	**一部できる**	**できない**			行政
		表出手段の確認。 受信側の支援・汲み取りは必要か。	選択肢の通り。 （手段は問わない）	意思の内容の汲み取りや代弁が必要な場合。 特定の人・事など、対象が限られる場合。	選択肢の通り。			
コミュニケーション	青森G	**他者と意思疎通ができますか**	**できる**	**一部できる**	**できない**			行政
		意思疎通手段の確認。 やり取りに支援・汲み取りは必要か。	選択肢の通り。 （手段は問わない）	意思の内容の汲み取りや代弁が必要な場合。 特定の人・事など、対象が限られる場合。	選択肢の通り。			
コミュニケーション	大阪G	**自分の快、不快や気持ちを適切に相手に伝えるために介助は必要ですか**	**自分の思いを相手に伝えることができる**	**自分の思いを単語または写真・カードなどのツールがあれば、伝えることが出来る**	**表情・動作・サインを使用して伝える事が出来る**	**意思表示があまりなく、また意思表示があってもくみ取りにくく、全面的に介助が必要である**		行政
		言葉のみではなく、他の方法についても問う。	手段は問わない。言葉を話せない場合は、手話やトーキングエイド等のツールを使っても構わない。	他者が用意した写真・カードを使って伝える。	顔の表情、身体での表現、クレーンや指さし等の動作やサインを使って伝える。	快・不快、自分の気持ち等の意思表示がなく、また意思表示があっても受け手側がくみ取りにくいが、介助（提示や指示）があれば伝える。		
コミュニケーション	大阪G	**友達と遊んでいる時のやり取りの仕方について教えてください** **（学童のみ）**	**自分のやりたいことを相手に伝え、相手のやりたいことも聞くことができる**	**相手の意見を聞くことは苦手だが、自分の意見を伝えることができる**	**自分のやりたい遊びが通らないと腹を立てる**	**何をして遊びたいかを伝えることができない**		行政
		意思表示の有無、意思疎通の有無、場面にあった適切な表現や関りができるかを確認する。 コミュニケーションが双方向か一方通行か、また、合意形成に大人の介在が必要かを確認する。	大人が介在しなくても、話し合って決めることができる。相手の気持ちを考えることができる。	自分からの働きかけは一方通行だが、自分の意見を押し通すまではいかず、コミュニケーションを成立させるために大人の介在が必要。	自分からの働きかけが一方通行で、思い通りにならないと腹を立てる。相手の思いまで考えが及ばず、自分がやりたいことを押し通そうとする。大人が静止して、その要求を満たす代替案や方法を提示するなど介入が必要である。	自分がどうしたいかがわからなかったり、意思を表出する力が弱い。外に働きかける力が弱い。		
コミュニケーション	鹿児島G	**同年齢の集団に所属し、集団のルールや相手の感情を察知・理解し遊んだり活動に参加することができますか**	**同年齢の集団に所属し、活動に参加することができる**	**集団の暗黙のルールや雰囲気に気づきにくいが、支援者が言葉かけを行う事で気づき理解することができる**	**集団の暗黙のルールや雰囲気に気づくのが難しく、支援者の直接的な支援を要す**	**集団の中にいて過ごすことから練習が必要な状態**		行政
		集団適応力や共感性を確認します。 所属する集団とは、こども園、保育園、幼稚園、学校のクラス集団とします。	支援が不要で集団の暗黙のルールや雰囲気に気づき、自ら集団の中で過ごすことができる状況です。	所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団への参加が可能な状況です。	所属する集団の構成員（児童）に対象児の理解が必要、所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループにする）等の配慮が必要な状況です。	集団の流れに入るより個人単位の支援が優先され日常生活自体に特別な支援が必要な状況です。		
コミュニケーション	鹿児島G	**学校等で取り組んでいる学習や職業訓練の意味を理解し、就職等に向けて見通しを持って取り組めていますか** **（学童のみ）**	**学校等で取り組んでいる学習や職業訓練の意味を理解し、就職等に向けて見通しを持って取り組めている**	**担任や支援者が子どもの特性を理解し配慮することで学習や職業訓練への参加ができる**	**周りの理解や環境調整によって、学習や職業訓練への参加ができる**	**学校や事業所においては、1対1に近い体制が必要など、個別に人員を配置すれば学習や職業訓練へ参加できる**		行政
		場面に合った行動ができるかどうか、職場での人間関係・プライベートでの友人・交友・恋愛関係について理解し、失礼にならない服装・身だしなみ・言葉遣いができるかどうかを確認します。 進学・就職への見通しを持ち、適切な人間関係を築いているかどうかを確認します。	進学・就職への見通しを持ち、適切な人間関係を築いている状況です。	所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団への参加が可能な状況です。	所属する集団の構成員（児童）に対象児の理解が必要で、所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループにする）等の配慮が必要な状況です。	個別の支援が優先され、集団参加が難しく、日常生活全般に支援が必要となる状況です。		

項目	グループ	設問	設問					向き
			①	②	③	④	⑤	
地域生活・地域交流	旭川G	**お子さんは、友だちの家へ遊びに行ったり、親と一緒に地域行事に参加していますか（友だちと公園で遊ぶのも含む）** **※概ね小学生まで**	**している**	**支援や配慮があるところではしている**	**経験がない**	**していない／できない**		行政 保護者
		解釈	**解釈**					
		地域とのつながりの状況や経験を確認。	親戚や近所の同世代との交流がある。 家に家族以外の人が来ることがある。 学校やデイサービス以外の活動の場がある。	短時間なら可能。 本人や周囲の人が良く知っている環境であれば可能。	できるかできないかは不明。 させたことがない。	選択肢通り。		
地域生活・地域交流	旭川G	**お子さんは、毎日学校に登校していますか** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	**毎日学校に登校している**	**毎日登校しているが、教室以外の場所で過ごしている**	**登校しているが、課題がある学校以外の活動には参加できる**	**登校できない**		行政 保護者
		不登校になっていないか。 不登校になる予兆はないか。 通学できている頻度。	通常学級・特別学級は問わない。	保健室登校をしている。 通信制高校に通っている場合で集団参加に課題があるケース。	登校しぶりがある（親の送り迎えなどで何とか登校している） 毎日登校ができていない。（週に数日） 登校しても短時間で下校している。（朝だけ・昼からなど） デイサービスなどには参加できている。	ひきこもり状態。 外出することが出来ない。		

地域生活・地域交流	函館G	**公園でルールやマナーを守って遊んだり、公共の交通手段の利用ができますか**	**ルールを守って利用できる**	**大人が見守っていれば利用できる**	**支援があれば利用できることもある**	**常に大人が介助しなければ、利用できない**		行政 保護者 事業所
		地域にある公共施設や交通手段を利用する時の様子。	周囲に迷惑を掛けず、そこで守るべきルールに従って過ごせる。	そばに人が付いていて、見守り、必要に応じて声かけ程度の支援をすれば利用できる。	そばに人が付いていて、常に支援すれば利用できることもある。	そばに付いている人が、常に行動統制をする必要があり、公共施設や交通手段の利用は難しい。		
地域生活・地域交流	函館G	**交通ルールが守れますか** **（学童のみ）**	**守れる**	**支援があれば守れる**	**大人の付き添いがあれば守れることもある**	**理解ができず、全く守れない**		行政 保護者 事業所
		信号が理解でき、横断歩道を安全確認して渡れる。 角々で安全確認ができる。 車道と歩道の区別が付いている。 歩いている人に関する道路標識の意味が分かる。 車が危険であることが分かっている。	危険なことはなく、一人で登下校やお出かけすることができる。	交通ルールなど確認できる物を見たり、事前に確認することで、一人で登下校やお出かけすることができる。	そばに人が付いていて、見守り、必要に応じて声かけ程度の支援をすれば守れることもある。	危険予測や信号の理解が難しく、車道歩道関係なく突発的に走ったり、まっすぐ歩けないため、一人で出かけることは難しい。		
地域生活・地域交流	秋田G	**幼稚園や保育園、小学校には嫌がらずに行く事ができますか**	**できる**	**行きしぶりがある**	**付き添いが必要**	**登園、登校は難しい**		行政 保護者 事業所
		いきしぶりがあるか、身近な集団生活に適応できているか。	特に問題なく登園・登校できている。 行きしぶりをすることはない。	いきしぶりはあるが、登園・登校できていることが多い。	登園、登校して一定の時間又は降園、下校まで付き添いが必要な場合。	園や学校を嫌がり、工夫をしても通うことが難しい。		
地域生活・地域交流	秋田G	**学校内外の活動に参加していますか** **（学童のみ）**	**参加している**	**していないが、参加したいと思っている**	**参加していない**			行政 保護者 事業所
		クラブ活動や地域の行事等、義務教育とは異なる、自身で選択可能な活動に参加しているか。	選択肢通り。	参加していないが、立ち止まって見たり、興味は示している。	参加しておらず、今後も未定。 参加したい活動が見つからない。活動の存在を知らない。			
地域生活・地域交流	青森G	なし						
地域生活・地域交流	青森G	なし						
地域生活・地域交流	大阪G	**日常的な生活の中で、学校、幼稚園、保育園、デイサービスや子育てサロンなどに利用または通っていますか**	**（毎日）通っている**	**時々通っている**	**学校・幼稚園・保育園には行けてないがデイサービス等には行けている**	**通いたい意思はあるがなかなか行けない**	**通っていない（利用していない）**	行政
		日常生活において、社会資源の利用の有無を確認する。 楽しく通えている・行き渋り・不登校等の自己選択・自己決定を確認する。	決められた日に、機嫌良く楽しんで通っている。	行き渋りや拒否があり、行けない時もある。	学校・幼稚園・保育園には不登校等で行けていないが、デイサービスや子育てサロン等の地域の社会資源には行くことができる。	行きたい気持ちや気になる等の意思表示はしているが、気持ちの面やこだわり等があり、行くことができない。	社会資源を利用していない。または、現在不登校であり、本人に行く気持ちがない。	
地域生活・地域交流	大阪G	**友達との関係について教えてください** **（学童のみ）**	**放課後に友だちと遊びに行く**	**学校の休憩時間や放課後等デイサービス等、限られた場所で友達と一緒に遊んでいる**	**大人を介してなら、友達とのかかわりを持つことができる**	**学校内でも友達とのかかわりはほとんどない**		行政
		余暇・クラブ活動への参加を確認する。 人との関係をつくっていくことができるかを問う。	友達との関係を築くことができ、見守りは必要ない。 学校以外の場で、友達と関わる機会がある。友達と誘い合うことができる。	枠が設定されていないと（場所の設定がないと）友達とのかかわりを作ることが難しい。	自分から同年代の子どもとかかわっていくことが難しい。大人が介在しないと友達と遊ぶことができない。	同年代の子どもとの関わりを楽しむことが難しい。自分からコミュニケーションを取っていくことが難しく、相手が自分に合せてくれる大人ならかかわることができる。		
地域生活・地域交流	鹿児島G	**自分の気持ちを相手に伝えられたり、簡単な事は自分で決められますか**	**自分の気持ちを相手に伝えたり、簡単な事は自分で決める事ができる**	**選択肢やモデルを示すことで、物事を決め、自分の気持ちを相手に伝えることができる**	**自分の気持ちを特定の人であれば伝えることができる**	**物事を決めたり、自分の気持ちを伝えたりすることが難しい**		行政
		自分の気持ちがわかり、それに見合った判断ができるかどうかを確認します。 思春期以降は自分のことを理解したうえで、必要なことが決められるかどうかを確認します。また、自らの状況だけでなく、相手がいる際は相手の気持ちもくみ取りながら、決定することができるかどうかを確認します。	自分の気持ちを相手に伝えられたり、いいか嫌か、好きか嫌いかなどの簡単な事は自分で決められる状況です。 簡単なことが決められる場合でも、②以降の内容を確認します。	自分の気持ちは伝えられるが、決めることはできない場合、または決められるが伝えられない状況です。 選択肢やモデルを示す等の支援があれば、決めることができる状況です。	自分の気持ちや決めたことを伝えることができる相手が特定されている状況（場面緘黙等を含む）です。特定の人とは、本人の状態をよく理解している人を指します。	決めること自体が難しい（自分で選択することが難しい）場合や、状況を理解して適正に判断、表現することが難しい状況です。		
地域生活・地域交流	鹿児島G	**学校以外にも地域の行事に参加したり、地域資源を活用できていますか** **（学童のみ）**	**一人で、学校以外にも地域や他の集団と関わることができる**	**一人で、学校以外にも地域や他の集団とまれに関わることができる**	**大人と一緒であれば、学校以外にも地域や他の集団との関わることができる**	**学校以外には地域や他の集団との関わることが難しい**		行政
		この設問は、地域とのつながりの状態を確認します。 地域資源とは、公共施設、商業施設等をいいます。	日常生活において、近隣の住民と挨拶ができ、放課後等に友達と遊んでいる状況です。 また、子ども会、育成会等の活動に参加している状況です。	日常生活において、時々、近隣の住民と挨拶ができ、放課後等に友達と遊んでいる状況です。 また、子ども会、育成会等の活動にも気が向けば、参加している状況です。	大人と一緒であれば、夏祭りなど季節の行事や子ども会、育成会等へ参加できる状況です。	夏祭りなど季節の行事や子ども会、育成会等へ参加が難しい状況です。 学校に行っていない場合は④とします。		

３）行政担当者による調査を想定した項目の抽出　Ｂチーム担当

i)　ここでは、実際に行政で実施できる形であるかどうかを想定し、Ｃチームが作成した１０領域１５５項目の設問・解釈・選択肢内容を確認しながら、個別サポート加算Ｉの指標調査として適切と考えられる項目を抽出した。

①　項目抽出は、次の３点に基づき行なった。

（ア）　「医療的ケア児」に関するものは除外

（イ）　発達支援に限定されない項目は除外　ex.アレルギーなど

（ウ）　生活年齢、発達段階に依存する項目の扱いとなるものは除外

②　項目抽出は以下の表の通り、①「指標案対象◎」②「今後の検討指標項目として残す△」「③指標対象外項目×」を分類し、最終的に、通常の支援に加え、さらに配慮や対応が必要と判断できる項目を抽出し、行政担当者が実施できる数も考慮した指標案を抽出をした。

①健康・生活

1	生活リズム	偏食、アレルギー	発達支援に無関係	×
2	生活リズム	食事の手伝い	ADL	◎
3	生活リズム	排泄	ADL	◎
4	生活リズム	睡眠	通所では不要であるが困り感あり	△
5	生活リズム	気温に合わせた衣服	出来たら支援必要ない	×
6	生活リズム	家庭の養育状況	発達支援に無関係	×
7	生活習慣	入浴	通所と入所では違う	△
8	生活習慣	洗顔	年齢依存	×
9	生活習慣	歯磨き	年齢依存	△
10	生活習慣	清潔	年齢依存	×
11	生活習慣	着脱	年齢依存	◎
12	生活習慣	整容	年齢依存	△

②言語・コミュニケーション

1	2 項関係	視線	年齢・発達依存	◎
2	2 項関係	ものに興味	年齢・発達依存	×
3	3 項関係	指示方を見る	年齢・発達依存	×
4	3 項関係	指差し要求	年齢・発達依存	×
5	3 項関係	可逆の指差し	年齢・発達依存	×
6	自己気づき	呼名反応	年齢・発達依存	△
7	自己気づき	身体各部	年齢・発達依存	×

8	理解	理解言語	年齢・発達依存	×
9	理解	身振りでやり取り	年齢・発達依存	×
10	表出	表出	年齢・発達依存	◎
11	表出	単語 2 語文～	年齢・発達依存	×
12	表出	伝える意思	年齢・発達依存	×
13	その他	模倣	年齢・発達依存	×

③人間関係・社会性

1	愛着	慣れた人と離れた	年齢・発達依存	△
2	人かかわり	他者への関心	年齢・発達依存	×
3	人かかわり	やりとり	年齢・発達依存	◎
4	あそび	2－3 人で	年齢・発達依存	×
5	あそび	5－10 人	年齢・発達依存	×
6	あそび	ルールの理解	年齢・発達依存	△
7	あそび	トラブル頻度	年齢・発達依存	◎
8	集団	集団参加	年齢・発達依存	◎
9	集団	やりとり	年齢・発達依存	△
10	集団	行事参加	年齢・発達依存	×
11	感情ｺﾝﾄﾛｰﾙ	快・不快ｺﾝﾄﾛｰﾙ	年齢・発達依存	△
12	感情ｺﾝﾄﾛｰﾙ	気持ちの伝達	年齢・発達依存	△
13	やりとり	困ったとき	年齢・発達依存	×
14	その他	集団を意識	年齢・発達依存	×

④認知・行動

1	身体知覚	ボディーイメージ	年齢・発達依存	×
2	認知偏り	こだわり		×
3	認知偏り	切り替え方法		△
4	認知偏り	切り替え時間		△
5	運動企画	模倣	2－⑬ダブり	×
6	危険回避	危険回避		◎
7	注意力	気が散りやすい		◎
8	情緒	不安強い	ダブり 3－⑪	△
9	見通し	見通し		◎
10	見通し	予定変更		◎
11	その他	突然乱暴	ダブり 3－⑫	×

⑤感覚・姿勢・運動

1	感覚器官	追視		×
2	感覚器官	聞こえ		◎
3	感覚器官	味覚？偏食？	ダブり 1－①	×
4	感覚器官	触覚　過敏　鈍感		△

5	感覚器官	咀嚼嚥下	年齢・発達依存	◎
6	姿勢	立位	年齢・発達依存	×
7	姿勢	座位	年齢・発達依存	◎
8	手指	手指操作	年齢・発達依存	×
9	目と手	シール貼り	年齢・発達依存	×
10	目と足	ｼﾞｬﾝﾌﾟｹﾝｹﾝ階段	年齢・発達依存	◎
11	不器用	ジャンケン	年齢・発達依存	×
12	移動	独歩	年齢・発達依存	◎
13	移動	走る	年齢・発達依存	△
14	移動	止まる	年齢・発達依存	×

⑥医療的配慮（20 以外は全てカット）

20		てんかん発作		◎

ii） 領域ごとに抽出された項目６領域２０項目＋児童期・思春期のコミュニケーションの１領域の３項目を抽出し、行政担当者による個別サポート加算Ｉの調査項目案とした。

言語・コミュニケーション　［２項目］

番号	視点	設問	選択肢					向き
1	（人対人）2項関係		①	②	③	④	⑤	行政
		お子さんは、楽しい時などに目を合わせますか？	**目が合い、微笑んだり、嬉しそうな表情をみせる**	**子どもが訴えている（要求する）時は目が合う**	**あまり目が合わない/合っても持続しない**	**ほとんど目が合わない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		1対1の関係性について 期待感　共感性　共感的スマイル 例えば「イナイイナイバー」	人との１対１の関係が成立している（経験していた） 人に対する期待感、共感性がある	人との１対１の関係が成立している（経験していた）が、一方的だったり発信力が弱い 人に対する期待感、共感性が弱い	目があうことはあるが、言葉がけや感情を共有する場面でないことが多い			
2	（意思の表出）表出		①	②	③	④	⑤	行政 保護者
		お子さんは、どんな方法で自分の意思を伝えますか？	**言葉を使って伝える**	**身振りで伝える**	**泣いたり怒ったりして伝える**	**意思表示がない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		自分の意思を相手に伝える手段の有無	主に言葉で伝える	意思を伝えようとする方法が主に行動（行きたいところに手を引っ張っていく/ちょうだいなどの動作）や指さしなど	意思を伝えようとはするが方法が不適切（奇声をあげるなど）	意思を伝える気持ちがない/諦めている または意思を伝える手段がない		

人間関係・社会性　［３項目］

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
3	人との関わり（他者への関心興味）	**親、友だち、支援者とやりとりしたり、相手からの働きかけに答えられますか？**	**自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する**	**ごく限られた人であれば反応する**	**自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある**	**過剰に反応するか全く反応しない**		すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		親しい人（家族や子どもに直接接する支援者、友だち、仲間）と子どもがどのようにやりとりしたり、働きかけに応じているか （集団を利用している場合は、家族だけでなく、その集団の支援者やそこでの他の子たちへの関心の示し方を聞く）	適度な距離感を保ちながら、相手に自分からやりとりを求めたり、相手からの働きかけに答えることができる	特定の人であれば、関わりが持てる（パターン的な関わり方も含む）	自分から相手に働きかけることはほとんどないが、相手から関わられることに対しては、嫌がることはなく、反応することもある	一方的に自分の思いだけ伝えようとしたり、相手が嫌がっても過剰に近づいていく 逆に、相手が関わってきても、拒否したり、無関心でほとんど反応しない		

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
4	遊びや活動（トラブル頻度）	**同年代の子と一緒に過ごす中で、トラブルが起こることがありますか？**	**ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる**	**トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる**	**支援があっても、解決できる時とできない時がある**	**常にトラブルが起き、解決できない**		行政事業所
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一緒に過ごしたことがある、同年代の子１～２人と過ごす中で、トラブルになった時の子どもの様子	自分の意見を伝えたり、相手の意見を聞いて、友達と一緒に解決できる 相手の気持ちを察して、合わせることができることで、トラブルなく過ごせる	支援（子どもが理解できる手段で、あらかじめそこでの過ごし方を伝える、双方の意見を聞く、解決方法をアドバイスする等）があれば、解決できる	支援（その子が理解できる手段で、あらかじめそこでの過ごし方を伝える、双方の意見を聞く、解決方法をアドバイスする等）があっても、解決できる時とできない時がある	相手の意見は一切聞き入れず、自己主張を続ける 常にトラブルが起きている		

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
5	集団への参加（集団参加状況）	**集団活動に参加できますか？**	**指示やルールを理解して、最初から最後まで参加できる**	**興味がある内容であれば、部分的に参加できる**	**支援があれば、その場にはいられる**	**全く参加できない**		行政事業所
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等）の自分のクラスの中で、担任（担当者）が設定した集団活動に参加している様子	全体への指示で、活動の内容、やり方、ルールを理解して、最初から最後まで参加できる	活動の内容に、興味関心があれば参加できる 全部はできなくても、部分的に参加できる	支援（子どもが理解できる手段で、内容を説明する等）があれば、理解できる部分には、参加できる	支援があっても、集団活動には参加できない 強い拒否を示したり、その場にいられない		

認知・行動　［５項目］

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
6	危険回避行動	**危険なことがわかり、気をつけることができますか？**	**自発的にできる**	**声かけ等でできる**	**身体の制止でできる**			すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		外出先や屋内で危険な物や場面に気付き、それを避ける行動ができるか	特に周りで注意しなくても、自分で危険な物や場面を理解して避けることができる	一人では難しいが、養育者等が声かけや視覚的な手がかりで危険を伝えることで注意ができる場合	体を抑えたり手を引いたりすることが必要			

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
7	注意力	**見聞きしたり物事に取り組む時に、気が散りやすく集中できないことがありますか？**	**ほとんどない**	**部分的にある**	**よくある**			すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		他者の話をきく時や課題に取り組む時に周りの様子が気になったり、立ち歩いたり、集中できなくなる	特に日常生活で気になることはない 本人も周囲も困り感がない	目につくところに気になるもの(玩具、テレビ、窓など)がある、初めての場所である、興味の薄い内容である等、場合によっては集中できないことがある	集中することが難しく、注意が逸れやすい			

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
8	見通し（予測理解）	**見通しを立てて、行動をすることが出来ますか？**	**できる**	**声かけでできる**	**視覚的な情報があればできる**	**その他の工夫が必要**		すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一日の生活の流れを理解して行動ができるか。一連の活動において、先を予測して順序立てた行動がとれるか	自発的に行動でき、介入しなくても日常生活に支障をきたさない	わからない時もあるが、次の行動を声掛けすればそれに従って行動することができる	声掛けだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て行動することが出来る	声かけや視覚的な手がかりのみでは不十分で、その他の介入を要する （例えばメロディやアラーム、体に触れて教える等）		

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
9	見通し（急な変化対応）	**急な予定変更に対し、対応できますか？**	**スムーズにできる**	**声かけでできる**	**視覚的な手がかりでできる**	**その他の工夫が必要 対応ができない**		すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一日の流れの中で、当初の予定に変更が生じても理解して対応できるか。一連の活動の中で、行程やゴールに変更が生じても対応できるか	予定変更を理解し、自発的に対応できる	最初の指示に対して対応できない時もあるが、次の行動を個別に声掛けすればそれに従って行動することができる	声掛けだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て行動することが出来る	声掛けや視覚的な情報だけでは不十分で、例えばメロディやアラーム、体に触れて教えること等、他の工夫も必要 急な予定変更が伝わり難く、混乱してパニックに状態になったりする		

	視点	設問	選択肢					向き
10	その他	**突然、自分や相手に対して乱暴な言動をとる時がありますか？**	①	②	③	④	⑤	なし
			ほとんどない	**ある-対処方法がある**	**ある-対処方法は特にない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		パニックなど、突発的な出来事に対して感情が抑えられずに相手に暴力をふるったり暴言をはいてしまうことがあるか。また自傷行為をしてしまうことがあるか	感情が抑えられなくなることはない、またはあっても日常生活に大きな支障はない	特定の場所への移動や物の使用により、乱暴な言動が長期化しない。または、気持ちを鎮めることができる	いろいろ工夫しても乱暴な言動の収束にすぐは結び付かない。または一定の時間をかけて落ち着くのを待つしかない			

医療的配慮　［ 2項目 ］

番号	視点	設問	選択肢					向き
11	医療的配慮（発作）	**発作がありますか？**	①	②	③	④	⑤	行政
			ある	**なし**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		発作の種類、医師の診断の有無	てんかん発作、ぜんそく発作、その他　※チック症は除く 医師の診断の有無、※抗てんかん薬の服薬の有無	抗てんかん薬の服薬がない場合				
12	医療的配慮（胃ろう等）	**胃瘻／腸瘻の処置を受けていますか？**	①	②	③	④	⑤	行政
			受けている	**受けていない**				
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		胃瘻・腸瘻のいずれかの確認	選択肢の通り	選択肢の通り　※以前処置を受けていた場合も含む				

感覚・姿勢・運動［ 5項目 ］

番号	視点	設問	選択肢					向き
13	感覚器官（聞こえ）	**物の音、人の声が聞こえますか？**	①	②	③	④	⑤	行政
			聞こえる	**補聴器などの補助装具があれば聞こえる**	**聴き取れない音がある。または過敏で補助装具が必要である**	**音や声を聞き取ることは難しい**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		発達障害ではなく聴力が確認できるかの設問	聴力に問題がない	補助装具を使用することで一定の聴力を保つことができる	聴力になんらかの問題がある	補助装具などを使用しても、機能的に音や声を聞き取ることが難しい		
14	感覚器官（口腔機能）	**食べ物をよく噛んで飲み込むことができますか？**	①	②	③	④	⑤	行政
			食物を噛んで飲み込むことができる	**やわらかい食べ物を、押しつぶして食べれる**	**食べ物が近づいたら口を開けて取り込み、口を閉じて飲み込める**	**哺乳瓶などを使っている。口から食べることが難しい**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		口腔機能の状況を確認する 咀嚼・嚥下の状態、食材の形状による違いがあるか 構造上の課題があるか	前歯で噛みとり、奥歯でかみつぶせる 調理方法など特別な配慮を必要としない	食材や調理方法を工夫している 舌や歯茎で食物を押しつぶして食べれる	口唇にスプーンをあてると開口し、口唇を閉じて飲み込むことができる 丸呑み 口蓋裂などへの対応が必要である	口蓋裂・咬合不良・噛みこみなどがある 栄養摂取は、胃ろうなどの経管栄養で行っている		
15	姿勢の保持（座る）	**一人で座って、手を使って遊ぶことができますか？**	①	②	③	④	⑤	行政
			一人で座って、手を使って遊べることができる	**手で支えて、座ることができる**	**からだの一部を支えてあげると、座れる**	**座位を取るには、全身を支える必要がある**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		一人で座位になり、遊べるか確認する 座位は臀部が床に接地している。横座り、割座、胡坐、投げ出し座りなど	自分で座位に起き上れる 手を使って遊べる	介助者が座位にセットしてあげる必要がある 座位を保つには、手の支えが必要である（両手や片手で自分で支える） 正座、投げ出し座り、横座りなどできる方法でよい	肩、胸、腕など体の一部を介助者に支えてもらう必要がある からだの一部を支えたり、支えるための工夫があれば座れる	頭の支えを必要とする 頭がすわっていない 後ろにもたれた姿勢で座る		
16	運動の基本技能（目と足の協応）	**階段昇降・ジャンプ・ケンケンができますか？**	①	②	③	④	⑤	行政
			ケンケンが3回以上できる	**交互に足を出して階段を上り、下りできる**	**両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる**	**階段は、同じ足を先に出してのぼる**	**どの動きもできない**	
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		手の支え無しで行い、選択肢の行為ができるか確認する	左右どちらかの足でできれば良い	足の着く位置を目で見て確認しなくても、上ることと下りること両方がスムーズにできる	選択肢の通り	交互に足が出ない	階段昇降・ジャンプ・ケンケンができない	

	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
17	運動の基本的技能（移動・歩く）	**一人で歩くことができる**	**一人で歩くことができる**	**一人で歩くことができるが、近位で見守りが必要**	**一人で歩くことができるが、手をつなぐなどの介助や杖・保護帽などの補助具が必要**	**一人で歩けない**		行政
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		装具があれば自立して歩ける人はどこに入れるのかの議論になった ①と考えるのか②あるいは③と考えるのか（この項目に限らずこの指標全体で統一する必要がある）	補装具が身体に合っていて自立歩行に支障がない状態	安定性やバランスの面で不安がある状態 補装具に慣れておらず、体の使い方にぎこちなさがある状態や補装具を使い始めて間もない場合	②よりも介助が必要な状態 補装具をつけているが、転倒が度々ある状態	車いすを使用している		

健康・生活［ 3項目 ］

番号	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
18	生活リズム（食事・手伝い）	**食事について手伝いが必要ですか？**	**一人で食べられる**	**見守りやことば掛けが必要**	**一部手伝いが必要**	**常に手伝いが必要**		すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		食事の際の環境の調整がどのくらい必要か確認します 食べる場所・人・時間・食具・食事の形態など体の成長発達と情緒面の成長でどの程度の手伝いが必要か確認します 過食、拒食、異食行為、反すうなどは④とします 3歳未満児は③～④とします 場所（自宅と園・学校等）が違うことによって、食べる、食べない等がある場合は、食べない状況を基に判断します	あまり食べこぼしもなく、箸（エジソン箸などの特殊箸を除く）を使用して食事を自分で食べることができる状況です 年齢相応の食形態で、１日３食食べる習慣がある状況です	窒息や危ない行動をしないかなどの見守りや食事の進捗状況で、ことば掛けが必要な状況です 給食を皆と一緒に食べることができる状況です	食材を小さくしたり、時折食材を口に運ぶ手伝いを要すなどの状況です スプーンやフォークを使い食べる状況です	食事の形態を柔らかくしたり、つぶしたりするなど手助けが必要な状況。栄養補助のミルクなどがある 手づかみや食べこぼしが多い 窒息や椅子からの転落がないかなど常に個別の対応が必要な状況です 食事に関する介助を払いのける・食器や食材を投げるなどの行為がある集団での食事が難しく、個別の環境設定が必要な状況です		

	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
19	生活リズム（排泄）	**一人でトイレに行き、排泄ができますか？**	**一人でトイレに行き、排泄ができる**	**見守りやことば掛けで、トイレで排泄ができる**	**一部手伝いが必要**	**常に手伝いが必要**		すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		排尿・排便に関する行為について、支援が必要かどうかを確認します 排泄には、尿意便意の表出があるか、トイレでの排泄に関する一連の動作がどの程度できるのか、便座への昇降や姿勢の保持などに介助を要するのか、清潔に対しての認識はどの程度か聞き取る必要があります 3歳未満児は③～④とします	尿意・便意を感じとり、トイレでの排泄・ドアの開閉・着衣を下す・便座への昇降・姿勢の保持・排泄・ふき取り・体勢の変換・着衣を上げる・姿勢の保持・流水・手洗い・ドアの開閉・手洗いなど一連の行為を一人でできることができる状況です	①の行動をことば掛けで行動し、見守りで行うことができる状況です	大人がある程度の時間間隔で誘導することでトイレ・オマル等で排泄することができるが、拭き取り等は介助が必要な状況です 「おしっこ」「うんち」「トイレ」・ジェスチャーなど意思表示もしくは介助を求めることができます 決まった場所でしか排泄をしたがらない場合で、例えば、決まった便器でしかできない、自宅のトイレ以外ではできない等を含みます	排泄に関して譲れないルールがある、介助があることに対して拒否がある、排泄物を直接手で触ったり、排泄する場所でないところでの排泄があるような状況です 導尿・自己導尿の見守り・ストーマや摘便などの医療的介助が必要、おむつや尿取りパットを使用、自立しているがオムツを着用したがる、頻尿がある、月経の対応に手伝いが必要な場合を含みます		すべて

	視点	設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
20	生活習慣（着脱）	**着替える時に手伝いが必要ですか、また、汚れた時や濡れた時に自ら着替えることができますか？**	**手伝わなくてもできる**	**見守りやことば掛けがあればできる**	**一部、手伝いがあればできる**	**常に手伝いが必要**		すべて
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		衣類や靴の着脱動作で手伝いが必要か、衣類や靴の形状、素材の選択に配慮が必要か、汚れた際に着替えができる、定期的に古くなった服などをかえることができるかどうかを確認します 3歳未満児は③～④とします	衣類の前後を間違えることなく着用したり、靴の左右を間違えることなく履いたりできる、衣類や靴、靴下が汚れた時や濡れた時に自分で気付いて着替えることができる、TPOや気候に合わせた衣類を自分で選択できる等の状況です	衣類の前後や靴の左右を間違える、ボタンをかけ間違えることがあり、ことばかけや見守りが必要、TPOや気候に合わせた衣類を選択するには、確認が必要な状況です	ボタンやファスナー等がある場合は手伝いが必要、衣類の前後や靴の左右がわかるように目印をつけたり、置いたりすることが必要な状況です	一人で衣類を着たり、靴を履いたりすることが難しく、脱ぎ着する時にはほとんど手伝う、衣類が濡れると場面を問わず人前で衣類を脱ぐことがある、感覚の過敏さから衣類の着用や靴下、靴を履くことを極端に嫌がったり、素材が限定されたりする、また感覚の鈍感さから衣類や靴、靴下が濡れたり汚れたりしても、着替えようとせず、手伝いが必要な状況です		

児童期・思春期必要ポイント［３項目］

番号	視点	設問	選択肢					向き
21	コミュニケーション	**お子さんは、自分の気持ちを伝える際にTPOに合わせた言葉の使い方や態度で表現しますか？** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			する	**たまにする**	**ほとんどしない**	**しない**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		人との関わりで、トラブルになる言動の有無を確認。	屋内や屋外での声の大きさ、親しい間柄であっても敬語を使用することができるなど、正しい言葉使い。 場所や相手によって言葉使いを使い分けて表現する事ができる。	声が大きい、または小さくて聞き取り難いなど。 声量の調整が難しいが言葉を使い分けて表現できるなど。 理解していると思われるが、気分によってできないことがある。	敬語を使うことはできないが表現する事ができる。 乱暴な言葉使いが多い／一方的な発言が目立つ。 相手から気持ちを確認してもらうことや代弁してもらうなど配慮が無ければ表現する事ができない。 自分の気持ちを伝える際に支援（環境調整）が必要。	選択肢通り。		

番号	視点	設問	選択肢					向き
22	コミュニケーション	**お子さんは、自分の事だけではなく相手の話を聞く、又は聞こうとしますか？** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	①	②	③	④	⑤	行政 保護者
			する	**配慮があればする／しようとする**	**しない**			
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		相互理解／合意／折り合いをつける	字義どおりにとらえず、やり取りができる。 トラブルにならないやり取りができる。	口頭の質問に対してイエス、ノーなどの返答はできる。 聞かれた事には答えられる。 視覚的な提示や細かな質問、選択肢があるなど配慮が必要。 配慮があれば答えられる。	一方的な主張のみ繰り返す。 トラブルが多い。 他者に関心がない。			

番号	視点	設問	選択肢					向き
23	コミュニケーション	**同年齢の集団に所属し、集団のルールや相手の感情を察知・理解し遊んだり活動に参加することができますか？** **（学童のみ）※概ね中学・高校生**	①	②	③	④	⑤	行政
			同年齢の集団に所属し、活動に参加することができる	**集団の暗黙のルールや雰囲気に気づきにくいが、支援者が言葉かけを行う事で気づき理解することができる**	**集団の暗黙のルールや雰囲気に気づくのが難しく、支援者の直接的な支援を要す**	**集団の中にいて過ごすことから練習が必要な状態**		
		解釈	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	**解釈**	
		集団適応力や共感性を確認します。 所属する集団とは、事業所、学校のクラス集団とします。	支援が不要で集団の暗黙のルールや雰囲気に気づき、自ら集団の中で過ごすことができる状況です。	所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団への参加が可能な状況です。	所属する集団の構成員（児童）に対象児の理解が必要、所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループにする）等の配慮が必要な状況です。	集団の流れに入るより個人単位の支援が優先され日常生活自体に特別な支援が必要な状況です。		

３．指標調査の項目案作成の過程における気づき

本来であれば、さらに詳しい検証等が必要と考えるが、時間の制約等もあり、未だ不足な部分もある。作成過程において、留意したことと今後検討が必要と思われることを以下に整理する。

（１）　ゼロからの項目立ての段階

個別サポート加算Ｉの指標調査項目（案）の作成にあたっては、以下の点に留意した。

- 環境設定を含めて項目をチェックしていくことにより、子どもの困り感等を理解できるものにすること
- それを踏まえて支援することにより、「丁寧な関わり」や「＋αな関りと配慮」の一助となること
- 子どもの成長発達を知る・把握する手がかりとして活用できること
- 「子どもの支援が継続的に繋がる」こと。
- 児童発達支援のガイドラインと連動していること
- 看護職員配置加算や医療ケア指標・強度行動障害スコアで評価されるものについては今回の指標調査項目（案）からは外すこと

今後の検討するべき課題は以下の通りである。

① 丁寧な関りが必要であり、かつ支援を受けながら学年があがっていった際、支援の効果や環境設定により改善がみられる点を今後どのように把握し支援していくのか。そこには、支援の継続性による効果的なものが存在するからなのか、本人が落ち着き自律する

力を獲得したものであると判断するのかなど…その見極めの難しさも挙げられる（サポート加算対象となるのか､)。【継続支援との関連性】

② 個別（家庭等）におけるあらわれと、集団の中におけるあらわれの違いの判断は、どのように行い、何を持って判断していくのか【環境との関連性】

③ 思春期の項目については、どの困り感を示せる指標をどの項目で見るのか、様々な活動ごとに見てゆくと多様な指標となる。今回は、今のあらわれに対する個別支援目標につながるものと、本人の困り感の根拠となる視点とを区別して考え、あらわれの根拠となる視点でのコミュニケーション項目のみとした。【思春期のとらえ方との関連性】

④ 医療的ケアや看護師加算、強度行動障害のスコアの該当ではないが、予防的な支援に対する評価として、加算Ｉ対応をどのように見るか。【予防的支援との関連性】

⑤ 幼児期⇨児童⇨思春期とライフステージが移り変わっていく中で、指標項目の解説や判断の視点の内容の精査にも悩まされ、その辺りをどう押さえていく必要があるのか課題として残った。【年齢やライフステージに合わせた、評価につながる項目や解説・選択肢との関連性】

⑥ 小規模な事業所など、看護師や難聴対応等の専門職がいない事業所であっても、多様な障害状況の子どもが利用を希望した時、サポート加算Ｉとして対応できる方法も模索しなければいけないのではないか【専門職員配置の有無との関連性】

（２）　指標調査項目（案）に対する設問・選択肢・解釈作成の段階

「子どもの現状を把握するため、さらに支援の質をよくするための視点」と「行政の窓口で子どもたちを理解し配慮して評価できる視点」にあるように、「誰のための指標なのか」を明確にすることを随時共有して進めた結果、各ブロック内で活発な意見交換とそのための調査項目の内容を考えるプロセスが生まれた。

視点を明確化することにより、設問・選択肢及び解釈もまた多様な視点から１８９項目が出され、最終的には１０領域１５５項目の作成できた。“子どもの全体像を掴む” ということ、現場のイメージを持ちながら考えることによって、発達検査及びアセスメントにかなり近い形となった。

（３）　１０領域１５５項目から評価項目への選定の段階

実際の行政窓口の調査場面では調査時間の長さにも関係することを考えると、適正な時間で評価できる数に選定していくことが求められた。

思春期項目においては、今回、現場からは様々な状況を捉えた設問が４領域６８項目挙げられた。ただし、①項目内容・選択肢･･解説等の文言の検討②　選択肢数の統一等、実際に評価指標とするときの基準の整合性については今回の研究では行っていないので、今後の課題である。思春期の６８項目の設問からは、年齢的にも社会との接点が増え、求められることに対するうまくいかなさがある（子どもの困り感がそこにみえる）現状もうかがえた。また、現場の声としても、思春期の支援の難しさを共有する機会となった。ケアニーズの高さを評価できる形をめざした。

しかし、今回は、主にコミュニケーションの困難性が、様々な行動上の不適応さにつながることを中心に考え、コミュニケーションの３項目を選ぶこととした。

今回の選定にあたっては、現場での臨床経験と多くの子どもの診断や障害認定等に関わってきた小児科医の視点を踏まえて行った。今後、十分な検証や吟味は必要と考えるが、現場で行われている実際の支援の中から作成した設問や選択肢、解説としてできた点は、各事業所や行政等の子どもの理解やイメージの共有としてつながって行くことも期待している。

４．　考察

指標調査項目案の過程において、今までの反省と現状を鑑みて、児童発達支援・放課後等デイサービスの支援提供に携わる現場の意見も取り込んだ、かつ、子どものインクルーシブな生活上での困り感を、反映させた指標を作成することが望ましいと考えた。

一方で、行政職員が、実際に調査し、指標該当の有無を判断することを想定し、判断に差が生じない用語の選定、解釈を準備する必要がある。

児童発達支援・放課後等デイサービスは、児童本人が「最善の利益を受ける」ことができるための支援を提供すべきである。その視点に立つと、この指標は、子どもの現状を多角的、発達的かつ実態的に捉え、子ども自身の育ちや子育ての困り感に焦点をあて、生活上の支援の要点を把握し易い内容であり、行政・利用者・事業所の三者が共通理解のもとに活用されるべきであることが確認された。

制度及び施策の中で、“障害児”という視点ではなく、“子ども”という視点を持ち（切り替え）、未来に向けての再構築を目指す必要性を強く感じている。それは、これまで、何らかの特別な支援を必要とする子どもたちの困り感を把握することに努めてきたが、置き去りにされてきた子どもたちも少なくないという反省に基づき、「できる・できない」に焦点を当てた調査判定から、「困り感」に焦点を当てる調査項目へ、試行的に使用し、フィードバックを得ながら、分かり易く、使い易く、共感と納得を得られ易い新指標調査項目（案）ができればと願う。

第５章　新たな指標（案）の試行

１．妥当性の検証を含む試行調査

【調査４】事業所調査

(1) 実施目的

９０項目の調査項目の使い勝手と、９０項目を２３項目に集約したことの妥当性を確認する。

(2) 実施方法

３４の事業所に、各事業所の利用児のうち個別サポート加算Ｉが算定されている５名に関し、９０項目の調査項目のアセスメントの実施依頼をした。５名の利用児は、できるだけ多様な障害種別、障害の程度（手帳の有無など）であり、可能な限り年齢に幅を持たせるように依頼する。なお、個別サポート加算Ｉの算定されている利用児が５人未満の場合は、その全員に関してアセスメントを実施した。

また、９０項目のアセスメントを実施する際に感じたことなど、４つ質問した。

(3) 結果

３４の事業所のすべてから回答があった。

合計１７０名の児童に関して、９０項目の調査項目のアセスメントが実施された。

９０項目の調査項目のアセスメント結果

調査票　各項目の相関関係

※　正の相関は赤色、負の相関は青色で示している。色が濃いほど相関関係が強く、白に近づくほど相関関係が弱い。また、強い相関関係（相関係数が 0.7 以上または-0.7 以下）は白色文字・斜体で示している。なお、相関係数が計算できない、及び、同項目間の相関係数の一方は灰色で表示している。

※　91 項目の内、重点項目であるものは項目№を緑で示している

① 言語・COM 編 13 項目と各項目別の相関係数

言語・COM編　13項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1	**2項関係(人-人)**		0.62	0.63	0.49	0.39	0.48	0.39	0.52	0.44	0.40	0.39	0.47	0.51
2	2項関係(人-物)			0.66	0.53	0.53	0.51	0.51	0.55	0.53	0.52	0.48	0.44	0.64
3	3項関係(共同注視)				0.66	0.59	0.63	0.49	0.57	0.60	0.57	0.49	0.45	0.61
4	3項関係(要求表出)					0.80	0.56	0.72	0.67	0.65	0.67	0.72	0.50	0.58
5	3項関係(応答)						0.60	0.78	0.78	0.73	0.71	0.79	0.48	0.61
6	自己気付き(呼名反応)							0.54	0.60	0.59	0.48	0.43	0.37	0.45
7	自己気付き(自己身体理解)								0.75	0.68	0.70	0.80	0.49	0.64
8	理解(ことば)									0.81	0.68	0.79	0.43	0.58
9	理解(ことば以外)										0.73	0.68	0.50	0.62
10	表出(ことば)											0.80	0.52	0.53
11	表出(ことば以外)												0.47	0.60
12	**表出(意思の表出)**													0.49
13	その他(模倣動作)													

人間関係・社会性編　14項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	**2項関係(人-人)**	0.65	0.39	0.51	0.52	0.57	0.50	0.38	0.48	0.51	0.45	0.40	0.52	0.50	0.61
2	2項関係(人-物)	0.47	0.43	0.52	0.58	0.58	0.64	0.51	0.59	0.62	0.49	0.41	0.47	0.51	0.57
3	3項関係(共同注視)	0.50	0.46	0.55	0.63	0.51	0.57	0.40	0.54	0.59	0.46	0.40	0.55	0.57	0.53
4	3項関係(要求表出)	0.32	0.43	0.61	0.52	0.46	0.57	0.50	0.57	0.64	0.53	0.35	0.60	0.47	0.62
5	3項関係(応答)	0.32	0.40	0.59	0.54	0.53	0.60	0.46	0.57	0.68	0.57	0.35	0.56	0.51	0.62
6	自己気付き(呼名反応)	0.36	0.44	0.57	0.46	0.41	0.43	0.35	0.46	0.50	0.39	0.34	0.42	0.54	0.56
7	自己気付き(自己身体理解)	0.28	0.45	0.58	0.56	0.54	0.66	0.37	0.61	0.74	0.54	0.31	0.64	0.52	0.68
8	理解(ことば)	0.41	0.39	0.61	0.60	0.57	0.63	0.49	0.59	0.65	0.54	0.41	0.60	0.58	0.66
9	理解(ことば以外)	0.30	0.32	0.65	0.53	0.50	0.53	0.46	0.56	0.58	0.59	0.40	0.59	0.49	0.60
10	表出(ことば)	0.33	0.26	0.59	0.46	0.47	0.60	0.53	0.57	0.64	0.56	0.40	0.56	0.54	0.61
11	表出(ことば以外)	0.29	0.40	0.59	0.57	0.55	0.64	0.49	0.59	0.73	0.56	0.32	0.63	0.52	0.70
12	**表出(意思の表出)**	0.38	0.34	0.48	0.47	0.51	0.59	0.37	0.50	0.51	0.59	0.45	0.51	0.48	0.53
13	その他(模倣動作)	0.42	0.62	0.66	0.67	0.60	0.61	0.38	0.54	0.63	0.56	0.44	0.57	0.46	0.57

認知・行動編　11項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	**2項関係(人-人)**	0.32	0.25	0.36	0.22	0.49	0.46	0.40	0.16	0.51	0.29	0.07
2	2項関係(人-物)	0.36	0.36	0.40	0.20	0.61	0.48	0.40	0.33	0.59	0.33	0.07
3	3項関係(共同注視)	0.27	0.36	0.31	0.21	0.53	0.44	0.29	0.25	0.59	0.42	0.06
4	3項関係(要求表出)	0.43	0.17	0.20	-0.05	0.56	0.51	0.27	0.14	0.45	0.21	0.06
5	3項関係(応答)	0.34	0.19	0.15	-0.03	0.52	0.52	0.17	0.14	0.55	0.30	-0.01
6	自己気付き(呼名反応)	0.29	0.25	0.19	0.09	0.50	0.46	0.20	0.25	0.44	0.26	0.04
7	自己気付き(自己身体理解)	0.42	0.16	0.22	0.04	0.56	0.56	0.22	0.17	0.59	0.36	0.03
8	理解(ことば)	0.33	0.18	0.23	-0.01	0.51	0.57	0.26	0.26	0.56	0.32	0.12
9	理解(ことば以外)	0.30	0.07	0.18	-0.04	0.55	0.52	0.22	0.20	0.60	0.32	0.03
10	表出(ことば)	0.35	0.25	0.22	0.10	0.48	0.50	0.23	0.17	0.59	0.41	0.01
11	表出(ことば以外)	0.34	0.22	0.22	0.04	0.49	0.59	0.23	0.20	0.53	0.41	-0.01
12	**表出(意思の表出)**	0.35	0.22	0.45	0.21	0.45	0.55	0.31	0.32	0.45	0.36	0.14
13	その他(模倣動作)	0.30	0.33	0.31	0.17	0.64	0.53	0.32	0.26	0.64	0.44	0.09

感覚・姿勢・運動編　14項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	**2項関係(人-人)**	0.37	-0.14	0.12	0.39	0.34	0.27	0.30	0.45	0.44	0.33	0.43	0.25	0.22	0.40
2	2項関係(人-物)	0.34	-0.21	0.15	0.37	0.45	0.33	0.40	0.52	0.54	0.44	0.52	0.33	0.31	0.32
3	3項関係(共同注視)	0.28	-0.13	0.12	0.39	0.44	0.27	0.25	0.46	0.57	0.44	0.58	0.28	0.27	0.38
4	3項関係(要求表出)	0.17	-0.21	0.19	0.30	0.56	0.49	0.43	0.72	0.68	0.66	0.70	0.48	0.44	0.48
5	3項関係(応答)	0.20	0.02	0.22	0.37	0.62	0.51	0.46	0.73	0.71	0.71	0.76	0.55	0.56	0.56
6	自己気付き(呼名反応)	0.30	-0.03	0.11	0.29	0.38	0.34	0.31	0.49	0.57	0.44	0.56	0.38	0.32	0.37
7	自己気付き(自己身体理解)	0.22	-0.05	0.20	0.34	0.41	0.38	0.44	0.68	0.77	0.61	0.72	0.42	0.43	0.47
8	理解(ことば)	0.21	0.06	0.14	0.32	0.59	0.48	0.49	0.66	0.67	0.65	0.68	0.55	0.55	0.59
9	理解(ことば以外)	0.24	-0.03	0.06	0.27	0.68	0.60	0.61	0.70	0.73	0.69	0.62	0.66	0.65	0.66
10	表出(ことば)	0.27	-0.04	0.12	0.31	0.54	0.45	0.45	0.63	0.60	0.61	0.68	0.45	0.46	0.46
11	表出(ことば以外)	0.13	0.04	0.14	0.25	0.50	0.37	0.39	0.67	0.62	0.63	0.77	0.41	0.45	0.44
12	**表出(意思の表出)**	0.23	-0.23	0.05	0.36	0.29	0.24	0.24	0.42	0.48	0.38	0.47	0.22	0.24	0.31
13	その他(模倣動作)	0.27	-0.04	0.26	0.42	0.42	0.41	0.49	0.54	0.60	0.42	0.58	0.40	0.35	0.44

	項目No.		健康・生活編　12項目											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
言語・COM編 13項目	1	**2項関係(人-人)**	0.39	0.35	0.29	0.17	0.43	0.06	0.22	0.30	0.33	0.35	0.37	0.38
	2	2項関係(人-物)	0.31	0.48	0.42	0.30	0.47	0.00	0.36	0.36	0.38	0.33	0.44	0.40
	3	3項関係(共同注視)	0.28	0.42	0.45	0.20	0.48	0.11	0.34	0.35	0.37	0.33	0.45	0.41
	4	3項関係(要求表出)	0.30	0.67	0.64	0.22	0.53	0.12	0.56	0.57	0.53	0.50	0.69	0.58
	5	3項関係(応答)	0.36	*0.71*	0.66	0.34	0.62	0.10	0.54	0.55	0.50	0.50	0.70	0.53
	6	自己気付き(呼名反応)	0.35	0.49	0.48	0.26	0.54	0.01	0.41	0.36	0.41	0.32	0.49	0.37
	7	自己気付き(自己身体理解)	0.25	*0.71*	0.69	0.36	0.49	0.10	0.57	0.60	0.57	0.51	*0.71*	0.57
	8	理解(ことば)	0.38	0.69	0.58	0.30	0.53	0.03	0.53	0.55	0.49	0.49	0.66	0.53
	9	理解(ことば以外)	0.16	0.65	0.59	0.38	0.54	0.14	0.48	0.47	0.47	0.45	0.64	0.53
	10	表出(ことば)	0.28	0.67	0.64	0.39	0.50	0.14	0.53	0.50	0.44	0.40	0.68	0.51
	11	表出(ことば以外)	0.29	*0.71*	0.69	0.30	0.43	0.11	0.58	0.58	0.54	0.48	*0.71*	0.58
	12	**表出(意思の表出)**	0.29	0.40	0.46	0.13	0.37	0.13	0.34	0.32	0.31	0.38	0.41	0.44
	13	その他(模倣動作)	0.30	0.47	0.47	0.33	0.49	0.12	0.31	0.36	0.41	0.37	0.45	0.48

	項目No.		医療的配慮編　23項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
言語・COM編 13項目	1	**2項関係(人-人)**	0.13	0.24	0.15	0.08	-0.11	0.19		0.03	-0.08	-0.04		0.15	-0.02	0.20	0.25	0.16	0.13	0.02	0.22	0.08	0.11	0.28	0.09
	2	2項関係(人-物)	0.20	0.04	0.20	0.06	-0.10	0.16		-0.03	-0.01	0.09		0.18	0.06	0.18	0.34	0.27	0.25	-0.01	0.33	0.09	0.19	0.36	0.17
	3	3項関係(共同注視)	0.07	0.16	0.11	0.06	-0.04	0.06		0.06	-0.10	-0.02		0.09	0.08	0.09	0.24	0.26	0.19	0.04	0.24	-0.03	0.00	0.17	0.18
	4	3項関係(要求表出)	0.29	0.15	0.18	0.20	-0.05	0.29		0.14	0.03	0.10		0.26	0.13	0.20	0.37	0.35	0.16	0.03	0.34	0.14	0.24	0.28	0.17
	5	3項関係(応答)	0.33	0.13	0.22	0.21	0.03	0.37		0.11	0.15	0.39		0.17	0.11	0.17	0.46	0.28	0.15	0.02	0.30	0.10	0.15	0.26	0.15
	6	自己気付き(呼名反応)	0.15	0.08	0.08	0.10	-0.03	0.06		0.14	-0.07	-0.02		0.13	-0.07	0.07	0.18	0.10	0.25	0.03	0.14	0.02	0.08	0.19	0.25
	7	自己気付き(自己身体理解)	0.18	0.23	0.11	0.13	0.01	0.25		0.04	-0.12	0.04		0.06	0.09	0.14	0.30	0.22	0.13	-0.03	0.26	0.04	0.16	0.23	0.23
	8	理解(ことば)	0.21	0.14	0.18	0.19	-0.01	0.29		0.26	-0.01	0.09		0.13	0.10	0.18	0.38	0.24	0.09	-0.11	0.28	0.03	0.13	0.32	0.26
	9	理解(ことば以外)	0.25	0.17	0.26	0.19	0.07	0.48		0.02	0.01	0.12		0.15	0.17	0.24	0.52	0.35	0.18	-0.08	0.40	0.05	0.23	0.32	0.28
	10	表出(ことば)	0.29	0.16	0.27	0.19	0.09	0.35		0.06	0.01	0.10		0.13	0.08	0.24	0.44	0.28	0.23	-0.10	0.36	-0.01	0.17	0.27	0.19
	11	表出(ことば以外)	0.25	0.22	0.15	0.15	0.00	0.30		0.11	0.04	0.18		0.11	0.07	0.12	0.34	0.23	0.12	-0.12	0.23	0.00	0.18	0.20	0.21
	12	**表出(意思の表出)**	0.22	0.10	0.12	0.10	0.12	0.22		-0.05	-0.03	-0.08		0.11	-0.05	0.17	0.26	0.12	0.19	-0.14	0.18	-0.10	0.16	0.14	0.10
	13	その他(模倣動作)	0.19	0.18	0.13	0.08	0.05	0.15		-0.11	-0.09	0.06		0.03	0.09	0.16	0.41	0.25	0.17	-0.09	0.32	-0.10	0.12	0.24	0.21

②　人間関係・社会性編 14 項目と各項目別の相関係数

	項目No.		言語・COM編　13項目												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
人間関係・社会性編 14項目	1	愛着関係	0.65	0.47	0.50	0.32	0.32	0.36	0.28	0.41	0.30	0.33	0.29	0.38	0.42
	2	人との関わり（対人関係）	0.39	0.43	0.46	0.43	0.40	0.44	0.45	0.39	0.32	0.26	0.40	0.34	0.62
	3	**人との関わり（他者への関心興味）**	0.51	0.52	0.55	0.61	0.59	0.57	0.58	0.61	0.65	0.59	0.59	0.48	0.66
	4	遊びや活動（どんな遊び）	0.52	0.58	0.63	0.52	0.54	0.46	0.56	0.60	0.53	0.46	0.57	0.47	0.67
	5	遊びや活動（小集団遊び）	0.57	0.58	0.51	0.46	0.53	0.41	0.54	0.57	0.50	0.47	0.55	0.51	0.60
	6	遊びや活動（ルール理解）	0.50	0.64	0.57	0.57	0.60	0.43	0.66	0.63	0.53	0.60	0.64	0.59	0.61
	7	**遊びや活動（トラブル頻度）**	0.38	0.51	0.40	0.50	0.46	0.35	0.37	0.49	0.46	0.53	0.49	0.37	0.38
	8	**集団への参加（集団参加状況）**	0.48	0.59	0.54	0.57	0.57	0.46	0.61	0.59	0.56	0.57	0.59	0.50	0.54
	9	集団への参加（他者への興味関心）	0.51	0.62	0.59	0.64	0.68	0.50	*0.74*	0.65	0.58	0.64	*0.73*	0.51	0.63
	10	集団への参加（同空間共有）	0.45	0.49	0.46	0.53	0.57	0.39	0.54	0.54	0.59	0.56	0.56	0.59	0.56
	11	感情コントロール（快・不快）	0.40	0.41	0.40	0.35	0.35	0.34	0.31	0.41	0.40	0.40	0.32	0.45	0.44
	12	感情コントロール（表出の可否）	0.52	0.47	0.55	0.60	0.56	0.42	0.64	0.60	0.59	0.56	0.63	0.51	0.57
	13	その他（やりとり）	0.50	0.51	0.57	0.47	0.51	0.54	0.52	0.58	0.49	0.54	0.52	0.48	0.46
	14	その他（集団帰属）	0.61	0.57	0.53	0.62	0.62	0.56	0.68	0.66	0.60	0.61	0.70	0.53	0.57

	項目No.		人間関係・社会性編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
人間関係・社会性編 14項目	1	愛着関係		0.43	0.43	0.44	0.52	0.39	0.13	0.32	0.39	0.32	0.46	0.44	0.38	0.45
	2	人との関わり（対人関係）			0.65	0.40	0.36	0.38	0.18	0.38	0.46	0.36	0.24	0.50	0.31	0.44
	3	**人との関わり（他者への関心興味）**				0.54	0.44	0.55	0.31	0.53	0.52	0.54	0.43	0.59	0.50	0.53
	4	遊びや活動（どんな遊び）					*0.77*	*0.73*	0.43	0.61	0.69	0.56	0.50	0.57	0.62	0.60
	5	遊びや活動（小集団遊び）						*0.73*	0.45	0.60	*0.72*	0.64	0.53	0.59	0.68	0.66
	6	遊びや活動（ルール理解）							0.45	*0.75*	*0.75*	0.69	0.53	0.65	0.66	0.67
	7	**遊びや活動（トラブル頻度）**								0.43	0.58	0.50	0.45	0.36	0.47	0.51
	8	**集団への参加（集団参加状況）**									*0.72*	0.65	0.52	0.57	0.62	0.59
	9	集団への参加（他者への興味関心）										0.66	0.50	0.64	0.68	*0.77*
	10	集団への参加（同空間共有）											0.60	0.53	0.53	0.69
	11	感情コントロール（快・不快）												0.34	0.52	0.47
	12	感情コントロール（表出の可否）													0.52	0.64
	13	その他（やりとり）														0.63
	14	その他（集団帰属）														

	項目No.		認知・行動編　11項目										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
人間関係・社会性編 14項目	1	愛着関係	0.30	0.24	0.41	0.29	0.33	0.29	0.34	0.20	0.39	0.31	0.17
	2	人との関わり（対人関係）	0.31	0.30	0.18	0.08	0.45	0.42	0.21	0.13	0.39	0.28	-0.02
	3	**人との関わり（他者への関心興味）**	0.40	0.28	0.26	0.08	0.54	0.55	0.27	0.26	0.54	0.38	-0.01
	4	遊びや活動（どんな遊び）	0.31	0.38	0.46	0.32	0.65	0.60	0.39	0.46	0.65	0.53	0.22
	5	遊びや活動（小集団遊び）	0.31	0.40	0.50	0.38	0.57	0.60	0.35	0.43	0.58	0.45	0.22
	6	遊びや活動（ルール理解）	0.43	0.43	0.50	0.35	0.61	0.70	0.44	0.44	0.64	0.52	0.17
	7	**遊びや活動（トラブル頻度）**	0.16	0.36	0.30	0.21	0.36	0.39	0.25	0.29	0.44	0.25	0.21
	8	**集団への参加（集団参加状況）**	0.33	0.35	0.36	0.24	0.57	0.53	0.35	0.28	0.51	0.37	0.13
	9	集団への参加（他者への興味関心）	0.32	0.32	0.37	0.25	0.61	0.66	0.36	0.26	0.64	0.44	0.12
	10	集団への参加（同空間共有）	0.38	0.33	0.46	0.33	0.55	0.64	0.31	0.27	0.51	0.42	0.19
	11	感情コントロール（快・不快）	0.34	0.39	0.47	0.47	0.42	0.41	0.49	0.42	0.41	0.44	0.38
	12	感情コントロール（表出の可否）	0.37	0.29	0.29	0.16	0.56	0.52	0.38	0.19	0.55	0.38	0.00
	13	その他（やりとり）	0.29	0.38	0.35	0.35	0.44	0.55	0.36	0.36	0.56	0.41	0.12
	14	その他（集団帰属）	0.36	0.27	0.39	0.21	0.56	0.62	0.29	0.17	0.56	0.36	0.09

	項目No.		感覚・姿勢・運動編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
人間関係・社会性編 14項目	1	愛着関係	0.23	-0.09	0.04	0.30	0.22	0.16	0.19	0.32	0.24	0.21	0.23	0.13	0.12	0.20
	2	人との関わり（対人関係）	0.28	-0.10	0.16	0.28	0.21	0.29	0.29	0.40	0.44	0.31	0.43	0.28	0.23	0.26
	3	**人との関わり（他者への関心興味）**	0.34	-0.14	0.19	0.36	0.40	0.44	0.44	0.58	0.60	0.49	0.62	0.45	0.37	0.44
	4	遊びや活動（どんな遊び）	0.27	-0.03	0.16	0.40	0.28	0.21	0.20	0.42	0.52	0.38	0.59	0.24	0.26	0.36
	5	遊びや活動（小集団遊び）	0.24	0.00	0.23	0.29	0.32	0.20	0.20	0.41	0.50	0.41	0.60	0.24	0.27	0.40
	6	遊びや活動（ルール理解）	0.28	-0.23	0.28	0.41	0.38	0.26	0.26	0.49	0.57	0.53	*0.72*	0.30	0.31	0.43
	7	**遊びや活動（トラブル頻度）**	0.14	-0.07	0.19	0.24	0.38	0.24	0.23	0.33	0.34	0.40	0.44	0.29	0.32	0.36
	8	**集団への参加（集団参加状況）**	0.18	-0.26	0.13	0.38	0.35	0.28	0.34	0.53	0.53	0.52	0.64	0.33	0.31	0.37
	9	集団への参加（他者への興味関心）	0.27	-0.02	0.16	0.36	0.32	0.28	0.27	0.57	0.61	0.55	*0.73*	0.32	0.35	0.36
	10	集団への参加（同空間共有）	0.27	-0.14	0.21	0.36	0.38	0.28	0.29	0.50	0.58	0.51	0.58	0.36	0.37	0.38
	11	感情コントロール（快・不快）	0.15	-0.22	0.16	0.39	0.22	0.08	0.15	0.27	0.29	0.24	0.32	0.10	0.11	0.27
	12	感情コントロール（表出の可否）	0.19	-0.11	0.14	0.25	0.37	0.37	0.41	0.56	0.54	0.56	0.63	0.40	0.39	0.48
	13	その他（やりとり）	0.24	-0.09	0.24	0.35	0.22	0.22	0.18	0.34	0.45	0.45	0.63	0.27	0.26	0.38
	14	その他（集団帰属）	0.30	-0.14	0.12	0.34	0.38	0.29	0.27	0.58	0.62	0.56	*0.73*	0.35	0.36	0.42

	項目No.		健康・生活編　12項目											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
人間関係・社会性編 14項目	1	愛着関係	0.25	0.21	0.12	0.09	0.30	0.11	0.03	0.17	0.07	0.16	0.22	0.14
	2	人との関わり（対人関係）	0.22	0.30	0.35	0.15	0.30	0.17	0.23	0.26	0.35	0.24	0.31	0.26
	3	**人との関わり（他者への関心興味）**	0.27	0.55	0.55	0.26	0.38	0.19	0.42	0.42	0.48	0.34	0.54	0.43
	4	遊びや活動（どんな遊び）	0.29	0.46	0.51	0.17	0.41	0.10	0.41	0.49	0.40	0.34	0.43	0.50
	5	遊びや活動（小集団遊び）	0.30	0.48	0.49	0.29	0.45	0.20	0.34	0.44	0.37	0.40	0.47	0.49
	6	遊びや活動（ルール理解）	0.34	0.64	0.66	0.23	0.53	0.20	0.56	0.59	0.49	0.50	0.57	0.65
	7	**遊びや活動（トラブル頻度）**	0.31	0.46	0.47	0.34	0.40	0.02	0.41	0.28	0.26	0.31	0.42	0.38
	8	**集団への参加（集団参加状況）**	0.26	0.54	0.59	0.27	0.34	0.35	0.48	0.47	0.46	0.32	0.55	0.56
	9	集団への参加（他者への興味関心）	0.30	0.63	0.66	0.38	0.51	0.13	0.51	0.50	0.47	0.45	0.61	0.56
	10	集団への参加（同空間共有）	0.28	0.61	0.62	0.33	0.52	0.21	0.40	0.40	0.41	0.40	0.51	0.57
	11	感情コントロール（快・不快）	0.34	0.36	0.30	0.27	0.28	0.17	0.19	0.18	0.10	0.12	0.29	0.23
	12	感情コントロール（表出の可否）	0.19	0.55	0.57	0.29	0.44	0.30	0.46	0.44	0.46	0.43	0.57	0.52
	13	その他（やりとり）	0.30	0.48	0.51	0.27	0.46	-0.03	0.42	0.47	0.38	0.41	0.60	0.43
	14	その他（集団帰属）	0.35	0.64	0.66	0.26	0.55	-0.03	0.46	0.50	0.43	0.53	0.61	0.52

	項目No.		医療的配慮編　23項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
人間関係・社会性編 14項目	1	愛着関係	0.12	0.14	0.20	0.10	-0.09	-0.23		0.02	0.05	0.00		0.04	-0.11	0.04	0.15	0.04	0.26	-0.06	0.08	-0.13	0.01	0.08	0.16
	2	人との関わり（対人関係）	0.11	0.10	0.02	-0.01	0.06	-0.06		-0.20	-0.07	0.05		0.09	0.01	0.03	0.29	0.16	0.15	-0.07	0.16	-0.11	0.15	0.20	0.12
	3	**人との関わり（他者への関心興味）**	0.32	0.22	0.19	0.16	-0.05	0.20		-0.26	0.02	0.10		-0.01	0.03	0.15	0.37	0.16	0.13	0.02	0.27	0.00	0.10	0.23	0.30
	4	遊びや活動（どんな遊び）	-0.01	0.12	-0.05	-0.02	-0.15	0.01		0.28	-0.06	0.09		-0.02	-0.10	0.03	0.16	0.06	0.14	-0.06	0.11	-0.13	-0.03	0.07	0.15
	5	遊びや活動（小集団遊び）	0.12	0.14	0.08	0.05	-0.09	0.00		0.15	0.04	0.32		0.03	-0.05	0.08	0.13	0.03	0.14	-0.06	0.07	-0.05	0.03	0.07	0.23
	6	遊びや活動（ルール理解）	0.15	0.18	0.12	-0.01	0.02	0.08		0.05	0.01	0.11		0.02	0.02	0.08	0.26	0.14	0.12	-0.10	0.20	-0.06	0.07	0.15	0.21
	7	**遊びや活動（トラブル頻度）**	0.14	0.13	-0.03	-0.03	-0.06	0.47		0.24	0.24	0.41		0.25	0.02	0.15	0.32	0.27	0.12	-0.10	0.22	0.17	0.27	0.35	0.14
	8	**集団への参加（集団参加状況）**	0.16	0.06	0.14	0.05	0.10	0.10		0.14	-0.06	-0.06		0.08	0.05	0.15	0.28	0.12	0.07	-0.06	0.20	0.04	0.20	0.21	0.23
	9	集団への参加（他者への興味関心）	0.24	0.13	0.09	0.09	0.09	0.22		0.06	0.01	0.25		0.13	-0.10	0.08	0.25	0.11	0.11	-0.09	0.11	-0.02	0.17	0.20	0.24
	10	集団への参加（同空間共有）	0.29	0.12	0.20	0.05	0.09	0.32		-0.06	0.06	0.17		0.07	-0.03	0.19	0.28	0.07	0.06	-0.06	0.17	0.02	0.12	0.18	0.23
	11	感情コントロール（快・不快）	0.21	0.05	0.11	-0.02	-0.01	-0.11		0.14	-0.07	-0.15		-0.08	-0.20	0.06	0.10	-0.08	0.06	-0.07	0.01	-0.19	0.03	0.03	0.30
	12	感情コントロール（表出の可否）	0.18	0.28	0.12	0.09	0.04	0.12		-0.13	-0.03	0.12		0.16	0.02	0.11	0.32	0.20	0.19	-0.03	0.22	0.04	0.19	0.20	0.26
	13	その他（やりとり）	0.09	0.17	0.01	0.07	-0.03	0.03		0.14	-0.07	0.08		0.01	-0.12	0.07	0.14	-0.01	0.03	-0.07	0.05	-0.07	0.11	0.12	0.27
	14	その他（集団帰属）	0.22	0.27	0.12	0.11	-0.07	0.29		-0.01	0.04	0.08		0.18	-0.08	0.13	0.23	0.12	0.13	-0.05	0.15	0.01	0.08	0.23	0.23

③　認知・行動編 11 項目と各項目別の相関係数

	項目No.		言語・ＣＯＭ編　13項目												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
認知・行動編 11項目	1	身体知覚	0.32	0.36	0.27	0.43	0.34	0.29	0.42	0.33	0.30	0.35	0.34	0.35	0.30
	2	認知の偏り(興味幅)	0.25	0.36	0.36	0.17	0.19	0.25	0.16	0.18	0.07	0.25	0.22	0.22	0.33
	3	認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.36	0.40	0.31	0.20	0.15	0.19	0.22	0.23	0.18	0.22	0.22	0.45	0.31
	4	認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.22	0.20	0.21	-0.05	-0.03	0.09	0.04	-0.01	-0.04	0.10	0.04	0.21	0.17
	5	運動企画	0.49	0.61	0.53	0.56	0.52	0.50	0.56	0.51	0.55	0.48	0.49	0.45	0.64
	6	**危険回避行動**	0.46	0.48	0.44	0.51	0.52	0.46	0.56	0.57	0.52	0.50	0.59	0.55	0.53
	7	**注意力**	0.40	0.40	0.29	0.27	0.17	0.20	0.22	0.26	0.22	0.23	0.23	0.31	0.32
	8	情緒的安定	0.16	0.33	0.25	0.14	0.14	0.25	0.17	0.26	0.20	0.17	0.20	0.32	0.26
	9	**見通し(予測理解)**	0.51	0.59	0.59	0.45	0.55	0.44	0.59	0.56	0.60	0.59	0.53	0.45	0.64
	10	**見通し(急な変化対応)**	0.29	0.33	0.42	0.21	0.30	0.26	0.36	0.32	0.32	0.41	0.41	0.36	0.44
	11	**その他**	0.07	0.07	0.06	0.06	-0.01	0.04	0.03	0.12	0.03	0.01	-0.01	0.14	0.09

	項目No.		人間関係・社会性編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
認知・行動編 11項目	1	身体知覚	0.30	0.31	0.40	0.31	0.31	0.43	0.16	0.33	0.32	0.38	0.34	0.37	0.29	0.36
	2	認知の偏り(興味幅)	0.24	0.30	0.28	0.38	0.40	0.43	0.36	0.35	0.32	0.33	0.39	0.29	0.38	0.27
	3	認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.41	0.18	0.26	0.46	0.50	0.50	0.30	0.36	0.37	0.46	0.47	0.29	0.35	0.39
	4	認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.29	0.08	0.08	0.32	0.38	0.35	0.21	0.24	0.25	0.33	0.47	0.16	0.35	0.21
	5	運動企画	0.33	0.45	0.54	0.65	0.57	0.61	0.36	0.57	0.61	0.55	0.42	0.56	0.44	0.56
	6	**危険回避行動**	0.29	0.42	0.55	0.60	0.60	0.70	0.39	0.53	0.66	0.64	0.41	0.52	0.55	0.62
	7	**注意力**	0.34	0.21	0.27	0.39	0.35	0.44	0.25	0.35	0.36	0.31	0.49	0.38	0.36	0.29
	8	情緒的安定	0.20	0.13	0.26	0.46	0.43	0.44	0.29	0.28	0.26	0.27	0.42	0.19	0.36	0.17
	9	**見通し(予測理解)**	0.39	0.39	0.54	0.65	0.58	0.64	0.44	0.51	0.64	0.51	0.41	0.55	0.56	0.56
	10	**見通し(急な変化対応)**	0.31	0.28	0.38	0.53	0.45	0.52	0.25	0.37	0.44	0.42	0.44	0.38	0.41	0.36
	11	**その他**	0.17	-0.02	-0.01	0.22	0.22	0.17	0.21	0.13	0.12	0.19	0.38	0.00	0.12	0.09

	項目No.		認知・行動編　11項目										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
認知・行動編 11項目	1	身体知覚		0.17	0.25	0.09	0.50	0.42	0.42	0.16	0.33	0.30	-0.02
	2	認知の偏り(興味幅)			0.46	0.46	0.28	0.39	0.20	0.46	0.35	0.45	0.15
	3	認知の偏り(こだわり有無・環境)				0.59	0.31	0.38	0.30	0.50	0.37	0.52	0.31
	4	認知の偏り(こだわり有無・時間)					0.08	0.36	0.24	0.42	0.30	0.52	0.24
	5	運動企画						0.57	0.37	0.27	0.59	0.31	0.06
	6	**危険回避行動**							0.40	0.43	0.60	0.53	-0.01
	7	**注意力**								0.25	0.38	0.34	0.15
	8	情緒的安定									0.33	0.50	0.29
	9	**見通し(予測理解)**										0.59	0.18
	10	**見通し(急な変化対応)**											0.07
	11	**その他**											

	項目No.		感覚・姿勢・運動編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
認知・行動編 11項目	1	身体知覚	0.40	-0.08	0.04	0.26	0.33	0.34	0.35	0.49	0.51	0.50	0.42	0.36	0.39	0.35
	2	認知の偏り(興味幅)	0.26	-0.11	0.30	0.38	0.04	-0.04	-0.03	-0.02	0.12	0.10	0.32	-0.03	-0.08	0.15
	3	認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.10	-0.17	0.14	0.30	0.00	-0.16	-0.13	0.04	0.16	0.03	0.28	-0.15	-0.13	0.06
	4	認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.08	0.01	0.30	0.21	-0.18	-0.27	-0.22	-0.10	-0.07	-0.07	0.05	-0.25	-0.21	-0.03
	5	運動企画	0.35	-0.10	0.16	0.36	0.40	0.34	0.40	0.56	0.63	0.50	0.62	0.40	0.39	0.41
	6	**危険回避行動**	0.39	0.00	0.23	0.28	0.26	0.31	0.28	0.52	0.57	0.55	0.63	0.36	0.38	0.44
	7	**注意力**	0.15	-0.26	-0.04	0.18	0.14	0.12	0.11	0.24	0.27	0.23	0.24	0.18	0.15	0.19
	8	情緒的安定	0.19	-0.20	0.01	0.25	0.11	-0.02	0.03	0.11	0.12	0.07	0.22	0.00	-0.03	0.12
	9	**見通し(予測理解)**	0.32	-0.01	0.20	0.40	0.35	0.32	0.29	0.51	0.61	0.50	0.65	0.38	0.37	0.47
	10	**見通し(急な変化対応)**	0.20	0.06	0.08	0.38	0.03	-0.05	-0.02	0.18	0.27	0.22	0.38	0.02	0.03	0.18
	11	**その他**	-0.15	-0.12	0.14	0.24	-0.11	-0.28	-0.24	-0.17	0.05	-0.18	0.00	-0.19	-0.15	-0.11

	項目No.		健康・生活編　12項目											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
認知・行動編 11項目	1	身体知覚	0.06	0.49	0.46	0.25	0.24	0.19	0.36	0.38	0.43	0.24	0.42	0.42
	2	認知の偏り(興味幅)	0.34	0.26	0.28	0.17	0.13	0.11	0.23	0.19	0.22	0.11	0.21	0.25
	3	認知の偏り(こだわり有無・環境)	0.30	0.13	0.23	0.05	0.14	0.04	0.19	0.20	0.08	0.27	0.19	0.32
	4	認知の偏り(こだわり有無・時間)	0.13	0.02	0.12	0.16	0.15	0.05	0.05	0.14	-0.01	0.18	0.06	0.14
	5	運動企画	0.24	0.50	0.53	0.21	0.36	0.12	0.38	0.47	0.46	0.33	0.46	0.48
	6	**危険回避行動**	0.28	0.60	0.69	0.22	0.46	0.05	0.52	0.57	0.51	0.57	0.58	0.59
	7	**注意力**	0.30	0.30	0.25	0.15	0.18	0.04	0.25	0.23	0.20	0.17	0.25	0.31
	8	情緒的安定	0.31	0.19	0.18	0.13	0.10	-0.02	0.16	0.25	0.12	0.20	0.17	0.31
	9	**見通し(予測理解)**	0.24	0.57	0.58	0.35	0.55	-0.02	0.49	0.48	0.46	0.42	0.57	0.56
	10	**見通し(急な変化対応)**	0.27	0.23	0.39	0.23	0.26	0.03	0.39	0.30	0.25	0.27	0.31	0.41
	11	**その他**	0.08	0.04	-0.09	-0.06	0.05	0.03	-0.01	-0.06	-0.12	-0.02	-0.05	0.14

	項目No.		医療的配慮編　23項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
認知・行動編 11項目	1	身体知覚	0.28	0.09	0.27	0.09	-0.05	-0.05		-0.19	-0.10	-0.09		0.12	-0.01	0.12	0.19	0.13	0.15	-0.10	0.20	-0.09	0.30	0.15	0.13
	2	認知の偏り(興味幅)	0.04	0.03	-0.20	-0.13	-0.09	-0.19		0.11	0.00	0.11		0.01	-0.07	-0.06	0.01	-0.03	0.14	0.00	-0.05	-0.19	-0.08	-0.07	0.12
	3	認知の偏り(こだわり有無・環境)	-0.10	-0.02	-0.21	-0.17	-0.14	-0.24		0.12	0.13	0.15		-0.06	-0.15	-0.02	-0.08	-0.15	0.04	-0.06	-0.12	-0.10	-0.09	0.01	0.09
	4	認知の偏り(こだわり有無・時間)	-0.14	0.00	-0.26	-0.32	-0.13	-0.48		0.01	-0.04	0.06		-0.23	-0.25	-0.13	-0.19	-0.31	-0.14	0.07	-0.26	-0.12	-0.12	-0.07	0.15
	5	運動企画	0.27	0.11	0.26	0.08	0.01	0.20		-0.07	-0.04	0.04		0.11	0.04	0.16	0.27	0.14	0.15	-0.04	0.22	-0.03	0.18	0.15	0.15
	6	**危険回避行動**	0.17	0.23	-0.03	0.02	0.00	0.02		-0.12	-0.08	0.03		0.08	-0.09	0.00	0.15	0.07	0.08	-0.08	0.03	-0.15	0.14	0.12	0.24
	7	**注意力**	0.00	0.17	0.09	-0.09	-0.10	-0.18		0.04	-0.07	-0.20		0.11	-0.12	0.03	0.07	0.03	0.10	-0.24	0.00	-0.17	0.10	0.07	0.12
	8	情緒的安定	0.01	-0.04	-0.15	-0.06	-0.06	-0.19		0.27	0.03	-0.02		-0.08	-0.19	-0.11	-0.02	-0.08	0.17	-0.11	-0.11	-0.19	0.01	-0.07	0.25
	9	**見通し(予測理解)**	0.12	0.19	0.05	-0.06	-0.02	0.23		0.12	0.10	0.38		-0.03	0.04	0.09	0.32	0.16	0.10	-0.13	0.19	-0.04	0.11	0.18	0.20
	10	**見通し(急な変化対応)**	-0.13	0.12	-0.20	-0.26	-0.06	-0.17		0.15	-0.09	0.03		-0.08	-0.16	0.02	-0.01	-0.11	0.11	-0.09	-0.05	-0.23	-0.07	-0.10	0.10
	11	**その他**	0.07	-0.28	-0.01	-0.06	-0.04	-0.02		0.48	0.04	0.01		-0.05	-0.16	-0.19	-0.24	-0.13	-0.09	0.04	-0.25	-0.10	-0.26	-0.16	0.35

④　感覚・姿勢・運動編 14 項目と各項目別の相関係数

	項目No.		言語・ＣＯＭ編　13項目												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
感覚・姿勢・運動編 14項目	1	感覚器官(目の動き)	0.37	0.34	0.28	0.17	0.20	0.30	0.22	0.21	0.24	0.27	0.13	0.23	0.27
	2	**感覚器官(聞こえ)**	-0.14	-0.21	-0.13	-0.21	0.02	-0.03	-0.05	0.06	-0.03	-0.04	0.04	-0.23	-0.04
	3	感覚器官(味覚)	0.12	0.15	0.12	0.19	0.22	0.11	0.20	0.14	0.06	0.12	0.14	0.05	0.26
	4	感覚器官(触覚)	0.39	0.37	0.39	0.30	0.37	0.29	0.34	0.32	0.27	0.31	0.25	0.36	0.42
	5	**感覚器官(口腔機能)**	0.34	0.45	0.44	0.56	0.62	0.38	0.41	0.59	0.68	0.54	0.50	0.29	0.42
	6	姿勢の保持(立つ)	0.27	0.33	0.27	0.49	0.51	0.34	0.38	0.48	0.60	0.45	0.37	0.24	0.41
	7	**姿勢の保持(座る)**	0.30	0.40	0.25	0.43	0.46	0.31	0.44	0.49	0.61	0.45	0.39	0.24	0.49
	8	運動の基本的技能(手指動作)	0.45	0.52	0.46	*0.72*	*0.73*	0.49	0.68	0.66	*0.70*	0.63	0.67	0.42	0.54
	9	**運動の基本的技能(目と手の協応)**	0.44	0.54	0.57	0.68	*0.71*	0.57	*0.77*	0.67	*0.73*	0.60	0.62	0.48	0.60
	10	運動の基本技能(目と足の協応)	0.33	0.44	0.44	0.66	*0.71*	0.44	0.61	0.65	0.69	0.61	0.63	0.38	0.42
	11	運動の基本的技能(不器用さ)	0.43	0.52	0.58	*0.70*	*0.76*	0.56	*0.72*	0.68	0.62	0.68	*0.77*	0.47	0.58
	12	**運動の基本的技能(移動-歩く)**	0.25	0.33	0.28	0.48	0.55	0.38	0.42	0.55	0.66	0.45	0.41	0.22	0.40
	13	運動の基本的技能(移動-走る)	0.22	0.31	0.27	0.44	0.56	0.32	0.43	0.55	0.65	0.46	0.45	0.24	0.35
	14	運動の基本的技能(移動-止まる)	0.40	0.32	0.38	0.48	0.56	0.37	0.47	0.59	0.66	0.46	0.44	0.31	0.44

	項目No.		人間関係・社会性編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
感覚・姿勢・運動編 14項目	1	感覚器官(目の動き)	0.23	0.28	0.34	0.27	0.24	0.28	0.14	0.18	0.27	0.27	0.15	0.19	0.24	0.30
	2	**感覚器官(聞こえ)**	-0.09	-0.10	-0.14	-0.03	0.00	-0.23	-0.07	-0.26	-0.02	-0.14	-0.22	-0.11	-0.09	-0.14
	3	感覚器官(味覚)	0.04	0.16	0.19	0.16	0.23	0.28	0.19	0.13	0.16	0.21	0.16	0.14	0.24	0.12
	4	感覚器官(触覚)	0.30	0.28	0.36	0.40	0.29	0.41	0.24	0.38	0.36	0.36	0.39	0.25	0.35	0.34
	5	**感覚器官(口腔機能)**	0.22	0.21	0.40	0.28	0.32	0.38	0.38	0.35	0.32	0.38	0.22	0.37	0.22	0.38
	6	姿勢の保持(立つ)	0.16	0.29	0.44	0.21	0.20	0.26	0.24	0.28	0.28	0.28	0.08	0.37	0.22	0.29
	7	**姿勢の保持(座る)**	0.19	0.29	0.44	0.20	0.20	0.26	0.23	0.34	0.27	0.29	0.15	0.41	0.18	0.27
	8	運動の基本的技能(手指動作)	0.32	0.40	0.58	0.42	0.41	0.49	0.33	0.53	0.57	0.50	0.27	0.56	0.34	0.58
	9	**運動の基本的技能(目と手の協応)**	0.24	0.44	0.60	0.52	0.50	0.57	0.34	0.53	0.61	0.58	0.29	0.54	0.45	0.62
	10	運動の基本技能(目と足の協応)	0.21	0.31	0.49	0.38	0.41	0.53	0.40	0.52	0.55	0.51	0.24	0.56	0.45	0.56
	11	運動の基本的技能(不器用さ)	0.23	0.43	0.62	0.59	0.60	*0.72*	0.44	0.64	*0.73*	0.58	0.32	0.63	0.63	*0.73*
	12	**運動の基本的技能(移動-歩く)**	0.13	0.28	0.45	0.24	0.24	0.30	0.29	0.33	0.32	0.36	0.10	0.40	0.27	0.35
	13	運動の基本的技能(移動-走る)	0.12	0.23	0.37	0.26	0.27	0.31	0.32	0.31	0.35	0.37	0.11	0.39	0.26	0.36
	14	運動の基本的技能(移動-止まる)	0.20	0.26	0.44	0.36	0.40	0.43	0.36	0.37	0.36	0.38	0.27	0.48	0.38	0.42

	項目No.		認知・行動編　11項目										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
感覚・姿勢・運動編 14項目	1	感覚器官(目の動き)	0.40	0.26	0.10	0.08	0.35	0.39	0.15	0.19	0.32	0.20	-0.15
	2	**感覚器官(聞こえ)**	-0.08	-0.11	-0.17	0.01	-0.10	0.00	-0.26	-0.20	-0.01	0.06	-0.12
	3	感覚器官(味覚)	0.04	0.30	0.14	0.30	0.16	0.23	-0.04	0.01	0.20	0.08	0.14
	4	感覚器官(触覚)	0.26	0.38	0.30	0.21	0.36	0.28	0.18	0.25	0.40	0.38	0.24
	5	**感覚器官(口腔機能)**	0.33	0.04	0.00	-0.18	0.40	0.26	0.14	0.11	0.35	0.03	-0.11
	6	姿勢の保持(立つ)	0.34	-0.04	-0.16	-0.27	0.34	0.31	0.12	-0.02	0.32	-0.05	-0.28
	7	**姿勢の保持(座る)**	0.35	-0.03	-0.13	-0.22	0.40	0.28	0.11	0.03	0.29	-0.02	-0.24
	8	運動の基本的技能(手指動作)	0.49	-0.02	0.04	-0.10	0.56	0.52	0.24	0.11	0.51	0.18	-0.17
	9	**運動の基本的技能(目と手の協応)**	0.51	0.12	0.16	-0.07	0.63	0.57	0.27	0.12	0.61	0.27	0.05
	10	運動の基本技能(目と足の協応)	0.50	0.10	0.03	-0.07	0.50	0.55	0.23	0.07	0.50	0.22	-0.18
	11	運動の基本的技能(不器用さ)	0.42	0.32	0.28	0.05	0.62	0.63	0.24	0.22	0.65	0.38	0.00
	12	**運動の基本的技能(移動-歩く)**	0.36	-0.03	-0.15	-0.25	0.40	0.36	0.18	0.00	0.38	0.02	-0.19
	13	運動の基本的技能(移動-走る)	0.39	-0.08	-0.13	-0.21	0.39	0.38	0.15	-0.03	0.37	0.03	-0.15
	14	運動の基本的技能(移動-止まる)	0.35	0.15	0.06	-0.03	0.41	0.44	0.19	0.12	0.47	0.18	-0.11

	項目No.		感覚・姿勢・運動編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
感覚・姿勢・運動編　14項目	1	感覚器官(目の動き)		-0.09	-0.03	0.19	0.27	0.39	0.36	0.36	0.37	0.38	0.28	0.36	0.35	0.35
	2	**感覚器官(聞こえ)**			0.06	-0.18	-0.09	-0.05	-0.06	-0.06	-0.10	-0.01	-0.12	-0.02	0.10	-0.01
	3	感覚器官(味覚)				0.34	0.10	0.00	0.05	0.00	0.10	0.06	0.19	0.03	0.02	0.26
	4	感覚器官(触覚)					0.19	0.13	0.17	0.24	0.39	0.21	0.34	0.17	0.14	0.25
	5	**感覚器官(口腔機能)**						0.78	0.73	0.74	0.58	0.66	0.48	0.74	0.70	0.66
	6	姿勢の保持(立つ)							0.88	0.72	0.54	0.71	0.40	0.92	0.83	0.70
	7	**姿勢の保持(座る)**								0.72	0.50	0.62	0.34	0.79	0.72	0.64
	8	運動の基本的技能(手指動作)									0.78	0.83	0.64	0.72	0.73	0.60
	9	**運動の基本的技能(目と手の協応)**										0.73	0.72	0.60	0.63	0.59
	10	運動の基本技能(目と足の協応)											0.71	0.80	0.85	0.71
	11	運動の基本的技能(不器用さ)												0.46	0.47	0.54
	12	**運動の基本的技能(移動-歩く)**													0.94	0.75
	13	運動の基本的技能(移動-走る)														0.72
	14	運動の基本的技能(移動-止まる)														

	項目No.		健康・生活編　12項目											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感覚・姿勢・運動編　14項目	1	感覚器官(目の動き)	0.13	0.34	0.24	0.07	0.21	-0.04	0.20	0.30	0.29	0.14	0.24	0.18
	2	**感覚器官(聞こえ)**	-0.12	-0.06	0.03	0.11	0.06	-0.16	-0.03	-0.03	0.00	-0.03	-0.03	-0.01
	3	感覚器官(味覚)	0.32	0.23	0.19	0.22	0.31	0.00	0.21	0.32	0.17	0.28	0.23	0.17
	4	感覚器官(触覚)	0.46	0.30	0.27	0.19	0.38	0.02	0.23	0.30	0.25	0.18	0.23	0.32
	5	**感覚器官(口腔機能)**	0.21	0.63	0.44	0.33	0.49	0.08	0.38	0.42	0.46	0.37	0.49	0.44
	6	姿勢の保持(立つ)	0.09	0.58	0.42	0.29	0.46	0.03	0.40	0.42	0.50	0.39	0.50	0.42
	7	**姿勢の保持(座る)**	0.11	0.54	0.37	0.36	0.41	0.09	0.35	0.38	0.48	0.35	0.46	0.40
	8	運動の基本的技能(手指動作)	0.19	0.76	0.66	0.34	0.53	0.09	0.57	0.59	0.56	0.52	0.67	0.61
	9	**運動の基本的技能(目と手の協応)**	0.17	0.74	0.67	0.34	0.56	0.07	0.58	0.60	0.57	0.52	0.63	0.63
	10	運動の基本技能(目と足の協応)	0.12	0.78	0.74	0.29	0.57	0.06	0.67	0.66	0.56	0.56	0.78	0.63
	11	運動の基本的技能(不器用さ)	0.28	0.73	0.78	0.31	0.51	0.12	0.64	0.65	0.60	0.56	0.75	0.61
	12	**運動の基本的技能(移動-歩く)**	0.10	0.66	0.50	0.26	0.50	0.02	0.46	0.42	0.49	0.44	0.58	0.48
	13	運動の基本的技能(移動-走る)	0.03	0.66	0.52	0.27	0.50	-0.01	0.48	0.46	0.45	0.44	0.58	0.47
	14	運動の基本的技能(移動-止まる)	0.16	0.59	0.54	0.32	0.48	0.02	0.48	0.56	0.48	0.50	0.58	0.43

	項目No.		医療的配慮編　23項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
感覚・姿勢・運動編　14項目	1	感覚器官(目の動き)	0.18	0.18	0.15	0.13	0.18	0.21		-0.25	-0.09	-0.12		0.04	-0.07	0.11	0.22	0.08	0.20	0.06	0.15	-0.03	0.14	0.18	-0.01
	2	**感覚器官(聞こえ)**	-0.10	-0.01	-0.11	0.03	-0.04	-0.06		-0.04	-0.03	0.38		-0.06	-0.05	-0.06	-0.09	-0.07	-0.03	-0.03	-0.08	-0.01	-0.10	-0.05	-0.10
	3	感覚器官(味覚)	0.18	0.10	-0.01	0.01	-0.08	-0.09		-0.03	0.18	0.45		-0.13	0.19	-0.07	0.15	0.11	-0.10	0.18	0.02	0.14	0.01	-0.08	0.07
	4	感覚器官(触覚)	0.10	-0.06	0.06	0.03	-0.07	0.11		0.07	0.02	0.02		-0.02	-0.04	0.04	0.16	0.01	0.02	0.16	0.01	-0.01	-0.02	-0.12	0.04
	5	**感覚器官(口腔機能)**	0.42	0.22	0.43	0.31	0.07	0.47		0.10	0.26	0.41		0.27	0.34	0.32	0.75	0.54	0.26	-0.05	0.55	0.14	0.35	0.40	0.01
	6	姿勢の保持(立つ)	0.41	0.17	0.46	0.36	0.15	0.55		-0.13	0.16	0.34		0.32	0.27	0.37	0.77	0.48	0.26	-0.05	0.59	0.14	0.48	0.45	0.01
	7	**姿勢の保持(座る)**	0.43	0.19	0.44	0.34	0.18	0.48		-0.12	-0.04	-0.09		0.25	0.32	0.37	0.76	0.54	0.29	-0.04	0.62	0.12	0.60	0.51	0.06
	8	運動の基本的技能(手指動作)	0.39	0.29	0.35	0.31	0.09	0.43		-0.06	0.06	0.17		0.17	0.11	0.21	0.56	0.33	0.22	-0.02	0.39	0.15	0.45	0.34	0.14
	9	**運動の基本的技能(目と手の協応)**	0.26	0.22	0.23	0.18	0.02	0.39		-0.08	-0.02	0.15		0.12	0.10	0.16	0.39	0.26	0.14	0.06	0.29	0.04	0.17	0.25	0.17
	10	運動の基本技能(目と足の協応)	0.35	0.27	0.36	0.28	0.07	0.45		-0.13	0.15	0.34		0.27	0.11	0.17	0.47	0.31	0.15	-0.05	0.31	0.11	0.37	0.27	0.12
	11	運動の基本的技能(不器用さ)	0.29	0.21	0.16	0.08	0.01	0.25		0.04	0.09	0.26		0.11	0.07	0.11	0.30	0.18	0.09	0.01	0.19	0.06	0.15	0.17	0.24
	12	**運動の基本的技能(移動-歩く)**	0.37	0.19	0.46	0.34	0.11	0.57		-0.16	0.21	0.39		0.34	0.21	0.29	0.67	0.41	0.21	-0.06	0.47	0.15	0.40	0.37	0.07
	13	運動の基本的技能(移動-走る)	0.31	0.21	0.45	0.36	0.09	0.56		-0.18	0.19	0.45		0.31	0.18	0.25	0.58	0.37	0.19	-0.07	0.41	0.12	0.37	0.33	0.07
	14	運動の基本的技能(移動-止まる)	0.27	0.25	0.23	0.13	0.07	0.41		-0.03	0.18	0.34		0.23	0.21	0.18	0.56	0.39	0.18	0.09	0.38	0.14	0.27	0.26	-0.01

⑤　健康・生活編 12 項目と各項目別の相関係数

言語・ＣＯＭ編　13項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1	生活リズム(食事・偏食)	0.39	0.31	0.28	0.30	0.36	0.35	0.25	0.38	0.16	0.28	0.29	0.29	0.30
2	**生活リズム(食事・手伝い)**	0.35	0.48	0.42	0.67	*0.71*	0.49	*0.71*	0.69	0.65	0.67	*0.71*	0.40	0.47
3	**生活リズム(排泄)**	0.29	0.42	0.45	0.64	0.66	0.48	0.69	0.58	0.59	0.64	0.69	0.46	0.47
4	生活リズム(睡眠)	0.17	0.30	0.20	0.22	0.34	0.26	0.36	0.30	0.38	0.39	0.30	0.13	0.33
5	生活リズム(体温調整)	0.43	0.47	0.48	0.53	0.62	0.54	0.49	0.53	0.54	0.50	0.43	0.37	0.49
6	生活リズム(その他)	0.06	0.00	0.11	0.12	0.10	0.01	0.10	0.03	0.14	0.14	0.11	0.13	0.12
7	生活習慣(入浴)	0.22	0.36	0.34	0.56	0.54	0.41	0.57	0.53	0.48	0.53	0.58	0.34	0.31
8	生活習慣(洗顔)	0.30	0.36	0.35	0.57	0.55	0.36	0.60	0.55	0.47	0.50	0.58	0.32	0.36
9	生活習慣(歯磨き)	0.33	0.38	0.37	0.53	0.50	0.41	0.57	0.49	0.47	0.44	0.54	0.31	0.41
10	生活習慣(清潔行動)	0.35	0.33	0.33	0.50	0.50	0.32	0.51	0.49	0.45	0.40	0.48	0.38	0.37
11	**生活習慣(着脱)**	0.37	0.44	0.45	0.69	0.70	0.49	*0.71*	0.66	0.64	0.68	*0.71*	0.41	0.45
12	生活習慣(その他)	0.38	0.40	0.41	0.58	0.53	0.37	0.57	0.53	0.53	0.51	0.58	0.44	0.48

人間関係・社会性編　14項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	生活リズム(食事・偏食)	0.25	0.22	0.27	0.29	0.30	0.34	0.31	0.26	0.30	0.28	0.34	0.19	0.30	0.35
2	**生活リズム(食事・手伝い)**	0.21	0.30	0.55	0.46	0.48	0.64	0.46	0.54	0.63	0.61	0.36	0.55	0.48	0.64
3	**生活リズム(排泄)**	0.12	0.35	0.55	0.51	0.49	0.66	0.47	0.59	0.66	0.62	0.30	0.57	0.51	0.66
4	生活リズム(睡眠)	0.09	0.15	0.26	0.17	0.29	0.23	0.34	0.27	0.38	0.33	0.27	0.29	0.27	0.26
5	生活リズム(体温調整)	0.30	0.30	0.38	0.41	0.45	0.53	0.40	0.34	0.51	0.52	0.28	0.44	0.46	0.55
6	生活リズム(その他)	0.11	0.17	0.19	0.10	0.20	0.20	0.02	0.35	0.13	0.21	0.17	0.30	-0.03	-0.03
7	生活習慣(入浴)	0.03	0.23	0.42	0.41	0.34	0.56	0.41	0.48	0.51	0.40	0.19	0.46	0.42	0.46
8	生活習慣(洗顔)	0.17	0.26	0.42	0.49	0.44	0.59	0.28	0.47	0.50	0.40	0.18	0.44	0.47	0.50
9	生活習慣(歯磨き)	0.07	0.35	0.48	0.40	0.37	0.49	0.26	0.46	0.47	0.41	0.10	0.46	0.38	0.43
10	生活習慣(清潔行動)	0.16	0.24	0.34	0.34	0.40	0.50	0.31	0.32	0.45	0.40	0.12	0.43	0.41	0.53
11	**生活習慣(着脱)**	0.22	0.31	0.54	0.43	0.47	0.57	0.42	0.55	0.61	0.51	0.29	0.57	0.60	0.61
12	生活習慣(その他)	0.14	0.26	0.43	0.50	0.49	0.65	0.38	0.56	0.56	0.57	0.23	0.52	0.43	0.52

認知・行動編　11項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	生活リズム(食事・偏食)	0.06	0.34	0.30	0.13	0.24	0.28	0.30	0.31	0.24	0.27	0.08
2	**生活リズム(食事・手伝い)**	0.49	0.26	0.13	0.02	0.50	0.60	0.30	0.19	0.57	0.23	0.04
3	**生活リズム(排泄)**	0.46	0.28	0.23	0.12	0.53	0.69	0.25	0.18	0.58	0.39	-0.09
4	生活リズム(睡眠)	0.25	0.17	0.05	0.16	0.21	0.22	0.15	0.13	0.35	0.23	-0.06
5	生活リズム(体温調整)	0.24	0.13	0.14	0.15	0.36	0.46	0.18	0.10	0.55	0.26	0.05
6	生活リズム(その他)	0.19	0.11	0.04	0.05	0.12	0.05	0.04	-0.02	-0.02	0.03	0.03
7	生活習慣(入浴)	0.36	0.23	0.19	0.05	0.38	0.52	0.25	0.16	0.49	0.39	-0.01
8	生活習慣(洗顔)	0.38	0.19	0.20	0.14	0.47	0.57	0.23	0.25	0.48	0.30	-0.06
9	生活習慣(歯磨き)	0.43	0.22	0.08	-0.01	0.46	0.51	0.20	0.12	0.46	0.25	-0.12
10	生活習慣(清潔行動)	0.24	0.11	0.27	0.18	0.33	0.57	0.17	0.20	0.42	0.27	-0.02
11	**生活習慣(着脱)**	0.42	0.21	0.19	0.06	0.46	0.58	0.25	0.17	0.57	0.31	-0.05
12	生活習慣(その他)	0.42	0.25	0.32	0.14	0.48	0.59	0.31	0.31	0.56	0.41	0.14

感覚・姿勢・運動編　14項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	生活リズム(食事・偏食)	0.13	-0.12	0.32	0.46	0.21	0.09	0.11	0.19	0.17	0.12	0.28	0.10	0.03	0.16
2	**生活リズム(食事・手伝い)**	0.34	-0.06	0.23	0.30	0.63	0.58	0.54	*0.76*	*0.74*	*0.78*	*0.73*	0.66	0.66	0.59
3	**生活リズム(排泄)**	0.24	0.03	0.19	0.27	0.44	0.42	0.37	0.66	0.67	*0.74*	*0.78*	0.50	0.52	0.54
4	生活リズム(睡眠)	0.07	0.11	0.22	0.19	0.33	0.29	0.36	0.34	0.34	0.29	0.31	0.26	0.27	0.32
5	生活リズム(体温調整)	0.21	0.06	0.31	0.38	0.49	0.46	0.41	0.53	0.56	0.57	0.51	0.50	0.50	0.48
6	生活リズム(その他)	-0.04	-0.16	0.00	0.02	0.08	0.03	0.09	0.09	0.07	0.06	0.12	0.02	-0.01	0.02
7	生活習慣(入浴)	0.20	-0.03	0.21	0.23	0.38	0.40	0.35	0.57	0.58	0.67	0.64	0.46	0.48	0.48
8	生活習慣(洗顔)	0.30	-0.03	0.32	0.30	0.42	0.42	0.38	0.59	0.60	0.66	0.65	0.42	0.46	0.56
9	生活習慣(歯磨き)	0.29	0.00	0.17	0.25	0.46	0.50	0.48	0.56	0.57	0.56	0.60	0.49	0.45	0.48
10	生活習慣(清潔行動)	0.14	-0.03	0.28	0.18	0.37	0.39	0.35	0.52	0.52	0.56	0.56	0.44	0.44	0.50
11	**生活習慣(着脱)**	0.24	-0.03	0.23	0.23	0.49	0.50	0.46	0.67	0.63	*0.78*	*0.75*	0.58	0.58	0.58
12	生活習慣(その他)	0.18	-0.01	0.17	0.32	0.44	0.42	0.40	0.61	0.63	0.63	0.61	0.48	0.47	0.43

健康・生活編　12項目

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	生活リズム(食事・偏食)		0.23	0.20	0.14	0.32	-0.12	0.29	0.26	0.24	0.32	0.28	0.34
2	**生活リズム(食事・手伝い)**			*0.78*	0.37	0.62	0.10	0.67	0.64	0.63	0.55	*0.79*	0.70
3	**生活リズム(排泄)**				0.38	0.53	0.12	0.64	0.66	0.63	0.57	*0.77*	*0.71*
4	生活リズム(睡眠)					0.39	0.22	0.22	0.23	0.28	0.21	0.30	0.32
5	生活リズム(体温調整)						-0.03	0.46	0.43	0.40	0.51	0.52	0.54
6	生活リズム(その他)							0.02	0.00	0.09	-0.05	0.02	0.10
7	生活習慣(入浴)								*0.70*	0.67	0.64	*0.73*	0.66
8	生活習慣(洗顔)									0.69	0.66	0.70	0.61
9	生活習慣(歯磨き)										0.65	0.68	0.65
10	生活習慣(清潔行動)											0.68	0.62
11	**生活習慣(着脱)**												0.68
12	生活習慣(その他)												

	項目No.		医療的配慮編　23項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
健康・生活編　12項目	1	生活リズム(食事・偏食)	0.04	0.03	-0.03	0.03	-0.16	-0.04		0.41	0.17	0.16		0.10	-0.04	0.15	0.19	0.08	0.17	-0.12	0.09	-0.04	-0.01	0.13	-0.08
	2	**生活リズム(食事・手伝い)**	0.41	0.35	0.29	0.32	0.01	0.42		-0.06	0.14	0.27		0.15	0.09	0.15	0.45	0.29	0.14	-0.13	0.28	0.04	0.26	0.25	0.28
	3	**生活リズム(排泄)**	0.27	0.33	0.13	0.13	-0.05	0.37		-0.12	0.09	0.25		0.15	0.02	0.06	0.29	0.20	0.09	-0.16	0.16	-0.02	0.20	0.16	0.20
	4	生活リズム(睡眠)	0.35	0.06	0.26	0.10	0.05	0.23		0.12	-0.07	0.12		0.14	0.06	0.07	0.29	0.22	0.14	-0.07	0.18	0.09	0.36	0.31	0.17
	5	生活リズム(体温調整)	0.23	0.15	0.20	0.12	0.12	0.28		0.09	0.13	0.31		0.18	0.12	0.18	0.42	0.29	0.13	-0.05	0.29	0.04	0.10	0.24	0.12
	6	生活リズム(その他)	0.19	-0.13	0.23	0.02	0.26	-0.05		-0.18	-0.05	-0.10		0.02	0.18	0.07	0.12	0.08	0.06	-0.05	0.13	0.00	0.10	-0.02	0.20
	7	生活習慣(入浴)	0.08	0.20	-0.04	-0.02	-0.07	0.16		0.29	0.08	0.18		0.10	0.15	0.17	0.26	0.15	0.08	-0.05	0.23	0.11	0.23	0.15	0.05
	8	生活習慣(洗顔)	0.15	0.31	0.11	0.09	-0.03	0.16		0.08	0.10	0.18		0.08	0.10	0.14	0.32	0.19	0.10	-0.02	0.23	0.07	0.21	0.18	0.05
	9	生活習慣(歯磨き)	0.29	0.23	0.11	0.00	-0.02	0.27		0.06	-0.02	-0.01		0.12	0.14	0.19	0.35	0.24	0.13	-0.02	0.30	0.08	0.28	0.23	0.11
	10	生活習慣(清潔行動)	0.20	0.35	0.01	0.01	-0.08	0.19		0.01	0.09	0.15		0.18	0.07	0.11	0.28	0.19	0.09	-0.05	0.19	-0.01	0.15	0.15	0.10
	11	**生活習慣(着脱)**	0.27	0.33	0.15	0.19	-0.07	0.28		0.02	0.11	0.28		0.11	0.07	0.12	0.35	0.21	0.11	-0.11	0.22	0.10	0.30	0.20	0.23
	12	生活習慣(その他)	0.23	0.30	0.16	0.19	-0.04	0.38		0.15	0.11	0.30		0.15	0.03	0.08	0.33	0.23	0.11	-0.17	0.18	0.02	0.26	0.18	0.24

⑥ 医療的配慮編 23 項目と各項目別の相関係数

	項目No.		言語・ＣＯＭ編　13項目												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
医療的配慮編　23項目	1	服薬管理(服薬)	0.13	0.20	0.07	0.29	0.33	0.15	0.18	0.21	0.25	0.29	0.25	0.22	0.19
	2	服薬管理(管理)	0.24	0.04	0.16	0.15	0.13	0.08	0.23	0.14	0.17	0.16	0.22	0.10	0.18
	3	医療的配慮(通院)	0.15	0.20	0.11	0.18	0.22	0.08	0.11	0.18	0.26	0.27	0.15	0.12	0.13
	4	医療的配慮(通院②)	0.08	0.06	0.06	0.20	0.21	0.10	0.13	0.19	0.19	0.19	0.15	0.10	0.08
	5	医療的配慮(点滴管理)	-0.11	-0.10	-0.04	-0.05	0.03	-0.03	0.01	-0.01	0.07	0.09	0.00	0.12	0.05
	6	医療的配慮(点滴管理②)	0.19	0.16	0.06	0.29	0.37	0.06	0.25	0.29	0.48	0.35	0.30	0.22	0.15
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)													
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	0.03	-0.03	0.06	0.14	0.11	0.14	0.04	0.26	0.02	0.06	0.11	-0.05	-0.11
	9	医療的配慮(人工透析)	-0.08	-0.01	-0.10	0.03	0.15	-0.07	-0.12	-0.01	0.01	0.01	0.04	-0.03	-0.09
	10	医療的配慮(人工透析②)	-0.04	0.09	-0.02	0.10	0.39	-0.02	0.04	0.09	0.12	0.10	0.18	-0.08	0.06
	11	医療的配慮(ストーマ)													
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.15	0.18	0.09	0.26	0.17	0.13	0.06	0.13	0.15	0.13	0.11	0.11	0.03
	13	医療的配慮(レスピ)	-0.02	0.06	0.08	0.13	0.11	-0.07	0.09	0.10	0.17	0.08	0.07	-0.05	0.09
	14	医療的配慮(気管切開)	0.20	0.18	0.09	0.20	0.17	0.07	0.14	0.18	0.24	0.24	0.12	0.17	0.16
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.25	0.34	0.24	0.37	0.46	0.18	0.30	0.38	0.52	0.44	0.34	0.26	0.41
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.16	0.27	0.26	0.35	0.28	0.10	0.22	0.24	0.35	0.28	0.23	0.12	0.25
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.13	0.25	0.19	0.16	0.15	0.25	0.13	0.09	0.18	0.23	0.12	0.19	0.17
	18	医療的配慮(血糖値管理)	0.02	-0.01	0.04	0.03	0.02	0.03	-0.03	-0.11	-0.08	-0.10	-0.12	-0.14	-0.09
	19	医療的配慮(吸引)	0.22	0.33	0.24	0.34	0.30	0.14	0.26	0.28	0.40	0.36	0.23	0.18	0.32
	20	医療的配慮(吸入)	0.08	0.09	-0.03	0.14	0.10	0.02	0.04	0.03	0.05	-0.01	0.00	-0.10	-0.10
	21	**医療的配慮(発作)**	0.11	0.19	0.00	0.24	0.15	0.08	0.16	0.13	0.23	0.17	0.18	0.16	0.12
	22	**医療的配慮(胃瘻等)**	0.28	0.36	0.17	0.28	0.26	0.19	0.23	0.32	0.32	0.27	0.20	0.14	0.24
	23	医療的配慮(精神状態)													

	項目No.		人間関係・社会性編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
医療的配慮編　23項目	1	服薬管理(服薬)	0.12	0.11	0.32	-0.01	0.12	0.15	0.14	0.16	0.24	0.29	0.21	0.18	0.09	0.22
	2	服薬管理(管理)	0.14	0.10	0.22	0.12	0.14	0.18	0.13	0.06	0.13	0.12	0.05	0.28	0.17	0.27
	3	医療的配慮(通院)	0.20	0.02	0.19	-0.05	0.08	0.12	-0.03	0.14	0.09	0.20	0.11	0.12	0.01	0.12
	4	医療的配慮(通院②)	0.10	-0.01	0.16	-0.02	0.05	-0.01	-0.03	0.05	0.09	0.05	-0.02	0.09	0.07	0.11
	5	医療的配慮(点滴管理)	-0.09	0.06	-0.05	-0.15	-0.09	0.02	-0.06	0.10	0.09	0.09	-0.01	0.04	-0.03	-0.07
	6	医療的配慮(点滴管理②)	-0.23	-0.06	0.20	0.01	0.00	0.08	0.47	0.10	0.22	0.32	-0.11	0.12	0.03	0.29
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)														
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	0.02	-0.20	-0.26	0.28	0.15	0.05	0.24	0.14	0.06	-0.06	0.14	-0.13	0.14	-0.01
	9	医療的配慮(人工透析)	0.05	-0.07	0.02	-0.06	0.04	0.01	0.24	-0.06	0.01	0.06	-0.07	-0.03	-0.07	0.04
	10	医療的配慮(人工透析②)	0.00	0.05	0.10	0.09	0.32	0.11	0.41	-0.06	0.25	0.17	-0.15	0.12	0.08	0.08
	11	医療的配慮(ストーマ)														
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.04	0.09	-0.01	-0.02	0.03	0.02	0.25	0.08	0.13	0.07	-0.08	0.16	0.01	0.18
	13	医療的配慮(レスピ)	-0.11	0.01	0.03	-0.10	-0.05	0.02	0.02	0.05	-0.10	-0.03	-0.20	0.02	-0.12	-0.08
	14	医療的配慮(気管切開)	0.04	0.03	0.15	0.03	0.08	0.08	0.15	0.15	0.08	0.19	0.06	0.11	0.07	0.13
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.15	0.29	0.37	0.16	0.13	0.26	0.32	0.28	0.25	0.28	0.10	0.32	0.14	0.23
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.04	0.16	0.16	0.06	0.03	0.14	0.27	0.12	0.11	0.07	-0.08	0.20	-0.01	0.12
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.26	0.15	0.13	0.14	0.14	0.12	0.12	0.07	0.11	0.06	0.06	0.19	0.03	0.13
	18	医療的配慮(血糖値管理)	-0.06	-0.07	0.02	-0.06	-0.06	-0.10	-0.10	-0.06	-0.09	-0.06	-0.07	-0.03	-0.07	-0.05
	19	医療的配慮(吸引)	0.08	0.16	0.27	0.11	0.07	0.20	0.22	0.20	0.11	0.17	0.01	0.22	0.05	0.15
	20	医療的配慮(吸入)	-0.13	-0.11	0.00	-0.13	-0.05	-0.06	0.17	0.04	-0.02	0.02	-0.19	0.04	-0.07	0.01
	21	**医療的配慮(発作)**	0.01	0.15	0.10	-0.03	0.03	0.07	0.27	0.20	0.17	0.12	0.03	0.19	0.11	0.08
	22	**医療的配慮(胃瘻等)**	0.08	0.20	0.23	0.07	0.07	0.15	0.35	0.21	0.20	0.18	0.03	0.20	0.12	0.23
	23	医療的配慮(精神状態)														

	項目No.		認知・行動編　11項目										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
医療的配慮編　23項目	1	服薬管理(服薬)	0.28	0.04	-0.10	-0.14	0.27	0.17	0.00	0.01	0.12	-0.13	0.07
	2	服薬管理(管理)	0.09	0.03	-0.02	0.00	0.11	0.23	0.17	-0.04	0.19	0.12	-0.28
	3	医療的配慮(通院)	0.27	-0.20	-0.21	-0.26	0.26	-0.03	0.09	-0.15	0.05	-0.20	-0.01
	4	医療的配慮(通院②)	0.09	-0.13	-0.17	-0.32	0.08	0.02	-0.09	-0.06	-0.06	-0.26	-0.06
	5	医療的配慮(点滴管理)	-0.05	-0.09	-0.14	-0.13	0.01	0.00	-0.10	-0.06	-0.02	-0.06	-0.04
	6	医療的配慮(点滴管理②)	-0.05	-0.19	-0.24	-0.48	0.20	0.02	-0.18	-0.19	0.23	-0.17	-0.02
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)											
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	-0.19	0.11	0.12	0.01	-0.07	-0.12	0.04	0.27	0.12	0.15	0.48
	9	医療的配慮(人工透析)	-0.10	0.00	0.13	-0.04	-0.04	-0.08	-0.07	0.03	0.10	-0.09	0.04
	10	医療的配慮(人工透析②)	-0.09	0.11	0.15	0.06	0.04	0.03	-0.20	-0.02	0.38	0.03	0.01
	11	医療的配慮(ストーマ)											
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.12	0.01	-0.06	-0.23	0.11	0.08	0.11	-0.08	-0.03	-0.08	-0.05
	13	医療的配慮(レスピ)	-0.01	-0.07	-0.15	-0.25	0.04	-0.09	-0.12	-0.19	0.04	-0.16	-0.16
	14	医療的配慮(気管切開)	0.12	-0.06	-0.02	-0.13	0.16	0.00	0.03	-0.11	0.09	0.02	-0.19
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.19	0.01	-0.08	-0.19	0.27	0.15	0.07	-0.02	0.32	-0.01	-0.24
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.13	-0.03	-0.15	-0.31	0.14	0.07	0.03	-0.08	0.16	-0.11	-0.13
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.15	0.14	0.04	-0.14	0.15	0.08	0.10	0.17	0.10	0.11	-0.09
	18	医療的配慮(血糖値管理)	-0.10	0.00	-0.06	0.07	-0.04	-0.08	-0.24	-0.11	-0.13	-0.09	0.04
	19	医療的配慮(吸引)	0.20	-0.05	-0.12	-0.26	0.22	0.03	0.00	-0.11	0.19	-0.05	-0.25
	20	医療的配慮(吸入)	-0.09	-0.19	-0.10	-0.12	-0.03	-0.15	-0.17	-0.19	-0.04	-0.23	-0.10
	21	**医療的配慮(発作)**	0.30	-0.08	-0.09	-0.12	0.18	0.14	0.10	0.01	0.11	-0.07	-0.26
	22	**医療的配慮(胃瘻等)**	0.15	-0.07	0.01	-0.07	0.15	0.12	0.07	-0.07	0.18	-0.10	-0.16
	23	医療的配慮(精神状態)											

	項目No.		感覚・姿勢・運動編　14項目													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
医療的配慮編　23項目	1	服薬管理(服薬)	0.18	-0.10	0.18	0.10	0.42	0.41	0.43	0.39	0.26	0.35	0.29	0.37	0.31	0.27
	2	服薬管理(管理)	0.18	-0.01	0.10	-0.06	0.22	0.17	0.19	0.29	0.22	0.27	0.21	0.19	0.21	0.25
	3	医療的配慮(通院)	0.15	-0.11	-0.01	0.06	0.43	0.46	0.44	0.35	0.23	0.36	0.16	0.46	0.45	0.23
	4	医療的配慮(通院②)	0.13	0.03	0.01	0.03	0.31	0.36	0.34	0.31	0.18	0.28	0.08	0.34	0.36	0.13
	5	医療的配慮(点滴管理)	0.18	-0.04	-0.08	-0.07	0.07	0.15	0.18	0.09	0.02	0.07	0.01	0.11	0.09	0.07
	6	医療的配慮(点滴管理②)	0.21	-0.06	-0.09	0.11	0.47	0.55	0.48	0.43	0.39	0.45	0.25	0.57	0.56	0.41
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)														
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	-0.25	-0.04	-0.03	0.07	0.10	-0.13	-0.12	-0.06	-0.08	-0.13	0.04	-0.16	-0.18	-0.03
	9	医療的配慮(人工透析)	-0.09	-0.03	0.18	0.02	0.26	0.16	-0.04	0.06	-0.02	0.15	0.09	0.21	0.19	0.18
	10	医療的配慮(人工透析②)	-0.12	0.38	0.45	0.02	0.41	0.34	-0.09	0.17	0.15	0.34	0.26	0.39	0.45	0.34
	11	医療的配慮(ストーマ)														
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.04	-0.06	-0.13	-0.02	0.27	0.32	0.25	0.17	0.12	0.27	0.11	0.34	0.31	0.23
	13	医療的配慮(レスピ)	-0.07	-0.05	0.19	-0.04	0.34	0.27	0.32	0.11	0.10	0.11	0.07	0.21	0.18	0.21
	14	医療的配慮(気管切開)	0.11	-0.06	-0.07	0.04	0.32	0.37	0.37	0.21	0.16	0.17	0.11	0.29	0.25	0.18
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.22	-0.09	0.15	0.16	*0.75*	*0.77*	*0.76*	0.56	0.39	0.47	0.30	0.67	0.58	0.56
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.08	-0.07	0.11	0.01	0.54	0.48	0.54	0.33	0.26	0.31	0.18	0.41	0.37	0.39
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.20	-0.03	-0.10	0.02	0.26	0.26	0.29	0.22	0.14	0.15	0.09	0.21	0.19	0.18
	18	医療的配慮(血糖値管理)	0.06	-0.03	0.18	0.16	-0.05	-0.05	-0.04	-0.02	0.06	-0.05	0.01	-0.06	-0.07	0.09
	19	医療的配慮(吸引)	0.15	-0.08	0.02	0.01	0.55	0.59	0.62	0.39	0.29	0.31	0.19	0.47	0.41	0.38
	20	医療的配慮(吸入)	-0.03	-0.01	0.14	-0.01	0.14	0.14	0.12	0.15	0.04	0.11	0.06	0.15	0.12	0.14
	21	**医療的配慮(発作)**	0.14	-0.10	0.01	-0.02	0.35	0.48	0.60	0.45	0.17	0.37	0.15	0.40	0.37	0.27
	22	**医療的配慮(胃瘻等)**	0.18	-0.05	-0.08	-0.12	0.40	0.45	0.51	0.34	0.25	0.27	0.17	0.37	0.33	0.26
	23	医療的配慮(精神状態)														

	項目No.		健康・生活編　12項目											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
医療的配慮編　23項目	1	服薬管理(服薬)	0.04	0.41	0.27	0.35	0.23	0.19	0.08	0.15	0.29	0.20	0.27	0.23
	2	服薬管理(管理)	0.03	0.35	0.33	0.06	0.15	-0.13	0.20	0.31	0.23	0.35	0.33	0.30
	3	医療的配慮(通院)	-0.03	0.29	0.13	0.26	0.20	0.23	-0.04	0.11	0.11	0.01	0.15	0.16
	4	医療的配慮(通院②)	0.03	0.32	0.13	0.10	0.12	0.02	-0.02	0.09	0.00	0.01	0.19	0.19
	5	医療的配慮(点滴管理)	-0.16	0.01	-0.05	0.05	0.12	0.26	-0.07	-0.03	-0.02	-0.08	-0.07	-0.04
	6	医療的配慮(点滴管理②)	-0.04	0.42	0.37	0.23	0.28	-0.05	0.16	0.16	0.27	0.19	0.28	0.38
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)												
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)	0.41	-0.06	-0.12	0.12	0.09	-0.18	0.29	0.08	0.06	0.01	0.02	0.15
	9	医療的配慮(人工透析)	0.17	0.14	0.09	-0.07	0.13	-0.05	0.08	0.10	-0.02	0.09	0.11	0.11
	10	医療的配慮(人工透析②)	0.16	0.27	0.25	0.12	0.31	-0.10	0.18	0.18	-0.01	0.15	0.28	0.30
	11	医療的配慮(ストーマ)												
	12	医療的配慮(酸素療法)	0.10	0.15	0.15	0.14	0.18	0.02	0.10	0.08	0.12	0.18	0.11	0.15
	13	医療的配慮(レスピ)	-0.04	0.09	0.02	0.06	0.12	0.18	0.15	0.10	0.14	0.07	0.07	0.03
	14	医療的配慮(気管切開)	0.15	0.15	0.06	0.07	0.18	0.07	0.17	0.14	0.19	0.11	0.12	0.08
	15	医療的配慮(経管栄養)	0.19	0.45	0.29	0.29	0.42	0.12	0.26	0.32	0.35	0.28	0.35	0.33
	16	医療的配慮(モニター測定)	0.08	0.29	0.20	0.22	0.29	0.08	0.15	0.19	0.24	0.19	0.21	0.23
	17	医療的配慮(留置カテーテル)	0.17	0.14	0.09	0.14	0.13	0.06	0.08	0.10	0.13	0.09	0.11	0.11
	18	医療的配慮(血糖値管理)	-0.12	-0.13	-0.16	-0.07	-0.05	-0.05	-0.05	-0.02	-0.02	-0.05	-0.11	-0.17
	19	医療的配慮(吸引)	0.09	0.28	0.16	0.18	0.29	0.13	0.23	0.23	0.30	0.19	0.22	0.18
	20	医療的配慮(吸入)	-0.04	0.04	-0.02	0.09	0.04	0.00	0.11	0.07	0.08	-0.01	0.10	0.02
	21	**医療的配慮(発作)**	-0.01	0.26	0.20	0.36	0.10	0.10	0.23	0.21	0.28	0.15	0.30	0.26
	22	**医療的配慮(胃瘻等)**	0.13	0.25	0.16	0.31	0.24	-0.02	0.15	0.18	0.23	0.15	0.20	0.18
	23	医療的配慮(精神状態)												

	項目No.		医療的配慮編　23項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
医療的配慮編　23項目	1	服薬管理(服薬)		0.00	0.59	0.40	0.20	0.47		-0.11	0.14	0.10		0.30	0.12	0.07	0.37	0.31	0.14	0.03	0.22	0.10	0.33	0.12	0.28
	2	服薬管理(管理)			0.03	0.29	-0.11	0.25		-0.38	0.05	0.15		-0.05	-0.07	-0.03	0.14	0.10	0.05	-0.21	0.03	-0.07	0.15	0.08	0.10
	3	医療的配慮(通院)				0.45	0.16	0.51		-0.31	0.11	0.08		0.24	0.20	0.28	0.39	0.24	0.11	0.00	0.35	0.23	0.26	0.20	0.22
	4	医療的配慮(通院②)					-0.02	0.41		-0.28	0.09	0.24		0.19	0.04	0.08	0.25	0.20	0.09	-0.12	0.17	0.11	0.24	0.16	0.24
	5	医療的配慮(点滴管理)						0.17		-0.04	-0.01	-0.05		-0.03	-0.03	-0.03	0.20	-0.03	-0.01	-0.01	-0.04	-0.05	0.19	-0.03	0.06
	6	医療的配慮(点滴管理②)								-0.10	0.30	0.49		0.34	0.10	0.32	0.55	0.35		-0.06	0.36	0.35	0.36	0.43	0.21
	7	医療的配慮(中心静脈栄養)																							
	8	医療的配慮(中心静脈栄養②)										-0.09		-0.04	-0.06	-0.06	-0.08	-0.04		-0.04	-0.08	-0.10	-0.10		-0.18
	9	医療的配慮(人工透析)										*0.81*		-0.02	-0.02	-0.02	0.32	-0.02	-0.01	-0.01	-0.03	0.26	-0.03	-0.02	-0.05
	10	医療的配慮(人工透析②)												-0.05			*0.81*					*0.81*	-0.05		-0.12
	11	医療的配慮(ストーマ)																							
	12	医療的配慮(酸素療法)													0.26	0.22	0.29	0.65	0.49	-0.02	0.34	0.08	0.27	0.26	-0.11
	13	医療的配慮(レスピ)														0.56	0.35	0.60	-0.02	-0.02	0.64	0.29	0.14	0.31	-0.09
	14	医療的配慮(気管切開)															0.47	0.23	-0.02	-0.02	*0.74*	0.23	0.10	0.56	-0.11
	15	医療的配慮(経管栄養)																0.60	0.32	-0.03	*0.74*	0.20	0.48	0.56	-0.10
	16	医療的配慮(モニター測定)																	0.53	-0.02	0.69	0.17	0.38	0.44	-0.12
	17	医療的配慮(留置カテーテル)																		-0.01	0.37	-0.03	0.30	-0.02	-0.05
	18	医療的配慮(血糖値管理)																			-0.03	0.55	-0.03	-0.02	-0.05
	19	医療的配慮(吸引)																				0.25	0.30	0.64	-0.15
	20	医療的配慮(吸入)																					0.38	0.29	0.06
	21	**医療的配慮(発作)**																						0.33	0.09
	22	**医療的配慮(胃瘻等)**																							-0.09
	23	医療的配慮(精神状態)																							

⑦ 重点項目と各項目別の相関係数

※各分野の重点項目のみ同士の相関係数を示している。

		言語・ＣＯＭ編		人間関係・社会性編			認知・行動編					感覚・姿勢・運動編					健康・生活編			医療的配慮編	
	項目No.	1	12	3	7	8	6	7	9	10	11	2	5	7	9	12	2	3	11	21	22
言語・ＣＯＭ編	1 2項関係(人-人)		0.47	0.51	0.38	0.48	0.46	0.40	0.51	0.29	0.07	-0.14	0.34	0.30	0.44	0.25	0.35	0.29	0.37	0.11	0.28
	12 表出(意思の表出)			0.48	0.37	0.50	0.55	0.31	0.45	0.36	0.14	-0.23	0.29	0.24	0.48	0.22	0.40	0.46	0.41	0.16	0.14
人間関係・社会性編	3 人との関わり（他者への関心興味）				0.31	0.53	0.55	0.27	0.54	0.38	-0.01	-0.14	0.40	0.44	0.60	0.45	0.55	0.55	0.54	0.10	0.23
	7 遊びや活動（トラブル頻度）					0.43	0.39	0.25	0.44	0.25	0.21	-0.07	0.38	0.23	0.34	0.29	0.46	0.47	0.42	0.27	0.35
	8 集団への参加（集団参加状況）						0.53	0.35	0.51	0.37	0.13	-0.26	0.35	0.34	0.53	0.33	0.54	0.59	0.55	0.20	0.21
認知・行動編	6 危険回避行動							0.40	0.60	0.53	-0.01	0.00	0.26	0.28	0.57	0.36	0.60	0.69	0.58	0.14	0.12
	7 注意力								0.38	0.34	0.15	-0.26	0.14	0.11	0.27	0.18	0.30	0.25	0.25	0.10	0.07
	9 見通し(予測理解)									0.59	0.18	-0.01	0.35	0.29	0.61	0.38	0.57	0.58	0.57	0.11	0.18
	10 見通し(急な変化対応)										0.07	0.06	0.03	-0.02	0.27	0.02	0.23	0.39	0.31	-0.07	-0.10
	11 その他											-0.12	-0.11	-0.24	0.05	-0.19	0.04	-0.09	-0.05	-0.26	-0.16
感覚・姿勢・運動編	2 感覚器官(聞こえ)												-0.09	-0.06	-0.10	-0.02	-0.06	0.03	-0.03	-0.10	-0.05
	5 感覚器官(口腔機能)													0.73	0.58	0.74	0.63	0.44	0.49	0.35	0.40
	7 姿勢の保持(座る)														0.50	0.79	0.54	0.37	0.46	0.60	0.51
	9 運動の基本的技能(目と手の協応)															0.60	0.74	0.67	0.63	0.17	0.25
	12 運動の基本的技能(移動-歩く)																0.66	0.50	0.58	0.40	0.37
健康・生活編	2 生活リズム(食事・手伝い)																	0.78	0.79	0.26	0.25
	3 生活リズム(排泄)																		0.77	0.20	0.16
	11 生活習慣(着脱)																			0.30	0.20
医療的配慮編	21 医療的配慮(発作)																				0.33
	22 医療的配慮(胃痛等)																				

⑧　各分野別の全項目の点数と重点項目の点数の比較（年齢別）

※各項目の合計値を年齢ごとに平均値を算出し、各項目の項目数で割った値を示している。重点項目も同様に合計値を年齢ごとに平均値を算出し、各項目の項目数で割った値を示している。

※医療的配慮は回答ごとに個別差が大きいため値は算出しているが比較には用いていない。

●年齢別

全項目

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
N数	1	5	13	17	22	31	11	13	4	6	4	8	4	4	2	1	5	2	1	154
言語・ＣＯＭ編	2.69	2.86	2.80	1.90	2.15	2.00	2.08	1.66	1.62	2.27	1.87	1.97	1.62	1.79	1.88	2.15	1.80	1.23	1.38	
人間関係・社会性編	3.14	2.76	2.91	2.15	2.44	2.22	2.40	2.05	2.07	2.57	2.50	2.34	1.93	2.23	2.18	2.57	2.46	2.14	2.79	
認知・行動編	3.18	2.91	3.14	2.79	3.00	2.72	2.75	2.90	2.84	2.97	2.70	2.67	2.20	2.82	1.77	3.55	3.04	2.18	3.00	
感覚・姿勢・運動編	2.71	2.69	2.40	1.83	1.96	1.74	1.81	1.32	1.63	2.12	1.89	1.52	1.80	1.45	1.21	1.93	1.70	1.21	2.07	
健康・生活編	3.50	3.32	3.12	2.63	2.64	2.57	2.48	2.16	2.56	2.88	2.35	1.86	2.19	2.21	1.54	2.17	2.38	1.83	3.08	
医療的配慮編	1.26	1.52	1.36	1.34	1.40	1.35	1.36	1.20	1.28	1.60	1.24	1.28	1.27	1.34	1.07	1.43	1.32	1.46	2.43	
思春期													1.67	3.17	2.50	2.67	3.27	3.00	3.00	

重点項目

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
N数	1	5	13	17	22	31	11	13	4	6	4	8	4	4	2	1	5	2	1	154
言語・ＣＯＭ編	1.00	2.60	2.65	1.76	1.93	1.85	2.09	2.15	1.75	2.08	2.00	2.31	1.63	2.00	1.25	2.50	2.20	1.00	2.00	
人間関係・社会性編	2.67	2.53	2.64	2.25	2.39	2.20	2.21	2.31	2.08	2.56	2.58	2.46	2.00	2.33	2.33	2.67	2.27	2.50	2.67	
認知・行動編	3.80	3.16	3.55	3.09	3.22	3.14	3.33	3.15	2.85	3.40	3.00	2.90	2.55	3.05	1.60	3.60	3.40	2.60	2.60	
感覚・姿勢・運動編	2.00	2.24	1.88	1.46	1.57	1.46	1.49	1.12	1.30	1.67	1.40	1.18	1.75	1.30	1.00	1.60	1.40	1.20	2.40	
健康・生活編	4.00	3.87	3.44	2.71	2.82	2.41	2.30	1.77	2.50	3.11	2.08	1.54	2.42	1.83	1.00	2.33	2.20	1.33	3.67	
医療的配慮編	1.00	1.40	1.31	1.24	1.27	1.32	1.00	1.15	1.00	1.67	1.00	1.50	1.00	1.50	1.00	3.00	1.00	2.00	5.00	
思春期													1.67	3.17	2.50	2.67	3.27	3.00	3.00	

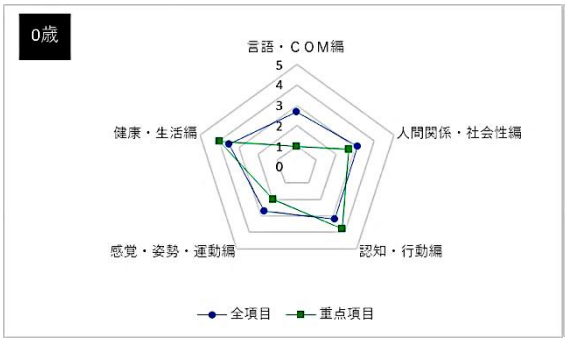

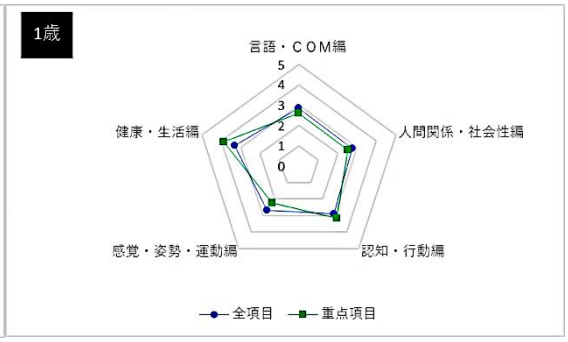

2歳

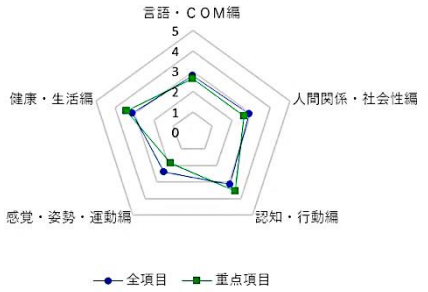

3歳

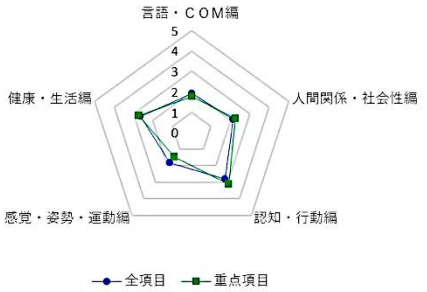

4歳

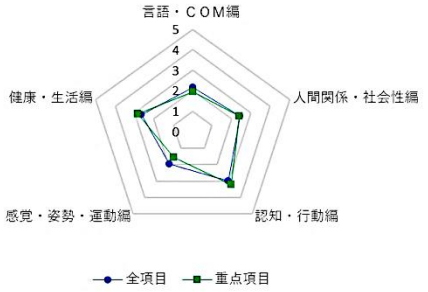

5歳

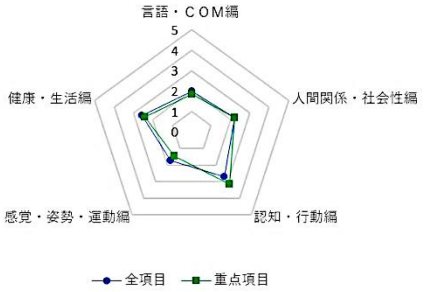

6歳

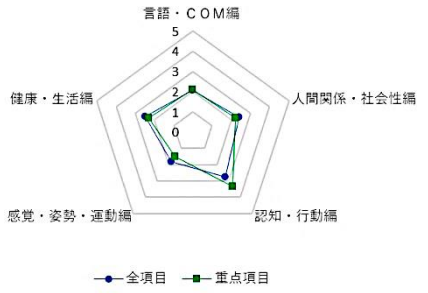

7歳

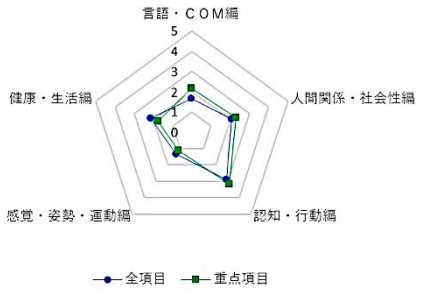

8歳

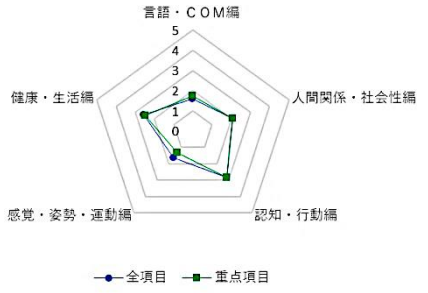

9歳

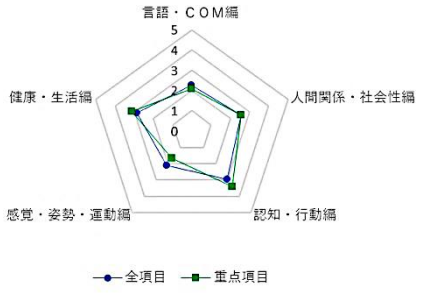

10歳

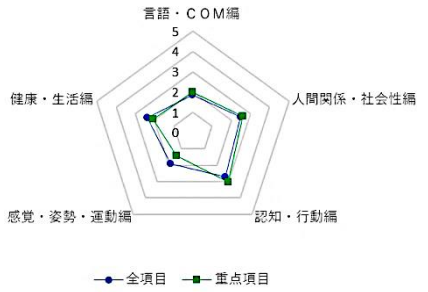

11歳

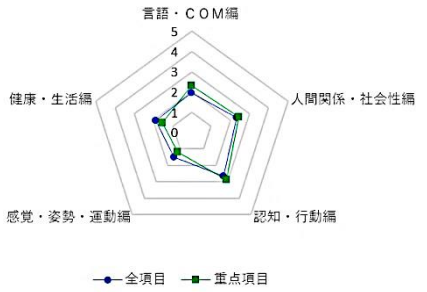

12歳

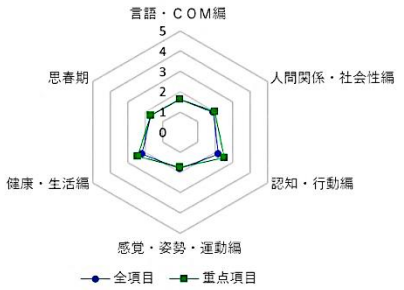

13歳

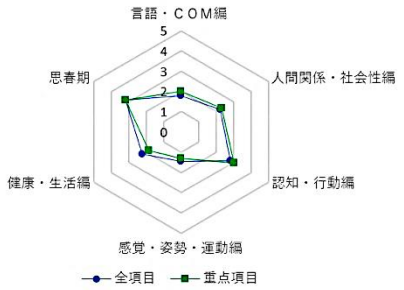

14歳

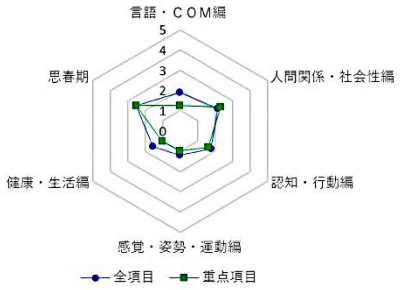

15歳

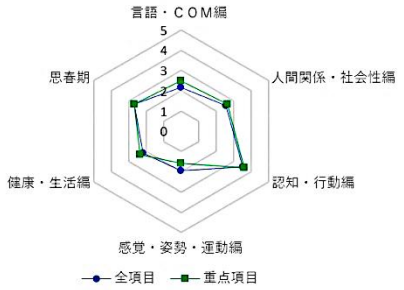

16歳

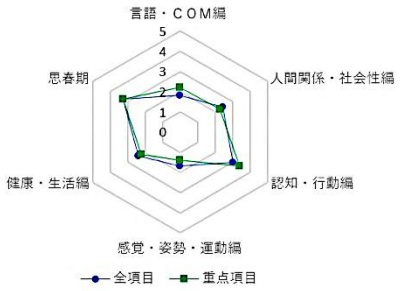

17歳

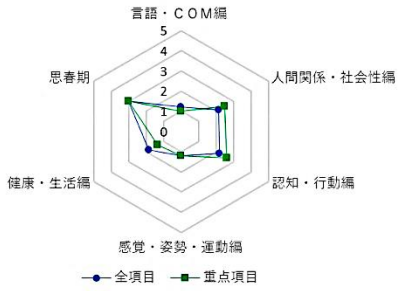

18歳

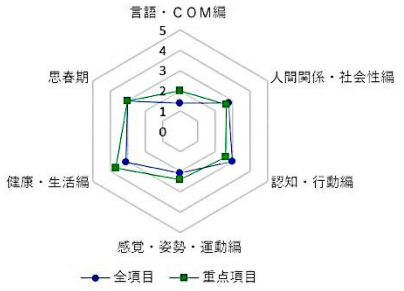

⑨ 年齢帯別（未就学児・小学生・中学生以上）

全項目	年齢 未就学児	小学生	中学生以上	合計
N数	89	46	19	154
言語・ＣＯＭ編	2.19	1.91	1.70	
人間関係・社会性編	2.40	2.30	2.26	
認知・行動編	2.88	2.81	2.62	
感覚・姿勢・運動編	1.97	1.65	1.60	
健康・生活編	2.73	2.33	2.18	
医療的配慮編	1.37	1.32	1.37	
思春期			2.75	

重点項目	年齢 未就学児	小学生	中学生以上	合計
N数	89	46	19	154
言語・ＣＯＭ編	2.01	2.11	1.82	
人間関係・社会性編	2.35	2.35	2.30	
認知・行動編	3.22	3.14	2.84	
感覚・姿勢・運動編	1.60	1.33	1.45	
健康・生活編	2.82	2.12	2.04	
医療的配慮編	1.29	1.22	1.53	
思春期			2.75	

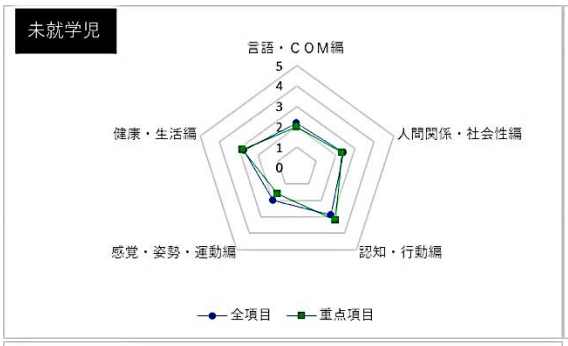

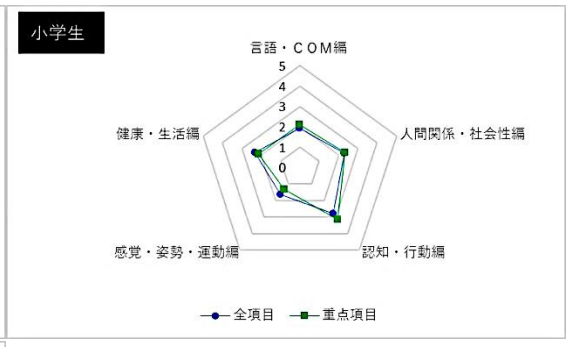

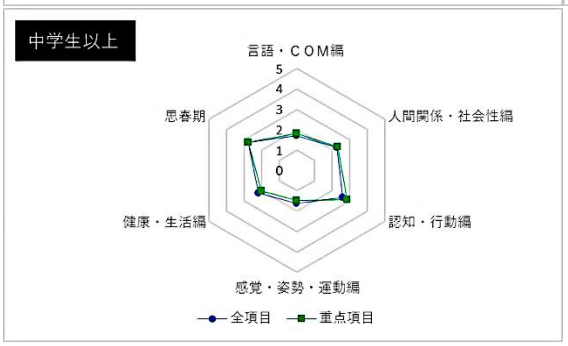

⑩ 使い勝手などに関する４つの質問に対する結果（以下、記述内容をそのまま列挙）

A. この９０項目で子どもの実態が把握できそうですか。

- 該当しない場合の項目もあった為、正確には実態は把握しにくいかもしれない。
- ある程度はできるかと思います。
- 回答者５名とも「はい」の回答でした。
- できると思います。
- 更に把握できるようになると思います。
- 大まかな部分について把握できると思う。
- できそうです。

- 概ね把握できると考えます
- 大まかには可。
- 出来ると思う。
- できると思います
- できると思う
- できそう。
- 概ね把握できると思いますが、高次機能障害や自閉症スペクトラム等で困り感が把握しにくい状態の児童も想定されるため、各項目の特記事項とは別に、自由記述欄・特記事項欄を設けて、実際にどのような困り感があり、支援を要しているが記入できるとよいと思います。
- できると思います。解釈がわかりやすかったです。特に、『②から④の状態がない時には』『3歳未満児は③と④とする』といった表記の仕方が答えやすかった。
- 年齢、タイプの違うお子さんに対しての調査項目なのでおおむねいいと感じます。また、お子さんと保護者さんにとっても優しい伝わり方でいいです。
- 完全とは言いがたいが、可能な限り聞き取れると全体像が見えてきそう
- 80%程度出来そう。(選択肢の中で選びとなると幅があるため)
- イメージは出来そう。実態を見る事ができるとより評価しやすいのではないか
- 心身機能の度合いだけでなく、人間関係・社会性の側面について多様な指標を設定していることで、精神的な不安定さなどからくる個別支援ニーズを一定程度拾い上げることができるようになっていると思いました。
- 質問毎に想定している年齢／障がいがまちまちで、回答していただいた後に再度検討し直さないと把握しづらいように感じた。
- はい。認知面対人面がより細分化されているとより把握できると感じました。
- 医療的配慮項目が多すぎる。ひとつでもあれば個別サポートに該当するのでは？
- 思春期の項目が少ないと感じる。

B.　回答する上で分かりにくい項目はありましたか。

- 多々ある。
- 最重度の方の、【できない】の項目がないところがあるようです。
- 感覚・姿勢・運動 4 と 9 と 12、認知・行動 2 と 3、言語・コミュニケーション 9、人間関係・社会性 4、健康・生活 5
- 選択肢の中で、該当する選択肢がない場合がありました。調査で想定しきれない状態もあると思うので、その他の選択肢とコメント（特記事項）記入欄も必要であると思います。
- ①が軽くて、④が重度になっていくのだなと理解して調査に取り組んだが、医療的配慮では重度が①になっていた。間違わないか気になった。
- 医療的配慮以外の各指標は、数字が大きくなるごとに支援ニーズの高さを表す指標になっていますが、医療的配慮に関しては、大きい数字の方が支援ニーズがないことを示しています。医療的配慮編の項目については他の指標とは別の集計処理を行うという理解でよいでしょうか。
- 解釈が役に立ちました

- 解釈があるので問題ありませんでした。
- いくつかの項目で、場面によって複数の選択肢が当てはまることがあり、一つに絞ることが難しかった。
- 解釈があれば理解できる。
- 解釈がある事で何を求めているか聞きたい事が分かりやりやすかった。回答者側では、状況によってということも多いので判断に迷うことがありました。
- 回答するにあたり、全体的に経験年数があり、発達についてある程度詳しい職員は回答が容易なようで30分程度で回答可能でしたが、経験年数や発達についての理解がまだ浅い職員は回答に1時間以上かかっており、わかりやすい表現の工夫はまだ必要かもしれないと感じました。
- 内容は理解できた。選択肢が医療的配慮（支援の必要→必要なし）と他の項目（支援の必要なし→全面的な支援が必要）とで異なっていた為、間違えやすいかもしれないと感じた。
- 対人面などの一部当てはまらない、または断定できないところがあった。
- 内容の重複と思われる部分がある（言語・COMと対人・社会性など）。また、重度心身障害の児にはこたえにくい（どこを選べばいいのかわからない）項目がある。
- 重身障がい児の場合、能動的な動きや思考力を評価しにくい項目があった。
- 言語・コミュニケーション2の「2項関係」で、中学生ですが関心が特定の物で③になった。認知・行動2「認知の偏り」では、②になった。生活年齢にこだわらずありのままで記載しました。いいのでしょうか。
- 言語・コミュニケーション2の選択肢「色々な物への関心～」が保護者の方と迷うことがありました。設問は、興味・関心となっていますが、選択肢は興味・関心と操作についての回答になっているので、関心があり自分から手を伸ばす／ない。ない場合は他者が見せると手を伸ばす、見せても関心を示さない等の方が、年齢が上がると特に選びやすかったり、質問しやすかったりするように思いました。
- 言語・コミュニケーション3など、「過去にできたか」とあると、現在の加算の必要性の判断には当てはまらなくなるように思いました。2項関係、3項関係等については、年齢が高いお子さんについては、特定の項目を聞き、それに当てはまらない場合は掘り下げて聞くようにすると質問項目も少し少なくなり、時間短縮にもつながるように思いました。
- 言語・コミュニケーション12では、難聴児さんにおいてはあきらめずに伝えようとするが、どんな時も適切な方法で表現するは難しいこともあり②ではないが①をつけてよいか迷いました。
- 人間関係・社会性の部分で、人への興味関心がないことで、周りとのトラブルが発生しないといったケースがあり、空欄にしてしまいました。
- 人間関係・社会性2で、「自分の興味があれば見たり聞いたりするが、興味がないと反応しない」ことについての選択肢がなく、2と3の設問内容でも選択を迷った。
- 人間関係・社会性3の「3項関係」②の解釈に「環境など」と加えてもらうと判断しやすいのではないか。
- 人間関係・社会性7の「遊びや活動」で、他児と関わらないのでトラブルにならない状況（トラブルにすらならない状況）も④かなと思いました。④に「もしくは、関わらないので

トラブルにならない。」と、追記していただくことはできるのでしょうか。それは人間関係・社会性 9 で判断できるようになっているのでしょうか。

- 人間関係・社会性 7 では、低年齢等の理由でそもそも他児との関わりの機会が少ない場合の選択肢もあると良い。
- 人間関係・社会性 7 の「トラブルの頻度」ですが同一児童で服薬開始前は③　服用開始後は②になります。同様に 8 集団参加の状況も②→①になりました。また、認知・行動 9 の「見通し（予測理解）」④→②、認知・行動 10「見通し（急な変化対応）」③→②、認知・行動 11「その他」③→②になりました。服用後も個別のサポートが必要な状況ですが、加算算定となるか気になります。
- 人間関係・社会性 7 の選択肢に該当しないことがありました。他者への関心が希薄で、トラブルになることがほとんどない様子でした。①だと「あっても自分たちで解決できる」に該当せず…。基本的にはトラブルが起きにくいですが、トラブルが起きると自分で解決することができないかと。④だと常にトラブルがおきることになるし…と悩み、強いて言えば③なのか？とすぐに選ぶことが難しかったです。
- 認知、行動面について、重症心身等、認知が著しく低い子の該当箇所をどこにすればよいか迷った（今回は最も低い選択肢にしました）
- 感覚・姿勢・運動 4「感覚器官」の設問で、「以下のような～」の表記の「以下」の項目の記載がすぐに見つけられなかった。選択肢に記載してある項目ということかと判断しましたが、設問の欄に記載があると分かりやすい。
- 感覚・姿勢・運動 6「姿勢の保持」の設問表現は、「～立っておく」よりは「立っている」の表現の方が伝わりやすいように思います。
- 感覚・姿勢・運動 9 で出来ないと言う回答欄がない。
- 感覚・姿勢・運動 10 の「運動の基本技術」で、階段の足の交互運びはできるが、床上のジャンプができない。トランポリンでのジャンプは含むのかも解釈として分かりにくいと感じました。
- 睡眠のために服薬をしており、服薬がないと生活のリズムに影響が及ぶため、選ぶことができませんでした。 健康・生活 4「生活リズム（睡眠）」にて、『該当なし』と書き込んだ。
- 健康・生活 12「生活習慣（その他）」では、3 歳未満児は③～④にします。と設問の解釈にあると判断しやすいです。
- 健康・生活 6 の質問は、どの保護者も答えづらかった。実施者も聞きづらい内容であった。
- 医ケア児の状態を把握するうえで集団参加での反応をどのように見るのか？は課題なのかと感じます。別記する形のほうが良いのか、お子さんのタイプによってかなり記入しにくいと感じます。
- 医療配慮の部分で対象でない時は空欄にしましたが、無い場合は空欄で良いのか？
- 医療ケア児じゃなければ、医療部分を省略しては？
- 医療行為を行っていない場合は空欄とした項目があります。
- 医療的配慮 1 と 2 について、1 が③の回答に対して、2 に『服薬がない』と回答できる項目が必要ではないかと思いました。

- 医療的配慮 6・8・10 では設問の解釈に『全問で①～③に確認』となっていますが、回答は空欄でもよろしいでしょうか。調査をする人によって記入がある場合もありました。
- 医療的配慮 17　③留置カテーテルの自立の実態がイメージできませんでした。①②④の項目でいいのではないでしょうか。
- 医療的配慮 5 では、療育施設への通所・通園も含まれるのであれば、選択肢の書き方が『通院』でない方が分かりやすい。
- 医療的配慮 23「精神状態」について、精神が不安定な状態をどう捉えるか、どうお伝えするかが、個人の認識の差が大きいように思います。

C.　９０項目以外に必要な項目はありますか？

- 愛着や対人面のしんどさからくる引きこもりや不登校に当てはまる項目があれば良いと感じた。
- 人間関係・社会性１　「愛着関係」で、　③と④の間に『いないことを気にする様子を示すが不安な様子はない』といったような選択肢があるといいのではないかという意見が現場職員からありました。
- 好きなあそび活動、苦手な事等の具体的に書くところがあるとわかりやすいと思いました。
- なし
- 回答者５名とも「ない」の回答でした。
- 調査項目が多いと大変なので、項目は絞って、前述のように特記事項欄を設ければよいと思います。
- 特に思いつきません。
- 特になし
- 気づきませんでした。
- 特にないと思います。
- 特になし
- 特になし
- ありません。
- 項目数をこれ以上増やす必要はないと考えます。
- これ以上は増やせない。

D.　その他、気づいた点があればご記入下さい。

- お子さんの様子をより詳しく把握するためにこれだけの項目が必要だということがわかりました。記入するために時間と労力を要することにはなりますが、その分お子さんの様子を多角的に捉えることが出来、必要な支援について把握しやすくなると思います。たくさんのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。
- 細分化されて必要な支援の度合がわかりやすくなっている。
- 解釈が付いている分、回答に悩むことが少なかったように思いました。
- ９０項目で子どもの状況がイメージできます。特にコミュニケーション、生活面、情緒面の解釈は丁寧な記述で、スムーズな選択に繋がりました。

- 問題のない項目の選択肢が１だと、まとめてみた時にわかりやすいように思いました。
- 普段はおりこうさんだがカッとなると何をしでかすかわからないので目を離せない　という子が拾えているだろうか？
- 親御さんからの聞き取りは難しいですが、行政と事業所間で養育環境についての確認は必須だと思います。
- 聞き取りする側のスキルによる所も大きいと思うので、ただ聞き取りするだけではなく、その児童の全体像をイメージしながら聞き取りできるとより良いと思いました。
- 加算要否の可否を市町村単位で決定する場合、支援現場の経験者等実際の支援現場の実情を理解している担当者を判定員に含めて頂きたい。
- 各項目をポイント化して、全体像を把握したうえで、特記事項まで考慮して、加算の要否を決定するようにして頂きたい。こだわりや多動や危険行為など、項目や頻度は少なくとも事業所側が配置を必要とする場合があります。
- 生活習慣の清潔行為に爪切りは高度な感じがするので、必要なものを整えること、と行為の習熟度には少し差があると感じました。同じ項目での判断が適当なのかどうかご検討願いたいです。
- 「一部の介助、常に介助が必要とあるが、一部がどの程度なのか？と考えることがありました。目安となる回数などがあればわかりやすいかもしれません。
- すでにご本人に対して必要な支援（工夫や配慮）をしており、「ご本人一人では自立的に行えなくてもその支援があるとできる」といった場合に、選択肢を悩むことがありました。
- 感覚・姿勢・運動の３と健康・生活の１の内容が一部被っていたため、どちらかを無くしても良いのでは？
- 医療的配慮編で、医ケアの処置について指標で細かく設問が作られ項目が多くなっていますが、その必要性は何でしょうか。
- 医療的配慮点だけ、支援度が数字の低い方が高くなっている。
- 健康・生活１「感覚器官（味覚）」と感覚・姿勢・運動３「生活リズム（食事・偏食）」の部分で重複するような質問があった。
- 感覚・姿勢・運動６「姿勢の保持（立つ）」の選択肢①②　立っておける　という表現。「立っていられる」になるのかなと思いました。
- 認知面で大小や色・数の理解があればよい
- 運動面で感覚統合の項目があると良い
- 他４名からは「なし」の回答でした。
- 特にございません。
- 特になし
- 特になし

(4)　考察

個別サポート加算Ｉの対象となっている利用児のみの調査のため、対象ではない利用児との比較が行えておらず、９０項目を２３項目に集約したことの妥当性を統計的に判断することは難しい。

しかし、年齢ごとの９０項目と２３項目との比較では実質的な差を見いだせず、２３項目だけで点数化しても全項目で点数化してもほぼ同じ結果が示される可能性が高いことを示す。

個別の項目に関しては、感覚・姿勢・運動編「感覚器官（聞こえ）」と、医療的配慮の項目は、他の項目・分野と相関することがあまり見られない。特別な項目として、他の項目とは独立して考えることが必要ではないかと示唆される。

２３項目同士でも強い相関～中程度の相関が見られるものが多くあり、数字上は質問項目をさらに絞ることができることを示している。今後の研究課題として、設問項目を精査して少なくしていくことも可能と思われる。

アセスメントを行った 34 事業所に対して行った、９０項目の調査項目の使い勝手などに関する質問の結果から、この９０項目で子どもの実態が把握できそうであるという回答が多かった。しかし、「回答する上で分かりにくい項目はあるか」という質問には、とても多くの回答があり、質問内容、選択肢、解釈などに関して修正の余地は大きい。

９０項目以外に必要な項目を聞いた質問には、不足した項目は見当たらないという意見が多かったが、特記事項を記載する欄を設けて利用児の個別の状況を勘案する必要性を訴える声なども散見される。

【調査５】行政調査

(1)　実施目的

新しい調査票案の使い勝手を確認する。

(2)　実施方法

人口規模などにより５つの行政を選定し、新しい調査票案と質問紙を事前に配布してヒアリング形式にて実施した。

(3)　結果

５つの行政全てから以下の回答を得られた。回答の一覧は以下の通り。

自治体（市区町村）情報	政令指定都市	中核市	その他の市	その他の市	町村
人口規模	約100万人	約50万人	約10万人	約5万人	約1万人
1.指標案で子どもの実態が把握できそうですか。	できる	どちらともいえない	どちらともいえない	はい	できる
「どちらともいえない」あるいは「できない」と答えた理由について教えてください。	―	現行の調査項目よりは詳細な項目となっているため、実態の把握はできると考えるが、指標案の項目で全実態が把握できるかどうかについては専門的知識がなく、判断できない	幼児と高校生が同じ項目では難しい部分もある。思春期項目があるように幼児項目を作れば、共通項目としてよりこどもの実態が把握できる設定ができるのではないか。	―	―
2.設問の内容で、わかりにくいところはありましたか。	はい	はい	はい	いいえ	なし
2-1.どの設問がわかりにくかったですか。設問番号1～20でお答えください。	3	10	13	―	―
2-2.理由を具体的にお書きください。	設問中の「働きかけ」という言葉の指す範囲が広いため、設問を聞く限りでは具体的にどういった状況であるか思い浮かばない可能性もあると感じた。	自ら傷つける行為と他人を傷つける行為が同じ設問になっている	聴覚障害ということであれば手帳を見ればわかるので、ここでは過敏などに限って設問してはどうか？また、視覚に関しては聞かなくてもいいのか？	―	―
3.選択肢の内容で、わかりにくいところはありましたか。	はい	はい	はい	いいえ	なし
3-1.どの選択肢がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	7-②	2-①、②、11-①、②	8-①	―	―
3-2.理由を具体的にお書きください。	「部分的にある」よりは、「場合によってはある」の方が分かりやすいのではないかと思う。	２手話で意思を表出する場合どちらに分類するのか迷う １１服薬がなくても経過観察している場合は①と判断してよいか	未就学児は全ての子どもが見通しを立てられないのでは？それで問題がないのなら、その旨を冒頭に記載してくれた方が、迷わずにチェックできる。	―	―
4.解釈の説明文で、わかりにくいところはありましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
4-1.どの解釈がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	18-②、③	17-④	15,17,19	３－①～④	1-①、1-②
4-2.理由を具体的にお書きください。	18-①の解釈文中にある、「エジソン箸などの特殊箸」を使用して食べることができる場合は、③に該当するという解釈でよいか。	車いすの自走ができる場合も、④と判断するのか	15,17 装具をつけている場合は自立になるのかどうか、解釈を読んでもわからなかった。 19 夜のみおむつの場合はどこになるのか、解釈を読んでもわからなかった。	紙面で保護者に調査を行なう場合に、「働きかける」という表現よりも、問いかけ、コミュニケーション等、他の用語の方が伝わり易いと感じる。	文中「経験していた」の意味がよく分かりませんでした。
5.現在の指標と比べ、つけやすくなりましたか。	はい。	どちらともいえない	はい	はい	つけやすくなる
5.の回答についてコメントがあればお書きください。	確認すべき項目の内容を、現在の指標よりも、よりかみ砕いて聞くことが出来る設問の内容となっている。	１～２０は児童発達支援、放課後等デイサービス共通のため、対象年齢が幅広く、児童発達支援の年齢の子では評価が難しい項目があるように感じた	―	―	―
6.行政担当者として聞きやすい設問でしたか。	はい。	はい	項目が具体的で聞きやすい。	はい	聞きやすい
6.の回答についてコメントがあればお書きください。	５と重複するが、現在の指標よりも、難しい言葉ではなく、具体的にその時の状況をイメージしやすいような解釈文も記載されているため、行政担当者もより分かりやすい質問が出来るようになっていると感じた。	―	紙の分量が多く、最初は面食らった。	―	解釈の中に具体的な例示が多くあり、保護者が児の様子をイメージしながら答えることができるため、選択肢を選ぶうえで非常に役立つと思います。
7.保護者が答えやすい設問になっていると思いますか。	はい。	はい	はい	はい	なっている
7.の回答についてコメントがあればお書きください。	それぞれの設問で聞かれている内容について、保護者が状況をイメージがしやすいよう工夫されているため、答えやすいと感じた。 また一部設問は、設問に対しての回答が「できる」「できない」ではなく、「そうしているかどうか」という回答をするようになっていたため、保護者の心情にも寄り添えるものになっていると感じた。	―	保護者にとっては具体的な内容のため答えやすいと思う。	―	保護者によっては理解力の低い方もいらっしゃるが、この設問なら聞く側が少し文言をかみくだいて説明すれば、答えることができると思います。
8.保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思いますか。	はい。	はい	医ケア児の場合、これでは不十分なように感じる。	はい	なっている
8.の回答についてコメントがあればお書きください。	保護者は自分の子どもに対しては、第三者目線よりも評価が高いものであると思うが、この指標案の設問の内容は、より子どもの状況をイメージしやすいものになっているため、保護者も行政も、子どもの状況を比較的正確に共有できるものになっていると感じた。	―	「医ケアはありますか？」というザクっとした設問でもいいのでは？発作や喘息は、薬でコントロールできているかどうかを、質問したらどうか。	―	―
9.家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思いますか。	はい。	はい	23が慣れない場所ではだめなんですという場合は、どのように付けたらいいだろうか？	はい	なっている
9.の回答についてコメントがあればお書きください。	思春期の子どもの人間関係・集団参加の状況も確認できる設問があるため、より子どもの成長段階に添った状況確認が出来ると感じた。	―	23の他に5もあり、迷った。	―	―

10.　その他、疑問点や感想などありましたら自由にお書きください。

（政令指定都市）

- 設問や選択肢に対する解釈文が分かりやすく、調査に当たる行政担当者ごとの評価のバラつきが比較的抑えられるものになっており、より正確に子どもの状況を把握することが出来ると感じた。

（中核市）

- 医療的配慮について、胃ろう・腸ろうのみとなっている理由
- サポート加算対象の判定要件

（その他の市：人口約１０万人）

- 更新時の支給決定の際に必要な調査である５領域１１項目（事務処理要領「介助の必要性や障害の程度の把握のため」）を、今年度より当市では個別サポート加算Ｉの調査票をもとに、行政の担当者が読み替えて社内で作成している。それにより、昨年度までは保護者との面談（窓口や電話）によって聞き取っていた作業が省略され大きな業務軽減につながった。もしも今後個別サポート加算Ｉの調査票が変更される場合には、支給決定時に必要な調査と連動するようにすることで、業務軽減に繋げてほしい。

（その他の市：人口約５万人：「　」内が調査担当者からの質問項目、⇒が行政担当者の回答）

- 「調査項目として使う場合の負担感はあったか？」
  ⇒現在使用している指標の調査内容が置き換われば、手間的には同じ。項目についての負担感はない。
- 「調査項目に違和感はなかったか？」
  ⇒現指標は、問題行動に焦点化された聞き取り項目の表記であり、今回の仮調査項目は馴染みやすい聞き取り内容で、保護者の負担感も少ないように思う。
- 「現在の聞き取り調査の時、どれぐらいの割合で子どもの様子を直接確認していますか？」
  ⇒行政窓口では、殆どやっていない。また、子どもと保護者同伴で聞き取りを行える様な場面設定やスペースもない。
  ⇒現状で、子どもと保護者が一緒に来られるケースは、希でかつ幼児や未就園児の数ケース程度。
  ⇒新規申請は、必ず窓口申請としてその時に保護者から聞き取りを行なう。
  ⇒更新申請の場合は、書面の殆どを郵送（返信用封筒同封し）でやりとりしているので、保護者の回答による判断となる。
- 「指標判定に関して、事業所からの見解等を別途取得するとどうなる？」
  ⇒情報を集めることはできるが、それらを統合して見解を出すことは行政には難しい。
- 「指標判定の内容の妥当性、客観性はどう担保する？」
  ⇒当市は、新規申請の時に以下の手順をとっている。
  ①申請希望時に保護者へ資料 a、b を渡し、アセスメント機関に保護者が記入する。
  ②保護者が、アセスメント機関への予約を行なう。

③子どもと保護者は、発達支援機関（市内児童発達支援センター）でアセスメントを受けてもらう（資料 c、d、e に基づき、アセスメント機関が記載）。
④アセスメント機関から行政へ書類（資料 c、d、e）を市に提出。
⑤窓口での申請手続きの際に、保護者記入資料（a、ｂ）を元に行政担当者が保護者から聞き取りをしながら、アセスメント機関の書類（資料 c、d、e）記載内容と照会して区分決定をしている。

(町村)

- かなり項目を絞られた結果の 23 項目とのこと。これ以上減らすと適切な把握ができないと思います。聞く側、答える側共に、ほど良いボリュームだと思います。実際に運用する際は、字を大きくする等レイアウトを見やすくすれば、より分かりやすく使い勝手が良くなると思います。

(4) 考察

「現在の指標と比べてつけやすくなりましたか」という質問に、多くの行政が「はい」と回答した。しかし、対象年齢が幅広いため特に未就学児では評価が難しい項目があるように感じたとの回答があり、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一の調査票で調査することを十分に検討する必要があろう。

「行政担当者として聞きやすい設問か」という質問に、全ての行政が「はい」と答えた。しかし、質問紙の枚数が多いという回答もあった。

「保護者が答えやすい設問になっていると思うか」という質問に、全ての行政が「はい」と答えた。具体的な内容であることが評価されている。

「保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思うか」という質問には、全ての行政が「はい」と答えた。しかし、医療的ケア児の場合は不十分であるという回答があった。

「家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思うか」という質問に、多くの行政が「はい」と回答した。ただ、一部の設問においては難しいという回答もあり、精査が必要であろう。

上記の通り、２３項目の新しい調査票案の使い勝手は、概ね良好と捉えられている。個別の項目の精査が必要なものの、療育現場から抽出された調査項目に基づく指標は行政現場での使用にも耐えうると考えられるのではないだろうか。

しかし、最後の質問の自由記述にある通り、行政は支給決定を決める調査や、医療的ケア児、強度行動障害、短期入所など様々な調査を行っており、それらの調査と個別サポート加算Ｉの調査が同一あるいは類似した調査項目、調査時期、調査方法であると、行政の作業の手間が軽減し、同時に保護者などの手間も軽減すると考えられる。子ども一人ひとりを丁寧にアセスメントするためにも、行政の作業の手間を軽減させるための配慮は不可欠と考える。

第６章　まとめ（総合考察及び提言）

本研究は、令和３年度報酬改定で導入された「個別サポート加算Ⅰ」の判定に用いられる指標について、その運用実態と新たな指標（案）を提案することを目的として、企画実施されたものである。

１．運用実態に関して

（１）運用実態とこれまでの経緯

【調査１～３】の結果からも明らかになっており、「個別サポート加算（Ⅰ）」の算定率は児童発達支援と放課後等デイサービスで有意差（児童発達支援のほうが有意に高い）が見られている。低年齢であればあるほど算定率は高いのは理解できるが（これは障害や特性に加え、年齢的要素が影響)、それであっても、小学校１年生を境に放課後等デイサービスでの算定率が急減しているのは、同じ「個別サポート加算（Ⅰ）」という名称であっても、明らかに評価の内容及び基準が異なっていることを意味している。特に、児童発達支援事業（センター以外）と放課後等デイサービスの指定に係る職員配置基準及び設備基準等は同じであるにも関わらず、評価が異なるのは違和感がある。

また、自治体間で算定率に相当のバラツキがあることが調査の結果分かったが、このことは厚生労働省が指標項目ごとの解説表（CDS と協力して作成）を配布しても、行政窓口の職員が指標に基づいて介助面や行動面を調査することの難しさ（限界）を示しているといえる。さらに、自治体規模によっても、町村の算定率が低いなどのばらつきが見られた。本来、個別サポート加算Ⅰの算定は、調査項目に基づき、指標を決定されるものであって、自治体間での判断のバラツキを容認できるものではない。各自治体の対応については、厚生労働省のよる詳細な運用実態のさらなる把握が必要であり、現在のサポート加算Ⅰの調査項目、方法、指標判定の継続の有無も早急に検討すべきである。

現在の個別サポート加算Ⅰの導入に至るまでの経緯としては、以下の通りである。

①　障害福祉への「指標」導入と障害児の取り扱い

障害福祉において「指標」が導入されたのは、平成 18 年の障害者自立支援法の介護給付費の対象となる障害福祉サービスを利用する際に認定される「障害程度区分」（現在「障害支援区分」）が最初である。平成 12 年に開始された介護保険制度の「要介護認定」を下敷きに作成された経緯もあり、障害福祉サービスのうち介護給付費に対してのみ適用される指標である。つまり、「障害支援区分」はどちらかというと介護度に着目した指標となっており、介護給付費サービスの利用の適否を判断することに用いられ、報酬単位や国庫負担基準（≒利用の総量）にも反映されている。ただ、この「障害支援区分」は介護給付費サービスに限定しつつも、訓練等給付費サービスの支給決定プロセスにおいて状態像を把握する「参考指標」として、障害児を除く全ての障害者に 80 項目の障害支援区分認定調査項目の調査を実施している（「介護給付費等に係る支給決定事務等について（以下、「介護給付費等に係る事務処理要領 」)。

※ 障害児については、
① 発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること
② 乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く
③ 現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと
から、障害支援区分は設けていない。

なお、先述の介護給付費等に係る事務処理要領では、障害児に対する指標（区分）の適用について、以下のように書かれている。

上記のように区分は設けないとしつつも、障害児から障害福祉サービスである居宅介護や短期入所の申請があった場合は、障害の種類や程度の把握のために「5 領域 11 項目の調査」を行った上で支給の要否及び支給量を決定することとされ、点数化された結果により３段階の区分（区分 1～３）に分け、単価に反映している。つまり、平成 18 年の障害者自立支援法の施行時から、特定のサービスに限って障害児においても指標（区分）が用いられてきた。

しかし、通所支援の支給決定プロセスにおいても居宅介護又は短期入所で用いる「5 領域 11 項目」の調査を行うことが「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（以下、「障害児通所給付費に係る事務処理要領」）において決められている。

(1) 通所給付決定の際の勘案事項(則第 18 条の 10)
1 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態
※ 介助の必要性や障害の程度の把握のために、5 領域 11 項目の調査(別表 1)を行う。また、乳幼児期の医療的ケア児については、5 領域 11 項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査(別表 2)における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

調査の目的は「介助の必要性や障害の程度の把握のため」と記述されているが、主に介助面の支援の程度を確認するためのものであり、発達支援的な視点を持った指標ではなかった。

また、子どもたちの実態に直面している保護者や支援に携わる現場職員は、「子どもの支援には、早期の気づきと支援が必要であるにも関わらず、支援開始の入り口の段階で子どもの状態を区分けしていくことに、相当の拒否感、アレルギー反応があった。

② 平成 30 年度報酬改定における障害児支援への指標の導入

平成 30 年度報酬改定において、放課後等デイサービスに限定して、新たに「児童指導員等加配加算（Ⅱ）」が創設された。加算認定に当たっては、それまで障害児通所支援の支給決定プロセスで使用してきた「5 領域 11 項目の調査」を指標として用いることとなった。導入直後から以下の点で批判があった。

（ア） 居宅介護又は短期入所で使用していた指標（5 領域 11 項目）を参考に指標を作成したこと
⇒ 介助面での支援指標であり、発達的な支援に関係する項目はなかった。

（イ） 「児童指導員等加配加算（Ⅱ）」の目的を明確にしていなかったこと

⇒ 職員加配した時に請求できることからその目的は明確であったが、職員加配の目的が「5 領域 11 個目」と関連させて、介助面での加配であるということを明確にしていなかった。

（ウ）指標該当の基準が高かったこと

⇒ 報酬改定検討チームで提出された厚生労働省の資料では、中重度の障害児を 50% 以上受け入れている放デイ事業所が約半数存在していることを根拠として提示していた。インセンティブを働かせて、各事業所に支援度の高い児童の受け入れが促進されることも期待されたと思われるが、実際に算定できた事業所は 22.8%と見込みよりも低かった。

（エ）市区町村職員が評価すること

⇒ 5 領域 11 項目の調査は、これまでも支給決定プロセスには組み込まれてはいたが、「障害支援区分」のような位置づけや加算要件となっていなかった（短期入所のみ区分により報酬単位に差が設けられた）ため、認定調査のための訓練等を受けていない事務職が保護者からの聴き取りのみで評価するには限界がある。また、障害者支援区分の判定のように市町村審査会のような客観的に結果を評価する仕組みがなかったために、保護者の伝え方や市町村職員の受け止め方によって評価に差が生じやすく、また、それを解消するために放デイ事業者から聴き取りをするといったイレギュラーな対応をした市区町村も存在し、判定結果に地域差が生じていたり、現場の支援実態と指標結果の間に相当の乖離が生じた。

③ 令和 3 年度報酬改定における指標導入の拡大

令和 3 年度報酬改定では、基本報酬単位や加算単位を下げるとともに、「児童指導員等加配加算（Ⅱ）」を廃止し、新たに「個別サポート加算（Ⅰ）」を創設して、“かかりまし経費”として「指標」に該当する個々の児童に報酬上の評価をすることとなった。“かかりまし経費”とは使途が明確にされていない事業所の裁量的経費ということであり、中重度障害児の受け入れを促進するインセンティブ的要素の強い加算であると言えよう。しかし、厚生労働省は「個別サポート加算（Ⅰ）」を「ケアニーズが高い障害児に支援を行った ときの加算」と説明しているが（「令和 3 年 4 月以降の 5 領域 11 項目の調査等に係る調査方法等について」令和 3 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）、具体性に欠け、加算がどのような状態像の子どもたちに、どのような個別サポートするのかといった支援の対象と内容が明示されていないことが、行政と現場での捉え方の乖離に拍車を掛ける結果となっている。

①～③に示すように、本研究のテーマである「個別サポート加算（Ⅰ）」は、以前の体制加算から個別加算の位置づけとなり、さらに学齢児のみに適用されてきた指標を、心身の成長・発達により状態像がまだ未熟で、かつ急激に変化する乳幼児にもその適用範囲を広げることになった。

保育所では年齢的要素を考慮し、より手のかかる乳幼児クラスの職員配置を手厚くしているが、児童発達支援の職員配置基準は一律の５：１であり（児童発達支援センターは４：１）、年齢的要素を全く考慮されてない。これは放課後等デイサービスの基準と同じであることから、低年齢でより介助が必要となる子どもへの支援が手厚くなることは歓迎される。厚生労働省も、「「乳幼児等サ

ポート調査」は、純粋に児童発達支援における当該障害児への介助等のサポートの必要量を把握する趣旨であることから、給付決定時調査と異なり、各項目を判定する上で、「※通常の発達において必要とされる介助等は除く。」 という考え方は用いず、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付けるものとした」と乳幼児サポート調査の解説をしており（「令和 3 年 4 月以降の 5 領域 11 項目の調査等に係る調査方法等について」令和 3 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)、障害とは切り離し、年齢的要素も含めて介助等が必要であるという「状態像」で判断することになったのは高く評価できる。実際、【調査１～３】の結果からも、より低年齢児の算定率が高くなっている。

（２）指標の導入と運用に関する課題

平成 30 年度報酬改定で創設された「児童指導員加配加算（Ⅱ)」及び令和 3 年度報酬改定で導入された「個別サポート加算（Ⅰ)」に「指標」が導入されたが、その過程を見てみると、指標そのものの妥当性や年齢等を考慮した成長・発達との相関性、等を検証する研究が行われた上で作成された訳ではなく、エビデンスが明確ではないまま拙速に指標が導入されたと言わざるを得ない。

本研究結果から、明らかになった課題を以下に整理する。

① 個別サポート加算（Ⅰ）の目的、対象や内容について明確にされていないこと
② 以下の２点においては、予備研究や検証研究が行われておらずエビデンスがないこと
　(ア) 放課後等デイサービスの指標項目及び加算適用基準が変更されていないこと
　(イ) 児童発達支援の指標項目が「5 領域 11 項目」を採用したこと
③ 児童発達支援と放課後等デイサービスで加算の基準が異なっており、算定率に差があること
④ 行政職員が調査することに限界があること

また、検討委員会および新たな指標作りの過程において、現状の個別サポート加算（Ⅰ）の運用に関して、不足もしくは欠落していると思われる点として、以下の点が確認された。

① 聞き取りの対象となる保護者への配慮
② 調査を補完するための関係機関からの情報収集等の手続きの明確化
③ 質の高い支援により当該加算が非該当となった場合の事業所に対する評価の仕組み
④ 乳幼児期からの地域における一貫した支援の為の経年的変化を捉える視点
⑤ 疑義があった場合、再調査できる仕組み、手続きの統一化

２．新たな指標（案）に関して

１．で述べた運用実態や経緯を確認するほどに、本研究のもう一つの目的である「新たな指標（案）の提案」の方向性を明確に限定する必要があった。現状の「個別サポート加算（Ⅰ)」の適切な運用に向けた提案にするのか、それとも、全く新たな仕組みづくりを念頭に、子どもたちの状態像全般を把握し、支援に活かすための指標の提案をするのかによって、指標（案）の性格も相当異なってくるだろう。

我々は、検討委員会の意見ならびに各実務者会議（A、B、C、D チーム）の作業過程において以下の方向性を確認しながら、新たな指標（案）を作成した。

なお、時間的な限りのある中での調査研究であり、統計処理等学術的な研究とは言い難いのも事実であり、本調査研究で作成した指標の妥当性や、支援内容や時間等との関連性の検証は、今後継続して行う必要があることを前提とする。

（１） 新たな指標（案）作成の方向性

① 新たな指標（案）は、子どもの状態全般を把握できるものであること

１．で述べたように「個別サポート加算（Ⅰ）」は、「児童指導員等加配加算（Ⅱ）」の流れを汲みつつ、職員加配という意味合いを無くし、中重度の障害児の受け入れを評価し“かかりまし経費”として手間賃を手当している個別給付である。報酬単位は、指標該当者一人あたり１回 100 単位で、基本報酬に上乗せされる。なお、強度行動障害や医療的ケアのある児童に対しては、別途、評価される仕組みがある。

「個別サポート加算（Ⅰ）」の指標判定の調査項目は、課題や問題の領域を特定せず、障害児通所支援を利用する子どもの全般的状態や子どもの困り感を評価、把握する事が望ましい。なお、強度行動障害や医療的ケアとは別の加算として位置づけられてはいるが、現行の指標は介助面を中心に「食事」「排せつ」「入浴」「移動」「行動障害・精神症状」に関する項目で構成されているため、強度の差こそあれ、内容的には重複する（強度行動障害及び医療的ケアのある児童は個別サポート加算（Ⅰ）の対象になり得る）ものとなる。なお、支給決定にあたって、行政は強度行動障害加算や医療的ケア児加算の認定など様々な認定業務があり、過多となっている実態も想定できるため、新たな指標（案）の作成にあたっては、現在別々に設定されているその他の加算についても評定できるよう指標の統合化の検討も必要である。

② 新たな指標（案）は、支給の適否や必要量決定に用いるものではなく、子どもの最善の利益に資するものにすべきであること（指標導入の目的の明確化）

厚生労働省の「障害児通所支援のあり方に関する検討会」報告書（令和 3 年 10 月）では、新たな指標について、「７．障害児通所支援の給付決定の在り方について」の項で、「介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設けていく方向で、検討を深めることが必要である。その際は、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直していく必要がある」と記載されており、厚生労働省の意向としては、新たな指標（案）を個別サポート加算（Ⅰ）のためだけに適用するというよりも、すべての利用児童に対して状態像全般を把握し、支給決定プロセスに組み入れていくことがうかがえる。また、今後各地域毎に整備されてゆくであろう「こども家庭センター」での把握や「サポートプランの作成」に寄与する内容が望ましいであろう。今後の施策の変更に合わせ、全般的な状態像や子どもの困り感を評価、把握するものが有効であろう。

指標（案）の導入にあたっては、なぜ障害のある「児童」に指標を導入する必要があるのか、指標が何にどう役立てるのかといった理念的な議論も十分行われる必要がある。間違って

も、どのような指標にするかという形式の議論にしてはならない。むろん子どもへの支援に寄与することなく、放課後等デイサービスの利用抑制や給付費の抑制を目的としたものとして検討されるようなことはあってはならない。

障害児支援は、障害のある子どもの最善の利益を確保し、早期の気づきと早期支援を行うものであり、「支援の必要性の有無の決定」や、「支援量の算出」のために用いられることのないようにしなければならない。

障害児支援は、子どもとその保護者のための発達支援に軸足を置いており、発達支援の必要性はスクリーニング的な項目で計算機のごとく簡単に導き出せる単純なものでないということ、指標はあくまでも子ども本人のための活用されるものであることを、指標議論の際には共有しておく必要がある。

③ 新たな指標（案）は、子どもの理解と支援に役立つものであること

本研究では、新しい指標（案）作成にあたり、個別サポート加算（Ⅰ）のみに適用することを想定せず、子どもの発達水準や生活状況等網羅的に把握できるよう、また、支援に活用できるようにすることを念頭に考案した。具体的には、ⅰ）項目の焦点を「できる／できない」から「困り感」に変更、ⅱ）項目の軸を「介護度と行動評定・精神症状」から「子どもの現状」に変更とし、「児童発達支援ガイドライン」に掲載されている支援のための５領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）から抽出し整理した。加えて、児童期・思春期に関する領域として「基本的生活動作」「自立生活・余暇活動」「コミュニケーション」「地域生活・地域交流」の４領域で整理した。なお、それぞれの項目の選定にあたっては、標準化された検査や調査項目から抽出したものではなく、日ごろ現場で子どもや家族を支援している職員が支援上必要と考えるものを抽出している。この指標調査項目案は、支援の現場感に沿ったものであると言えるものの、単に感覚的に抽出したわけではなく、発達心理学や医学、保育等の専門的知識もフル動員して作成したものである。各項目は、年齢依存的なのか、発達依存的なのかの検討も併せて行っている。支援と関連して、ⅰ）継続的な支援、ⅱ）環境を通した支援、ⅲ）思春期特性への配慮、ⅳ）予防的支援、ⅴ）年齢やライフステージに合わせた支援、ⅵ）専門的支援なども検討しており、今後の指標を検討する際の視座となろう。

新しい指標（案）を導入する効果としては、どの部分が苦手さ（困り感）があり、どの部分が強みなのかが分かり、子ども本人の育ちの意欲につなげられやすくなるとともに、保護者や支援者の励みや、支援の質の向上にも寄与と思われる。また、継年的な変化を確認することが可能となり支援の積み重ねが行われること、保護者の困り感に寄り添った家族支援が行われることも期待される。

本研究【調査４】の事業所調査で、作成した新たな指標（案）全 90 項目を児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業にて試行し、検証したところ、評価しにくさはあるものの、追加すべき項目はほぼなく、概ね全体像を把握できると高評価を得た。このことから、本研究で作成した新たな指標（案）は支援の現場に即したものになっており、概ね有効と考えるが、さらなる学術的研究により制度を向上させる必要もある。

（２） 新たな指標（案）導入に向けた課題

① 新たな指標（案）の調査者は、適切な訓練を受けた者が行い、公平性を担保すること

本研究では、現行の個別サポート加算（Ⅰ）の算定率に地域差があることが分かった。調査者によるバラツキが少なくなるよう事務連絡で解説書も配布されているが、子ども本人と面接することなく保護者からの聴き取りを行う／行うしかない（子どもと同伴で観察できる相談スペースがないなどの物理的環境の問題も存在）、そもそもの調査方法の統一化がなされていない現状も垣間見えた。また、実際に調査に携わっている行政職員からは調査項目ごとの評価の難しさを感じていることや、現場との乖離が生じている実態も浮き彫りになった。これらの根底にあるのは、ⅰ）行政職員は、障害児に関するプロパーではなく、年齢や発達に関する知識と経験が不足していること（支援現場との圧倒的な差が生じている）、ⅱ）指標による調査目的が、行政にとっては加算の適否を判定することそのものであるが（利用増加に伴い膨張している給付費を抑制しようという意図が意識的／無意識的に働く可能性もある）、現場は目の前の子どもの困り感に対し手厚く支援している実態を評価してもらうものだという認識であり、そもそも齟齬があると推測される。

本研究では、ガイドラインに基づく発達支援の５領域に加え児童期・思春期領域、計 90 項目の新たな指標（案）を試作したが、令和６年度以降も個別サポート加算（Ⅰ）が継続され、加算算定のための調査を現行通り行政窓口の職員が行うことになれば、簡便に調査できるよう項目数を減ずる必要がある。本研究【調査５】では、90 項目を 23 項目に集約した簡略版を作成し、行政に試行してもらったところ、項目数は適量で、使い勝手も概ね良好との意見が多かった。90 項目と 23 項目との一定の関連性がある、簡略版の有効性も示された（さらなる統計的処理による検証は必要）。そのような肯定的な意見の中にも、保護者からの聴き取りを中心とした調査の限界も引き続き想定された。保護者や事業所も納得できる客観性を担保するために、専門の調査機関でアセスメントをしてもらうといった提案もあった。今後新たな指標（案）が、個別サポート加算（Ⅰ）の算定のために適用されたり、支給決定プロセスにおいて支給の適否や支給量を図るために適用されたりするのであれば、行政が引き続き調査を実施することになるが、できる限り、障害支援区分認定調査と同様に専門機関職員（児童であれば児童発達支援センターや障害児相談支援事業所等）又は認定調査研修を受けた者が行うことが望ましい。一方、新たな指標（案）が、子どもや家族の支援のアセスメントに活用されるようにしていくのであれば、行政機関だけが実施することは適当ではなく、適切な訓練を受けた者が行い、客観性・公平性を担保することが必須である。障害者総合支援法のような市町村審査会を設ける、もしくは、活用することも客観性・公平性を担保することに寄与できるが、障害児への適用については慎重な議論が望まれる。

② 新たな指標（案）導入に向けた議論は、丁寧な調査研究を行い、専門家も含めた検討会で行うこと

今回、限られた期間で現行の「個別サポート加算（Ⅰ）」の現状と課題を把握するための実態調査を行うとともに、新たな指標（案）を考案し、行政及び事業所にて試行した。新たな指標

（案）は、CDS の現場の立場から言えば、「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」に記載された支給の適否や支給量の決定に使用されるものではなく、子どもとその家族に対する支援に直結するものであり、ひいては障害児支援全体の質の向上に寄与するものでなければならないと考えている。先行して指標を設けている障害者総合支援法では、「障害程度区分」及びその後継の「障害支援区分」の設計に当たって、公に調査研究を行った上で検討会を立ち上げ、検討している。「障害支援区分」は介護面を中心に支援度を測るものだが、障害児支援においては、介助面及び行動障害・精神症状だけでない、発達支援の視点を持った新たな指標を設ける必要がある。介護保険制度や障害者総合支援法の区分とは全く別に、子どもの指標としてゼロベースから検討する必要がある。その中では、当然、子どもに指標を適用することの是非についても真剣に議論することが必要である。その際、統計学等に精通する学識経験者、当事者や事業者、行政等各方面の関係者で調査研究を行い、検討されるべきである。本調査で作成した新たな指標（案）は、児童発達支援ガイドラインの支援領域を考慮し、現場感覚で項目を抽出したものであるが、事業所及び行政の調査では概ね良好な意見が聞かれており、今後の指標検討にあたってのベースになろう。

（３） 新たな指標の検討に当たって留意すべき事項

本研究では、現行の個別サポート加算（Ｉ）の児童発達支援版「乳幼児等サポート調査」及び放課後等デイサービス版「就学児サポート調査」の実態を調査し、課題を抽出した。また、新たな指標（案）を作成した上で、行政と支援事業所に試行した結果からさらなる課題を抽出した。以上の結果から、今後、新たな指標のさらなる検討が行なわれることを期待し、重要と考える視点ならびに留意すべき事項を整理する。

① 指標導入の目的を明確にすること

障害児に指標（区分）を用いることには、平成 18 年の障害者自立支援法及び平成 24 年の改正児童福祉法の施行当初から慎重論があり、当事者及び関係者から抵抗も強かった経緯もある。

指標の導入に当たっては、子どもや家族、支援者に丁寧に説明し、理解を得ることが何よりも必要である。指標が支援に直接つながるようなものであれば納得も得られやすいが、「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」に記載の支給決定プロセスに絡めるような適用になるのであれば、より説明が必要である。それを前提に、議論のスタートは「指標の導入目的」にすべきである。

また、保護者が家庭では排せつ面で困っていても、支援事業所では排せつ支援をしていないが、個別サポートしていなくても加算認定されるという矛盾が生ずることになる。

今後、指標が支援内容と対応させるのであれば、是非について検討する必要がある。

また、集団の規模や構成によって、集団の中での困り感（支援度）が変わってくる。保育所・学校等の基礎集団や家庭での状況だけでなく、児童発達支援や放課後等デイサービスの実際の支援現場の環境（集団構成）も考慮すべきかどうか議論が必要である。

② 指標の内容に関すること

（ア）子どもの視点に立ち、生活上の「困り感」と「強み」を把握できること

上記２－（１）－①とも関連するが、指標の導入に当たっては、子どもの最善の利益が保障されることが重要であり、そのためには常に子どもの視点に立ち、一人ひとりのニーズに寄り添って、生活や暮らしの中で生じている「困り感」を明らかにする必要がある。本研究では、児童発達支援ガイドラインの発達支援の５領域に加え、思春期・児童期領域を追加したが、思春期に生じる発達課題や危機については、必ず項目に入れる事により調査担当者のみならず保護者ならびに支援者が理解を深める一助となる。

障害は「困り感」であるが、逆に「強み」になることもある。障害のある子どもの持つ「強み」もしっかりアセスメントできれば、個別支援計画にも反映でき、良い支援につながることが期待できる。

（イ）子ども・家庭の全体像を把握できるものであること

新たな指標の検討や導入に当たっては、現行の子ども自身を対象とした「個別サポート加算（Ⅰ）」に限定せず、家族の全体像をも把握できるように検討すべきである。これは、「個別サポート加算（Ⅱ）」で対応されている社会的養護の子どもたちやその家庭の評価にもなりうる。

愛着の問題から攻撃性や多動、集団不適応などを生じていることも少なくなく、子どもの全体像把握のために不可欠な事でもある。

（ウ）支援（個別支援計画等）に反映できるアセスメントとして活用できるようにすること

上記（ア）（イ）にも関連するが、適切なアセスメントに基づき、個別支援計画を立て、計画に沿った支援を行えるよう、アセスメントに活用できることを念頭において、新たな指標の調査項目を検討することが重要である。

（エ）子どもが自己認識できる項目とし、自身が権利の行使の主体として活用できること

項目ならびに解釈の内容は、子どもが理解しやすく、目標となるようなの設定に配慮する事が望ましい。子どもの権利は、子どもが行使する主体者であるため、セルフイメージや自分はどうしていきたいのかといった自己意識を高めていけることが重要である。

③ 評価の手法に関すること

（ア）評価の場所や場面、環境

子どもの状態は、環境や状況によって大きく変化する。家庭での状況を評価するのか、支援事業所での状態か、それとも保育所や幼稚園、学校状況で評価するのかで状況が変わることは多い。できる限り、それらを総合的に判断することが望ましいが、いずれにしても評価場面の設定は大きく影響する。

（イ）評価の方法

上記２－（２）－①とも関連するが、調査担当者は、子どもの実情を的確に把握することが重要である。【調査５】の行政職員からの意見にもあったが、行政窓口には子どもを同伴し遊ばせるような物理的環境がそもそも整っていないことも多く、例え環境が整っていても、行政職員が子どもの行動を観察しながら評価する難しさは容易に想像がつく。

また、主体は子ども自身であるが、保護者の聴き取りのみで判断している事への危険性を十分に理解しておく必要がある。

さらに、保護者からの聞き取りでは、心理的バイアスがかかり、できないと言えず「できます」と言ってしまうこともあり得る（逆の場合も想定される）。さらに保護者からの聴き取りの

みで行えば、家庭での様子は評価しやすいが、保育所や学校での様子は先生等から間接的に聞いたことを伝えることになる。

（ウ）評価の実施者（調査員）

現在、個別サポート加算（Ｉ）は行政職員が行うことになっている。これは、客観的に状態像を確認し、事業所が報酬を得るために独自に判断しないようにするためには必要なことである。今回の研究した新たな指標が、子どもの困り感等の総合評価となった場合、子どもの発達や支援のことについてよく知る者が専門研修を受講した上で行うことが望ましい。また、児童発達支援センター等がアセスメント機関となることや、医師やその他の機関の意見書等の総合的に評価することも検討すべきである。

（エ）項目の内容

同様の障害名でも、その程度や事象は多様である。今回の研究の調査項目案では、運動・感覚の領域においても、高い筋緊張により阻害されるものもあれば、弛緩や動揺など全くタイプの異なる場合もある。また、人間関係・社会性の領域に「愛着関係」が示されているが、「反応性愛着障害」だけでなく「脱抑制型愛着障害」といった明らに違う困り感を生じる場合もある。いずれにしても、指標のための調査項目は、子どもの全体像を把握するものとし、支援の為にはより詳細なアセスメントが重要である事を周知する必要がある。

（オ）評価の項目数

本研究では、子どもの全体像把握のための調査項目は多岐にわたった。これは、事業所が支援に役立てるためのアセスメントとしてより精査、充実させて活用することも可能であろう。現実的に、指標該当の判断のためには、抽出する調査項目の妥当性、代表性に関する調査研究を進める必要がある。

また、強度行動障害や医療的ケア児の指標項目も包含されるよう各調査の統合解釈の手段、もしくは調査の統合に関する研究もすすめる必要がある。

（カ）項目の重み付け

要介護度や障害支援区分のロジックに組み込まれているような項目間の関連性ならびに項目の重み付けに関する研究と検証を進める必要がある。また、障害児に用いる場合には、年齢による判断要素も変動させる必要がある。

３．おわりに

本研究では、新たな指標（案）を現場に近い感覚で、支援につながる視点で新しい指標（案）のための調査項目を作成し提案した。本来、指標には普遍性及び妥当性が求められる。

本研究は、実質８か月という限られた期間の中で行われたものであり、研究手法も大学や研究機関で行うようなものではなく、現場の実践者と対話を重ねながら、その人たちの声を結集するような形で進めたものである。そのため、項目の抽出方法や統計処理等で不十分な面もあったと承知している。本研究は２０２２年３月末で終了するが、妥当性等を検証する必要があり、支援内容との相関や、指標を用いた個別支援計画への反映方法等々、さらなる研究課題は山積している。具体的には、放課後等デイサービスガイドラインの見直し（平成 30 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業で、CDS がガイドラインの改訂案を提言済）のほか、児童発達支援センターの一

元化を含む事業体系の見直しや機能強化、指定基準や報酬基準等の見直しも検討される必要がある。

特に支援の質の向上については、保育所や教育分野ではすでに盛んに研究や国際的な議論が行われているが、障害児支援分野においても同様に、発達支援の質に関する研究・検討が行われ、質の向上のための対策が早急に講じられなければならない。

この研究に関しては、引き続き何らかの形で継続され、我々でしかできなかったであろう研究成果である「新たな指標案」が、今後の指標作りのたたき台となり、さらなる深い検討・議論が行われることを希望する。

繰り返しになるが、指標は子ども本人の最善の利益を保障するためのものであり、発達支援の充実につながらなければ意味がない。指標作りが目的化しないよう今後、十分な議論が展開されることを期待する。

最後に、研究の助言指導をいただいた厚生労働省及び本研究にご協力いただいた検討委員、自治体、事業所のすべての皆さまに感謝申し上げます。

担当者名簿

	氏名	所属
（Aチーム）検討委員	相澤　仁	大分大学　福祉健康科学部
	藤崎　春代	昭和女子大学　生活機構研究科心理学専攻
	西牧　謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院　発達障害情報・支援センター
	光真坊　浩史	社会福祉法人 ゆうゆう　品川区立品川児童学園
	加藤　正仁	社会福祉法人 からしだね　うめだ・あけぼの学園
	岸　良至	一般社団法人 わ・Wa・わ　そいる小郡/Seam
	米山　明	社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団　全国療育相談センター
	北川　聡子	社会福祉法人 麦の子会　むぎのこ児童発達支援センター
Bチーム	松本　知子	社会福祉法人 ひかりの園　浜松市根洗学園
	北山　真次	姫路市　総合福祉通園センター・ルネス花北
	加藤　淳	社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館　東部地域療育センターぽけっと
Cチーム	菊池　健弥	NPO法人 銀河 Earth
	廣岡　輝恵	株式会社　ナビ
	金沢　京子	社会福祉法人 侑愛会　つくしんぼ学級
	佐々木　明美	社会福祉法人 グリーンローズ　オリブ園
	西尾　寿士	NPO法人　ラルゲット　相談支援センターラルゲット
	水流　かおる	社会福祉法人 落穂会　児童発達支援センター 歩路
Cチーム協力者	柴田　一彦	旭川市愛育センター
	加藤　幸代	企業組合　スマイルプラネット
	高木　陽出	合同会社 たかぎ発達支援室　こらいずたかす
	猪瀬　幸江	士別市こども通園センターのぞみ園
	森　悠亮	士別市放課後等デイサービスセンター青空
	瀬野尾　信行	株式会社 ナビ　さぽーとｎａｖｉ
	楢原　永都子	社会福祉法人函館カトリック社会福祉協会　児童発達支援センターうみのほし
	能登　美奈	有限会社ハーブ・ゼーリヒカイテン　放課後等デイサービス　あすも北浜
	北山　瑞枝	特定非営利活動法人みんなのさぽーたーわっとな　放課後等デイサービス らぴす
	佐藤　ゆか	社会福祉法人侑愛会　おひさま
	松浦　恭子	社会福祉法人侑愛会　相談室つくしんぼ
	八代　美千子	特定非営利活動法人にこっと秋田
	八代　雄市	社会福祉法人秋田聖徳会　秋田聖徳会多機能型支援センター第二聖和
	川村　信	株式会社ないがい　放課後等デイサービス ネクストハピネス
	福田　智英	社会福祉法人グリーンローズ　放課後等デイサービス インクル
	鈴木　美恵子	社会福祉法人グリーンローズ　子ども発達支援センター・オリブ園
	平川　大輔	特定非営利活動法人ら・ぽると　こどもサポートkinone
	三浦　睦智美	社会福祉法人藤聖母園　児童発達支援センター　弘前大清水学園
	高橋　恵美子	特定非営利活動法人ら・ぽると　こどもサポートfutaba
	齊藤　祐樹	特定非営利活動法人銀河　地域支援室Aria
	中井　裕貴	特定非営利活動法人銀河　幼児発達支援センター大空
	向井　裕子	特定非営利活動法人地域生活サポートネットほうぷ
	西野　紀子	社会福祉法人　愛徳福祉会　大阪発達総合療育センター　あさしお・ゆうなぎ園
	熊谷　友紀子	東大阪市社会福祉事業団　東大阪市立障害児者支援センター　東大阪市立第一はばたき園
	牧田　祐作	社会福祉法人　地域ゆめの会　放課後等デイサービスはなはな
	西村　純子	特定非営利活動法人ラルゲット　きっず・らるげっと
	鈴東　佳子	社会福祉法人クオラ　児童発達支援センター　クオラバンビーノ
	山本　秀樹	社会福祉法人あすなろ福祉会　総合支援センター　わかば
	西迫　和子	社会福祉法人たんぽぽ会　こども生活館おひさま
	濱田　絵理佳	株式会社ミネット　ぱれっと・しえる
	田中　広訓	社会福祉法人　川上福祉会　児童デイサービスセンターおひさま
Dチーム	小田　知宏	NPO法人 発達わんぱく会　こころとことばの教室こっこ
	前岡　幸憲	とっとの杜　こどもリハビリテーションクリニック
	内山　勉	独立行政法人　国立病院機構　東京医療センター　臨床研究センター（感覚器センター）
	奥山　純一	ヴィスト株式会社
	土方　希	広島市こども療育センター　二葉園
	尾西　洋平	両国すきっぷ保育園

事務局	酒井　康年	社会福祉法人 からしだね　うめだ・あけぼの学園
	江渡　義晃	一般社団法人 わ・Wa・わ　そいる小郡/Seam
	中井　裕貴	NPO法人 銀河 幼児発達支援センターおおぞら
	縄田　裕弘	社会福祉法人 からしだね　うめだ・あけぼの学園

担当専門官

鈴木　久也　厚生労働省社会援護局　障害保健福祉部障害福祉課　障害児・発達障害者支援室

令和３年５月 25 日時点の所属に基づく

資　料
調査２　調査項目

令和3年度障害者総合福祉推進事業　児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究

個別サポート加算Ⅰの実態に関するアンケート調査

（自治体調査）

【ご回答方法】
■あてはまる項目を選んでください。
■自由記述には差し支えない範囲でご記入ください。

【ご回答上の留意点】
■本調査は、**貴自治体の児童発達支援及び放課後等デイサービス担当部署の責任者様、またはご担当者様**にご回答をお願いいたします。回答は貴自治体内についてお考えください。
■ご担当部署のみでは回答がわからない箇所にちても、他部署にご紹介いただくなど、可能な限りご記載を賜りたくお願い申し上げます。なお、他部署でも回答がわからないなど記載困難な箇所は空欄としてください。
■回答シートは全部で4枚あります。
■特に指定のない限り、**2021年〇月〇日現在**の情報をご回答ください。
■本調査は、**2021年〇月〇日まで**にご回答をお願いいたします。

■自治体名・ご担当者・連絡先

貴自治体の名称、及び本調査のご担当者、連絡先のご記入をお願いいたします。

（1）貴自治体（市区町村）名	
（2）ご担当者の氏名	
（3）お電話番号	

Ⅰ　貴自治体の概要について、お伺いいたします。

（1）総人口		人
（2）子どもの人口（正確な数字が不明な場合、おおよその人数）		
①未就学児		人
②小学生		人
③中学生		人
④高校生など（中学校卒業～19歳まで）		人

Ⅱ　令和3年9月末時点までの給付決定状況と個別サポート加算Ⅰの算定状況についてお伺いいたします。

8月末時点までの人数を時系列データとして収集。半年間の間にどのように増えていったかを把握し、自治体ごとの対応の違いを把握したい。

(1)令和3年8月末時点までのそれぞれの支援事業の**給付決定及び個別サポート加算Ⅰ**の人数を教えてください。

給付決定								
児童発達支援			児童発達支援（医療型）			放課後等デイサービス		
4月末時点		人	4月末時点		人	4月末時点		人
5月末時点		人	5月末時点		人	5月末時点		人
6月末時点		人	6月末時点		人	6月末時点		人
7月末時点		人	7月末時点		人	7月末時点		人
8月末時点		人	8月末時点		人	8月末時点		人

個別サポート加算Ⅰ								
児童発達支援			児童発達支援（医療型）			放課後等デイサービス		
4月末時点		人	4月末時点		人	4月末時点		人
5月末時点		人	5月末時点		人	5月末時点		人
6月末時点		人	6月末時点		人	6月末時点		人
7月末時点		人	7月末時点		人	7月末時点		人
8月末時点		人	8月末時点		人	8月末時点		人

(2)令和3年9月末時点のそれぞれの支援事業の**給付決定**の年齢ごとの人数を教えてください。
※年齢で分かる場合は年齢の回答欄にそれぞれご記入ください。年齢ごとに算出が難しい場合は年齢区分に未就学児・小学生・中学生以上でそれぞれご記入ください。

どちらかに記入

できる限り年齢でのご回答をお願いします。

令和3年9月末時点

児童発達支援			児童発達支援（医療型）			放課後等デイサービス		
年齢			年齢			年齢		
0歳児		人	0歳児		人			
1歳児		人	1歳児		人			
2歳児		人	2歳児		人			
年少児		人	年少児		人			
年中児		人	年中児		人			
年長児		人	年長児		人			
小学1年生		人	小学1年生		人	小学1年生		人
小学2年生		人	小学2年生		人	小学2年生		人
小学3年生		人	小学3年生		人	小学3年生		人
小学4年生		人	小学4年生		人	小学4年生		人
小学5年生		人	小学5年生		人	小学5年生		人
小学6年生		人	小学6年生		人	小学6年生		人
中学1年生		人	中学1年生		人	中学1年生		人
中学2年生		人	中学2年生		人	中学2年生		人
中学3年生		人	中学3年生		人	中学3年生		人
高校1年生		人	高校1年生		人	高校1年生		人
高校2年生		人	高校2年生		人	高校2年生		人
高校3年生		人	高校3年生		人	高校3年生		人

令和3年9月末時点

児童発達支援			児童発達支援（医療型）			放課後等デイサービス		
年齢区分			年齢区分			年齢		
未就学児		人	未就学児		人			
小学生		人	小学生		人	小学生		人
中学生以上		人	中学生以上		人	中学生以上		人

(2)令和3年9月末時点のそれぞれの支援事業で給付決定した上記の児童の内、**個別サポート加算Ⅰ**の年齢ごとの対象児数を教えてください。
※年齢で分かる場合は年齢の回答欄にそれぞれご記入ください。年齢ごとに算出が難しい場合は年齢区分に未就学児・小学生・中学生でそれぞれご記入ください。

どちらかに記入

できる限り年齢でのご回答をお願いします。

令和3年9月末時点

児童発達支援			児童発達支援（医療型）			放課後等デイサービス		
年齢			年齢			年齢		
0歳児		人	0歳児		人			
1歳児		人	1歳児		人			
2歳児		人	2歳児		人			
年少児		人	年少児		人			
年中児		人	年中児		人			
年長児		人	年長児		人			
小学1年生		人	小学1年生		人	小学1年生		人
小学2年生		人	小学2年生		人	小学2年生		人
小学3年生		人	小学3年生		人	小学3年生		人
小学4年生		人	小学4年生		人	小学4年生		人
小学5年生		人	小学5年生		人	小学5年生		人
小学6年生		人	小学6年生		人	小学6年生		人
中学1年生		人	中学1年生		人	中学1年生		人
中学2年生		人	中学2年生		人	中学2年生		人
中学3年生		人	中学3年生		人	中学3年生		人
高校1年生		人	高校1年生		人	高校1年生		人
高校2年生		人	高校2年生		人	高校2年生		人
高校3年生		人	高校3年生		人	高校3年生		人

令和3年9月末時点

児童発達支援			児童発達支援（医療型）			放課後等デイサービス		
年齢区分			年齢区分			年齢		
未就学児		人	未就学児		人			
小学生		人	小学生		人	小学生		人
中学生以上		人	中学生以上		人	中学生以上		人

Ⅲ　令和3年3月末まで給付決定した児童に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業についてお伺いいたします。

（1）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Ⅰのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Ⅰを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象	児童発達支援	放課後等デイサービス
①全員を調査・確認をする対象とした	□	□
②**指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした		□
③**調査・確認作業を行わず**全員を加算対象とした	□	□
④その他（自由記述）	□	□

③調査・確認作業を行わず全員を加算対象とした　を選んだ場合、以下にその理由をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

④その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（2）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。（複数回答可）	児童発達支援	放課後等デイサービス
①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	□	
②「就学児サポート調査票」を用いた		□
③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	□	□
④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児以外）		□
⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	□	□
⑥その他（自由記述）	□	□

⑦その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（3）**令和3年3月末までに給付決定した児童**に行った個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業はいつ行いましたか。（複数回答可）	児童発達支援	放課後等デイサービス
①2月より前	□	□
②2月	□	□
③3月	□	□
④4月以降	□	□
⑤保護者の求めに応じて	□	□
⑥事業所の求めに応じて	□	□
⑦行っていない	□	□
⑧その他（自由記述）	□	□

⑦その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（4）**令和3年3月末までに給付決定した児童**で**全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合**、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。（複数回答可）	児童発達支援	放課後等デイサービス
①受給者証の更新時	□	□
②（①までの間において）保護者の求めに応じて	□	□
③（①までの間において）事業所の求めに応じて	□	□
④その他（自由記述）	□	□

④その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容及び理由をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

Ⅳ　令和3年4月以降に給付決定した・する児童に行った・行う個別サポート加算Iの調査・確認作業についてお伺いいたします。

（1）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。	児童発達支援	放課後等デイサービス
①全員を調査・確認をする対象とした・している	□	□
②**指標該当者を除いた児童**を調査・確認をする対象とした・している		□
③その他（自由記述）※利用する基準を設けた場合などはどうぞご記入してください	□	□

④その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（2）**令和3年4月以降に給付決定した・する児童**の個別サポート加算Iは何を用いて調査・確認作業を行っていますか。（複数回答可）	児童発達支援	放課後等デイサービス
①「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査　調査票」を用いている	□	
②「就学児サポート調査・給付決定時調査　調査票」を用いている		□
③「乳幼児等サポート調査票」と給付決定の調査票などを別に用いている	□	
④「就学児サポート調査票」と給付決定の調査票などを別に用いている		□
⑤その他（自由記述）	□	□

⑤その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

Ⅴ　現在の給付決定の確認作業と令和3年3月末まで及び4月以降に給付決定した児童の個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業について合わせてお伺いいたします。

（1）給付決定及び、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。（複数回答可）	児童発達支援			放課後等デイサービス		
		個別サポート加算Ⅰ			個別サポート加算Ⅰ	
	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降
①自治体主管課職員	□	□	□	□	□	□
②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	□	□	□	□	□	□
③児童発達支援センター	□	□	□	□	□	□
④サービス提供事業所（児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所）	□	□	□	□	□	□
⑤保護者が調査票などに記入して提出	□	□	□	□	□	□
⑥その他（自由記述）	□	□	□	□	□	□

⑥その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（2）サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	個別サポート加算Ⅰ		個別サポート加算Ⅰ	
	R3.3末まで	R3.4以降	R3.3末まで	R3.4以降
①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	□	□	□	□
②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	□	□	□	□
③それぞれの事業所から提出させた	□	□	□	□
④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	□	□	□	□
⑤保護者が決めるように依頼した	□	□	□	□
⑥その他	□	□	□	□

⑥その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（3）給付決定と個別サポート加算Ⅰはどのように調査・確認作業を行っていますか。（複数回答可）	児童発達支援			放課後等デイサービス		
		個別サポート加算Ⅰ			個別サポート加算Ⅰ	
	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降
①書面にて行った・行っている	□	□	□	□	□	□
②口頭にて行った・行っている	□	□	□	□	□	□
③その他（自由記述）	□	□	□	□	□	□

③その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（4）給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができるところ、誰に**必ず**聞き取りを行うことになっていますか。（複数回答可）	児童発達支援			放課後等デイサービス		
		個別サポート加算I			個別サポート加算I	
	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降
①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	□	□	□	□	□	□
②児童発達支援センター	□	□	□	□	□	□
③サービス提供事業所（児童発達支援事業所と放課後等デーサービス事業所）	□	□	□	□	□	□
④保護者	□	□	□	□	□	□
⑤かかりつけ医	□	□	□	□	□	□
⑥取り決めはない	□	□	□	□	□	□
⑦その他（自由記述）	□	□	□	□	□	□

⑦その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（5）給付決定した場合、及び個別サポート加算Iの算定が決まった場合、**保護者には自治体主管課職員から**、**サービス提供事業所には保護者から**知らせているところ、**それ以外の**方法で知らせている事例がある場合は以下にご記入ください。

（6）給付決定した場合、及び個別サポート加算Iの算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。（複数回答可）	保護者への知らせ			サービス提供事業所への知らせ		
		個別サポート加算I			個別サポート加算I	
	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降
①書面にて行った・行っている（受給者証以外）	□	□	□	□	□	□
②対面で口頭にて行った・行っている	□	□	□	□	□	□
③電話にて行った・行っている	□	□	□	□	□	□
④受給者証の発行のみ行った・行っている	□	□	□	□	□	□
⑤行っていない	□	□	□	□	□	□
⑥その他（自由記述）	□	□	□	□	□	□

⑥その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

（7）給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		個別サポート加算I	
	給付決定	R3.3末まで	R3.4以降
①書面にて依頼した・依頼している	□	□	□
③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	□	□	□
④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	□	□	□
⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受け付けた・受け付けている	□	□	□
⑥その他（自由記述）	□	□	□

④を選んだ場合、差し支えなければ独自の留意事項の内容をご記入ください。

⑥その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

Ⅵ　個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業の実施時の対応及び加算決定についてお伺いいたします。

（1）乳幼児等サポートや就学児サポート調査票に記入するにあたって判断が難しかった項目があった場合、その項目と理由をご記入ください。
※調査票の記入者が自治体主管課職員以外の場合は分かる範囲でご記入ください。
※調査票を使用していない場合は空欄のままとしてください。

（2）保護者への聞き取りについて、注意された点はありますか。（複数回答可） ※調査票の記入者が自治体主管課職員以外の場合は分かる範囲でご記入ください。	選択肢
①個別サポート加算の制度について説明	□
②加算対象になった際には、どういった支援が必要かを説明	□
③加算の有無ではなく、子どもに必要な支援について説明	□
④保護者がわからない項目には、直接または間接的に確認	□
⑤できる・できないだけではなく、できそうなことに注目	□
⑥できない項目に関する支援方法について、保護者からの問い合わせに対応	□
⑦できないことに対する保護者の気持ちに共感	□
⑧その他（自由記述）	□

⑧その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

（3）個別サポート加算Ⅰの加算決定に困ることはありましたか。あった場合、その内容をご記入ください。

（4）給付決定に使用してきた調査票との混乱がありましたか。あった場合、その内容をご記入ください。

（5）個別サポート加算Ⅰの加算決定に対する異議など申し入れがあった場合、どのような対応を行いましたか、または行う予定ですか。

保護者から

事業所から

Ⅶ　サービス提供事業所からの請求の状況についてお伺いいたします。

（1）サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの加算を請求するにあたってどのような相談がありましたか？

Ⅷ　その他、個別サポート加算Ⅰの制度の運用や手続きについて感じることがあればご記入ください。

調査３　調査項目

令和３年度障害者総合福祉推進事業　児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究

個別サポート加算Ⅰの実態に関するアンケート調査

（事業所調査）

【ご回答方法】

■あてはまる項目を選んでください。

■自由記述には差し支えない範囲でご記入ください。

【ご回答上の留意点】

■本調査は、貴事業所の責任者様またはご担当者様にご回答をお願いいたします。回答は貴担当事業所内についてお考えください。

■回答については、可能な限りご記載を賜りたくお願い申し上げます。なお、回答がわからないなど記載困難な箇所は空欄としてください。

■特に指定のない限り、**2021 年 8 月 1 日現在**の情報をご回答ください。

■本調査は、**2021 年 9 月 30 日まで**にご回答をお願いいたします。

Ⅰ　通所支援の状況について

1. 通所支援の概況について　　2021（令和 3）年 8 月 1 日現在でご記入下さい。

（1）施設・事業所名　［　　］

（2）令和 3 年度事業種別　　＊該当する項目（1 項目のみ）の□に✓点をご記入下さい。

□①児童発達支援センター

□②医療型児童発達支援センター

□③児童発達支援事業所

□④放課後等デイサービス

□⑤多機能事業所：具体的な事業種別を以下の余白にご記入下さい。

（　　）

□⑥その他

（3）定員　［　　］人

（4）指定権者（都道府県、指定都市等）　［　　］

所在地（市町村等）　［　　］

（5）設置主体　　＊該当する番号を回答欄にご記入下さい。

①自治体　②社会福祉法人（社会福祉事業団、社会福祉協議会を除く）

③社会福祉事業団　④社会福祉協議会　⑤NPO 法人

⑥社団法人　⑦株式会社　⑧その他（回答欄へご記入ください）

(5)回答欄

⑧その他の場合

(6)回答欄

(6) 運営主体　＊該当する番号を回答欄にご記入下さい。

①自治体　②社会福祉法人（社会福祉事業団、社会福祉協議会を除く）

③社会福祉事業団　④社会福祉協議会　⑤NPO 法人

⑥社団法人　⑦株式会社　⑧その他（回答欄へご記入ください）

⑧その他の場合

(7) 設置年月　西暦 [　　] 年 [　　] 月

(8) 利用者数（8 月 1 日現在）

契約児数 [　　] ＋ 措置児数 [　　] ＝ 利用児数（措置児数を含む） [◆　　]

(9) 開所曜日（行事などを除く通常の開所日）　開所している曜日に〇をご記入下さい。

月	火	水	木	金	土	日	祝祭日	年末年始

Ⅱ　職員体制について

1. 職員数について

※『①常勤』には正規職員の就業規程の労働時間で勤務する職員数を、『②非常勤』にはそれ以外の職員の人数を、いずれも常勤換算でご記入下さい。あわせて『②非常勤』には実職員数（実数）もご記入ください。多機能事業など、業務を兼務している場合は兼務の割合で記入をお願いします。

職員数	①常勤（常勤換算）	②非常勤	
		（常勤換算）	（実数）
合　計	人	人	人

2. 直接支援職員数について（令和 3 年 8 月 1 日現在）

※ 直接支援職員とは利用契約児童（措置児も含む）に直接支援する職員（保育士・児童指導員・障害福祉サービスの経験者・支援員・指導員に加えて機能訓練担当職員（PT、OT、ST）・心理療法担当職員など**職員配置基準の対象**として届け出ている職員）を指し、外来療育や巡回療育相談、診療所等の業務に専従している職員は除いて下さい。

※ 非常勤の場合は常勤換算をして下さい。

※ 多機能事業などで、兼務の場合は直接支援を行っている割合で換算してください。

直接支援職員数	①常勤（常勤換算）	②非常勤	
		（常勤換算）	（実数）
合　計	人	人	人

3. 職員の児童分野の経験年数について（令和 3 年 8 月 1 日現在）

＊すべての職員についてご記入下さい。実職員数（実数）でご記入ください。

児童分野（保育園・幼稚園・放課後児童クラブ・無認可保育所を含む）の経験年数

職員数	①常勤	②非常勤
3 年未満	人	人
3 年以上 5 年未満	人	人
5 年以上	人	人
合　　計	人	人

Ⅲ　児童の状況について

1. 2021（令和 3）年度 8 月の開所日数、利用児数（措置児数を含む）、及び、延べ利用予定児数並びに延べ利用児数について

	3 年 8 月
開所日数	
利用児数（措置児数を含む）	◆
延べ利用予定児数	
延べ利用児数	

2. 利用（措置を含む）児童の利用形態について

※「人数の合計数」: ◆は、Ⅰ-1-(8) の利用児数（措置児数を含む）と合うようにして下さい。　（人）

週7日	週6日	週5日	週4日	週3日	週2日	週1日	週1日未満	合 計
								◆

3. 年齢別利用児数（措置児数を含む）について

令和 3 年 8 月 1 日現在の各事業所の利用児（措置児）についてご記入下さい。

令和 3 年 4 月 2 日現在の年齢区分としてご記入下さい。

「人数の合計数」: ◆は、Ⅰ-1-(8)の利用児数（措置児数を含む）と合うようにして下さい。

年齢	児童発達支援	児童発達支援（医療型）	放課後等デイサービス
0 歳児	人	人	人
1 歳児	人	人	人
2 歳児	人	人	人
3 歳児 (年少)	人	人	人
4 歳児 (年中)	人	人	人
5 歳児 (年長)	人	人	人

小学 1 年生	人	人	人
小学 2 年生	人	人	人
小学 3 年生	人	人	人
小学 4 年生	人	人	人
小学 5 年生	人	人	人
小学 6 年生	人	人	人
中学 1 年生	人	人	人
中学 2 年生	人	人	人
中学 3 年生	人	人	人
高校 1 年生	人	人	人
高校 2 年生	人	人	人
高校 3 年生	人	人	人
合計 ◆	人	人	人

Ⅳ　個別サポート加算Ⅰの算定について

1.　令和 3 年 8 月時点のそれぞれの支援事業の個別サポート加算Ⅰの対象児数を教えて下さい。

年齢	児童発達支援		児童発達支援（医療型）		放課後等デイサービス	
		内セルフプラン		内セルフプラン		内セルフプラン
0 歳児	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
1 歳児	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
2 歳児	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
3 歳児 (年少)	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
4 歳児 (年中)	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）

5 歳児(年長)	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 1 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 2 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 3 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 4 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 5 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 6 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
中学 1 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
中学 2 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
中学 3 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
高校 1 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
高校 2 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
高校 3 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
計	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）

2.　対象と思われる児童が加算対象にならなかった児童はいますか。

いない　□　　⇒設問 3 へお進みください。

いる　　□　　⇒以下の設問（1）～（4）にご回答ください。

（1）対象と思われる児童数（人）

年齢	児童発達支援		児童発達支援（医療型）		放課後等デイサービス	
		内セルフプラン		内セルフプラン		内セルフプラン
0 歳児	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
1 歳児	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）

2 歳児	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
3 歳児 (年少)	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
4 歳児 (年中)	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
5 歳児 (年長)	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 1 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 2 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 3 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 4 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 5 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
小学 6 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
中学 1 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
中学 2 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
中学 3 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
高校 1 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
高校 2 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
高校 3 年生	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）
計	人	（　　人）	人	（　　人）	人	（　　人）

（2）加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えですか。

児童発達支援

放課後等デイサービス

（3）加算対象にならなかった児童に対しては、事業所で再調査を行いましたか。

調査はどのような調査を行いましたか。その調査で算定結果は変わりましたか。	決定と同じだった	決定と違った
① 児童発達支援「乳幼児等サポート調査」を用いて行った	□	□
② 放課後等デイサービス「就学児サポート調査」を用いて行った	□	□
③ 再調査は行っていない	□	
④ その他（自由記述）	□	

その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

（4）事業所で再調査を行った結果、決定と違った場合、どうされましたか。（複数回答可）

	選択肢
① 自治体主管課に問い合わせた	□
② 自治体主管課に異議・申し入れを行った	□
③ 保護者を通じて、申し入れを行ってもらった	□
④ 個別サポート加算の制度について調べた	□
⑤ その他（自由記述）	□

その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

3. 個別サポート加算Ⅰの決定手続きは、どのように行われましたか。（複数回答可）

	選択肢
① 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取った	□
② 基幹相談支援センターまたは相談支援事業所が調査票を記入し自治体主管課へ提出した	□
③ 児童発達支援センターが調査票を記入し自治体主管課へ提出した	□
④ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が調査票を記入して自治体主管課へ提出した	□
⑤ 保護者が調査票に記入して自治体主管課へ提出した	□

⑥ 自治体主管課職員から事業所側への聞き取りが行われた	□
⑦ 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所が保護者の調査票記入に対して相談にのった	□
⑧ 手続きについては、よく知らない	□
⑨ その他（自由記述）	□

⑨ その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

4. 個別サポート加算Ⅰの対象となったことによって、事業所の中で変わったことはありましたか。（複数回答可）

	選択肢
① 加算対象になった児童に対して、改めて支援内容を検討した	□
② 個別サポート加算Ⅰの制度について、改めて調べた	□
③ 個別サポート加算Ⅰの制度について、保護者に周知した	□
④ 個別サポート加算Ⅰについての保護者からの問い合わせに対応した	□
⑤ 職員体制を手厚くした	□
⑥ 研修やスーパービジョン体制等を導入した／充実させた	□
⑦ もともと多く配置している職員の人件費等に充当した	□
⑧ 特に変わったことはしていない	□

⑨ その他（自由記述）	□

⑨ その他（自由記述）を選んだ場合、以下にその内容をご記入ください。

Ⅴ　その他

自由記述（個別サポート加算Ⅰに関する意見があれば、ご自由にお書きください）